

市長提出予定案件

- 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第2号 高石市手話言語の理解及び普及並びにコミュニケーション手段の利用を促進する条例制定について
議案第3号 高石市文化財保護条例制定について
議案第4号 高石っ子基金条例制定について
議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例及び高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第6号 高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第7号 高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第8号 高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第9号 高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び高石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第10号 高石市積立基金条例の一部を改正する条例制定について
議案第11号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第12号 高石市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
議案第13号 高石市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 高石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第15号 高石市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第16号 専決処分の報告について（令和6年度高石市一般会計補正予算）
議案第17号 令和6年度高石市一般会計補正予算
議案第18号 令和6年度高石市国民健康保険特別会計補正予算
議案第19号 令和6年度高石市介護保険特別会計補正予算
議案第20号 令和6年度高石市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
議案第21号 令和6年度高石市水道事業会計補正予算
議案第22号 令和6年度高石市下水道事業会計補正予算
議案第23号 令和7年度高石市一般会計予算
議案第24号 令和7年度高石市国民健康保険特別会計予算
議案第25号 令和7年度高石市墓地事業特別会計予算
議案第26号 令和7年度高石市介護保険特別会計予算
議案第27号 令和7年度高石市後期高齢者医療保険特別会計予算
議案第28号 令和7年度高石市下水道事業会計予算
議案第29号 市道路線の認定について
議案第30号 権利の放棄について
報告第1号 令和7年度一般財団法人高石市保健医療センターの事業計画及び予算の報告について
報告第2号 寄附金収受の報告について

行政委員会提出予定案件

監査委員報告第1号 例月現金出納検査結果報告
監査委員報告第2号 定期監査結果報告

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年高石町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(高石市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部改正)

第2条 高石市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和59年高石市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和59年高石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第15条の3第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(高石市情報公開条例の一部改正)

第4条 高石市情報公開条例（平成12年高石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第32条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高石市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 高石市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成20年高石市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(高石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 高石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成20年高石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(高石市行政不服審査条例の一部改正)

第7条 高石市行政不服審査条例（平成28年高石市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高石市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第8条 高石市個人情報保護審査会条例（令和4年高石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高石市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第9条 高石市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年高石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 3 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 48 号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第 22 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 5 条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

第1条改正	
一般職の職員の給与に関する条例	
新	旧
<p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) 略</p>

第2条改正

高石市ラブホテル建築の規制に関する条例

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第10条 第6条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 第6条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p>

第3条改正

職員の退職手当に関する条例

新	旧
<p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)</p> <p>第15条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。)をされた場合でその判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第15条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第13条第1項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3略</p>	<p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)</p> <p>第15条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。)をされた場合でその判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第15条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第13条第1項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3略</p>

第4条改正

高石市情報公開条例

新	旧
---	---

第32条 第20条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第32条 第20条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

第5条改正

高石市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例

新	旧
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略

第6条改正

高石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

新	旧
(退職報償金支給の制限) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略	(退職報償金支給の制限) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略

第7条改正

高石市行政不服審査条例

新	旧
(罰則) 第14条 第9条(第11条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第14条 第9条(第11条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

第8条改正

高石市個人情報保護審査会条例

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第12条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第9条改正

高石市議会の個人情報の保護に関する条例

新	旧
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</p>

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第48号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第22条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第2号

高石市手話言語の理解及び普及並びにコミュニケーション手段の利用を促進する条例
制定について

高石市手話言語の理解及び普及並びにコミュニケーション手段の利用を促進する条例を
別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話等コミュニケーション手段を
利用しやすい環境の整備を図るため、標題の条例を制定するにつき、地方自治
法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市手話言語の理解及び普及並びにコミュニケーション手段の利用を促進する条例

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現するものであり、ろう者が物事を考え、コミュニケーションを図り、知識を蓄え、文化を創造するためにこれまで大切に育み、受け継がれてきたろう者にとって欠かせない言語です。

障害者の権利に関する条約において、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語と定義され、手話その他の形態の非音声言語が言語として国際的に認められました。また、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）は、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られるよう規定しています。

しかし、手話が言語として広く社会に認められなかったことや、手話によるコミュニケーションがしやすい環境が整えられなかったことから、ろう者は必要な情報を十分に得ることやコミュニケーションを図ることが困難であり、多くの不便や不安を感じながらの生活を余儀なくされました。

こうしたことから、市民一人ひとりが全ての障害者に関する理解を深め、お互いに支え合える環境づくりを進めていくとともに、手話など様々なコミュニケーション手段を選択することができる社会の実現を進めていく必要があります。

よって、ここに高石市は、手話は言語であるという認識の下、手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図ることにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、安心して心豊かに暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関し、手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、これらの障害又は社会的障壁（障害者基本法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受

ける状態にあるものをいう。

(2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(3) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。

(4) 手話等コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、音訳、点字、触手話、指文字、平易な表現その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語であることを基本とし、ろう者にとって手話がコミュニケーションを図る上でかけがえのない大切な手段であるとの認識を持って行わなければならない。

2 手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備は、障害者と障害者以外の者が互いの違いを理解し、相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本とし、手話等コミュニケーション手段が障害者にとって日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの認識を持って行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備について、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条の規定に基づき市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害者の手話等コミュニケーション手段の利用について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、第4条の規定に基づき市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図るための施策

(3) 手話等コミュニケーション手段による情報の提供及び取得に関する施策

(4) 手話等コミュニケーション手段による意思疎通の支援に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第3号

高石市文化財保護条例制定について

高石市文化財保護条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 本市の区域内に存する重要な文化財における保存及び活用のための必要な措置を講ずるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市文化財保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市指定有形文化財（第4条—第19条）
- 第3章 市指定無形文化財（第20条—第25条）
- 第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第26条—第32条）
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第33条—第38条）
- 第6章 埋蔵文化財（第39条）
- 第7章 文化財保護審議会（第40条）
- 第8章 雑則（第41条・第42条）
- 第9章 罰則（第43条—第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号。以下「府条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（市及び市民等の責務）

第3条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じなければならない。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

4 高石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財

に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、重要なものを高石市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ第40条の規定により設置する高石市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知することによって行う。ただし、当該有形文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該有形文化財の所有者等に対しては、同項の規定による通知が当該所有者等に到達した時からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定又は府条例第7条第1項の規定による大阪府指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、速やかにその旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。
- 5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返納しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者については、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、毀損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるものとする。

(補助金の交付)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該市指定有形文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

- 3 市は、前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項又は前条第3項の規定により補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を補助に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する「維持の措置」の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定によ

る許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを要請することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

- 4 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

- 5 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理責任者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(勧告によらない公開)

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公開するため第9条の規定による届出があった場合には、前条第4項の規定を準用する。

(報告)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第20条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち重要なものを高石市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体に代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ第40条の規定により設置する高石市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定及び第2項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知することによって行う。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定については、第3項及び第4項の規定を準用する。
- 7 第2項の規定による認定又は第5項の規定による追加認定をしたときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

（解除）

第21条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除及び前項の規定による認定の解除については、前条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による指定の解除及び第2項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知することによって行う。
- 5 市指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定又は府条例第32条第1項の規定による大阪府指定無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 8 第2項、第5項又は前項の規定による認定の解除を受けたときは、当該市指定無形文

化財の保持者又は保持団体であったものは、速やかに市指定無形文化財の認定書を教育委員会に返納しなければならない。

(保持者、保持団体の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときは、保持団体（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保存)

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適切な措置をとることができるものとし、市は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合については、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第24条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(公開)

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開については、第16条第3項及び同条第4項の規定を準用する。

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合については、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを高石市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の

規定により大阪府指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち重要なものを高石市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定については、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。
- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定については、第20条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、第21条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。
- 5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定若しくは重要無形民俗文化財の指定があったとき又は府条例第38条第1項の規定による大阪府指定有形民俗文化財の指定若しくは大阪府指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第4条第3項から第5項まで及び第5条第5項の規定を準用する。
- 7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第28条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第29条 第6条から第13条まで、第15条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適切な措置をとることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保

存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合については、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第31条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開については、第25条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第32条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第33条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの又は府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち重要なものを高石市指定史跡、高石市指定名勝又は高石市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝の指定若しくは天然記念物の指定があったとき又は府条例第46条第1項の規定による大阪府指定史跡、大阪府指定名勝の指定若しくは大阪府指定天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項及び第5項の規定を、前項の場合には同条第4項及び第5項の規定を準用する。

(土地所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者(第38条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第36条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する「維持の措置」の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可をする場合には、第14条第3項及び同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けず、又は前項で準用する第14条第3項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、当該市指定史跡名勝天然記念物の原状回復を命ずることができる。この場合には、教育委員会は、当該原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出)

第37条 市指定史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、前条第1項の規定により許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

(準用規定)

第38条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第18条及び第19条の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の保護)

第39条 何人も、市の区域内において土木工事、建築工事その他の行為により埋蔵物である文化財を発見したときは、その文化財が貴重な財産であることを自覚し、その毀損及び散逸の防止に留意するなど、埋蔵文化財の保護上必要な措置をとるよう努めなければならない。

第7章 文化財保護審議会

(設置)

第40条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会に高石市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に意見を述べることができる。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第8章 雑則

(標識等の設置)

第41条 教育委員会は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物のうち、必要があると認めるものについては、当該市指定の文化財の所有者等の同意を得て、標識又は説明板を設置することができる。

(委任)

第42条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第9章 罰則

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者

(2) 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をし

て、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者

第44条 第14条又は第36条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(高石市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 高石市報酬及び費用弁償条例(昭和27年高石町条例第113号)の一部を次のように改正する。

別表第1 校区再編検討委員会委員の項の次に次のように加える。

高石市文化財保護審議会委員	” 9,000円
---------------	----------

議案第4号

高石っ子基金条例制定について

高石っ子基金条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由　こども及び子育ての支援並びに学校教育の振興に関する事業経費の財源を積み立てる基金を設置するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石っ子基金条例

(設置)

第1条 こども及び子育ての支援並びに学校教育の振興に関する施策の充実を図り、もって市民が安心して出産及び育児をすることができる地域社会を形成するとともに、本市の将来を担うこどもである高石っ子が心身ともに健やかに育ち、たくましく生きる力を培うことを目的として、高石っ子基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算の範囲内で定めるものとする。

(管理及び運用)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の購入その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、当該基金の目的に沿って必要な財源に充て、又は当該基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要と認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

一般職の職員の給与に関する条例及び高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 人事院勧告に準じて一般職職員の給与改定を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

一般職の職員の給与に関する条例及び高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年高石町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の68.75」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とを加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

別表第1を次のように改める。

(次のよう 別記1)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の2に次の1号を加える。

(7) 市立保育所等に勤務する職員の給食費に相当する金額

第13条の2第1項中「管理職員特別勤務手当は、」を削り、「勤務した場合に、当該職員に対して」を「勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を」に改め、同条第2項中「勤務を要しない日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した場合は、当該職員に対して」を「勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第14条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養

手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第15条の5第1項中「同居していた配偶者」を「同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第24条の2中「、第15条及び第15条の3」を削る。

別表第1を次のように改める。

（次のよう 別記2）

（高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例（令和元の高石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加える。

第12条の2第2項中「の勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加える。

第17条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加える。

第17条の2第2項中「の勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加える。

第4条 高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第12条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改める。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第17条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに附則第4項から第7項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の給与条例等」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第14条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、別表第1の適用を受ける職員でその職員の区分が7級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは

「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、

前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

7 第 2 条改正後給与条例第 15 条の 5 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

(委任)

8 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表 (附則第 4 項関係)

号給の切替表 (別表第 1 の適用を受ける職員の新号給)

旧号給	級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1
14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	2	1
19	15	11	7	3	1
20	16	12	8	4	1
21	17	13	9	5	1
22	18	14	10	6	1
23	19	15	11	7	1
24	20	16	12	8	2
25	21	17	13	9	2

26	22	18	14	10	2
27	23	19	15	11	2
28	24	20	16	12	3
29	25	21	17	13	3
30	26	22	18	14	3
31	27	23	19	15	3
32	28	24	20	16	3
33	29	25	21	17	3
34	30	26	22	18	4
35	31	27	23	19	4
36	32	28	24	20	4
37	33	29	25	21	4
38	34	30	26	22	4
39	35	31	27	23	4
40	36	32	28	24	4
41	37	33	29	25	4
42	38	34	30	26	5
43	39	35	31	27	5
44	40	36	32	28	5
45	41	37	33	29	5
46	42	38	34	30	
47	43	39	35	31	
48	44	40	36	32	
49	45	41	37	33	
50	46	42	38	34	
51	47	43	39	35	
52	48	44	40	36	
53	49	45	41	37	
54	50	46	42	38	
55	51	47	43	39	
56	52	48	44	40	
57	53	49	45	41	
58	54	50	46	42	
59	55	51	47	43	
60	56	52	48	44	

61	57	53	49	45	
62	58	54	50		
63	59	55	51		
64	60	56	52		
65	61	57	53		
66	62	58	54		
67	63	59	55		
68	64	60	56		
69	65	61	57		
70	66	62	58		
71	67	63	59		
72	68	64	60		
73	69	65	61		
74	70	66	62		
75	71	67	63		
76	72	68	64		
77	73	69	65		
78	74	70	66		
79	75	71	67		
80	76	72	68		
81	77	73	69		
82	78	74	70		
83	79	75	71		
84	80	76	72		
85	81	77	73		
86	82	78			
87	83	79			
88	84	80			
89	85	81			
90	86	82			
91	87	83			
92	88	84			
93	89	85			
94	90				
95	91				

96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

(別記1)

別表第1 (第3条第1項関係)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	402,000	443,500	474,700	

45	241,400	276,000	311,700	354,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300			
87	256,300	297,400	344,900	383,700			
88	256,600	297,700	345,300	384,100			
89	256,900	298,000	345,600	384,500			
90	257,200	298,300	346,000	385,000			
91	257,500	298,600	346,400	385,400			
92	257,800	299,000	346,800	385,800			

93	258,100	299,200	347,000	386,100			
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員	192,000	251,400	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200

(別記2)

別表第1 (第3条第1項関係)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	408,100	450,600		

45	241,400	276,000	316,300	363,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600			
75	252,700	294,300	341,500	382,100			
76	253,000	294,600	341,900	382,400			
77	253,300	294,800	342,300	382,800			
78	253,600	295,100	342,800	383,300			
79	253,900	295,300	343,300	383,700			
80	254,200	295,600	343,800	384,100			
81	254,500	295,800	344,100	384,500			
82	254,800	296,000	344,500	385,000			
83	255,100	296,300	344,900	385,400			
84	255,400	296,500	345,300	385,800			
85	255,700	296,800	345,600	386,100			
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				

93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員	192,000	251,400	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200

一般職の職員の給与に関する条例及び高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

第1条改正	
一般職の職員の給与に関する条例	
新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条第1項関係）</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の102.5を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条第1項関係）</p>

略	略
第2条改正	
一般職の職員の給与に関する条例	
新	旧
<p>(給与の支給方法)</p> <p>第11条・第12条 略</p> <p>第12条の2 職員の給与の支給については、次の各号に掲げるものを控除するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 市立保育所等に勤務する職員の給食費に相当する金額</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の2 前条第1項に規定する管理職手当を支給する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第2条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づく勤務を要しない日又は勤務時間条例第5条の規定に基づく休日(次項において「勤務を要しない日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する管理職手当を支給する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。)</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、<u>当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(前2項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>(給与の支給方法)</p> <p>第11条・第12条 略</p> <p>第12条の2 職員の給与の支給については、次の各号に掲げるものを控除するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の2 <u>管理職員特別勤務手当は、</u>前条第1項に規定する管理職手当を支給する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第2条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づく勤務を要しない日又は勤務時間条例第5条の規定に基づく休日(次項において「勤務を要しない日等」という。)に勤務した場合に、<u>当該職員に対して支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する管理職手当を支給する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、<u>当該職員に対して支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額<u>(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p>

(1)～(5) 略

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（別表第1の適用を受ける職員でその職員の区分が7級であるものにあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条 削除

(2)～(6) 略

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（別表第1の適用を受ける職員でその職員の区分が7級であるものにあつては、3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(単身赴任手当)

第15条の5 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(期末手当)

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第23条 略

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(単身赴任手当)

第15条の5 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 略

3 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(期末手当)

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第23条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第24条の2 第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1（第3条第1項関係）

略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第24条の2 第14条、第15条及び第15条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1（第3条第1項関係）

略

第3条改正

高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例

新	旧
(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第12条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 (パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当) 第12条の2 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第12条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 (パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当) 第12条の2 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

<p>3・4 略 (臨時的任用職員に対する期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>3～5 略 (臨時的任用職員に対する勤勉手当)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、<u>臨時的任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>3・4 略 (臨時的任用職員に対する期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>3～5 略 (臨時的任用職員に対する勤勉手当)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、<u>臨時的任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>
---	---

第4条改正

高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例

新	旧
<p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>3～5 略 (パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、<u>パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略 (臨時的任用職員に対する期末手当)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>3～5 略 (パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、<u>パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略 (臨時的任用職員に対する期末手当)</p> <p>第17条 略</p>

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

(臨時的任用職員に対する勤勉手当)

第17条の2 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、臨時的任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに附則第4項から第7項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

(臨時的任用職員に対する勤勉手当)

第17条の2 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、臨時的任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 略

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第14条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、別表第1の適用を受ける職員でその職員の区分が7級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは

「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

7 第2条改正後給与条例第15条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

(委任)

8 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表(附則第4項関係)

略

議案第6号

高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を裏面のとおりに制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 一般職職員の給与改定が実施されることに伴い、特別職職員の給与改定を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高石市特別職の職員の給与に関する条例(昭和32年高石町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「加算した額)に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の215」の次に「、12月に支給する場合には100分の225」を加える。

第2条 高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高石市特別職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高石市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

高石市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1条改正	
新	旧
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p>
第2条改正	
新	旧
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の高石市特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」と</p>	

<p>いう。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (期末手当の内払)</p> <p>3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高石市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。 (委任)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	
--	--

議案第7号

高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 一般職職員の給与改定が実施されることに伴い、議会の議員の期末手当の改定を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年高石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「合計額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の215」の次に「、12月に支給する場合には100分の225」を加える。

第2条 高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表

第1条改正	
新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
第2条改正	
新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施</p>	

<p>行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>（期末手当の内払）</p> <p>3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。</p> <p>（委任）</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	
--	--

議案第8号

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高石市国民健康保険条例（昭和36年高石町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条の6の12中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に、同条第3項中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第19条の4第3項及び第7項中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第26条第1項中「1年」を「6月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高石市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

高石市国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の6の12 第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>240,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>560,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の6の12 第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>220,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2 略</p>

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「650,000円」とあるのは「240,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 略

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「650,000円」とあるのは「240,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4～6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「650,000円」とあるのは「240,000円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

8 略

(徴収猶予)

第26条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

(1)～(4) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高石市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 略

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4～6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

8 略

(徴収猶予)

第26条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

(1)～(4) 略

2 略

議案第9号

高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び高石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び高石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び高石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年高石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第11条第1項中「規則で定める者」の次に「（第14条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第14条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(高石市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 高石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年高石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第6条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び高石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条改正	
高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	
新	旧
<p>(育児又は介護を行う職員の夜間勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第11条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第11条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「夜間における」とあるのは「夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の夜間勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第11条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第11条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「夜間における」とあるのは「夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に</p>

<p>(介護休暇)</p> <p>第11条 職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第14条第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第13条 略</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第14条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第15条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>第16条 略</p>	<p>支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第11条 職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第13条 略</p> <p>第14条 略</p>
<h2>第2条改正</h2>	
<h3>高石市職員の育児休業等に関する条例</h3>	
<p>新</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第9条 略</p>	<p>旧</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第9条 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内であつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内であつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第6条の2第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。</p>	

議案第10号

高石市積立基金条例の一部を改正する条例制定について

高石市積立基金条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 個人からのふるさと寄附金を積み立てる基金及び地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業からの寄附金を積み立てる基金の設置並びに所要の改正を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市積立基金条例の一部を改正する条例

高石市積立基金条例（昭和58年高石市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表土地開発基金の項、公共施設整備基金の項及び職員退職手当基金の項を削り、同表に次のように加える。

ふるさと応援基金	ふるさと寄附金について、寄附者又は市長が指定した用途に要する経費に充てるため、資金を積み立てること。
企業版ふるさと応援基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、資金を積み立てること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高石市積立基金条例新旧対照表

新		旧	
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる基金をそれぞれ同表の右欄に掲げる目的のために設置する。		(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる基金をそれぞれ同表の右欄に掲げる目的のために設置する。	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
略	略	略	略
保健医療基金	略	保健医療基金	略
		土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため、資金を積み立てること。
		公共施設整備基金	公共施設の整備を図るため、高石市開発指導要綱(平成4年高石市告示第41号)に基づく負担金その他の収入額を資金として積み立てること。
緑化基金	略	緑化基金	略
略	略	職員退職手当基金	職員の退職手当の支給について、年度間における財源の激変を緩和するため、資金を積み立てること。
略	略	略	略
災害被災者等支援基金	略	災害被災者等支援基金	略
ふるさと応援基金	ふるさと寄附金について、寄附者又は市長が指定した用途に要する経費に充てるため、資金を積み立てること。		
企業版ふるさと応援基金	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、資金を積み立てること。		
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。			

議案第11号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 雇用保険法の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和59年高石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第9項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第8項（見出しを含む。）中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第9項（第4号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就職促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>10・11 略</p> <p>12 第9項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第9項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>13～15 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(令和9年3月31日以前に退職した職員の特例)</p> <p>8 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就職促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>10・11 略</p> <p>12 第9項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第9項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>13～15 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(令和7年3月31日以前に退職した職員の特例)</p> <p>8 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、</u></p>

同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

9～11 略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第9項（第4号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

9～11 略

議案第12号

高石市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について

高石市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 コミュニティセンターの管理に指定管理者制度を導入するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

高石市コミュニティセンター条例（平成6年高石市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「コミュニティセンター」の次に「（以下「センター」という。）」を加える。

第2条中「コミュニティセンターの名称」を「センターの名称」に改める。

第3条中「高石市コミュニティセンター（以下「センター」という。）」を「センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第15条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合においては、適用しない。

第15条を第18条とし、第14条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

(1) センターの維持及び管理

(2) センターの使用に関すること。

(3) その他市長が定める業務

（利用料金）

第16条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者が管理するセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表に掲げる額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

（指定管理者による管理の場合の読替え）

第17条 第15条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合においては、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条（見出しを含む。）及び第11条（見出しを含む。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。

別表中「別表（第9条関係）」を「別表（第9条、第17条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前の高石市コミュニティセンター条例の規定に基づき、コミュニティセンターの使用の許可を受けている者については、当該使用の許可は、この条例の施行後もなおその効力を有する。

高石市コミュニティセンター条例新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の連帯意識及び地域への愛着心を深め、もって健康で文化的な地域社会の形成に寄与するため、コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 センターに、館長その他必要な職員を置く。</p> <p><u>2 前項の規定は、第15条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合においては、適用しない。</u></p> <p>第14条 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) センターの維持及び管理</p> <p>(2) センターの使用に関すること。</p> <p>(3) その他市長が定める業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者が管理するセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p><u>2 利用料金は、別表に掲げる額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>(指定管理者による管理の場合の読替え)</p> <p>第17条 第15条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合においては、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条（見出しを含む。）及び第11条（見出しを含む。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の連帯意識及び地域への愛着心を深め、もって健康で文化的な地域社会の形成に寄与するため、コミュニティセンターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>高石市コミュニティセンター（以下「センター」という。）に、館長その他必要な職員を置く。</u></p> <p>第14条 略</p>

第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。

第18条 略

別表（第9条、第17条関係）

略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前の高石市コミュニティセンター条例の規定に基づき、コミュニティセンターの使用の許可を受けている者については、当該使用の許可は、この条例の施行後もなおその効力を有する。

第15条 略

別表（第9条関係）

略

議案第13号

高石市手数料条例の一部を改正する条例制定について

高石市手数料条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 多機能端末機による諸証明の発行における手数料を減額するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市手数料条例の一部を改正する条例

高石市手数料条例（平成12年高石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表1の項中「300円」の次に「（多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による証明については、200円）」を加え、同表6の項中「300円」の次に「（多機能端末機による証明については、200円）」を加え、同表8の項中「300円」の次に「（多機能端末機による交付（住民票の写しの交付に限る。）については、200円）」を加える。

第6条及び第7条に次のただし書を加える。

ただし、多機能端末機による申請については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高石市手数料条例新旧対照表

新		旧	
(手数料の種類、金額等)		(手数料の種類、金額等)	
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。		第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	
	手数料の種類		金額
1	租税公課に関する証明	1 件につき 300円 (多機能端末機 (地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。) による証明については、200円)	1 件につき 300円
略	略	略	略
6	印鑑に関する証明	1 件につき 300円 (多機能端末機による証明については、200円)	1 件につき 300円
略	略	略	略
8	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1 件につき 300円 (多機能端末機による交付 (住民票の写しの交付に限る。) については、200円)	1 件につき 300円
略	略	略	略
2	略	2	略
	(徴収の制限)		(徴収の制限)
第6条 次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機による申請については、この限りでない。		第6条 次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。	
(1)～(4) 略		(1)～(4) 略	

(減免)

第7条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。ただし、多機能端末機による申請については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(減免)

第7条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

議案第 14 号

高石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

高石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、
標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、
議会の議決を求めるものである。

高石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

高石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成20年高石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤の消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤の消防団員については、なお従前の例による。

高石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

新								旧						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								別表（第2条関係） 退職報償金支給額表						
階級	勤務年数							階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上		5年以上10 年未満	10年以上15 年未満	15年以上20 年未満	20年以上25 年未満	25年以上30 年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000	班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤の消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤の消防団員については、なお従前の例による。</p>														

議案第15号

高石市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

高石市漁港管理条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 漁港及び漁場の整備等に関する法律の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市漁港管理条例の一部を改正する条例

高石市漁港管理条例（令和2年高石市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「又は占用」を「若しくは占用」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高石市漁港管理条例新旧対照表

新	旧
<p>(土砂採取料及び占用料)</p> <p>第12条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは<u>占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)</u>は、土砂1立方メートル(1立方メートル未満であるとき、又は1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートル)につき313円の割合で計算して得た額の土砂採取料又は別表第3に掲げる占用料を納付しなければならない。ただし、<u>法第39条第4項</u>の国の機関及び地方公共団体については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(土砂採取料及び占用料)</p> <p>第12条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取<u>又は</u>占用の許可を受けた者は、土砂1立方メートル(1立方メートル未満であるとき、又は1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートル)につき313円の割合で計算して得た額の土砂採取料又は別表第3に掲げる占用料を納付しなければならない。ただし、<u>同条第4項</u>の国の機関及び地方公共団体については、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

議案第16号

専決処分の報告について（令和6年度高石市一般会計補正予算）

別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 住民税非課税世帯支援給付金を早期に支給するにあたり、令和6年度高石市一般会計予算の補正をする必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年12月23日
高石市長 畑 中 政 昭

令和6年度高石市一般会計補正予算

令和6年度高石市一般会計補正予算

令和6年度の高石市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ335,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,968,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,219,621	335,000	6,554,621
	2. 国庫補助金	1,613,596	335,000	1,948,596
歳入	合計	28,633,550	335,000	28,968,550

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民生費		12,980,065	335,000	13,315,065
	1. 社会福祉費	6,268,904	335,000	6,603,904
歳 出	合 計	28,633,550	335,000	28,968,550

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,219,621	335,000	6,554,621
歳入合計	28,633,550	335,000	28,968,550

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
3. 民生費	12,980,065	335,000	13,315,065	335,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	28,633,550	335,000	28,968,550	335,000	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助 金	664,055	335,000	999,055	1. 総務管理費補助 金	335,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 335,000
計	1,613,596	335,000	1,948,596			

3 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	3,365,563	335,000	3,700,563	335,000				1. 報酬	3,313	住民税非課税世帯支援給付金給付事業費	335,000
								3. 職員手当等	2,443	1 報酬	3,313
								8. 旅費	100	会計年度任用職員報酬	3,313
								10. 需用費	2,914	3 職員手当等	2,443
								11. 役務費	10,930	期末手当	677
								12. 委託料	5,000	勤勉手当	566
								13. 使用料及び賃借料	300	時間外勤務手当	1,200
								18. 負担金補助及び交付金	310,000	8 旅費	100
										費用弁償	100
		10 需用費	2,914								
		消耗品費	2,714								
		印刷製本費	200								
		11 役務費	10,930								
		通信運搬費	2,680								
		手数料	8,250								
		12 委託料	5,000								
		システム改修等業務委託料	5,000								
		13 使用料及び賃借料	300								
		機器借上料	300								
		18 負担金補助及び交付金	310,000								
		住民税非課税世帯支援給付金	270,000								
		住民税非課税世帯支援給付金(こども加算)	40,000								
計	6,268,904	335,000	6,603,904	335,000							

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (339) 290	千円 628,030	千円 1,142,572	千円 1,078,735	千円 2,849,337	千円 592,587	千円 3,441,924	
補正前	(339) 290	624,717	1,142,572	1,076,292	2,843,581	592,587	3,436,168	
比 較	(0) 0	3,313	0	2,443	5,756	0	5,756	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円
職員手当の内訳	補正後	401,919	330,677	50,977
	補正前	401,242	330,111	49,777
	比 較	677	566	1,200

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (6) 290	千円 -	千円 1,142,572	千円 851,139	千円 1,993,711	千円 446,713	千円 2,440,424	
補正前	(6) 290	-	1,142,572	849,939	1,992,511	446,713	2,439,224	
比 較	(0) 0	-	0	1,200	1,200	0	1,200	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務 手当
	補正後	千円 50,977
	補正前	49,777
	比 較	1,200

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (333) -	千円 628,030	千円 -	千円 227,596	千円 855,626	千円 145,874	千円 1,001,500	
補正前	(333) -	624,717	-	226,353	851,070	145,874	996,944	
比 較	(0) -	3,313	-	1,243	4,556	0	4,556	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	
		千円	千円	
	補正後	123,911	103,685	
	補正前	123,234	103,119	
比 較	677	566		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 2,443	その他の増減分 千円 2,443	その他の増減	2,443 千円

議案第 17 号

令和 6 年度高石市一般会計補正予算

令和6年度高石市一般会計補正予算

令和6年度の高石市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,108,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,077,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月21日提出

高石市長 畑 中 政 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,554,621	360,154	6,914,775
	1. 国庫負担金	4,592,333	21,212	4,613,545
	2. 国庫補助金	1,948,596	338,942	2,287,538
15. 府支出金		3,204,305	10,606	3,214,911
	1. 府負担金	1,706,620	10,606	1,717,226
17. 寄附金		67,193	38,100	105,293
	1. 寄附金	67,193	38,100	105,293
18. 繰入金		1,392,475	184,640	1,577,115
	1. 特別会計繰入金	31,423	88,618	120,041
	2. 基金繰入金	1,361,052	96,022	1,457,074
21. 市債		1,713,600	515,000	2,228,600
	1. 市債	1,713,600	515,000	2,228,600
歳入	合 計	28,968,550	1,108,500	30,077,050

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		227,045	4,457	231,502
	1. 議会費	227,045	4,457	231,502
2. 総務費		2,096,497	126,879	2,223,376
	1. 総務管理費	1,714,205	114,932	1,829,137
	2. 徴税費	198,303	5,784	204,087
	3. 戸籍住民基本台帳費	123,825	5,029	128,854
	4. 選挙費	35,480	534	36,014
	5. 統計調査費	11,563	320	11,883
	6. 監査委員費	13,121	280	13,401
3. 民生費		13,315,065	88,532	13,403,597
	1. 社会福祉費	6,603,904	11,231	6,615,135
	2. 児童福祉費	4,661,619	71,270	4,732,889
	3. 生活保護費	2,048,338	4,031	2,052,369
	4. 災害救助費	1,204	2,000	3,204
4. 衛生費		2,241,773	△44,921	2,196,852
	1. 保健衛生費	1,471,834	7,881	1,479,715
	2. 清掃費	769,939	△52,802	717,137
5. 労働費		24,017	595	24,612
	1. 労働費	24,017	595	24,612
6. 農林水産業費		18,950	240	19,190
	1. 農業費	15,628	240	15,868
7. 商工費		60,798	2,281	63,079
	1. 商工費	60,798	2,281	63,079
8. 土木費		4,313,390	10,692	4,324,082

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 土木管理費	204,376	3,134	207,510
	2. 道路橋りょう費	225,088	790	225,878
	3. 河川費	44,691	761	45,452
	5. 都市計画費	3,819,846	5,716	3,825,562
	6. 住宅費	15,015	291	15,306
9. 消防費		886,074	64,438	950,512
	1. 消防費	886,074	64,438	950,512
10. 教育費		2,578,846	819,307	3,398,153
	1. 教育総務費	474,041	11,960	486,001
	2. 小学校費	665,349	466,628	1,131,977
	3. 中学校費	358,096	107,750	465,846
	4. 幼稚園費	112,710	5,017	117,727
	5. 社会教育費	825,660	28,072	853,732
	6. 保健体育費	142,990	199,880	342,870
12. 諸支出金		247,359	36,000	283,359
	1. 諸支出金	247,359	36,000	283,359
歳	出	合	計	
		28,968,550	1,108,500	30,077,050

第 2 表 繰越明許費補正

1. 繰越明許費の追加

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	日本国際博覧会子ども招待事業	千円 1,651
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金給付事業	165,772
土木費	都市計画費	都市計画施設等見直し検討事業	9,394
		公園施設最適化プラン策定事業	13,220
		蓮池公園整備事業	13,867
		連続立体交差事業	4,116
消防費	消防費	災害対策事業	57,725
教育費	小学校費	小学校空調設備設置事業	4,600
		小学校外壁改修事業	458,821
	中学校費	中学校外壁改修事業	106,821
	保健体育費	高師浜総合運動施設照明設備改修事業	199,500

2. 繰越明許費の変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
土木費	都市計画費	南海中央線整備事業	千円 456,137	南海中央線整備事業	千円 531,260

第 3 表 地方債補正

1. 地方債の追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
高師浜総合運動施設整備事業	千円 133,000	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・銀行・その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができるものとする。

2. 地方債の変更

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
連続立体交差事業	千円 227,000	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができるものとする。	千円 228,100	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができるものとする。
学校教育施設等整備事業	112,200					493,100				

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,554,621	360,154	6,914,775
15. 府支出金	3,204,305	10,606	3,214,911
17. 寄附金	67,193	38,100	105,293
18. 繰入金	1,392,475	184,640	1,577,115
21. 市債	1,713,600	515,000	2,228,600
歳入合計	28,968,550	1,108,500	30,077,050

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1. 議会費	227,045	4,457	231,502	0	0	0	0	4,457
2. 総務費	2,096,497	126,879	2,223,376	4,500	0	0	0	122,379
3. 民生費	13,315,065	88,532	13,403,597	21,212	10,606	0	2,100	54,614
4. 衛生費	2,241,773	△44,921	2,196,852	4,000	0	0	0	△48,921
5. 労働費	24,017	595	24,612	0	0	0	0	595
6. 農林水産業費	18,950	240	19,190	0	0	0	0	240
7. 商工費	60,798	2,281	63,079	0	0	0	0	2,281
8. 土木費	4,313,390	10,692	4,324,082	0	0	1,100	0	9,592
9. 消防費	886,074	64,438	950,512	28,862	0	0	0	35,576
10. 教育費	2,578,846	819,307	3,398,153	301,580	0	513,900	0	3,827
12. 諸支出金	247,359	36,000	283,359	0	0	0	36,000	0
歳 出 合 計	28,968,550	1,108,500	30,077,050	360,154	10,606	515,000	38,100	184,640

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	4,591,844	21,212	4,613,056	2. 児童福祉費負担金	21,212	子どものための教育・保育給付費負担金 21,212
計	4,592,333	21,212	4,613,545			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	999,055	54,409	1,053,464	1. 総務管理費補助金	54,409	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 54,409
6. 教育費国庫補助金	3,057	255,671	258,728	1. 小中学校費補助金	189,171	学校施設環境改善交付金 189,171
				2. 社会教育費補助金	66,500	学校施設環境改善交付金 66,500
7. 消防費国庫補助金	0	28,862	28,862	1. 災害対策費補助金	28,862	新しい地方経済・生活環境創生交付金 28,862
計	1,948,596	338,942	2,287,538			

(款) 15. 府支出金 (項) 1. 府負担金

1. 民生費府負担金	1,706,198	10,606	1,716,804	2. 児童福祉費負担金	10,606	子どものための教育・保育給付費負担金 10,606
計	1,706,620	10,606	1,717,226			

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

1. 指定寄附金	67,193	38,100	105,293	1. 指定寄附金	38,100	松の実園指定寄附金 100
						教育指定寄附金 3,000
						ふるさと寄附金 30,000
						災害支援指定寄附金 2,000
						子育て支援指定寄附金 3,000
計	67,193	38,100	105,293			

(款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 水道事業会計繰入金	8,421	88,618	97,039	1. 水道事業会計繰入金	88,618	退職手当繰入金 88,618
計	31,423	88,618	120,041			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,117,500	96,022	1,213,522	1. 財政調整基金繰入金	96,022	財政調整基金繰入金 96,022
計	1,361,052	96,022	1,457,074			

(款) 21. 市債 (項) 1. 市債

3. 土木債	1,078,500	1,100	1,079,600	2. 都市計画債	1,100	連続立体交差事業債 1,100
4. 教育債	225,200	513,900	739,100	1. 社会教育債	133,000	高師浜総合運動施設照明設備改修事業債 133,000
				2. 小学校債	309,700	小学校空調設備設置事業債 3,900 小学校外壁改修事業債 305,800
				3. 中学校債	71,200	中学校外壁改修事業債 71,200
計	1,713,600	515,000	2,228,600			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										厚生年金保険料負担金 1,915 18 負担金補助及び交付金 7,633 人件費繰出金 7,633	
4. 人事管理費	34,043	150	34,193				150	1. 報酬	94	人事管理費 150 1 報酬 94	
								3. 職員手当等	56	会計年度任用職員報酬 94 3 職員手当等 56 期末手当 29 勤勉手当 27	
6. 広報広聴費	32,208	0	32,208	4,500			△4,500			自治振興費 (財源組替)	
8. 会計管理費	29,565	865	30,430				865	1. 報酬	670	会計管理費 865 1 報酬 670	
								3. 職員手当等	195	会計年度任用職員報酬 670 3 職員手当等 195 期末手当 104 勤勉手当 91	
10. 企画費	290,006	567	290,573				567	1. 報酬	430	情報化推進費 567 1 報酬 430	
								3. 職員手当等	137	会計年度任用職員報酬 430 3 職員手当等 137 期末手当 73 勤勉手当 64	
11. 公平委員会費	11,582	260	11,842				260	2. 給料	100	公平委員会費 260 2 給料 100	
								3. 職員手当等	160	一般職給 100 3 職員手当等 160	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										地域手当 30 期末手当 60 勤勉手当 70	
12. 人権推進費	9,665	593	10,258				593	1. 報酬	422	人権推進費 310 1 報酬 211	
								3. 職員手当等	171	会計年度任用職員報酬 211 3 職員手当等 99 期末手当 53 勤勉手当 46	
										男女共同参画費 283 1 報酬 211 会計年度任用職員報酬 211 3 職員手当等 72 期末手当 38 勤勉手当 34	
13. 交通安全保持費	24,229	602	24,831				602	1. 報酬	436	交通安全保持費 602 1 報酬 436	
								3. 職員手当等	166	会計年度任用職員報酬 436 3 職員手当等 166 期末手当 89 勤勉手当 77	
15. 複合施設費	21,916	672	22,588				672	1. 報酬	522	複合コミュニティセンター費 672	
								3. 職員手当等	150	1 報酬 522 会計年度任用職員報酬 522 3 職員手当等 150 期末手当 80 勤勉手当 70	
計	1,714,205	114,932	1,829,137	4,500			110,432				

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	139,783	5,784	145,567					5,784	1. 報酬	891	税務総務費 5,784
											1 報酬 891
									2. 給料	2,740	会計年度任用職員報酬 891
											2 給料 2,740
									3. 職員手当等	2,153	一般職給 2,740
											3 職員手当等 2,153
											地域手当 280
											期末手当 1,022
											勤勉手当 851
計	198,303	5,784	204,087					5,784			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	123,825	5,029	128,854					5,029	1. 報酬	2,070	戸籍費 1,188
											1 報酬 112
									2. 給料	1,190	会計年度任用職員報酬 112
											2 給料 500
									3. 職員手当等	1,769	一般職給 500
											3 職員手当等 576
											地域手当 60
											期末手当 275
											勤勉手当 241
											住民基本台帳費 3,525
											1 報酬 1,714
											会計年度任用職員報酬 1,714
											2 給料 690
											一般職給 690
											3 職員手当等 1,121

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										地域手当 90	
										期末手当 542	
										勤勉手当 489	
										旅券発給事務事業費 316	
										1 報酬 244	
										会計年度任用職員報酬 244	
										3 職員手当等 72	
										期末手当 38	
										勤勉手当 34	
計	123,825	5,029	128,854					5,029			

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

1. 選挙管理委員会費	9,115	450	9,565					450	2. 給料	230	選挙管理委員会費 450
									3. 職員手当等	220	2 給料 230
											一般職給 230
											3 職員手当等 220
											地域手当 40
											期末手当 90
											勤勉手当 90
3. 衆議院議員選挙費	26,322	84	26,406					84	1. 報酬	84	衆議院議員選挙費 84
											1 報酬 84
											会計年度任用職員報酬 84
計	35,480	534	36,014					534			

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 統計調査総務費	9,718	320	10,038					320	2. 給料	170	統計調査総務費 320
											2 給料 170
									3. 職員手当等	150	一般職給 170
											3 職員手当等 150
											地域手当 20
											期末手当 60
											勤勉手当 70
計	11,563	320	11,883					320			

(款) 2. 総務費 (項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	13,121	280	13,401					280	2. 給料	100	監査委員費 280
											2 給料 100
									3. 職員手当等	180	一般職給 100
											3 職員手当等 180
											地域手当 40
											期末手当 70
											勤勉手当 70
計	13,121	280	13,401					280			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	3,700,563	6,879	3,707,442					6,879	1. 報酬	1,493	社会福祉総務費 1,579
											1 報酬 703
									2. 給料	300	会計年度任用職員報酬 703
											2 給料 300
									3. 職員手当等	758	一般職給 300
											3 職員手当等 576
											地域手当 20

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								27. 繰出金	4,328	期末手当 323 勤勉手当 233 国民健康保険費 985 27 繰出金 985 国民健康保険特別会計繰出金 985 介護保険費 2,810 1 報酬 98 会計年度任用職員報酬 98 3 職員手当等 45 期末手当 23 勤勉手当 22 27 繰出金 2,667 介護保険特別会計繰出金 2,667 後期高齢者医療費 676 27 繰出金 676 後期高齢者医療保険特別会計繰出金 676 住民税非課税世帯に対する生活支援給付金給付事業費 98 1 報酬 76 会計年度任用職員報酬 76 3 職員手当等 22 期末手当 12 勤勉手当 10 低所得世帯支援給付金給付事業費 691 1 報酬 576	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										会計年度任用職員報酬 576 3 職員手当等 115 期末手当 60 勤勉手当 55 定額減税調整給付金給付事業費 40 1 報酬 40 会計年度任用職員報酬 40	
2. 障害者福祉費	2,660,465	821	2,661,286				821	1. 報酬	581	障害者福祉措置費 821 1 報酬 581 会計年度任用職員報酬 581 3 職員手当等 240 期末手当 128 勤勉手当 112	
3. 老人福祉費	187,354	1,990	189,344				1,990	2. 給料	1,000	老人福祉総務費 1,990 2 給料 1,000 一般職給 1,000 3 職員手当等 990 地域手当 130 期末手当 500 勤勉手当 360	
4. 国民年金費	9,290	312	9,602				312	1. 報酬	241	国民年金費 312 1 報酬 241 会計年度任用職員報酬 241 3 職員手当等 71 期末手当 38 勤勉手当 33	
5. 複合施設費	46,232	1,229	47,461				1,229	1. 報酬	952	ふれあいゾーン複合センター費 1,229	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										施設給付費 42,425	
										19 扶助費 42,425	
										認定こども園扶助費 42,425	
3. 児童発達支援センター費	231,545	10,356	241,901				100	10,256	1. 報酬	3,358	児童発達支援センター費 10,356
											1 報酬 3,358
									2. 給料	1,700	会計年度任用職員報酬 3,358
									3. 職員手当等	2,748	2 給料 1,700
											一般職給 1,700
									4. 共済費	2,450	3 職員手当等 2,748
											地域手当 140
									24. 積立金	100	期末手当 1,401
											勤勉手当 1,207
											4 共済費 2,450
											共済組合負担金 2,450
											24 積立金 100
											福祉基金積立金 100
計	4,661,619	71,270	4,732,889	21,212	10,606		100	39,352			

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	90,438	4,031	94,469					4,031	1. 報酬	1,224	生活保護総務費 4,031
											1 報酬 1,224
									2. 給料	1,200	会計年度任用職員報酬 1,224
									3. 職員手当等	1,607	2 給料 1,200
											一般職給 1,200

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										3 職員手当等 1,607 地域手当 120 期末手当 788 勤勉手当 699	
計	2,048,338	4,031	2,052,369					4,031			

(款) 3. 民生費 (項) 4. 災害救助費

1. 災害救助費	1,204	2,000	3,204				2,000		24. 積立金	2,000	災害救助費 2,000 24 積立金 2,000 災害被災者等支援基金積立 金 2,000
計	1,204	2,000	3,204				2,000				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	483,765	3,114	486,879					3,114	1. 報酬	330	保健衛生総務費 3,114 1 報酬 330
									2. 給料	1,300	会計年度任用職員報酬 330 2 給料 1,300
									3. 職員手当等	1,484	一般職給 1,300 3 職員手当等 1,484 地域手当 160 期末手当 720 勤勉手当 604
3. 健康推進費	547,462	3,057	550,519					3,057	1. 報酬	2,265	母子保健事業費 2,431 1 報酬 1,780
									3. 職員手当等	792	会計年度任用職員報酬 1,780

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										3 職員手当等 651 期末手当 345 勤勉手当 306 スマートウェルネス推進事業費 626 1 報酬 485 会計年度任用職員報酬 485 3 職員手当等 141 期末手当 75 勤勉手当 66	
4. 環境緑化費	82,925	1,130	84,055				1,130	2. 給料	600	環境緑化総務費 1,130 2 給料 600 一般職給 600 3 職員手当等 530 地域手当 70 期末手当 240 勤勉手当 220	
5. 環境対策費	42,165	580	42,745	4,000			△3,420	2. 給料	300	環境対策費 580 (財源組替) 2 給料 300 一般職給 300 3 職員手当等 280 地域手当 30 期末手当 150 勤勉手当 100	
3. 職員手当等									530		
3. 職員手当等									280		
計	1,471,834	7,881	1,479,715	4,000			3,881				

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 清掃総務費	375,403	△52,802	322,601					△52,802	1. 報酬	218	清掃総務費 △52,802
											1 報酬 218
									2. 給料	900	会計年度任用職員報酬 218
											2 給料 900
									3. 職員手当等	626	一般職給 900
											3 職員手当等 626
									18. 負担金補助及び交付金	△54,546	地域手当 100
											期末手当 275
											勤勉手当 251
											18 負担金補助及び交付金 △54,546
											泉北環境整備施設組合分担金 △54,546
計	769,939	△52,802	717,137					△52,802			

(款) 5. 労働費 (項) 1. 労働費

1. 労働総務費	20,855	595	21,450					595	1. 報酬	244	労働総務費 595
											1 報酬 244
									2. 給料	100	会計年度任用職員報酬 244
											2 給料 100
									3. 職員手当等	251	一般職給 100
											3 職員手当等 251
											地域手当 20
											期末手当 98
											勤勉手当 133
計	24,017	595	24,612					595			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費	13,797	240	14,037					240	2. 給料	100	農業委員会費 240
											2 給料 100
									3. 職員手当等	140	一般職給 100
											3 職員手当等 140
											地域手当 30
											期末手当 50
											勤勉手当 60
計	15,628	240	15,868					240			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

1. 商工総務費	38,087	1,460	39,547					1,460	2. 給料	800	商工総務費 1,460
											2 給料 800
									3. 職員手当等	660	一般職給 800
											3 職員手当等 660
											地域手当 110
											期末手当 290
											勤勉手当 260
3. 消費者行政費	13,837	821	14,658					821	1. 報酬	551	消費者行政費 821
											1 報酬 551
									3. 職員手当等	270	会計年度任用職員報酬 551
											3 職員手当等 270
											期末手当 144
											勤勉手当 126
計	60,798	2,281	63,079					2,281			

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	101,720	2,274	103,994					2,274	1. 報酬	218	土木総務費 2,274
											1 報酬 218
									2. 給料	1,000	会計年度任用職員報酬 218
											2 給料 1,000
									3. 職員手当等	1,056	一般職給 1,000
											3 職員手当等 1,056
											地域手当 120
											期末手当 485
											勤勉手当 451
2. 建築総務費	102,656	860	103,516					860	3. 職員手当等	860	建築総務費 860
											3 職員手当等 860
											地域手当 120
											期末手当 410
											勤勉手当 330
計	204,376	3,134	207,510					3,134			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

1. 道路橋りょう総務費	25,196	790	25,986					790	2. 給料	600	道路橋りょう総務費 790
											2 給料 600
									3. 職員手当等	190	一般職給 600
											3 職員手当等 190
											地域手当 50
											期末手当 120
											勤勉手当 20
計	225,088	790	225,878					790			

(款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
2. 河川維持費	44,550	761	45,311					761	1. 報酬	179	排水機場維持管理費 761
											1 報酬 179
									2. 給料	300	会計年度任用職員報酬 179
											2 給料 300
									3. 職員手当等	282	一般職給 300
											3 職員手当等 282
											地域手当 50
											期末手当 118
											勤勉手当 114
計	44,691	761	45,452					761			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

1. 都市計画総務費	64,292	1,203	65,495					1,203	1. 報酬	217	都市計画総務費 1,203
											1 報酬 217
									2. 給料	500	会計年度任用職員報酬 217
											2 給料 500
									3. 職員手当等	486	一般職給 500
											3 職員手当等 486
											地域手当 30
											期末手当 265
											勤勉手当 191
6. 市街地整備費	1,302,611	4,513	1,307,124			1,100		3,413	1. 報酬	236	市街地整備総務費 3,238
											1 報酬 236
									2. 給料	1,600	会計年度任用職員報酬 236
											2 給料 1,600
									3. 職員手当等	1,402	一般職給 1,600
											3 職員手当等 1,402
											地域手当 150

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								18. 負担金補助及び交付金	1,275	期末手当 718 勤勉手当 534 連続立体交差事業推進費 1,275 18 負担金補助及び交付金 1,275 南海本線等連続立体交差事業負担金 1,275	
計	3,819,846	5,716	3,825,562			1,100		4,616			

(款) 8. 土木費 (項) 6. 住宅費

1. 住宅管理費	8,400	291	8,691					291	1. 報酬	224	住宅管理費 291
									3. 職員手当等	67	1 報酬 224 会計年度任用職員報酬 224 3 職員手当等 67 期末手当 36 勤勉手当 31
計	15,015	291	15,306					291			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 消防施設費	732,005	3,701	735,706					3,701	18. 負担金補助及び交付金	3,701	消防施設費 3,701 18 負担金補助及び交付金 3,701 消火栓設置負担金 3,701
4. 災害対策費	140,665	60,737	201,402	28,862				31,875	1. 報酬	153	災害対策費 60,665
									2. 給料	800	1 報酬 120 会計年度任用職員報酬 120 2 給料 800

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	1,059	一般職給 800 3 職員手当等 1,020	
								4. 共済費	1,000	地域手当 120 期末手当 447	
								17. 備品購入費	57,725	勤勉手当 453 4 共済費 1,000 共済組合負担金 1,000 17 備品購入費 57,725 器具費 57,725	
										国民保護対策費 72	
										1 報酬 33 会計年度任用職員報酬 33	
										3 職員手当等 39 期末手当 20 勤勉手当 19	
計	886,074	64,438	950,512	28,862				35,576			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	234,559	6,555	241,114					6,555	1,818	事務局費 6,555
										1 報酬 1,818
									2,000	会計年度任用職員報酬 1,818
										2 給料 2,000
									2,737	3 職員手当等 2,737
										一般職給 2,000
										地域手当 230
										期末手当 1,338
										勤勉手当 1,169

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
3. 教育指導費	210,001	5,122	215,123					5,122	1. 報酬	3,321	教育指導費 5,122
									3. 職員手当等	1,801	1 報酬 3,321 会計年度任用職員報酬 3,321 3 職員手当等 1,801 期末手当 956 勤勉手当 845
4. 教育研究センター費	10,034	283	10,317					283	1. 報酬	211	教育研究センター費 283
									3. 職員手当等	72	1 報酬 211 会計年度任用職員報酬 211 3 職員手当等 72 期末手当 38 勤勉手当 34
計	474,041	11,960	486,001					11,960			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	619,774	466,628	1,086,402	186,643		309,700		△29,715	1. 報酬	1,619	学校管理費 463,421
									(財源組替)		
									2. 給料	400	14 工事請負費 463,421 小学校空調設備設置工事費
									3. 職員手当等	1,188	4,600 小学校外壁改修工事費
								14. 工事請負費	463,421	458,821	
										学校給食費 3,207	
										(財源組替)	
										1 報酬 1,619 会計年度任用職員報酬 1,619	
										2 給料 400 一般職給 400	

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										3 職員手当等 1,188 地域手当 40 期末手当 620 勤勉手当 528	
計	665,349	466,628	1,131,977	186,643		309,700		△29,715			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	315,376	107,750	423,126	48,437		71,200		△11,887	1. 報酬	722	学校管理費 106,821 (財源組替)
									3. 職員手当等	207	14 工事請負費 106,821 中学校外壁改修工事費
									14. 工事請負費	106,821	106,821
											学校給食費 929
											1 報酬 722 会計年度任用職員報酬 722
											3 職員手当等 207 期末手当 111 勤勉手当 96
計	358,096	107,750	465,846	48,437		71,200		△11,887			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園管理費	112,377	5,017	117,394					5,017	1. 報酬	3,025	幼稚園管理費 5,017
									2. 給料	500	1 報酬 3,025 会計年度任用職員報酬
									3. 職員手当等	1,492	3,025
											2 給料 500 一般職給 500
											3 職員手当等 1,492

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区 分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										地域手当 70 期末手当 762 勤勉手当 660	
計	112,710	5,017	117,727				5,017				

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

1. 社会教育総務費	302,819	25,820	328,639					25,820	1. 報酬	19,687	社会教育総務費	1,070				
									2. 給料	500	2 給料	500	一般職給	500		
											3 職員手当等	5,633	3 職員手当等	570	地域手当	60
													期末手当	270	勤勉手当	240
											放課後児童育成事業費	24,750				
											1 報酬	19,687	会計年度任用職員報酬	19,687		
											3 職員手当等	5,063	期末手当	2,696		
				勤勉手当	2,367											
2. 公民館費	52,540	2,033	54,573					2,033	1. 報酬	1,487	公民館管理費	2,033				
									3. 職員手当等	546	1 報酬	1,487	会計年度任用職員報酬	1,487		
											3 職員手当等	546	地域手当	30		
											期末手当	263	勤勉手当	253		

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
3. 文化財保護費	13,838	219	14,057					219	1. 報酬	167	文化財保護費 219
									3. 職員手当等	52	1 報酬 167 会計年度任用職員報酬 167 3 職員手当等 52 期末手当 28 勤勉手当 24
計	825,660	28,072	853,732					28,072			

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

1. 保健体育総務費	21,818	380	22,198					380	2. 給料	150	保健体育総務費 380
									3. 職員手当等	230	2 給料 150 一般職給 150 3 職員手当等 230 地域手当 40 期末手当 90 勤勉手当 100
2. 社会体育施設費	121,172	199,500	320,672	66,500		133,000			14. 工事請負費	199,500	運動施設管理費 199,500 14 工事請負費 199,500 高師浜総合運動施設照明設備改修工事費 199,500
計	142,990	199,880	342,870	66,500		133,000		380			

(款) 12. 諸支出金 (項) 1. 諸支出金

1. 基金費	247,359	36,000	283,359				36,000		24. 積立金	36,000	財政調整基金費 33,000 24 積立金 33,000 財政調整基金積立金(ふるさと寄附分) 30,000
--------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	--	---------	--------	--

(款) 12. 諸支出金 (項) 1. 諸支出金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										財政調整基金積立金(教育 指定寄附分) 3,000 高石っ子基金費 3,000 24 積立金 3,000 高石っ子基金積立金 3,000	
計	247,359	36,000	283,359				36,000				

[I] 給与費明細書

1.特別職

区分		職員数	給与費						共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他手当	計			
補正後	長等	3	-	27,720	13,539	3,050	239	44,548	8,743	53,291	
	議員	15	94,680	-	41,660	-	-	136,340	27,620	163,960	
	その他	609	53,533	-	-	-	-	53,533	1,313	54,846	
	計	627	148,213	27,720	55,199	3,050	239	234,421	37,676	272,097	
補正前	長等	3	-	27,720	13,230	3,050	239	44,239	8,693	52,932	
	議員	15	94,680	-	40,713	-	-	135,393	27,620	163,013	
	その他	609	53,533	-	-	-	-	53,533	1,313	54,846	
	計	627	148,213	27,720	53,943	3,050	239	233,165	37,626	270,791	
比較	長等	0	-	0	309	0	0	309	50	359	
	議員	0	0	-	947	-	-	947	0	947	
	その他	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	1,256	0	0	1,256	50	1,306	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (339) 290	千円 687,269	千円 1,177,572	千円 1,214,595	千円 3,079,436	千円 599,299	千円 3,678,735	
補正前	(339) 290	628,030	1,142,572	1,078,735	2,849,337	592,587	3,441,924	
比較	(0) 0	59,239	35,000	135,860	230,099	6,712	236,811	

()内は暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	地域手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
		千円	千円	千円	千円
	補正後	138,395	426,855	352,444	121,278
	補正前	134,545	401,919	330,677	35,971
比較	3,850	24,936	21,767	85,307	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (6) 290	千円 0	千円 1,177,572	千円 967,387	千円 2,144,959	千円 450,163	千円 2,595,122	
補正前	(6) 290	0	1,142,572	851,139	1,993,711	446,713	2,440,424	
比 較	(0) 0	0	35,000	116,248	151,248	3,450	154,698	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	地域手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	千円 138,395	千円 292,499	千円 239,592	千円 121,278
補正前	134,545	278,008	226,992	35,971	
比 較	3,850	14,491	12,600	85,307	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (333) -	千円 687,269	千円 -	千円 247,208	千円 934,477	千円 149,136	千円 1,083,613	
補正前	(333) -	628,030	-	227,596	855,626	145,874	1,001,500	
比 較	(0) -	59,239	-	19,612	78,851	3,262	82,113	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	補正後	134,356	112,852
	補正前	123,911	103,685
	比較	10,445	9,167

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	千円 35,000	千円 給与改定に伴う増減分 35,000	給与改定に伴う増	給与改定の状況 給与改定率 3.02% 給与改定実施時期 令和6年4月1日
職員手当	千円 135,860	千円 制度改正に伴う増減分 50,553	制度改正に伴う増	地域手当 3,850 千円 期末手当 24,936 千円 勤勉手当 21,767 千円
		千円 その他の増減分 85,307	異動等に伴う増	退職手当 85,307 千円

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
令和7年1月1日現在	平 均 給 料 月 額	323,362 円
	平 均 給 与 月 額	403,186 円
	平 均 年 齢	43.6 歳
令和6年10月1日現在	平 均 給 料 月 額	315,740 円
	平 均 給 与 月 額	409,616 円
	平 均 年 齢	43.3 歳

期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
補正後	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	
補正前	2.25 月分 (1.175 月分)	2.25 月分 (1.175 月分)	4.5 月分 (2.35 月分)	有	
国の制度	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	

()内は暫定再任用職員分です。

[Ⅱ] 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	16,919,902	16,666,351	2,128,600	1,238,260	17,556,691
(3) 義務教育	1,756,164	1,749,191	493,100	153,533	2,088,758
(6) 都市計画	12,246,908	12,046,151	984,500	830,412	12,200,239
(13) レクリエーションスポーツ施設	158,797	183,993	133,000	10,394	306,599
合 計	34,099,673	32,344,244	2,228,600	2,711,524	31,861,320

議案第18号

令和6年度高石市国民健康保険特別会計補正予算

令和6年度高石市国民健康保険特別会計補正予算

令和6年度の高石市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ985千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,548,567千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月21日提出

高石市長 畑 中 政 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 府支出金		4,736,083	△173,000	4,563,083
	1. 府負担金・補助金	4,736,083	△173,000	4,563,083
5. 繰入金		637,733	985	638,718
	1. 他会計繰入金	637,733	985	638,718
9. 市債		0	173,000	173,000
	1. 市債	0	173,000	173,000
歳入	合 計	6,547,582	985	6,548,567

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		121,472	985	122,457
	1. 総務管理費	115,781	985	116,766
歳 出	合 計	6,547,582	985	6,548,567

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
国民健康保険事業	千円 173,000	普通貸借	無利子	大阪府	5年以内(内据置2年以内)大阪府国民健康保険財政安定化基金の貸し付け条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすることができるものとする。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 府支出金	4,736,083	△173,000	4,563,083
5. 繰入金	637,733	985	638,718
9. 市債	0	173,000	173,000
歳入合計	6,547,582	985	6,548,567

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	121,472	985	122,457	0	0	0	985	0
歳 出 合 計	6,547,582	985	6,548,567	0	0	0	985	0

2 歳 入

(款) 4. 府支出金 (項) 1. 府負担金・補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保険給付費等交付金	4,729,821	△173,000	4,556,821	1. 保険給付費等交付金 (普通交付金)	△173,000	保険給付費等交付金 (普通交付金) △173,000
計	4,736,083	△173,000	4,563,083			

(款) 5. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	637,733	985	638,718	3. 職員給与費等繰入金	985	職員給与費等繰入金 985
計	637,733	985	638,718			

(款) 9. 市債 (項) 1. 市債

1. 財政安定化基金貸付金	0	173,000	173,000	1. 財政安定化基金貸付金	173,000	財政安定化基金貸付金 173,000
計	0	173,000	173,000			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	114,064	985	115,049				985		1. 報酬	702	一般管理費 985
									3. 職員手当等	283	1 報酬 702 会計年度任用職員報酬 702 3 職員手当等 283 期末手当 150 勤勉手当 133
計	115,781	985	116,766				985				

[I] 給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (4) 8	千円 9,411	千円 28,476	千円 25,049	千円 62,936	千円 11,722	千円 74,658	
補正前	(4) 8	8,709	28,476	24,766	61,951	11,722	73,673	
比較	(0) 0	702	0	283	985	0	985	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	補正後	8,699	7,040
	補正前	8,549	6,907
比較	150	133	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (0) 8	千円 -	千円 28,476	千円 21,742	千円 50,218	千円 11,722	千円 61,940	
補正前	(0) 8	-	28,476	21,742	50,218	11,722	61,940	
比 較	(0) 0	-	0	0	0	0	0	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (4) -	千円 9,411	千円 -	千円 3,307	千円 12,718	千円 -	千円 12,718	
補正前	(4) -	8,709	-	3,024	11,733	-	11,733	
比 較	(0) -	702	-	283	985	-	985	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	補正後	1,796	1,511
	補正前	1,646	1,378
比 較	150	133	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 283	千円 283 制度改正に伴う増減分	制度改正に伴う増	期末手当 150 千円 勤勉手当 133 千円

[Ⅱ] 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 財政安定化基金貸付金			173,000		173,000
合 計			173,000		173,000

議案第 19 号

令和 6 年度高石市介護保険特別会計補正予算

令和6年度高石市介護保険特別会計補正予算

令和6年度の高石市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,044千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,809,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月21日提出

高石市長 畑 中 政 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,348,666	656	1,349,322
	2. 国庫補助金	358,661	656	359,317
5. 府支出金		805,417	328	805,745
	2. 府補助金	49,338	328	49,666
6. 繰入金		1,074,322	3,060	1,077,382
	1. 一般会計繰入金	871,340	2,667	874,007
	2. 基金繰入金	202,982	393	203,375
歳 入	合 計	5,805,550	4,044	5,809,594

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		119,953	2,339	122,292
	1. 総務管理費	80,164	2,339	82,503
4. 地域支援事業費		295,932	1,705	297,637
	3. 包括的支援事業・任意事業費	43,363	1,705	45,068
歳 出	合 計	5,805,550	4,044	5,809,594

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	1,348,666	656	1,349,322
5. 府支出金	805,417	328	805,745
6. 繰入金	1,074,322	3,060	1,077,382
歳入合計	5,805,550	4,044	5,809,594

歳 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	119,953	2,339	122,292	0	0	0	2,339	0
4. 地域支援事業費	295,932	1,705	297,637	656	328	0	328	393
歳 出 合 計	5,805,550	4,044	5,809,594	656	328	0	2,667	393

2 歳 入

(款) 3. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	16,694	656	17,350	1. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	656	地域支援事業交付金 (総合事業以外の地域支援事業) 656
計	358,661	656	359,317			

(款) 5. 府支出金 (項) 2. 府補助金

2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	8,347	328	8,675	1. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	328	地域支援事業交付金 (総合事業以外の地域支援事業) 328
計	49,338	328	49,666			

(款) 6. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

3. 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	8,347	328	8,675	1. 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	328	地域支援事業繰入金 (総合事業以外の地域支援事業) 328
5. その他一般会計繰入金	94,810	2,339	97,149	1. 職員給与費等繰入金	1,701	職員給与費等繰入金 1,701
				2. 事務費繰入金	638	事務費繰入金 638
計	871,340	2,667	874,007			

(款) 6. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護保険給付費 準備基金繰入金	202,982	393	203,375	1. 介護保険給付費 準備基金繰入金	393	介護保険給付費準備基金繰入金 393
計	202,982	393	203,375			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	70,744	2,339	73,083				2,339		1. 報酬	496	一般管理費 2,339
									1 報酬	496	1 報酬 496
									2. 給料	800	会計年度任用職員報酬 496
									2 給料	800	2 給料 800
									3. 職員手当等	942	一般職給 800
									3 職員手当等	942	3 職員手当等 942
									4. 共済費	101	地域手当 100
											期末手当 476
											勤勉手当 366
											4 共済費 101
											共済組合負担金 101
計	80,164	2,339	82,503				2,339				

(款) 4. 地域支援事業費 (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

1. 任意事業費	41,557	1,705	43,262	656	328		328	393	1. 報酬	1,217	任意事業費 1,705
									1 報酬	1,217	1 報酬 1,217
									3. 職員手当等	488	会計年度任用職員報酬 1,217
											1,217
											3 職員手当等 488
											期末手当 260
											勤勉手当 228
計	43,363	1,705	45,068	656	328		328	393			

[I] 給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (8) 6	千円 18,159	千円 21,670	千円 19,111	千円 58,940	千円 8,539	千円 67,479	
補正前	(8) 6	16,446	20,870	17,681	54,997	8,438	63,435	
比較	(0) 0	1,713	800	1,430	3,943	101	4,044	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	地域手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円
	補正後	2,441	9,062	7,608
	補正前	2,341	8,326	7,014
比較	100	736	594	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (0) 6	千円 -	千円 21,670	千円 12,337	千円 34,007	千円 8,539	千円 42,546	
補正前	(0) 6	-	20,870	11,537	32,407	8,438	40,845	
比 較	(0) 0	-	800	800	1,600	101	1,701	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	地域手当	期末手当	勤勉手当
			千円	千円
補正後		2,441	5,381	4,515
補正前		2,341	4,981	4,215
比 較		100	400	300

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (8) -	千円 18,159	千円 -	千円 6,774	千円 24,933	千円 -	千円 24,933	
補正前	(8) -	16,446	-	6,144	22,590	-	22,590	
比 較	(0) -	1,713	-	630	2,343	-	2,343	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	補正後	3,681	3,093
	補正前	3,345	2,799
比較	336	294	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	千円 800	千円 800 制度改正に伴う増減分	制度改正に伴う増	800 千円
職員手当	千円 1,430	千円 1,430 制度改正に伴う増減分	制度改正に伴う増	地域手当 100 千円 期末手当 736 千円 勤勉手当 594 千円

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与

区 分	一 般 職	
令和7年1月1日現在	平均給料月額	290,047 円
	平均給与月額	341,738 円
	平均年齢	40.8 歳
令和6年1月1日現在	平均給料月額	254,233 円
	平均給与月額	300,584 円
	平均年齢	31.5 歳

期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
補正後	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	
補正前	2.25 月分 (1.175 月分)	2.25 月分 (1.175 月分)	4.5 月分 (2.35 月分)	有	
国の制度	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	

()内は暫定再任用職員分です。

議案第20号

令和6年度高石市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

令和6年度高石市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

令和6年度の高石市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ676千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,133,304千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		216,526	676	217,202
	1. 一般会計繰入金	216,526	676	217,202
歳 入	合 計	1,132,628	676	1,133,304

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		13,812	676	14,488
	1. 総務管理費	12,945	676	13,621
歳 出	合 計	1,132,628	676	1,133,304

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	216,526	676	217,202
歳入合計	1,132,628	676	1,133,304

歳 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	13,812	676	14,488	0	0	0	676	0
歳 出 合 計	1,132,628	676	1,133,304	0	0	0	676	0

2 歳 入

(款) 3. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事務費繰入金	14,900	676	15,576	1. 事務費繰入金	676	事務費繰入金 676
計	216,526	676	217,202			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	12,945	676	13,621				676		1. 報酬	526	一般管理費 676
									3. 職員手当等	150	1 報酬 526 会計年度任用職員報酬 526 3 職員手当等 150 期末手当 80 勤勉手当 70
計	12,945	676	13,621				676				

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (2) 2	千円 4,102	千円 -	千円 1,698	千円 5,800	千円 1	千円 5,801	
補正前	(2) 2	3,576	-	1,548	5,124	1	5,125	
比 較	(0) 0	526	-	150	676	0	676	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	補正後	797	670
	補正前	717	600
	比較	80	70

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (0) 2	千円 -	千円 -	千円 231	千円 231	千円 1	千円 232	
補正前	(0) 2	-	-	231	231	1	232	
比 較	(0) 0	-	-	0	0	0	0	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (2) -	千円 4,102	千円 -	千円 1,467	千円 5,569	千円 -	千円 5,569	
補正前	(2) -	3,576	-	1,317	4,893	-	4,893	
比 較	(0) -	526	-	150	676	-	676	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	補正後	797	670
	補正前	717	600
比較	80	70	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 150	制度改正に伴う増減分	千円 150 制度改正に伴う増	期末手当 80 千円 勤勉手当 70 千円

議案第 2 1 号

令和 6 年度高石市水道事業会計補正予算

令和6年度高石市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度高石市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度高石市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）		収	入	
		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事業収益	1,290,301 千円	109,473 千円	1,399,774 千円
第2項	営業外収益	67,267 千円	17,633 千円	84,900 千円
第3項	特別利益	0 千円	91,840 千円	91,840 千円
		支	出	
（ 科 目 ）		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事業費	1,260,829 千円	90,159 千円	1,350,988 千円
第1項	営業費用	1,155,677 千円	11,265 千円	1,166,942 千円
第2項	営業外費用	29,610 千円	△ 10,000 千円	19,610 千円
第3項	特別損失	71,542 千円	88,894 千円	160,436 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額535,388千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額528,976千円」に、「過年度分損益勘定留保資金216,765千円」を「過年度分損益勘定留保資金210,353千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりに補正する。

(科目)		収	入	
		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	374,280千円	6,566千円	380,846千円
第2項	工事負担金	9,180千円	3,701千円	12,881千円
第3項	固定資産売却代金	60,000千円	2,865千円	62,865千円
		支		出
第1款	資本的支出	909,668千円	154千円	909,822千円
第1項	建設改良費	783,441千円	154千円	783,595千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条中(1)職員給与費「99,398千円」を「107,817千円」に改める。

令和7年2月21日提出

高石市長 畑中政昭

令和6年度高石市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11. 事業収益			1,290,301	109,473	1,399,774	
	2. 営業外収益		67,267	17,633	84,900	
		3. 他会計補助金	9,709	7,633	17,342	人件費に係る他会計負担金
		5. 消費 税	0	10,000	10,000	消費税及び地方消費税の還付金
	3. 特別利益		0	91,840	91,840	
		3. その他特別利益	0	3,222	3,222	水道料金損害賠償額他
		5. 退職給付引当金戻入	0	88,618	88,618	退職給付引当金からの組戻し

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21. 事業費			1,260,829	90,159	1,350,988	
	1. 営業費用		1,155,677	11,265	1,166,942	
		1. 原水及び浄水費	631,404	3,075	634,479	受水費の増加他
		2. 配水及び給水費	98,372	3,689	102,061	人件費の制度改正
		4. 業 務 費	85,432	281	85,713	人件費の制度改正
		5. 総 係 費	68,479	4,220	72,699	人件費の制度改正及び退職給付引当金繰入額
	2. 営業外費用		29,610	△ 10,000	19,610	
		4. 消 費 税	10,000	△ 10,000	0	消費税及び地方消費税納付額
	3. 特別損失		71,542	88,894	160,436	
		1. 固定資産売却損	49,042	△ 9,437	39,605	高地区配水場用地の所管換えによる損失の減額
		5. 退職給付引当金繰入額	0	1,713	1,713	退職給付引当金への繰入額（下水道事業負担分）
		7. その他特別損失	0	96,618	96,618	市長部局へ引継ぐ退職給付金及び不用貯蔵品の廃棄費用

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	
31. 資本的収入			374,280	6,566	380,846	
	2. 工事負担金		9,180	3,701	12,881	
		1. 工 事 負 担 金	9,180	3,701	12,881	消火栓新設に係る一般会計負担金(令和6年度末時点の清算金)
	3. 固 定 資 産 売 却 代 金		60,000	2,865	62,865	
		1. 固定資産売却代金	60,000	2,865	62,865	高地区配水場用地の所管換え代金の増額

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
41. 資本的支出			909,668	154	909,822	
	1. 建設改良費		783,441	154	783,595	
		1. 改良整備事業費	752,720	154	752,874	人件費の制度改正

給与費明細書

1. 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
		人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	損益勘定 支弁職員	0	(4) 9	7,964	35,253	35,648	78,865	18,715	97,580
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 1	0	4,634	3,517	8,151	2,086	10,237
	合 計	0	(4) 10	7,964	39,887	39,165	87,016	20,801	107,817
補正前	損益勘定 支弁職員	0	(4) 8	6,995	32,973	31,832	71,800	17,515	89,315
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 1	0	4,584	3,444	8,028	2,055	10,083
	合 計	0	(4) 9	6,995	37,557	35,276	79,828	19,570	99,398
比 較	損益勘定 支弁職員	0	(0) 1	969	2,280	3,816	7,065	1,200	8,265
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 0	0	50	73	123	31	154
	合 計	0	(0) 1	969	2,330	3,889	7,188	1,231	8,419

() 内は、再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	退職給付費
	補正後	1,178	4,765	1,047	11,842	9,485	千円 3,075
	補正前	1,017	4,499	893	11,078	8,893	1,123
	比 較	161	266	154	764	592	1,952

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	(0) 10	0	39,887	36,537	76,424	18,822	95,246
補正前	(0) 9	0	37,557	32,648	70,205	17,834	88,039
比 較	(0) 1	0	2,330	3,889	6,219	988	7,207

() 内は、再任用短時間勤務職員数で外書です。

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	退 職 給付費
							千円
	補正後	1,178	4,765	1,047	10,411	8,288	3,075
	補正前	1,017	4,499	893	9,647	7,696	1,123
比 較	161	266	154	764	592	1,952	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	(4) 0	7,964	0	2,628	10,592	1,979	12,571
補正前	(4) 0	6,995	0	2,628	9,623	1,736	11,359
比 較	(0) 0	969	0	0	969	243	1,212

() 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考	
給 料	千円 2,330	千円 1,033	給与改定に伴う増加分	給与改定に伴う増 令和6年度給与改定による増	給与の改定の状況 給与改定率 3.02% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		千円 1,297	異動に伴う増加分	人事異動による増	
手 当	千円 3,889	千円 671	制度改正に伴う増減分	制度改正に伴う増	地域手当 237 千円 期末手当 239 千円 勤勉手当 195 千円
		千円 1,266	異動等に伴う増加分	人事異動による増	扶養手当 161 千円 地域手当 29 千円 通勤手当 154 千円 期末手当 525 千円 勤勉手当 397 千円
		千円 1,952	退職給付引当金への積立	退職給付引当金の清算に係る増	1,952 千円

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		企 業 職
令和7年1月1日現在	平 均 給 料 月 額	323,640 円
	平 均 給 与 月 額	400,730 円
	平 均 年 齢	45.6 歳
令和6年1月1日現在	平 均 給 料 月 額	332,200 円
	平 均 給 与 月 額	413,782 円
	平 均 年 齢	44.9 歳

(2) 初任給

区 分	企 業 職	一 般 会 計 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	円 201,000	円 201,000
大 学 卒	225,600	225,600

(3) 級別職員数

区 分	企 業 職			
	級	標準的な職務内容	職員数	構成比
令和7年 1月1日現在	7	部長・理事	0人	0.0%
	6	次長・課長・参事	3人	30.0%
	5	課長代理・主幹	1人	10.0%
	4	係長・主査	3人	30.0%
	3	主任	3人	30.0%
	1・2	主事	0人	0.0%
	計		10人	100.0%
令和6年 1月1日現在	7	部長・理事	0人	0.0%
	6	次長・課長・参事	2人	25.0%
	5	課長代理・主幹	1人	12.5%
	4	係長・主査	2人	25.0%
	3	主任	3人	37.5%
	1・2	主事	0人	0.0%
	計		8人	100.0%

(4) 特殊勤務手当

区 分	企 業 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率	0.011 %
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (令 和 7 年 1 月 1 日 現 在)	10.0 %
支 給 対 象 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 月 額	333 円
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	有 害 物 取 扱 作 業 従 事 手 当

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	
補正前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.3)	有	
一般会計の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	

() 内は暫定再任用職員分です。

(6) 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	そ 加 算 措 置 の 等	備 考
支 給 率 等	月分 24.586875	月分 33.27075	月分 47.709	月分 47.709		
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709		

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
地 域 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

令和6年度高石市水道事業会計補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	6,876	△ 414	6,462
減価償却費	218,880	0	218,880
固定資産除却費	41,720	0	41,720
退職給付引当金の増加額	1,123	△ 84,953	△83,830
賞与引当金等の増加額	562	506	1,068
貸倒引当金の増加額	39	0	39
長期前受金戻入額	△38,313	0	△38,313
受取利息及び配当金	△284	0	△284
支払利息及び企業債取扱諸費	19,000	0	19,000
固定資産売却損益	49,042	△ 9,437	39,605
未収金の増加額	△43,531	0	△43,531
貯蔵品の増加額	△19,718	8,000	△11,718
その他流動資産の減少額	68,625	△ 272	68,353
営業及び営業外未収金・未払費用の増加額	10,000	0	10,000
小計	314,021	△ 86,570	227,451
受取利息及び配当金	284	0	284
支払利息及び企業債取扱諸費	△19,000	0	△19,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	295,305	△ 86,570	208,735

	(単位：千円)		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産取得・建設改良事業等実施額	△763,976	△ 131	△764,107
工事負担金による収入	9,180	3,701	12,881
固定資産売却代金による収入	60,000	2,865	62,865
投資活動によるキャッシュ・フロー	△694,796	6,435	△688,361
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	305,100	0	305,100
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△124,227	0	△124,227
財務活動によるキャッシュ・フロー	180,873	0	180,873
資金増減額	△218,618	△80,135	△298,753
資金期首残高	1,981,895	0	1,981,895
資金期末残高	1,763,277	△80,135	1,683,142

令和6年度高石市水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11. 事業収益			1,290,301	109,473	1,399,774	
	2. 営業外収益		67,267	17,633	84,900	
		3. 他会計補助金	9,709	7,633	17,342	
		1. 他会計補助金	9,709	7,633	17,342	人件費に係る一般会計負担金
		5. 消費税	0	10,000	10,000	
		1. 消費税	0	10,000	10,000	消費税及び地方消費税の還付金
	3. 特別利益		0	91,840	91,840	
		3. その他特別利益	0	3,222	3,222	
		1. その他特別利益	0	3,222	3,222	水道料金損害賠償額 1,509 退職給付引当金に係る下水道事業会計負担金 1,713
		5. 退職給付引当金戻入	0	88,618	88,618	
		1. 退職給付引当金戻入	0	88,618	88,618	退職給付引当金からの組戻し

支 出

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21. 事業費			1,260,829	90,159	1,350,988	
	1. 営業費用		1,155,677	11,265	1,166,942	
		1. 原水及び浄水費	631,404	3,075	634,479	
		3. 手当等	6,726	40	6,766	期末手当 19 勤勉手当 21
		4. 賞与引当金 繰入額	1,906	20	1,926	賞与引当金繰入額 20
		5. 法定福利費	4,230	15	4,245	
		17. 受水費	503,316	3,000	506,316	
		2. 配水及び給水費	98,372	3,689	102,061	
		2. 給料	7,928	1,743	9,671	
		3. 手当等	5,638	869	6,507	地域手当 189 期末手当 376 勤勉手当 304
		4. 賞与引当金 繰入額	1,469	339	1,808	賞与引当金繰入額 339
		5. 法定福利費	3,443	738	4,181	
		4. 業務費	85,432	281	85,713	
		2. 給料	3,356	121	3,477	
		3. 手当等	2,341	73	2,414	地域手当 12

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
						期末手当 49
						勤勉手当 12
		4. 賞与引当金 繰入額	625	31	656	賞与引当金繰入額 31
		5. 法定福利費	1,390	56	1,446	
	5. 総係費		68,479	4,220	72,699	
		1. 報酬	6,995	969	7,964	
		2. 給料	11,977	416	12,393	
		3. 手当等	11,708	376	12,084	扶養手当 161 地域手当 61 通勤手当 154
		4. 賞与引当金 繰入額	2,296	116	2,412	賞与引当金繰入額 116
		5. 法定福利費	7,232	391	7,623	共済組合負担金 148 厚生年金負担金 243
		25. 退職給付費	1,123	1,952	3,075	退職給付引当金への繰入額
2. 営業外費用			29,610	△ 10,000	19,610	
	4. 消費税		10,000	△ 10,000	0	
		1. 消費税	10,000	△ 10,000	0	消費税及び地方消費税の還付による科目換え
3. 特別損失			71,542	88,894	160,436	
	1. 固定資産売却損		49,042	△ 9,437	39,605	
		1. 固定資産売却損	49,042	△ 9,437	39,605	高地区配水場用地の所管換えによる損失の減額

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	5. 退職給付引当金 繰入		0	1,713	1,713	
		95. 退職給付引当金 繰入	0	1,713	1,713	退職給付引当金への繰入額（下水道事業負担分）
	7. その他特別損失		0	96,618	96,618	
		1. その他特別損失	0	96,618	96,618	市長部局へ引継ぐ退職給付金 88,618 不用貯蔵品の廃棄費用 8,000

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
31. 資本的収入			374,280	6,566	380,846	
	2. 工事負担金		9,180	3,701	12,881	
		1. 工事負担金	9,180	3,701	12,881	
		1. 工事負担金	9,180	3,701	12,881	消火栓新設に係る一般会計負担金(令和6年度末時点の清算金)
	3. 固定資産売却代金		60,000	2,865	62,865	
		1. 固定資産売却代金	60,000	2,865	62,865	
		1. 固定資産売却代金	60,000	2,865	62,865	高地区配水場用地の所管換え代金の増額

支 出

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
41. 資本の支出			909,668	154	909,822	
	1. 建設改良費		783,441	154	783,595	
		1. 改良整備事業費	752,720	154	752,874	
		2. 給料	4,584	50	4,634	
		3. 手当等	2,738	50	2,788	地域手当 4 期末手当 29 勤勉手当 17
		4. 賞与引当金繰入額	876	23	899	賞与引当金繰入額 23
		5. 法定福利費	1,885	31	1,916	

議案第 22 号

令和 6 年度高石市下水道事業会計補正予算

令和6年度高石市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度高石市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度高石市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業収益	2,429,245 千円	1,713 千円	2,430,958 千円
第3項 特別利益	1 千円	1,713 千円	1,714 千円
	支 出		
（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	2,257,299 千円	2,746 千円	2,260,045 千円
第1項 営業費用	2,041,275 千円	1,033 千円	2,042,308 千円
第3項 特別損失	1,500 千円	1,713 千円	3,213 千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額626,976千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額627,600千円」に、「当年度利益剰余金予定処分量36,231千円」を「当年度利益剰余金予定処分量36,855千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおりに補正する。

(科目)	支	出	(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	2,170,798 千円	624 千円	2,171,422 千円
第1項 建設改良費	824,324 千円	624 千円	824,948 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条中(1)職員給与費「58,661千円」を「60,318千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第5条 予算第11条中「36,231千円」を「36,855千円」に改める。

令和7年2月21日提出

高石市長 畑 中 政 昭

令和6年度高石市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11. 下水道事業収	業 益		2,429,245	1,713	2,430,958	
		3. 特別利益	1	1,713	1,714	
		1. その他特別利益	0	1,713	1,713	退職給付引当金の精算に要する費用

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21. 下水道事業費	業 用		2,257,299	2,746	2,260,045	
		1. 営業費用	2,041,275	1,033	2,042,308	
		1. 管 渠 費	109,116	528	109,644	管渠の維持管理に要する費用
		2. ポンプ場費	271,678	361	272,039	ポンプ場の維持管理に要する費用
		5. 総 係 費	286,375	144	286,519	事業活動全般に要する費用
		3. 特別損失	1,500	1,713	3,213	
		1. その他特別損失	0	1,713	1,713	退職給付引当金の精算に要する費用

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
41. 資本的支出			2,170,798	624	2,171,422	
	1. 建設改良費		824,324	624	824,948	
		1. 公共下水道建設費	810,237	624	810,861	管渠等の整備に要する費用等

給与費明細書

1. 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
		人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	損益勘定 支弁職員	0	(2) 4	3,432	15,099	14,908	33,439	8,332	41,771
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 2	0	7,984	6,392	14,376	4,171	18,547
	合 計	0	(2) 6	3,432	23,083	21,300	47,815	12,503	60,318
補正前	損益勘定 支弁職員	0	(2) 4	3,138	14,970	14,551	32,659	8,079	40,738
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 2	0	7,758	6,138	13,896	4,027	17,923
	合 計	0	(2) 6	3,138	22,728	20,689	46,555	12,106	58,661
比 較	損益勘定 支弁職員	0	(0) 0	294	129	357	780	253	1,033
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 0	0	226	254	480	144	624
	合 計	0	(0) 0	294	355	611	1,260	397	1,657

()内は、再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	退職給付費
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	876	2,683	416	486	843	6,439	5,038	2,340
	補正前	876	2,643	408	486	843	6,145	4,769	2,340
比 較	0	40	8	0	0	294	269	0	

手当の内訳	区 分	時間外勤務手当
		千円
	補正後	2,179
	補正前	2,179
比 較	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	(0) 6	0	23,083	20,283	43,366	11,892	55,258
補正前	(0) 6	0	22,728	19,739	42,467	11,507	53,974
比 較	(0) 0	0	355	544	899	385	1,284

()内は、再任用短時間勤務職員数で外書です。

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	退職給付費
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	876	2,683	416	486	843	5,886	4,574	2,340
	補正前	876	2,643	408	486	843	5,628	4,336	2,340
	比 較	0	40	8	0	0	258	238	0

手当の内訳	区 分	時間外勤務手当
	補正後	2,179
	補正前	2,179
	比 較	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	(2) 0	3,432	0	1,017	4,449	611	5,060
補正前	(2) 0	3,138	0	950	4,088	599	4,687
比 較	(0) 0	294	0	67	361	12	373

()内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	
		千円	千円	
	補正後	553	464	
	補正前	517	433	
	比 較	36	31	

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	千円 355	千円 350 給与改定に伴う増減分	令和6年度給与改定 による増	給与改定の状況 給与改定率 3.02% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		その他の増減分 5	異動等に伴う増減	5 千円
手 当	千円 611	千円 603 制度改正に伴う増減分	制度改正に伴う増	地域手当 40 千円 期末手当 294 千円 勤勉手当 269 千円
		その他の増減分 8	異動等に伴う増減	管理職手当 8 千円

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
令和7年1月1日現在	平 均 給 料 月 額	328,800 円
	平 均 給 与 月 額	396,822 円
	平 均 年 齢	44.8 歳
令和6年1月1日現在	平 均 給 料 月 額	362,150 円
	平 均 給 与 月 額	426,063 円
	平 均 年 齢	51.3 歳

(2) 初任給

区 分	一 般 職	一 般 会 計 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	201,000 円	201,000 円
大 学 卒	225,600	225,600

(3) 級別職員数

区 分	一 般 職			
	級	標準的な職務内容	職員数	構成比
令和7年 1月1日現在	7	部長・理事	0人	0.0%
	6	次長・課長・参事	0人	0.0%
	5	課長代理・主幹	1人	20.0%
	4	係長・主査	1人	20.0%
	3	主任	3人	60.0%
	1・2	主事	0人	0.0%
	計		5人	100.0%
令和6年 1月1日現在	7	部長・理事	0人	0.0%
	6	次長・課長・参事	0人	0.0%
	5	課長代理・主幹	1人	25.0%
	4	係長・主査	1人	25.0%
	3	主任	2人	50.0%
	1・2	主事	0人	0.0%
	計		4人	100.0%

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	
補正前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
一般会計の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	

() 内は暫定再任用職員分です。

(5) 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	そ 加 算 措 置 の 等	備 考
	月分	月分	月分	月分		
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709		

(6) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
地 域 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

令和6年度高石市下水道事業会計補正予算予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	193,262	△1,033	192,229
減価償却費	1,126,936	0	1,126,936
資産減耗費	15,000	0	15,000
退職給付引当金の増加額	2,340	0	2,340
賞与引当金等の減少額	119	0	119
貸倒引当金の増加額	142	0	142
長期前受金戻入額	△821,265	0	△821,265
支払利息及び企業債取扱諸費	171,474	0	171,474
営業及び営業外未収金増加額	51,969	0	51,969
営業及び営業外未払金・未払費用の減少額	72,713	0	72,713
小計	812,690	△1,033	811,657
支払利息及び企業債取扱諸費	△171,474	0	△171,474
業務活動によるキャッシュ・フロー	641,216	△1,033	640,183
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産取得・建設改良事業等実施額	△756,030	△624	△756,654
圧縮記帳分	△41,458	0	△41,458
国・府補助金による収入	198,645	0	198,645
他会計補助金による収入	133,000	0	133,000
工事負担金による収入	1,077	0	1,077

(単位：千円)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
投資活動に伴う未収金等の債権の減少額	78	0	78
投資活動に伴う未払金等の債務の増加額	△82,197	0	△82,197
投資活動によるキャッシュ・フロー	△546,885	△624	△547,509
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	1,211,100	0	1,211,100
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△1,343,643	0	△1,343,643
リースによる支払	△831	0	△831
財務活動によるキャッシュ・フロー	△133,374	0	△133,374
資金増減額	△39,043	△1,657	△40,700
資金期首残高	368,008	0	368,008
資金期末残高	328,965	△1,657	327,308

令和6年度高石市下水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11. 下水道事業収益			2,429,245	1,713	2,430,958	
	3. 特別利益		1	1,713	1,714	
	1. その他特別利益		0	1,713	1,713	
		1. その他特別利益	0	1,713	1,713	退職給付引当金戻入

支 出

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21. 下水道事業費用			2,257,299	2,746	2,260,045	
	1. 営業費用		2,041,275	1,033	2,042,308	
		1. 管渠費	109,116	528	109,644	
		1. 報酬	1,569	205	1,774	
		2. 給料	4,639	61	4,700	
		3. 手当等	3,571	150	3,721	地域手当 8
						管理職手当 8

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
						期末手当 71
						勤勉手当 63
		4. 賞与引当金 繰入額	951	38	989	賞与引当金繰入額 31
						法定福利費引当金繰入額 7
		5. 法定福利費	2,487	74	2,561	共済組合負担金 68
						厚生年金負担金 6
	2. ポンプ場費		271,678	361	272,039	
		1. 報酬	1,569	89	1,658	
		2. 給料	7,033	48	7,081	
		3. 手当等	3,817	90	3,907	地域手当 5
						期末手当 45
						勤勉手当 40
		4. 賞与引当金 繰入額	1,118	30	1,148	賞与引当金繰入額 24
						法定福利費引当金繰入額 6
		5. 法定福利費	3,285	104	3,389	共済組合負担金 103
						厚生年金負担金 1

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
	5. 総係費		286,375	144	286,519		
		2. 給料	3,298	20	3,318		
		3. 手当等	2,700	46	2,746	地域手当 2 期末手当 23 勤勉手当 21	
		4. 賞与引当金繰入額	603	20	623	賞与引当金繰入額 16 法定福利費引当金繰入額 4	
		5. 法定福利費	1,878	58	1,936	共済組合負担金	
		3. 特別損失		1,500	1,713	3,213	
		1. その他特別損失		0	1,713	1,713	
			1. その他特別損失	0	1,713	1,713	退職給付引当金繰出

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
41. 資本的支出			2,170,798	624	2,171,422	
	1. 建設改良費		824,324	624	824,948	
		1. 公共下水道建設費	810,237	624	810,861	
		2. 給料	7,758	226	7,984	
		3. 手当等	4,908	207	5,115	地域手当 25 期末手当 96 勤勉手当 86
		4. 賞与引当金繰入額	1,472	57	1,529	賞与引当金繰入額 47 法定福利費引当金繰入額 10
		5. 法定福利費	3,785	134	3,919	共済組合負担金

令和7年度高石市

一般会計
特別会計

予算書

目 次

(ページ)

■ 一

	一 般	会 社	計 算	予 算	予 算	1
第1表	歳入	歳入	歳入	歳出	歳出	4
第2表	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	9
第3表	歳入	歳入	歳入	歳出	歳出	10
歳入	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	13
	1	2	3	1	2	15
						37
						39
						75
						104
						117
						119
						121
						124
						144
						150
						182
						182
						183
						186
						195
						196

目 次

(ページ)

■	国民健康保険特別会計	
	国民健康保険特別会計予算	199
	第1表 歳入歳出予算書	202
	歳入歳出予算事項別明細書	
	1 総括	205
	2 歳入	207
	3 歳出	210
	給与費明細書	220
	地方債の現在高調書	228
■	墓地事業特別会計	
	墓地事業特別会計予算	229
	第1表 歳入歳出予算書	232
	歳入歳出予算事項別明細書	
	1 総括	234
	2 歳入	236
	3 歳出	237
■	介護保険特別会計	
	介護保険特別会計予算	239
	第1表 歳入歳出予算書	242
	第2表 債務負担行為	245
	歳入歳出予算事項別明細書	
	1 総括	246
	2 歳入	248
	3 歳出	253
	給与費明細書	267
	債務負担行為調書	275
■	後期高齢者医療保険特別会計	
	後期高齢者医療保険特別会計予算	277
	第1表 歳入歳出予算書	280
	歳入歳出予算事項別明細書	
	1 総括	282
	2 歳入	284
	3 歳出	286
	給与費明細書	289

議案第23号

令和7年度 高石市一般会計予算

令和7年度高石市一般会計予算

令和7年度高石市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,797,678千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月21日提出

高石市長 畑中政昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市税		10,543,746
	1. 市民税	3,933,000
	2. 固定資産税	5,193,746
	3. 軽自動車税	95,000
	4. 市たばこ税	378,000
	5. 都市計画税	944,000
2. 地方譲与税		120,358
	1. 地方揮発油譲与税	22,000
	2. 自動車重量譲与税	67,000
	3. 特別とん譲与税	25,000
3. 利子割交付金		10,000
	1. 利子割交付金	10,000
4. 配当割交付金		64,000
	1. 配当割交付金	64,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		59,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	59,000
6. 法人事業税交付金		141,000
	1. 法人事業税交付金	141,000
7. 地方消費税交付金		1,304,000
	1. 地方消費税交付金	1,304,000
8. 環境性能割交付金		26,000
	1. 環境性能割交付金	26,000
9. 地方特例交付金		66,960

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 地方特例交付金	62,660
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	4,300
10. 地方交付税		3,115,000
	1. 地方交付税	3,115,000
11. 交通安全対策特別交付金		7,000
	1. 交通安全対策特別交付金	7,000
12. 分担金及び負担金		1,531
	1. 負担金	1,531
13. 使用料及び手数料		262,893
	1. 使用料	207,521
	2. 手数料	55,372
14. 国庫支出金		6,027,337
	1. 国庫負担金	4,918,829
	2. 国庫補助金	1,094,749
	3. 委託金	13,759
15. 府支出金		3,289,732
	1. 府負担金	1,923,546
	2. 府補助金	556,647
	3. 委託金	809,539
16. 財産収入		83,746
	1. 財産運用収入	73,040
	2. 財産売払収入	10,706
17. 寄附金		207,912

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 寄附金	207,912
18. 繰入金		1,466,041
	1. 特別会計繰入金	27,844
	2. 基金繰入金	1,438,197
19. 繰越金		100
	1. 繰越金	100
20. 諸収入		487,722
	1. 延滞金・加算金及び過料	11,500
	2. 貸付金元利収入	12,626
	3. 雑入	463,596
21. 市債		1,513,600
	1. 市債	1,513,600
歳入	合計	28,797,678

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		224,890
	1. 議会費	224,890
2. 総務費		2,298,655
	1. 総務管理費	1,806,095
	2. 徴税費	222,519
	3. 戸籍住民基本台帳費	180,538
	4. 選挙費	35,929
	5. 統計調査費	38,988
	6. 監査委員費	14,586
3. 民生費		13,042,634
	1. 社会福祉費	5,852,764
	2. 児童福祉費	5,121,076
	3. 生活保護費	2,067,947
	4. 災害救助費	847
4. 衛生費		2,089,867
	1. 保健衛生費	1,289,007
	2. 清掃費	800,860
5. 労働費		25,611
	1. 労働費	25,611
6. 農林水産業費		17,060
	1. 農業費	15,313
	2. 水産業費	1,747
7. 商工費		63,084
	1. 商工費	63,084

(単位：千円)

款	項	金額		
8. 土木費		3,600,574		
	1. 土木管理費	201,829		
	2. 道路橋りょう費	264,427		
	3. 河川費	49,257		
	4. 港湾費	4,138		
	5. 都市計画費	3,064,056		
	6. 住宅費	16,867		
9. 消防費		1,531,180		
	1. 消防費	1,531,180		
10. 教育費		2,681,586		
	1. 教育総務費	542,261		
	2. 小学校費	657,605		
	3. 中学校費	356,906		
	4. 幼稚園費	124,087		
	5. 社会教育費	846,384		
	6. 保健体育費	154,343		
11. 公債費		3,012,193		
	1. 公債費	3,012,193		
12. 諸支出金		172,344		
	1. 諸支出金	172,344		
13. 予備費		38,000		
	1. 予備費	38,000		
歳	出	合	計	28,797,678

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
老人保健施設改修事業	令和8年度	171,000
連続立体交差事業	令和8年度	450,543
羽衣駅周辺整備事業	令和8年度	45,356
消防庁舎整備事業	令和8年度	60,200

千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
複合コミュニティセンター改修事業	千円 6,200	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・銀行・ その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができるものとする。
総合ライフケアセンター改修事業	116,100				
道路整備事業	43,900				
街路整備事業	173,600				
公園整備事業	120,500				
連続立体交差事業	183,300				
駅周辺整備事業	23,400				
消防施設等整備事業	682,900				
学校教育施設等整備事業	63,900				
たかいし市民文化会館改修事業	99,800				

予算に関する説明書 [I]

歳入歳出予算事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市税	10,543,746	10,033,110	510,636
2. 地方譲与税	120,358	120,313	45
3. 利子割交付金	10,000	7,000	3,000
4. 配当割交付金	64,000	60,000	4,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	59,000	51,000	8,000
6. 法人事業税交付金	141,000	128,000	13,000
7. 地方消費税交付金	1,304,000	1,232,000	72,000
8. 環境性能割交付金	26,000	22,000	4,000
9. 地方特例交付金	66,960	295,482	△228,522
10. 地方交付税	3,115,000	2,602,000	513,000
11. 交通安全対策特別交付金	7,000	7,000	0
12. 分担金及び負担金	1,531	2,397	△866
13. 使用料及び手数料	262,893	252,499	10,394
14. 国庫支出金	6,027,337	5,396,359	630,978
15. 府支出金	3,289,732	3,021,243	268,489
16. 財産収入	83,746	533,294	△449,548
17. 寄附金	207,912	66,000	141,912
18. 繰入金	1,466,041	1,248,672	217,369
19. 繰越金	100	100	0
20. 諸収入	487,722	496,281	△8,559
21. 市債	1,513,600	1,466,300	47,300
歳入合計	28,797,678	27,041,050	1,756,628

歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	224,890	228,296	△3,406	65	33	0	0	224,792
2. 総務費	2,298,655	1,977,504	321,151	306,198	169,802	6,200	172,944	1,643,511
3. 民生費	13,042,634	12,248,376	794,258	5,145,766	1,966,009	0	145,908	5,784,951
4. 衛生費	2,089,867	2,196,777	△106,910	108,631	19,814	116,100	155,269	1,690,053
5. 労働費	25,611	24,277	1,334	0	500	0	0	25,111
6. 農林水産業費	17,060	18,920	△1,860	0	1,516	0	41	15,503
7. 商工費	63,084	60,728	2,356	0	3,024	0	0	60,060
8. 土木費	3,600,574	3,807,423	△206,849	338,816	1,015,106	544,700	134,912	1,567,040
9. 消防費	1,531,180	876,566	654,614	23	4,368	682,900	4,614	839,275
10. 教育費	2,681,586	2,575,672	105,914	127,838	109,560	163,700	277,448	2,003,040
11. 公債費	3,012,193	2,920,736	91,457	0	0	0	143,357	2,868,836
12. 諸支出金	172,344	67,775	104,569	0	0	0	172,344	0
13. 予備費	38,000	38,000	0	0	0	0	0	38,000
歳 出 合 計	28,797,678	27,041,050	1,756,628	6,027,337	3,289,732	1,513,600	1,206,837	16,760,172

2 歳 入

(款) 1. 市税 (項) 1. 市民税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 個人	3,496,000	3,082,000	414,000	1. 現年課税分	3,446,000	普通徴収分 均等割 所得割 特別徴収分 均等割 所得割 18,000 625,000 65,000 2,738,000
				2. 滞納繰越分	50,000	普通徴収分 特別徴収分 45,000 5,000
2. 法人	437,000	437,000	0	1. 現年課税分	435,000	現年課税分 435,000
				2. 滞納繰越分	2,000	滞納繰越分 2,000
計	3,933,000	3,519,000	414,000			

(款) 1. 市税 (項) 2. 固定資産税

1. 固定資産税	5,131,000	5,046,000	85,000	1. 現年課税分	5,073,000	土地家屋分 償却資産分 3,781,000 1,292,000
				2. 滞納繰越分	58,000	土地家屋分 償却資産分 45,000 13,000
2. 国有資産等所在 市町村交付金	62,746	62,110	636	1. 現年課税分	62,746	交付金 62,746
計	5,193,746	5,108,110	85,636			

(款) 1. 市税 (項) 3. 軽自動車税

1. 環境性能割	5,000	4,000	1,000	1. 環境性能割	5,000	環境性能割 5,000
2. 種別割	90,000	87,000	3,000	1. 現年課税分	88,000	現年課税分 88,000

(款) 1. 市税 (項) 3. 軽自動車税 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2. 滞納繰越分	2,000	滞納繰越分 2,000
計	95,000	91,000	4,000			

(款) 1. 市税 (項) 4. 市たばこ税

1. 市たばこ税	378,000	390,000	△12,000	1. 現年課税分	378,000	市たばこ税 378,000
計	378,000	390,000	△12,000			

(款) 1. 市税 (項) 5. 都市計画税

1. 都市計画税	944,000	925,000	19,000	1. 現年課税分	933,000	現年課税分 933,000
				2. 滞納繰越分	11,000	滞納繰越分 11,000
計	944,000	925,000	19,000			

(款) 2. 地方譲与税 (項) 1. 地方揮発油譲与税

1. 地方揮発油譲与税	22,000	22,000	0	1. 地方揮発油譲与税	22,000	地方揮発油譲与税 22,000
計	22,000	22,000	0			

(款) 2. 地方譲与税 (項) 2. 自動車重量譲与税

1. 自動車重量譲与税	67,000	66,000	1,000	1. 自動車重量譲与税	67,000	自動車重量譲与税 67,000
計	67,000	66,000	1,000			

(款) 2. 地方譲与税 (項) 3. 特別とん譲与税 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 特別とん譲与税	25,000	25,000	0	1. 特別とん譲与税	25,000	特別とん譲与税 25,000
計	25,000	25,000	0			

(款) 2. 地方譲与税 (項) 4. 森林環境譲与税

1. 森林環境譲与税	6,358	7,313	△955	1. 森林環境譲与税	6,358	森林環境譲与税 6,358
計	6,358	7,313	△955			

(款) 3. 利子割交付金 (項) 1. 利子割交付金

1. 利子割交付金	10,000	7,000	3,000	1. 利子割交付金	10,000	利子割交付金 10,000
計	10,000	7,000	3,000			

(款) 4. 配当割交付金 (項) 1. 配当割交付金

1. 配当割交付金	64,000	60,000	4,000	1. 配当割交付金	64,000	配当割交付金 64,000
計	64,000	60,000	4,000			

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金 (項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	59,000	51,000	8,000	1. 株式等譲渡所得割交付金	59,000	株式等譲渡所得割交付金 59,000
計	59,000	51,000	8,000			

(款) 6. 法人事業税交付金 (項) 1. 法人事業税交付金 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 法人事業税交付金	141,000	128,000	13,000	1. 法人事業税交付金	141,000	法人事業税交付金 141,000
計	141,000	128,000	13,000			

(款) 7. 地方消費税交付金 (項) 1. 地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金	1,304,000	1,232,000	72,000	1. 地方消費税交付金	1,304,000	地方消費税交付金 1,304,000
計	1,304,000	1,232,000	72,000			

(款) 8. 環境性能割交付金 (項) 1. 環境性能割交付金

1. 環境性能割交付金	26,000	22,000	4,000	1. 環境性能割交付金	26,000	環境性能割交付金 26,000
計	26,000	22,000	4,000			

(款) 9. 地方特例交付金 (項) 1. 地方特例交付金

1. 地方特例交付金	62,660	291,182	△228,522	1. 地方特例交付金	62,660	住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金 60,860 定額減税減収補てん特例交付金 1,800
計	62,660	291,182	△228,522			

(款) 9. 地方特例交付金 (項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	4,300	4,300	0	1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	4,300	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 4,300
計	4,300	4,300	0			

(款) 10. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	3,115,000	2,602,000	513,000	1. 地方交付税	3,115,000	普通交付税 2,965,000 特別交付税 150,000
計	3,115,000	2,602,000	513,000			

(款) 11. 交通安全対策特別交付金 (項) 1. 交通安全対策特別交付金

1. 交通安全対策特別交付金	7,000	7,000	0	1. 交通安全対策特別交付金	7,000	交通安全対策特別交付金 7,000
計	7,000	7,000	0			

(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 1. 負担金

1. 民生費負担金	1,531	2,397	△866	1. 児童福祉費負担金	1,531	児童福祉費負担金 1,131 児童措置費負担金 400
計	1,531	2,397	△866			

(款) 13. 使用料及び手数料 (項) 1. 使用料

1. 総務使用料	9,668	9,160	508	1. 総務管理使用料	9,668	庁舎駐車場使用料 8,000 コミュニティセンター使用料 1,440 行政財産使用料 228
2. 民生使用料	14,620	15,239	△619	1. 児童福祉使用料	13,885	保育所使用料 13,718 児童発達支援センター使用料 165 行政財産使用料 2
				2. 複合施設使用料	735	障がい者ふれあいプラザ使用料 240 行政財産使用料 495
3. 衛生使用料	3,947	276	3,671	1. 保健衛生使用料	3,947	行政財産使用料 3,947
4. 農林水産業使用料	1,604	1,604	0	1. 漁港使用料	1,604	漁港占用料 1,604

(款) 13. 使用料及び手数料 (項) 1. 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明		
				区分	金額			
5. 土木使用料	123,539	121,798	1,741	1. 道路橋りょう使用料	78,392	道路占用料 78,392		
				2. 河川使用料	48	河川占用料 48		
				3. 都市計画使用料	11,944	都市公園等使用料		1,292
						新公園テニスコート使用料		27
						高砂公園運動広場及び野球場使用料		18
スポーツ施設予約システム都市公園等使用料		228						
スポーツ施設予約システム新公園テニスコート使用料		4,230						
スポーツ施設予約システム高砂公園運動広場及び野球場使用料		495						
行政財産使用料		5,654						
4. 住宅使用料	33,155	市営住宅使用料		30,261				
		市営住宅駐車場使用料		2,880				
		行政財産使用料		14				
6. 消防使用料	77	79	△2	1. 消防施設使用料	77	行政財産使用料 77		
7. 教育使用料	54,066	46,277	7,789	1. 小中学校使用料	1,825	学校体育施設開放使用料	1,728	
						行政財産使用料	97	
				2. 社会教育使用料	50,755	あおぞら児童会使用料	50,652	
行政財産使用料	103							
3. 保健体育使用料	1,486	プール使用料	290					
		行政財産使用料	1,196					
計	207,521	194,433	13,088					

(款) 13. 使用料及び手数料 (項) 2. 手数料

1. 総務手数料	22,182	22,866	△684	1. 総務管理手数料	295	臨時運行許可手数料	235
						自転車等撤去保管手数料	59
						告示事項証明書交付手数料	1

(款) 13. 使用料及び手数料 (項) 2. 手数料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				2. 徴税手数料	3,700	督促手数料 900 税務手数料 2,800
				3. 戸籍住民基本台帳手数料	18,187	戸籍手数料 6,391 住民票手数料 7,414 諸証明手数料 4,382
2. 民生手数料	485	485	0	1. 社会福祉手数料	485	介護保険指定居宅サービス事業者等の指定・更新手数料 485
3. 衛生手数料	31,632	33,383	△1,751	1. 保健衛生手数料	1,488	飼犬登録申請手数料 600 狂犬病予防注射済票交付手数料 880 狂犬病予防注射済票再交付手数料 1 犬鑑札再交付手数料 4 鳥獣の飼養の登録手数料 3
				2. 清掃手数料	30,144	普通ごみ収集運搬手数料 18,000 粗大ごみ収集運搬手数料 9,000 し尿処理手数料 2,294 屋外広告物許可申請手数料 850
4. 土木手数料	1,073	1,332	△259	1. 道路橋りょう手数料	121	道路等明示手数料 120 諸証明手数料 1
				2. 都市計画手数料	952	街路明示等手数料 10 公園明示手数料 3 諸証明手数料 1 都市計画法開発行為許可申請等手数料 938
計	55,372	58,066	△2,694			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	4,918,327	4,473,527	444,800	1. 社会福祉費負担金	1,385,826	特別障害者手当等給付費負担金 27,333 障害者自立支援給付事業負担金 930,460 障害者自立支援医療負担金 43,521 障害児通所支援給付費負担金 282,000
-------------	-----------	-----------	---------	-------------	-----------	---

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分） 67,638 低所得者保険料軽減負担金 32,292 未就学児均等割保険料負担金 1,851 産前産後保険料負担金 731
				2. 児童福祉費負担金	938,952	子どものための教育・保育給付費負担金 925,754 児童入所施設措置費等負担金 4,450 未熟児養育医療費負担金 1,513 子育てのための施設等利用給付交付金 7,235
				3. 児童手当負担金	999,166	児童手当負担金 999,166
				4. 児童扶養手当負担金	111,199	児童扶養手当給付費負担金 111,199
				5. 生活保護費負担金	1,474,047	生活保護費負担金 1,474,047
				6. 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	9,137	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 9,137
2. 衛生費国庫負担金	502	489	13	1. 保健衛生費負担金	502	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 502
計	4,918,829	4,474,016	444,813			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	360,699	120,724	239,975	1. 総務管理費補助金	360,699	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 40,182 マイナンバーカード交付事務費補助金 16,398 デジタル基盤改革支援補助金 246,419 困難な問題を抱える女性支援推進事業補助金 2,700 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 55,000
2. 民生費国庫補助金	321,976	253,407	68,569	1. 社会福祉費補助金	152,977	地域生活支援事業費補助金 24,750 重層的支援体制整備事業交付金 128,227

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				2. 児童福祉費補助金	161,059	子ども・子育て支援交付金 107,752 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 1,148 母子自立支援プログラム策定事業補助金 400 自立支援教育訓練給付金事業補助金 1,500 高等職業訓練促進給付金事業補助金 6,456 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金 225 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金 16,490 保育対策総合支援事業費補助金 27,088
				3. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	7,940	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 7,940
3. 衛生費国庫補助金	72,232	91,176	△18,944	1. 保健衛生費補助金	72,232	がん検診推進事業補助金 486 妊娠出産包括支援事業等補助金 3,068 出産・子育て応援交付金 4,200 新型コロナウイルスワクチン接種助成金 25,998 妊婦のための支援給付交付金 35,700 妊婦のための支援給付費補助金 2,780
4. 土木費国庫補助金	338,816	439,481	△100,665	1. 都市計画費補助金	332,491	社会資本整備総合交付金(街路整備関連) 217,668 社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金) 10,375 社会資本整備総合交付金(公園整備関連) 66,984 街路交通調査費補助金 2,310 社会資本整備総合交付金(道路舗装関連) 8,496 社会資本整備総合交付金(羽衣駅周辺整備関連) 26,000 空き家対策総合支援事業補助金 658
				2. 道路橋りょう費補助金	6,325	道路メンテナンス事業補助金 6,325
5. 教育費国庫補助金	1,026	3,057	△2,031	1. 小中学校費補助金	1,026	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 476 理科教育設備整備費補助金 550

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
農林水産業費国 庫補助金	0	806	△806			
計	1,094,749	908,651	186,098			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	376	358	18	1. 総務管理費委託 金	23	自衛官募集事務委託金	23
				2. 戸籍住民基本台 帳費委託金	353	中長期在留者住居地届出等事務委託金	353
2. 民生費委託金	13,383	13,334	49	1. 国民年金費委託 金	13,140	国民年金事務費委託金	13,140
				2. 児童福祉費委託 金	243	特別児童扶養手当事務委託金	243
計	13,759	13,692	67				

(款) 15. 府支出金 (項) 1. 府負担金

1. 民生費府負担金	1,605,495	1,649,458	△43,963	1. 社会福祉費負担 金	1,037,686	民生委員推薦会費負担金	46
						民生委員児童委員協議会負担金	176
						障害者自立支援給付事業負担金	467,380
						障害者自立支援医療負担金	19,610
						障害児通所支援給付費負担金	141,000
						国民健康保険基盤安定負担金 (保険料軽減分)	202,765
						国民健康保険基盤安定負担金 (保険者支援分)	33,819
						後期高齢者医療保険基盤安定負担金	155,452
						低所得者保険料軽減負担金	16,146
						未就学児均等割保険料負担金	926
						産前産後保険料負担金	366

(款) 15. 府支出金 (項) 1. 府負担金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				2. 児童福祉費負担金	397,651	子どものための教育・保育給付費負担金 391,053 児童入所施設措置費等負担金 2,225 未熟児養育医療費負担金 756 子育てのための施設等利用給付交付金 3,617
				3. 児童手当負担金	122,166	児童手当負担金 122,166
				4. 生活保護費負担金	47,992	生活保護費負担金 47,992
2. 衛生費府負担金	422	422	0	1. 保健衛生費負担金	422	行旅死亡人事務取扱負担金 422
3. 土木費府負担金	317,629	0	317,629	1. 地域整備費負担金	317,629	連続立体交差事業負担金 317,629
計	1,923,546	1,649,880	273,666			

(款) 15. 府支出金 (項) 2. 府補助金

1. 総務費府補助金	29,854	25,749	4,105	1. 総務管理費補助金	29,854	市町村振興補助金 25,000 総合相談事業交付金 2,854 大阪版地方分権推進制度交付金(あらたに生じた土地の確認) 23 大阪版地方分権推進制度交付金(特定非営利活動法人の設立認証) 329 大阪版地方分権推進制度交付金(旅券発給事務) 1,648
2. 民生費府補助金	464,678	442,022	22,656	1. 社会福祉費補助金	102,206	身体障害者手帳無料診断事業補助金 369 障害者支援パッケージ移譲事務交付金 1,613 遺家族等援護事務費補助金 48 障害者福祉事業事務費補助金 5 老人クラブ助成事業補助金 1,335 重度障害者等住宅改造助成事業補助金 1,050 地域生活支援事業費補助金 12,375

(款) 15. 府支出金 (項) 2. 府補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						療育手帳事務交付金 26
						大阪版地方分権推進制度交付金 (障がい者相談員) 62
						大阪版地方分権推進制度交付金 (精神障がい者保健福祉手帳交付)
						2,514
						地域福祉・高齢者福祉交付金 24,105
						大阪版地方分権推進制度交付金 (精神通院医療) 727
						重層的支援体制整備事業交付金 52,387
大阪版地方分権推進制度交付金 (児童福祉施設設置認可事務等) 5,590						
				2. 児童福祉費補助金	236,674	子ども・子育て支援交付金 105,379
						新子育て支援交付金 (優先配分枠) 15,352
						新子育て支援交付金 (成果配分枠) 17,401
						施設型給付費等地方単独費用補助金 51,691
						新子育て支援交付金 子育て支援 (市町村計画) 枠 22,165
						保育対策総合支援事業費補助金 4,686
						子どもの貧困緊急対策事業費補助金 20,000
				3. 障害者医療費補助金	78,284	障害者医療費助成事業費補助金 78,284
						4. 乳幼児医療費補助金
				5. ひとり親家庭医療費補助金	24,170	ひとり親家庭医療費助成事業費補助金 24,170
3. 衛生費府補助金	7,194	13,669	△6,475	1. 保健衛生費補助金	7,194	保健事業補助金 2,777
						公害防止事務費交付金 413
						大気汚染測定局維持管理費補助金 217
						風しんワクチン等接種事業補助金 353
						予防接種事故救済等対策費補助金 427
						大阪版地方分権推進制度交付金 (鳥獣飼養登録・捕獲許可等) 212
						大阪版地方分権推進制度交付金 (深夜営業等制限規制事務) 30

(款) 15. 府支出金 (項) 2. 府補助金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						大阪版地方分権推進制度交付金(屋外広告事務) 25 大阪版地方分権推進制度交付金(獣医師の届出受理) 25 大阪版地方分権推進制度交付金(専用水道布設工事設計の確認等)) 23 自殺対策強化事業補助金 86 造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金 50 出産・子育て応援交付金 1,166 妊婦のための支援給付費補助金 1,390
4. 農林水産業費府補助金	1,516	1,900	△384	1. 農業費補助金	1,516	農業委員会交付金 695 経営所得安定対策等推進事業費補助金 507 大阪版地方分権推進制度交付金(土地改良区設立認可指導検査等)) 24 大阪版地方分権推進制度交付金(生産事業者登録検査等) 24 大阪版地方分権推進制度交付金(農地転用許可大臣協議等) 25 大阪版地方分権推進制度交付金(農事組合法人指導監督事務)) 24 大阪版地方分権推進制度交付金(農地転用許可等) 25 大阪版地方分権推進制度交付金(農用地区域内開発行為許可等)) 24 大阪版地方分権推進制度交付金(大阪版認定農業者経営計画受理) 24 大阪版地方分権推進制度交付金(農空間制度計画受理協議同意)) 24 大阪版地方分権推進制度交付金(農薬・肥料・果樹園) 72 大阪版地方分権推進制度交付金(入会林野整備計画の認可等)) 24 大阪版地方分権推進制度交付金(生産森林組合の設立認可等)) 24
5. 商工費府補助金	30,241	29,424	817	1. 商工費補助金	30,241	消費者行政推進事業補助金 3,308 大阪版地方分権推進制度交付金(商工会議所届出) 26

(款) 15. 府支出金 (項) 2. 府補助金

(単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						大阪版地方分権推進制度交付金 (指定物資の指示等) 50 石油貯蔵施設立地対策等補助金 26,857
6. 土木費府補助金	2,339	3,276	△937	1. 都市計画費補助金	2,290	都市計画法等事務取扱交付金 25 建築基準法施行事務取扱交付金 101 大阪版地方分権推進制度交付金 (開発行為の許可等) 403 震災対策推進事業補助金 1,687 大阪版地方分権推進制度交付金 (再開発事業計画の認定等) 74
				2. 住宅費補助金	25	大阪版地方分権推進制度交付金 (住宅関係) 25
				3. 道路橋りょう費補助金	24	大阪版地方分権推進制度交付金 (一般自動車道に係る立入許可) 24
7. 消防費府補助金	4,368	4,619	△251	1. 消防費補助金	4,368	消防運営費補助金 1,413 大阪版地方分権推進制度交付金 (産業保安行政事務) 2,955
8. 教育費府補助金	16,457	2,632	13,825	1. 教育総務費補助金	15,936	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業補助金 720 スクールソーシャルワーカー配置事業費補助金 1,165 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金 100 不登校対策支援員配置事業補助金 13,951
				2. 社会教育費補助金	521	教育コミュニティづくり推進事業費補助金 521
計	556,647	523,291	33,356			

(款) 15. 府支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	140,937	90,272	50,665	1. 総務管理費委託金	100	人権啓発活動地方委託金 100
				2. 徴税費委託金	86,000	府税徴収委託金 86,000
				3. 戸籍住民基本台帳費委託金	60	厚生統計調査交付金 60

(款) 15. 府支出金 (項) 3. 委託金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				4. 統計調査費委託金	29,260	国勢調査委託金 29,119 経済センサス活動調査準備委託金 128 学校基本調査委託金 13
				5. 選挙費委託金	25,517	参議院議員選挙費委託金 25,517
2. 民生費委託金	23	25	△2	1. 社会福祉費委託金	23	大阪府福祉のまちづくり条例委任事務取扱交付金 23
3. 衛生費委託金	298	297	1	1. 保健衛生費委託金	298	所有者不明の犬・ねこ等の動物の死体処理費交付金 98 違法屋外広告物除却交付金 200
4. 土木費委託金	668,281	757,478	△89,197	1. 地域整備費委託金	668,106	連続立体交差事業委託金 668,106
				2. 都市計画費委託金	175	都市計画基礎調査委託金 175
計	809,539	848,072	△38,533			

(款) 16. 財産収入 (項) 1. 財産運用収入

1. 利子及び配当金	17,546	13,261	4,285	1. 利子及び配当金	17,546	財政調整基金利子 15,986 保健医療基金利子 1,560
2. 財産貸付収入	55,494	55,628	△134	1. 土地建物貸付収入	55,494	土地賃貸料 55,494
計	73,040	68,889	4,151			

(款) 16. 財産収入 (項) 2. 財産売却収入

1. 物品売却収入	706	490	216	1. 物品売却収入	706	物品売却収入 706
2. 不動産売却収入	10,000	463,915	△453,915	1. 土地売却収入	10,000	土地売却収入 10,000
計	10,706	464,405	△453,699			

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 指定寄附金	207,912	66,000	141,912	1. 指定寄附金	207,912	ふるさと寄附金 150,000 ふるさと寄附金 (企業版ふるさと納税分) 57,912
計	207,912	66,000	141,912			

(款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

1. 介護保険特別会計繰入金	19,580	18,870	710	1. 介護保険特別会計繰入金	19,580	介護保険特別会計繰入金 19,580
2. 下水道事業会計繰入金	8,264	4,132	4,132	1. 下水道事業会計繰入金	8,264	人件費繰入金 3,327 事務費繰入金 4,937
水道事業会計繰入金	0	8,421	△8,421			
計	27,844	31,423	△3,579			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,158,424	984,697	173,727	1. 財政調整基金繰入金	1,158,424	財政調整基金繰入金 1,118,390 財政調整基金繰入金 (ふるさと寄附分) 38,160 財政調整基金繰入金 (教育指定寄附分) 874 財政調整基金繰入金 (公園事業指定寄附分) 1,000
2. 福祉基金繰入金	2,501	1,000	1,501	1. 福祉基金繰入金	2,501	福祉基金繰入金 2,501
3. 保健医療基金繰入金	201,218	184,477	16,741	1. 保健医療基金繰入金	201,218	保健医療基金繰入金 201,218
4. 緑化基金繰入金	6,702	7,052	△350	1. 緑化基金繰入金	6,702	緑化基金繰入金 6,702
5. 文化・スポーツ・国際交流振興基金繰入金	9,530	9,530	0	1. 文化・スポーツ・国際交流振興基金繰入金	9,530	文化・スポーツ・国際交流振興基金繰入金 9,530

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
6. 奨学基金繰入金	1,710	2,600	△890	1. 奨学基金繰入金	1,710	奨学基金繰入金 1,710
7. 石油貯蔵施設立地対策等基金繰入金	47,124	0	47,124	1. 石油貯蔵施設立地対策等基金繰入金	47,124	石油貯蔵施設立地対策等基金繰入金 47,124
8. 森林環境譲与税基金繰入金	10,388	5,290	5,098	1. 森林環境譲与税基金繰入金	10,388	森林環境譲与税基金繰入金 10,388
9. 災害被災者等支援基金繰入金	600	600	0	1. 災害被災者等支援基金繰入金	600	災害被災者等支援基金繰入金 600
土地開発基金繰入金	0	20,226	△20,226			
公共施設整備基金繰入金	0	1,777	△1,777			
計	1,438,197	1,217,249	220,948			

(款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	100	100	0	1. 前年度繰越金	100	前年度繰越金 100
計	100	100	0			

(款) 20. 諸収入 (項) 1. 延滞金・加算金及び過料

1. 延滞金	11,500	11,500	0	1. 延滞金	11,500	市民税分延滞金 5,500 その他分延滞金 6,000
計	11,500	11,500	0			

(款) 20. 諸収入 (項) 2. 貸付金元利収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 貸付金元利収入	12,626	12,803	△177	1. 貸付金元利収入	12,626	奨学金貸付金元金返還金 12,626
計	12,626	12,803	△177			

(款) 20. 諸収入 (項) 3. 雑入

1. 雑入	463,596	471,973	△8,377	1. 実費弁償金	216,763	庁舎自動販売機等光熱水費弁償金 218 庁舎維持管理費社会福祉協議会弁償金 2,406 証明写真機電気料弁償金 11 行政資料コーナー複写実費弁償金 24 情報提供に係る実費弁償金 6 市有物件補償共済保険受益者負担金 3 案内地図電気料弁償金 3 職員健康診断委託料厚生会弁償金 56 給与事務電算委託等厚生会弁償金 97 放送受信料厚生会弁償金 6 組合事務所電気料弁償金 117 PHS公衆無線基地局電気料弁償金 166 ふれあいゾーン複合センター光熱水費弁償金 3,950 ふれあいゾーン複合センター駐車場使用料弁償金 4,728 ふれあい健康増進センター光熱水費弁償金 232 羽衣複合施設慶翠苑電気料弁償金 34 老人保健施設等電気料弁償金 35,449 老人保健施設等自家用電気工作物保安管理費実費弁償金 421 保育所給食弁償金 7,580 児童発達支援センター給食等弁償金 2,758 園外保育実費弁償金 75 延長保育実費弁償金 174 公立幼稚園預かり保育実費弁償金 327 高師浜運動施設電気料等弁償金 100
-------	---------	---------	--------	----------	---------	--

(款) 20. 諸収入 (項) 3. 雑入

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						オーパス・スポーツ施設情報システム利用登録費弁償金 156
						総合体育館電気料弁償金 215
						公民館複写実費弁償金 21
						消防施設内電気料弁償金 111
						公民館電気料弁償金 132
						庁舎維持管理費下水道事業弁償金 2,237
						内部情報系システム下水道事業弁償金 1,743
						公立幼稚園バス実費弁償金 582
						小学校給食弁償金 136,116
						中学校給食弁償金 8,922
						職員健康診断委託料下水道事業弁償金 116
						高師浜総合運動施設駐車場用地弁償金 254
						学校体育施設空調に係る実費弁償金 307
						旧保健センター光熱水費弁償金 2,841
						窓口案内システム電気料弁償金 12
						羽衣バスターミナル電気料弁償金 32
						大阪府河川協会助成金 100
						庁舎維持管理費大阪広域水道企業団弁償金 2,982
						内部情報系システム大阪広域水道企業団弁償金 943
				2. 雑入	246,833	電話料 25
						日本スポーツ振興センター共済掛金保護者徴収金 1,979
						王子川排水機場維持管理負担金 15,830
						芦田川排水機場管理委託金 13,870
						雇用保険料本人負担分 5,604
						広報紙等広告掲載料 1,620
						関西国際空港利用促進・PR事業支出金 1,170
						自転車等駐車場指定管理者納付金 5,500
						建築確認調査報告書作成業務協力金 937
						大阪府市町村振興協会市町村交付金 30,000
						大阪府後期高齢者医療広域連合派遣負担金精算金 9,836

(款) 20. 諸収入 (項) 3. 雑入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						障害児通所給付費交付金 81,600
						都市計画図売却代金 16
						緑の募金緑化推進事業等交付金 6
						農業者年金業務手数料 41
						P R グッズ売却代金 385
						メンタルヘルス研修補助金 80
						市史売却代金 25
						案内地区広告掲載料 660
						生活保護法第63条による返還金 500
						生活保護法第78条による徴収金 100
						拾得金満期受領金 1
						施設管理協力金 1,032
						太陽光発電余剰電力売却収入 82
						調理実習受講料 77
						コミュニティ助成金 3,500
						消防団員等公務災害補償等共済基金損害補償費 60
						スポーツ施設予約システム総合体育館等利用料金 9,790
						ふれあいゾーン複合センター指定管理料還元金 1,793
						消防団員退職報償金支給金 1,336
						自立支援給付費返還金 840
						実習生受入料 70
						収入印紙売払収入 21,666
						収入印紙売払手数料 433
						高師浜総合運動施設指定管理者納付金 7,000
						スポーツ施設予約システム高師浜総合運動施設利用料金 17,167
						窓口案内システム広告掲載料 33
						P R 自動販売機納付金 180
						後期高齢者医療保健事業委託金 9,850
						財産管理人選任申立予納金等返還金 660
						使用済み食用油売却収入 339

(款) 20. 諸収入 (項) 3. 雑入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						子ども活動支援金 1,000 放課後の子どもの居場所づくり事業傷害保険料 80 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会補助金 60
計	463,596	471,973	△8,377			

(款) 20. 諸収入 (項) 市預金利子

市預金利子	0	5	△5			
計	0	5	△5			

(款) 21. 市債 (項) 1. 市債

1. 総務債	6,200	193,600	△187,400	1. 総務管理債	6,200	複合コミュニティセンター改修事業債 6,200
2. 衛生債	116,100	116,300	△200	1. 保健衛生債	116,100	総合ライフケアセンター改修事業債 116,100
3. 土木債	544,700	831,200	△286,500	1. 道路橋りょう債	43,900	橋りょう長寿命化事業債 4,600 道路舗装繕繕事業債 27,500 南海中央線整備事業債 11,800
				2. 都市計画債	500,800	南海中央線新設事業債 173,600 連続立体交差事業債 183,300 蓮池公園整備事業債 120,500 羽衣駅周辺整備事業債 23,400
4. 消防債	682,900	0	682,900	1. 消防債	682,900	高石消防署改修事業債 6,800 防災行政無線整備事業債 650,200 高師浜出張所改修事業債 17,900 衛星無線等再整備事業債 8,000
5. 教育債	163,700	225,200	△61,500	1. 小学校債	18,700	小学校受変電設備改修事業債 18,700

(款) 21. 市債 (項) 1. 市債

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2. 中学校債	45,200	中学校給食棟改修事業債 39,800 中学校受変電設備改修事業債 5,400
				3. 社会教育債	99,800	たかいし市民文化会館設備改修事業債 99,800
臨時財政対策債	0	100,000	△100,000			
計	1,513,600	1,466,300	47,300			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 議会費	224,890	228,296	△3,406	65	33			224,792	1. 報酬	96,707	事務局費 53,445
											1 報酬 2,027
									2. 給料	19,789	会計年度任用職員報酬 2,027
									3. 職員手当等	57,611	2 給料 19,789
											一般職給 19,789
									4. 共済費	33,212	3 職員手当等 15,951
											扶養手当 668
									8. 旅費	2,855	地域手当 2,472
											管理職手当 2,016
									9. 交際費	300	住居手当 177
											通勤手当 174
									10. 需用費	1,657	期末手当 5,675
											勤勉手当 4,695
									11. 役務費	663	時間外勤務手当 74
											4 共済費 7,838
									12. 委託料	3,947	共済組合負担金 7,838
											8 旅費 765
									13. 使用料及び 賃借料	716	職員出張旅費 686
											費用弁償 79
									18. 負担金補助 及び交付金	7,433	10 需用費 1,657
											消耗品費 428
											印刷製本費 1,157
											修繕料 50
											食糧費 22
											11 役務費 663
											通信運搬費 51
											手数料 541
											プロバイダ料 71

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										12 委託料 3,947 議場等放送設備保守点検業務委託料 363 議会会議録関係業務委託料 3,380 声のたかいし議会だより発行業務委託料 204 13 使用料及び賃借料 716 自動車借上料 716 18 負担金補助及び交付金 92 研修等参加負担金 92	
										議会費 171,445	
										1 報酬 94,680 議員報酬 94,680 3 職員手当等 41,660 議員期末手当 41,660 4 共済費 25,374 議員共済会負担金 25,374 8 旅費 2,090 費用弁償 2,090 9 交際費 300 交際費 300 18 負担金補助及び交付金 7,341 研修等参加負担金 184 全国議長会負担金 421 近畿議長会負担金 50 大阪府議長会負担金 66	

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										大阪府南部議長会負担金 100 政務活動費 6,480 石油基地協議会分担金 20 高速自動車道協議会負担金 20	
計	224,890	228,296	△3,406	65	33			224,792			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	786,817	741,065	45,752				5,065	781,752	1. 報酬	12,277	一般管理費	786,817
									2. 給料	270,001	1 報酬	12,277
									3. 職員手当等	223,393	会計年度任用職員報酬	12,277
									4. 共済費	273,036	2 給料	270,001
									7. 報償費	18	特別職給	19,560
									8. 旅費	337	一般職給	250,441
									10. 需用費	2,101	3 職員手当等	223,393
									11. 役務費	1,154	扶養手当	6,748
									13. 使用料及び 賃借料	4,408	地域手当	32,223
											管理職手当	16,179
											住居手当	5,248
											通勤手当	4,368
											児童手当	25,890
											期末手当	74,450
											勤勉手当	53,275
											退職手当	5,000
											時間外勤務手当	12
											4 共済費	273,036

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								18. 負担金補助及び交付金	42	共済組合負担金 184,568 雇用保険料負担金 4,705	
								26. 公課費	50	厚生年金保険料負担金 83,763 7 報償費 18 新年互礼会報償費 18 8 旅費 337 職員出張旅費 5 費用弁償 332 10 需用費 2,101 消耗品費 40 印刷製本費 614 修繕料 413 燃料費 1,034 11 役務費 1,154 自動車損害共済保険料 261 市民総合賠償補償保険料負担金 893 13 使用料及び賃借料 4,408 自動車借上料 2,445 駐車場借上料 66 施設使用料 497 駐車場使用料 400 有料道路使用料 1,000 18 負担金補助及び交付金 42 北方領土返還運動推進大阪府民会議会費 12 高石防災協会負担金 30 26 公課費 50	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										自動車重量税 50	
2. 文書費	26,181	25,548	633				643	25,538	1. 報酬	270	文書費 22,271
									3. 職員手当等	198	1 報酬 225 情報公開審査会委員報酬 135
									8. 旅費	55	個人情報保護審査会委員報酬 90
									10. 需用費	4,066	3 職員手当等 38 時間外勤務手当 38
									11. 役務費	11,750	8 旅費 43 職員出張旅費 9
									12. 委託料	4,102	費用弁償 34 10 需用費 4,065
									13. 使用料及び 賃借料	5,710	消耗品費 3,634 印刷製本費 358
									17. 備品購入費	30	修繕料 70 食糧費 3 11 役務費 11,750 通信運搬費 11,749 建物総合損害共済基金分担金 1
											12 委託料 725 廃棄文書リサイクル溶解業務委託料 104 印刷機等保守点検業務委託料 246 郵便料金計器保守点検業務委託料 375 13 使用料及び賃借料 5,395

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										複写機借上料 4,695 情報公開・個人情報保護Webサービス利用料 40 郵便料金計器借上料 660 17 備品購入費 30 器具費 13 図書購入費 17 法規費 3,910 1 報酬 45 行政不服審査会委員報酬 45 3 職員手当等 160 時間外勤務手当 160 8 旅費 12 職員出張旅費 7 費用弁償 5 10 需用費 1 食糧費 1 12 委託料 3,377 例規システムデータ更新等委託料 1,782 法律顧問料 1,320 個人情報保護研修業務委託料 275 13 使用料及び賃借料 315 法制執務Webサービス利用料 315	
3. 秘書費	4,034	5,688	△1,654					4,034	3. 職員手当等 343	秘書費 4,034 3 職員手当等 343	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								7. 報償費	50	時間外勤務手当 343	
								8. 旅費	1,418	7 報償費 50 市表彰条例等による報償費 50	
								9. 交際費	560	8 旅費 1,418 職員出張旅費 1,418	
								10. 需用費	378	9 交際費 560 交際費 560	
								11. 役務費	37	10 需用費 378 消耗品費 98	
								13. 使用料及び 賃借料	339	印刷製本費 81 修繕料 90	
								18. 負担金補助 及び交付金	894	燃料費 97 食糧費 12	
								26. 公課費	15	11 役務費 37 自動車損害共済保険料 37 13 使用料及び賃借料 339 自動車借上料 308 施設使用料 31 18 負担金補助及び交付金 894 全国都市問題会議参加費 13 近畿市長会分担金 135 大阪府市長会分担金 301 全国市長会分担金 357 全国青年市長会負担金 30 全国青年市長会総会負担金 58	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										26 公課費 15 自動車重量税 15	
4. 人事管理費	33,622	34,043	△421				14,343	19,279	1. 報酬 3,521	人事管理費 29,335	
									3. 職員手当等 2,039	1 報酬 3,521 会計年度任用職員報酬 2,777	
									4. 共済費 2,350	産業医報酬 744	
									7. 報償費 1,001	3 職員手当等 2,039 期末手当 579 勤勉手当 486	
									8. 旅費 328	時間外勤務手当 974	
									10. 需用費 414	4 共済費 2,350 地方公務員災害補償基金分 担金 2,350	
									11. 役務費 168	7 報償費 96 医師出動報償費 96	
									12. 委託料 12,289	8 旅費 73 職員出張旅費 73	
									13. 使用料及び 賃借料 825	10 需用費 401 消耗品費 357	
									18. 負担金補助 及び交付金 10,687	印刷製本費 28 医薬材料費 16	
										11 役務費 168 手数料 168	
										12 委託料 10,089 職員健康診断委託料 9,478 昇格試験業務委託料 171 職員採用試験業務委託料 440	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										13 使用料及び賃借料 825 採用管理システム利用料 495 W e b 面接システム利用料 330 18 負担金補助及び交付金 9,773 非常勤職員公務災害補償等 認定委員会審査会分担金 25 福利厚生事務負担金 9,738 安全運転管理者部会等年会 費 10 職員研修費 4,287 7 報償費 905 研修講師謝礼 905 8 旅費 255 職員出張旅費 255 10 需用費 13 消耗品費 13 12 委託料 2,200 職員研修委託料 2,200 18 負担金補助及び交付金 914 研修等参加負担金 914	
5. 契約検査費	434	458	△24					434	1. 報酬	54	契約検査費 434 1 報酬 54
									3. 職員手当等	203	入札等監視委員会委員報酬 54

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								8. 旅費	13	3 職員手当等 203 時間外勤務手当 203	
								10. 需用費	5	8 旅費 13 職員出張旅費 4	
								11. 役務費	119	費用弁償 9 10 需用費 5	
								13. 使用料及び 賃借料	40	消耗品費 5 11 役務費 119 手数料 119 13 使用料及び賃借料 40 自治体契約実務Webサー ビス利用料 40	
6. 広報広聴費	31,981	32,208	△227	146	402		12,344	19,089	3. 職員手当等	806	広報広聴費 15,522 3 職員手当等 707 時間外勤務手当 707
								7. 報償費	30	7 報償費 30 行政相談委員謝礼 30	
								8. 旅費	11	8 旅費 8 職員出張旅費 8	
								10. 需用費	6,545	10 需用費 6,481 消耗品費 253	
								11. 役務費	2,266	印刷製本費 6,106 修繕料 118 食糧費 4	
								12. 委託料	2,283	11 役務費 2,266 通信運搬費 52	
								13. 使用料及び 賃借料	3,723	手数料 2,214 12 委託料 2,283 法律相談業務委託料 1,629	
								18. 負担金補助 及び交付金	16,317		

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										声の広報制作業務委託料 456 ホームページ維持管理業務委託料 198 13 使用料及び賃借料 3,723 コンピュータ機器借上料 1,011 ソフトウェア使用料 2,712 18 負担金補助及び交付金 24 日本広報協会負担金 24 自治振興費 16,459 3 職員手当等 99 時間外勤務手当 99 8 旅費 3 職員出張旅費 3 10 需用費 64 消耗品費 64 18 負担金補助及び交付金 16,293 自治振興補助金 4,000 防犯灯電気料金補助金 4,475 防犯灯設置補助金 800 自治会研修等参加負担金 18 コミュニティ助成事業補助金 2,500 地域コミュニティ再生支援事業補助金 4,500	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明										
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額									
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他													
7. 財政管理費	1,914	1,969	△55					1,914	3. 職員手当等	1,000	財政管理費	1,914								
															3 職員手当等	1,000				
															時間外勤務手当	1,000				
									8. 旅費	5	8 旅費	5								
									10. 需用費	421	10 需用費	421								
											職員出張旅費	5								
											10 需用費	421								
											13 使用料及び賃借料	488								
											消耗品費	128								
											印刷製本費	293								
											13 使用料及び賃借料	488								
											地方財務実務大利用料	48								
											公会計システム利用料	440								
8. 会計管理費	36,453	29,565	6,888					36,453	1. 報酬	5,574	会計管理費	36,453								
																			1 報酬	5,574
																			会計年度任用職員報酬	5,574
																			3 職員手当等	2,378
																			期末手当	1,139
																			10. 需用費	525
																			勤勉手当	957
											時間外勤務手当	282								
											8 旅費	53								
											職員出張旅費	2								
											費用弁償	51								
											10 需用費	525								
											消耗品費	156								
											印刷製本費	369								
											11 役務費	26,324								
											手数料	183								
											現金盗難保険料	112								

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										指定金融機関事務取扱手数料 26,029 13 使用料及び賃借料 1,599 データ伝送サービス利用料 1,599	
9. 財産管理費	131,988	399,736	△267,748				69,158	62,830	1. 報酬	270	財産管理費 5,116
									1 報酬	270	1 報酬 270
									3. 職員手当等	405	財産評価委員会委員報酬 270
									8. 旅費	5	3 職員手当等 時間外勤務手当 3
									10. 需用費	51,207	8 旅費 5 費用弁償 5
									11. 役務費	5,520	10 需用費 103 修繕料 100
									12. 委託料	70,804	食糧費 3
									13. 使用料及び賃借料	2,932	11 役務費 160 手数料 140 建物総合損害共済基金分担金 20
									15. 原材料費	3	12 委託料 4,329 外壁等状態監視業務委託料 3,190
									17. 備品購入費	599	市有地等敷地内除草・清掃 作業業務委託料 339 不動産鑑定業務委託料 800
									24. 積立金	243	15 原材料費 3 材料費 3
											24 積立金 243

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										財産区積立金 243	
										庁舎管理費 126,872	
										3 職員手当等 402	
										時間外勤務手当 402	
										10 需用費 51,104	
										消耗品費 2,059	
										修繕料 3,369	
										燃料費 840	
										光熱水費 44,836	
										11 役務費 5,360	
										通信運搬費 4,530	
										手数料 571	
										建物総合損害共済基金分担金 259	
										12 委託料 66,475	
										ごみ収集運搬委託料 634	
										電話交換業務委託料 7,302	
										設備等総合管理業務委託料 15,576	
										特定建築物定期調査及び建築設備検査報告業務委託料 968	
										消防設備保守点検業務委託料 1,023	
										エレベーター保守点検業務委託料 432	
										清掃管理業務委託料 12,764	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										総合警備管理業務委託料 25,520 内線電話機新設・移設業務委託料 100 駐車場機器保守管理業務委託料 1,782 除草等業務委託料 374 13 使用料及び賃借料 2,932 放送受信料 142 衛生器具借上料 113 機器借上料 2,677 17 備品購入費 599 器具費 599	
10. 企画費	671,109	278,946	392,163	250,548	25,383		20,171	375,007	1. 報酬 2,324	企画費 1,560	
									3. 職員手当等 3,496	1 報酬 135 行政計画審議会委員報酬 135	
									7. 報償費 60,680	3 職員手当等 495 時間外勤務手当 495	
									8. 旅費 753	8 旅費 68 職員出張旅費 58	
									10. 需用費 7,335	費用弁償 10 10 需用費 103	
									11. 役務費 11,617	消耗品費 101 食糧費 2	
									12. 委託料 367,559	12 委託料 109 会議録作成業務委託料 109	
									13. 使用料及び賃借料 189,667	13 使用料及び賃借料 530 施設使用料 2	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								17. 備品購入費	1,918	行政情報インターネットサービス使用料 528	
								18. 負担金補助及び交付金	25,760	18 負担金補助及び交付金 120 泉州市・町関西国際空港推進協議会分担金 120	
										情報化推進費 558,701	
										1 報酬 2,027 会計年度任用職員報酬 2,027	
										3 職員手当等 1,842 期末手当 415 勤勉手当 348 時間外勤務手当 1,079	
										8 旅費 44 職員出張旅費 44	
										10 需用費 2,424 消耗品費 2,424	
										11 役務費 1,640 通信運搬費 1,640	
										12 委託料 351,246 内部情報系LANシステム 保守点検業務委託料 7,328 住民基本情報系システム保守点検業務委託料 6,920 コンビニ収納委託料 40 住民基本情報系システム帳票出力業務委託料 49,103	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										L G W A N 機器等保守点検 業務委託料 1,854 自治体中間サーバプラッ フォーム用機器等保守委託 料 127 インターネット系 L A N シ ステム保守点検業務委託料 2,134 空調設備保守点検業務委託 料 567 ガバメントクラウド接続ネ ットワーク保守点検業務委 託料 6,455 コンビニ交付システム更新 業務委託料 9,713 自治体中間サーバプラッ フォーム接続用機器更新業 務委託料 3,386 電子契約システム構築業務 委託料 1 自治体システム標準化業務 委託料 263,618 13 使用料及び賃借料 188,530 L G W A N 機器等借上料 2,876 住民基本情報系システム賃 借料 8,026 ライセンス使用料 7,259	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										内部情報系LANシステム 賃貸借料 26,369 自治体クラウド利用料 40,164 サーバ室空調設備賃貸借料 2,332 大阪版自治体情報セキュリ ティクラウド利用料 1,702 コンビニ交付サービス利用 料 2,890 自治体情報セキュリティ向 上プラットフォーム使用料 150 大容量ファイル送受信サー ビス使用料 119 インターネット系LANシ ステム賃貸借料 2,605 電子申請システム利用料 1,980 ビジネスチャットツール利 用料 185 L G W A N回線利用料 1,278 L G C S利用料 1,954 自治体標準システム利用料 45,676 ノーコードシステム利用料 381 電子契約システム利用料 1	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										ガバメントクラウド利用料 42,583	
										17 備品購入費 900	
										コンピュータ機器購入費 900	
										18 負担金補助及び交付金 10,048	
										地方公共団体情報システム 機構負担金 90	
										中間サーバの利用に係る負 担金 7,230	
										コンビニ交付サービス負担 金 2,728	
										地域振興費 100,903	
										3 職員手当等 679	
										時間外勤務手当 679	
										7 報償費 60,680	
										地域活性化事業報償費 30	
										ふるさと寄附金謝礼 59,400	
										大阪・関西万博・大阪ウイ ーク出展者報償費 1,250	
										8 旅費 483	
										職員出張旅費 483	
										10 需用費 564	
										消耗品費 506	
										印刷製本費 58	
										11 役務費 9,845	
										通信運搬費 60	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										ふるさと寄附金取扱手数料 9,785	
										12 委託料 11,498	
										ふるさと寄附金業務委託料 10,758	
										企業版ふるさと納税支援業 務委託料 440	
										大阪・関西万博・大阪ウィ ーク展示パネル等製作業務 委託料 300	
										13 使用料及び賃借料 569	
										ふるさと寄附金インターネ ットサービス使用料 231	
										イベント出展料 338	
										17 備品購入費 993	
										器具費 993	
										18 負担金補助及び交付金 15,592	
										日本国際博覧会子ども招待 事業負担金 9,124	
										大阪観光局賛助会費 30	
										観光振興事業補助金 250	
										万博首長連合負担金 100	
										工場夜景関係負担金 150	
										K I X泉州ツーリズムビュ ーロー負担金 2,075	
										地場産品開発・改良支援事 業補助金 2,000	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										2市1町周遊企画事業負担金 1,000	
										高石市姉妹都市協会補助金 800	
										ふるさと寄附金大学等支援事業補助金 63	
										公民連携推進費 9,945	
										1 報酬 162	
										旧市民会館・図書館の活用 に係る検討委員会委員報酬 162	
										3 職員手当等 480	
										時間外勤務手当 480	
										8 旅費 158	
										職員出張旅費 50	
										費用弁償 108	
										10 需用費 4,244	
										修繕料 200	
										光熱水費 4,044	
										11 役務費 132	
										通信運搬費 120	
										建物総合損害共済基金分担金 12	
										12 委託料 4,706	
										大阪・関西万博・大阪ウイ ーク出展業務委託料 3,000	
										自家用電気工作物保安管理 業務委託料 276	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										テレビジョン電波障害防除 施設保守業務委託料 14 消防設備点検業務委託料 47 警備管理業務委託料 1,369 13 使用料及び賃借料 38 器具借上料 38 17 備品購入費 25 器具費 25	
11. 公平委員会 費	11,791	11,582	209					11,791	1. 報酬 888	公平委員会費 11,791	
									2. 給料 4,936	1 報酬 888 委員長報酬 336 委員報酬 552	
									3. 職員手当等 3,528	2 給料 4,936 一般職給 4,936	
									4. 共済費 2,051	3 職員手当等 3,528 扶養手当 78	
									8. 旅費 299	地域手当 597 管理職手当 408	
									10. 需用費 15	期末手当 1,337 勤勉手当 1,108	
									18. 負担金補助 及び交付金 74	4 共済費 2,051 共済組合負担金 2,051 8 旅費 299 職員出張旅費 97 費用弁償 202 10 需用費 15 消耗品費 15 18 負担金補助及び交付金 74	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										全国公平委員会連合会等負担金 74	
12. 人権推進費	10,608	9,665	943	2,700	1,545			6,363	1. 報酬	4,630	人権推進費 6,402
											1 報酬 2,315
									3. 職員手当等	1,836	会計年度任用職員報酬 2,315
									7. 報償費	640	3 職員手当等 904
											期末手当 483
									8. 旅費	482	勤勉手当 406
											時間外勤務手当 15
									10. 需用費	228	7 報償費 315
											平和ハガキ作成謝礼 51
									12. 委託料	502	人権啓発・擁護活動等報償費 224
									18. 負担金補助及び交付金	2,290	戦争の語り部講話会謝礼 40
											8 旅費 380
											職員出張旅費 361
											費用弁償 19
											10 需用費 198
											消耗品費 186
											食糧費 12
											18 負担金補助及び交付金 2,290
											研修等参加負担金 42
											人権教育啓発推進センター負担金 40
											日本非核宣言自治体協議会分担金 60

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										堺人権擁護委員協議会助成金 129 人権啓発・人材養成事業に関する市町村分担金 238 高石市事業所人権教育推進連絡協議会補助金 381 高石市人権協会補助金 1,400 男女共同参画費 4,206 1 報酬 2,315 会計年度任用職員報酬 2,315 3 職員手当等 932 期末手当 483 勤勉手当 406 時間外勤務手当 43 7 報償費 325 講師謝礼 210 一時保育報償費 25 男女共同参画懇話会委員報償費 90 8 旅費 102 職員出張旅費 10 費用弁償 92 10 需用費 30 消耗品費 30 12 委託料 502 女性相談業務委託料 502	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
13. 交通安全保持費	23,933	24,229	△296				5,794	18,139	1. 報酬	4,724	交通安全保持費 23,933
											1 報酬 4,724
									3. 職員手当等	2,048	会計年度任用職員報酬 4,454
									7. 報償費	87	指定管理者候補者選定委員会委員報酬 270
									8. 旅費	250	3 職員手当等 2,048
									10. 需用費	313	期末手当 920
									11. 役務費	70	勤勉手当 773
									12. 委託料	9,374	時間外勤務手当 355
									13. 使用料及び賃借料	2,086	7 報償費 87
									18. 負担金補助及び交付金	4,972	交通安全運動等報償費 87
									26. 公課費	9	8 旅費 250
											職員出張旅費 6
											費用弁償 244
											10 需用費 313
											消耗品費 27
											修繕料 144
											光熱水費 142
											11 役務費 70
											通信運搬費 38
											自動車損害共済保険料 31
											建物総合損害共済基金分担金 1
											12 委託料 9,374
											放置自転車等対策業務委託料 9,374
											13 使用料及び賃借料 2,086
											土地賃借料 2,086

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										18 負担金補助及び交付金 4,972 交通安全推進協議会補助金 500 交通安全協会交付金 800 自転車用ヘルメット購入費 補助金 1,700 大規模修繕負担金 1,972 26 公課費 自動車重量税 9	
14. コミュニテ ィ施設費	5,665	6,572	△907				240	5,425	1. 報酬 8. 旅費 12. 委託料	108 5 5,552	コミュニティセンター費 5,665 1 報酬 108 指定管理者候補者選定委員 会委員報酬 108 8 旅費 5 費用弁償 5 12 委託料 5,552 管理業務委託料 5,552
15. 複合施設費	29,565	21,916	7,649			6,200	1,200	22,165	1. 報酬 3. 職員手当等 8. 旅費 10. 需用費 11. 役務費	2,142 782 29 5,317 190	複合コミュニティセンター費 29,565 1 報酬 2,142 会計年度任用職員報酬 2,142 3 職員手当等 782 期末手当 425 勤勉手当 357 8 旅費 29 費用弁償 29 10 需用費 5,317

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								12. 委託料	12,457	消耗品費 111 印刷製本費 50	
								13. 使用料及び 賃借料	13	修繕料 953 燃料費 16	
								14. 工事請負費	8,300	光熱水費 4,187 11 役務費 190	
								17. 備品購入費	326	通信運搬費 102 手数料 13	
								26. 公課費	9	自動車損害共済保険料 31 建物総合損害共済基金分担 金 44 12 委託料 12,457 空調設備保守点検業務委託 料 383 ごみ収集運搬委託料 27 管理業務委託料 7,900 自家用電気工作物保安管理 業務委託料 192 清掃管理業務委託料 2,425 警備管理業務委託料 730 受水槽清掃業務委託料 42 エレベーター保守点検業務 委託料 120 防災設備及び非常用自家発 電設備保守点検業務委託料 341 特殊建築物定期調査報告業 務委託料 297 13 使用料及び賃借料 13	

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										放送受信料 13	
										14 工事請負費 8,300	
										受変電設備改修工事費 8,300	
										17 備品購入費 326	
										器具費 326	
										26 公課費 9	
										自動車重量税 9	
諸費	0	1,930	△1,930						0		
計	1,806,095	1,625,120	180,975	253,394	27,330	6,200	128,958	1,390,213			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	164,121	140,543	23,578		79,594		2,800	81,727	1. 報酬	15,080	税務総務費 163,651
											1 報酬 14,612
									2. 給料	55,600	会計年度任用職員報酬 14,612
											2 給料 55,600
									3. 職員手当等	42,677	一般職給 55,600
											3 職員手当等 42,677
											扶養手当 1,071
											地域手当 6,355
		管理職手当 1,097									
		住居手当 1,690									
		通勤手当 1,138									
		期末手当 16,415									
		勤勉手当 13,520									
		時間外勤務手当 1,391									

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								12. 委託料	24,950	4 共済費 20,301 共済組合負担金 20,301	
								18. 負担金補助 及び交付金	4,913	8 旅費 343 職員出張旅費 102	
								22. 償還金利子 及び割引料	100	費用弁償 241 10 需用費 100 消耗品費 100 11 役務費 57 手数料 57 12 委託料 24,950 固定資産管理評価システム 業務委託料 11,341 標準宅地調査鑑定評価委託 料 13,391 コンビニ交付サービス事務 委託料 117 現地調査システム保守委託 料 101 18 負担金補助及び交付金 4,911 研修等参加負担金 40 税務協議会等負担金 4,871 22 償還金利子及び割引料 100 償還金及び利子 100	
										固定資産評価審査委員会費 470	
										1 報酬 468 委員長報酬 180 委員報酬 288	

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										18 負担金補助及び交付金 2 研修等参加負担金 2	
2. 賦課徴収費	58,398	58,520	△122		6,406		900	51,092	10. 需用費 532	賦課徴収費 18,398	
									11. 役務費 14,212	10 需用費 532 消耗品費 451 印刷製本費 81	
									13. 使用料及び賃借料 1,729	11 役務費 14,212 通信運搬費 10,778	
									18. 負担金補助及び交付金 1,925	手数料 3,434	
									22. 償還金利子及び割引料 40,000	13 使用料及び賃借料 1,729 機器借上料 1,185 預貯金等照会システム利用料 544	
										18 負担金補助及び交付金 1,925 大阪府域地方税徴収機構負担金 607 地方税共通納税システム負担金 968 軽自動車税環境性能割徴収事務負担金 350	
										市税還付金 40,000	
										22 償還金利子及び割引料 40,000 市税還付金及び還付加算金 40,000	
計	222,519	199,063	23,456		86,000		3,700	132,819			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	180,538	121,799	58,739	52,804	1,708		40,286	85,740	1. 報酬	24,706	戸籍費 71,036
											1 報酬 2,670
									2. 給料	36,799	会計年度任用職員報酬 2,670
									3. 職員手当等	35,727	2 給料 13,410
											一般職給 13,410
									4. 共済費	14,000	3 職員手当等 10,689
											扶養手当 416
									8. 旅費	625	地域手当 1,521
											住居手当 353
									10. 需用費	23,312	通勤手当 261
											期末手当 3,577
									11. 役務費	3,325	勤勉手当 2,961
											時間外勤務手当 1,600
									12. 委託料	38,291	4 共済費 4,933
											共済組合負担金 4,933
									13. 使用料及び賃借料	3,737	8 旅費 121
											職員出張旅費 7
									18. 負担金補助及び交付金	16	費用弁償 114
											10 需用費 657
											消耗品費 657
											11 役務費 3,068
											通信運搬費 3,068
											12 委託料 35,472
											戸籍総合管理システム保守
											点検業務委託料 2,394
											戸籍総合管理システム改修
											等業務委託料 3,311

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										戸籍振り仮名窓口等業務委託料 26,004 戸籍振り仮名通知書印刷発送等業務委託料 3,763 18 負担金補助及び交付金 16 戸籍住民基本台帳事務協議会負担金 16 住民基本台帳費 84,950 1 報酬 20,009 会計年度任用職員報酬 20,009 2 給料 23,389 一般職給 23,389 3 職員手当等 24,275 扶養手当 460 地域手当 2,744 管理職手当 1,097 住居手当 353 通勤手当 463 期末手当 9,481 勤勉手当 7,935 時間外勤務手当 1,742 4 共済費 9,067 共済組合負担金 9,067 8 旅費 459 職員出張旅費 7 費用弁償 452 10 需用費 978 消耗品費 666	

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										印刷製本費 312	
										11 役務費 217	
										通信運搬費 215	
										手数料 2	
										12 委託料 2,819	
										公的個人認証端末保守点検業務委託料 43	
										住基ネット対応機器保守点検業務委託料 311	
										住民基本台帳ネットワークシステム運用支援業務委託料 1,100	
										カード追記プリンター保守点検業務委託料 53	
										コンビニ交付サービス事務委託料 1,124	
										POSレジ保守点検業務委託料 188	
										13 使用料及び賃借料 3,737	
										住基ネット対応機器借上料 3,248	
										POSレジ借上料 489	
										旅券発給事務事業費 24,552	
										1 報酬 2,027	
										会計年度任用職員報酬 2,027	
										3 職員手当等 763	
										期末手当 415	
										勤勉手当 348	

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										8 旅費 45 職員出張旅費 9 費用弁償 36 10 需用費 21,677 消耗品費 21,677 11 役務費 40 通信運搬費 40	
計	180,538	121,799	58,739	52,804	1,708		40,286	85,740			

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

1. 選挙管理委員会費	10,369	8,935	1,434					10,369	1. 報酬	1,464	選挙管理委員会費	10,369
									1 報酬	1,464	1 報酬	1,464
									2. 給料	3,612	委員長報酬	408
									3. 職員手当等	2,796	委員報酬	1,008
									4. 共済費	2,015	補充員報酬	48
									8. 旅費	209	2 給料	3,612
									10. 需用費	177	一般職給	3,612
									18. 負担金補助及び交付金	96	3 職員手当等	2,796
										地域手当	451	
										管理職手当	488	
										期末手当	1,009	
										勤勉手当	848	
										4 共済費	2,015	
										共済組合負担金	2,015	
										8 旅費	209	
										職員出張旅費	131	
										費用弁償	78	
										10 需用費	177	

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										消耗品費 175 食糧費 2 18 負担金補助及び交付金 96 全国市区選挙管理委員会連 合会等負担金 96	
2. 選挙啓発費	43	43	0					43	10. 需用費 3	選挙啓発費 43 10 需用費 3 18. 負担金補助 及び交付金 40 18 負担金補助及び交付金 40 大阪府南部ブロック選挙管 理委員会協議会負担金 40	
3. 参議院議員 選挙費	25,517	0	25,517		25,517				1. 報酬 3,304	参議院議員選挙費 25,517 1 報酬 3,304 3. 職員手当等 5,011 会計年度任用職員報酬 2,215 7. 報償費 35 開票管理者及び開票立会人 報酬 254 8. 旅費 77 投票管理者及び投票立会人 報酬 835 10. 需用費 1,062 3 職員手当等 5,011 時間外勤務手当 4,452 11. 役務費 3,821 管理職員特別勤務手当 559 7 報償費 35 12. 委託料 9,902 ポスター掲示場謝礼 35 8 旅費 77 13. 使用料及び 賃借料 2,305 職員出張旅費 5 費用弁償 72 10 需用費 1,062 消耗品費 580	

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										印刷製本費 112	
										修繕料 300	
										食糧費 70	
										11 役務費 3,821	
										通信運搬費 3,623	
										手数料 198	
										12 委託料 9,902	
										ポスター掲示場設置等業務委託料 2,527	
										投・開票所搬入搬出等業務委託料 1,484	
										選挙公報配布業務委託料 1,025	
										期日前・不在者及び当日投票管理システムサポート業務委託料 1,397	
										自動分類機設定及び設置等業務委託料 605	
										手話通訳業務委託料 25	
										選挙システム投票日前日電話サポート業務委託料 73	
										期日前投票所事務委託料 2,730	
										投票所案内事務委託料 36	
										13 使用料及び賃借料 2,305	
										機器借上料 2,017	
										施設使用料 288	
計	35,929	8,978	26,951		25,517			10,412			

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 統計調査総務費	9,741	7,528	2,213					9,741	2. 給料	4,600	統計調査総務費 9,741
									3. 職員手当等	3,315	2 給料 4,600 一般職給 4,600
									4. 共済費	1,805	3 職員手当等 3,315 地域手当 554 管理職手当 429
									8. 旅費	9	地域手当 554 管理職手当 429 住居手当 177 期末手当 1,166
									11. 役務費	6	住居手当 177 期末手当 1,166 勤勉手当 979 時間外勤務手当 10
									18. 負担金補助及び交付金	6	勤勉手当 979 時間外勤務手当 10 4 共済費 1,805 共済組合負担金 1,805
											8 旅費 9 職員出張旅費 9 11 役務費 6 通信運搬費 6 18 負担金補助及び交付金 6 近畿都市統計協議会分担金 6
2. 基幹統計費	29,247	1,845	27,402		29,247				1. 報酬	24,618	基幹統計費 128
									3. 職員手当等	830	3 職員手当等 7 時間外勤務手当 7
									8. 旅費	49	8 旅費 3 職員出張旅費 3
									10. 需用費	298	10 需用費 50 消耗品費 50
									11. 役務費	695	11 役務費 68 通信運搬費 68
											国勢調査費 29,119

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								12. 委託料	1,457	1 報酬 24,618 会計年度任用職員報酬	
								13. 使用料及び 賃借料	1,300	1,178 調査員等報酬 23,440 3 職員手当等 823 時間外勤務手当 823 8 旅費 46 職員出張旅費 6 費用弁償 40 10 需用費 248 消耗品費 248 11 役務費 627 通信運搬費 627 電話料 84 12 委託料 1,457 国勢調査調査区要図及び調 査員地図作成等業務委託料 1,457 13 使用料及び賃借料 1,300 機器借上料 1,300	
計	38,988	9,373	29,615		29,247			9,741			

(款) 2. 総務費 (項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	14,586	13,171	1,415					14,586	1. 報酬	1,721	監査委員費 14,586
									2. 給料	5,349	1 報酬 1,721 識見監査委員報酬 1,344 議会選出監査委員報酬 377 2 給料 5,349

(款) 2. 総務費 (項) 6. 監査委員費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	4,752	一般職給 5,349 3 職員手当等 4,752	
								4. 共済費	2,404	扶養手当 300 地域手当 698	
								8. 旅費	259	管理職手当 696 通勤手当 238	
								12. 委託料	27	期末手当 1,566 勤勉手当 1,254	
								18. 負担金補助 及び交付金	74	4 共済費 2,404 共済組合負担金 2,404 8 旅費 259 職員出張旅費 85 費用弁償 174 12 委託料 27 速記等委託料 27 18 負担金補助及び交付金 74 全国都市監査委員会等負担 金 74	
計	14,586	13,171	1,415					14,586			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総 務費	2,760,578	2,783,239	△22,661	168,137	454,259		24,159	2,114,023	1. 報酬	9,143	社会福祉総務費 174,963 1 報酬 6,399
									2. 給料	26,480	会計年度任用職員報酬 5,967
									3. 職員手当等	21,088	民生委員推薦会委員報酬 432
											2 給料 26,480

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								4. 共済費	9,837	一般職給 26,480	
								7. 報償費	304	3 職員手当等 20,067	
								8. 旅費	375	扶養手当 252	
								10. 需用費	381	地域手当 3,170	
								11. 役務費	140	管理職手当 2,079	
								12. 委託料	147,972	通勤手当 271	
								13. 使用料及び 賃借料	499	期末手当 7,765	
								18. 負担金補助 及び交付金	878,805	勤勉手当 6,438	
								19. 扶助費	7,375	時間外勤務手当 92	
								27. 繰出金	1,658,179	4 共済費 9,837	
										共済組合負担金 9,837	
										7 報償費 43	
										戦没者追悼式報償費 43	
										8 旅費 335	
										職員出張旅費 110	
										費用弁償 225	
										10 需用費 84	
										消耗品費 78	
										食糧費 6	
										11 役務費 117	
										通信運搬費 117	
										12 委託料 73,214	
										セーフティネット事業委託 料 17,810	
										戦没者追悼式祭壇等委託料 593	
										我が事・丸ごとの地域づく り推進事業委託料 34,080	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										ボランティアポイント事業 委託料 12,731 共助の基盤づくり事業委託 料 8,000 13 使用料及び賃借料 499 駐車場借上料 7 施設使用料 492 18 負担金補助及び交付金 37,888 保護司会補助金 180 近畿福祉事務所長会負担金 8 日常生活自立支援事業負担 金 5,020 ボランティア市民活動セン ター事業費補助金 3,925 民生委員児童委員協議会補 助金 1,995 更生保護女性会補助金 50 社会福祉協議会補助金 7,000 遺族会補助金 105 福祉広域連携事務負担金 18,605 コミュニティカフェ準備補 助金 1,000 国民健康保険費 550,150 27 繰出金 550,150	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										11 役務費 22 通信運搬費 22 12 委託料 57,375 地域包括支援センター事業 委託料 41,887 生活支援体制運営支援事業 委託料 15,407 保険者サービス系システム 保守業務委託料 81 18 負担金補助及び交付金 270 社会福祉法人による利用者 負担減額事業助成金 270 27 繰出金 883,337 介護保険特別会計繰出金 818,753 低所得者保険料軽減繰出金 64,584 後期高齢者医療費 1,062,873 18 負担金補助及び交付金 838,181 後期高齢者医療保険療養給 付費負担金 796,749 大阪府後期高齢者医療広域 連合負担金 41,432 27 繰出金 224,692 後期高齢者医療保険特別会 計繰出金 17,423	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										住居確保給付金 7,375	
2. 障害者福祉費	2,847,423	2,516,919	330,504	1,313,236	726,546		1,080	806,561	1. 報酬	8,393	障害者福祉総務費 13,215
											1 報酬 1,284
									3. 職員手当等	5,838	特別障害者手当等嘱託医報酬 180
									7. 報償費	5,027	障害者介護給付費等認定審査会委員報酬 1,104
									8. 旅費	357	3 職員手当等 3,148
											時間外勤務手当 3,148
									10. 需用費	1,263	8 旅費 172
											職員出張旅費 169
									11. 役務費	5,845	費用弁償 3
											10 需用費 406
									12. 委託料	31,966	消耗品費 400
											食糧費 6
									13. 使用料及び賃借料	401	11 役務費 3,309
											通信運搬費 29
									18. 負担金補助及び交付金	3,399	審査支払手数料 2,048
											医師意見書作成手数料 1,232
									19. 扶助費	2,784,934	12 委託料 4,480
											障害者福祉システム保守点検業務委託料 584
											障害支援区分認定調査委託料 110
											障害者福祉システムプログラム修正業務委託料 3,786
											13 使用料及び賃借料 377
											自動車借上料 113

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										成年後見等審判鑑定費用 106	
										成年後見等申立費用 36	
										12 委託料 24,095	
										登録手話通訳者養成事業委 託料 120	
										ふれあいスポーツ大会運営 業務委託料 1,320	
										在宅重度身体障害者等入浴 サービス委託料 1,680	
										障がい者基幹相談支援セン ター事業委託料 20,279	
										障害者緊急時居室確保事業 委託料 696	
										18 負担金補助及び交付金 3,360	
										視覚障害者福祉会補助金 50	
										精神障害者家族会補助金 60	
										聴言障害者福祉会補助金 50	
										身体障害者福祉会補助金 95	
										知的障害者育成会補助金 165	
										重度障害者等住宅改造助成 金 2,100	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										発達障害児療育事業補助金 340 コミュニケーション支援ソ ール購入助成金 500 19 扶助費 2,619,734 補装具費 19,968 成年後見人等報酬扶助 1,680 日常生活用具給付費 16,000 自立支援医療費 76,830 自立支援給付費 1,850,000 手帳無料診断事業費 450 特別障害者手当等給付金 36,445 障害者（児）通園扶助費 735 福祉タクシー助成事業費 4,000 外国人重度障害者特別給付 金 120 地域生活支援事業費 47,500 身体障害者運転免許取得事 業費 100 身体障害者自動車改造助成 事業費 200 施設入所者就職支度金給付 事業費 36	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										住宅用火災警報器給付費 4	
										人工透析患者通院扶助費	
										36	
										障害児通所給付費 564,000	
										育成医療費 1,613	
										聴覚障害者用情報受信装置	
										設置費助成事業費 17	
										障害者医療助成費 167,628	
										8 旅費 2	
										職員出張旅費 2	
										10 需用費 55	
										印刷製本費 55	
										11 役務費 2,366	
										通信運搬費 116	
										審査支払手数料 2,250	
										12 委託料 5	
										難病患者重度認定委託料 5	
										19 扶助費 165,200	
										障害者医療費公費負担	
										165,200	
										障がい者ふれあいプラザ費	
										8,257	
										7 報償費 4,783	
										医師出動報償費 244	
										講座講師謝礼 2,181	
										言語療法士・作業療法士訓	
										練事業報償費 2,304	
										連絡協議会委員報償費 54	
										10 需用費 57	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										消耗品費 53 医薬材料費 3 食糧費 1 11 役務費 7 手数料 7 12 委託料 3,386 障がい者ふれあいプラザ受 付業務委託料 1,604 障がい者(児)水泳教室委 託料 1,782 13 使用料及び賃借料 24 駐車場借上料 24	
3. 老人福祉費	185,200	188,120	△2,920		7,630			177,570	1. 報酬 108 2. 給料 32,757 3. 職員手当等 20,632 4. 共済費 12,492 7. 報償費 2,607 8. 旅費 4 10. 需用費 1,021 11. 役務費 84	老人福祉総務費 128,911 1 報酬 108 指定管理者候補者選定委員 会委員報酬 108 2 給料 32,757 一般職給 32,757 3 職員手当等 20,632 扶養手当 460 地域手当 3,775 管理職手当 1,097 住居手当 706 通勤手当 395 期末手当 7,705 勤勉手当 6,467 時間外勤務手当 27 4 共済費 12,492 共済組合負担金 12,492	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								12. 委託料	88,923	8 旅費 4 費用弁償 4	
								13. 使用料及び 賃借料	5,250	10 需用費 324 消耗品費 30	
								18. 負担金補助 及び交付金	21,185	修繕料 240 燃料費 54	
								19. 扶助費	132	11 役務費 84 自動車損害共済保険料 31	
								26. 公課費	5	建物総合損害共済基金分担 金 53 12 委託料 62,345 指定管理者委託料 45,460 年度協定に基づく市負担分 16,885 13 使用料及び賃借料 30 複写機借上料 30 18 負担金補助及び交付金 130 全国シルバー人材センター 協会賛助会費 50 大阪府シルバー人材センタ ー協議会賛助会費 80 26 公課費 5 自動車重量税 5	
										老人福祉措置費 56,289	
										7 報償費 2,607 敬老報償費 2,200 金婚者報償費 253	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										在日外国人高齢者福祉金 120 老人クラブ大会報償費 34 10 需用費 697 消耗品費 197 修繕料 500 12 委託料 26,578 金婚者祝賀会業務委託料 530 福祉バス運行業務委託料 22,270 指定管理者委託料 655 緊急通報システム運営委託 料 2,733 見守り機器給付事業委託料 315 敬老祝品封入業務委託料 75 13 使用料及び賃借料 5,220 自動車借上料 5,220 18 負担金補助及び交付金 21,055 老人クラブ補助金 2,405 シルバー人材センター運営 補助金 14,600 高齢者住宅改造助成金 1,050 街かどデイハウス事業費補 助金 3,000	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										19 扶助費 132 老人日常生活用具給付費 90 訪問理容サービス訪問費用 助成費 36 住宅用火災警報器給付費 6	
4. 国民年金費	10,727	16,640	△5,913	10,727				1. 報酬	2,027	国民年金費 10,727	
								1 報酬	2,027	1 報酬 2,027	
								2. 給料	3,401	会計年度任用職員報酬 2,027	
								3. 職員手当等	3,382	2 給料 3,401 一般職給 3,401	
								4. 共済費	1,794	3 職員手当等 3,382 地域手当 406	
								8. 旅費	4	管理職手当 286 期末手当 1,324	
								10. 需用費	119	勤勉手当 1,111 時間外勤務手当 255	
								4 共済費	1,794	4 共済費 1,794 共済組合負担金 1,794	
								8 旅費	4	8 旅費 4 職員出張旅費 4	
								10 需用費	119	10 需用費 119 消耗品費 119	
5. 複合施設費	48,836	46,232	2,604				5,136	43,700	1. 報酬	7,890	ふれあいゾーン複合センター費 27,460
									3. 職員手当等	2,968	1 報酬 7,890 会計年度任用職員報酬 7,890

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										警備管理業務委託料 7,920 定期清掃業務委託料 651 消防設備保守点検業務委託料 539 自家用電気工作物保安全管理業務委託料 206 エレベーター保守点検業務委託料 238 特定建築物定期調査報告業務委託料 231 空調設備保守点検業務委託料 214 ごみ収集運搬委託料 27	
計	5,852,764	5,551,150	301,614	1,492,100	1,188,435		30,375	3,141,854			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	2,160,110	1,851,356	308,754	1,148,759	203,014		400	807,937	1. 報酬	25,552	児童福祉総務費 213,991
									2. 給料	76,500	1 報酬 25,552 会計年度任用職員報酬 25,228
									3. 職員手当等	63,280	子ども・子育て会議委員報酬 324
									4. 共済費	29,102	2 給料 76,500 一般職給 76,500
									7. 報償費	30	3 職員手当等 63,261 扶養手当 2,532
									8. 旅費	390	地域手当 9,000 管理職手当 2,784

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								10. 需用費	1,083	住居手当 1,008	
								11. 役務費	10,223	通勤手当 1,262 期末手当 24,545 勤勉手当 20,216	
								12. 委託料	17,734	時間外勤務手当 1,914	
								13. 使用料及び 賃借料	410	4 共済費 29,102 共済組合負担金 29,102	
								18. 負担金補助 及び交付金	155	7 報償費 30 講師謝礼 30	
								19. 扶助費	1,935,642	8 旅費 386 職員出張旅費 18 費用弁償 368	
								26. 公課費	9	10 需用費 969 消耗品費 270 印刷製本費 528 修繕料 101 燃料費 65 食糧費 5	
										11 役務費 45 自動車損害共済保険料 45	
										12 委託料 17,727 児童ショートステイ事業委 託料 381 ファミリー・サポート・セ ンター事業委託料 4,018 家庭児童相談システム保守 業務委託料 484 指定管理者委託料 12,844	
										13 使用料及び賃借料 410	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										家庭児童相談システムクラウド利用料 410	
										26 公課費 9	
										自動車重量税 9	
										児童手当給付費 1,244,105	
										10 需用費 49	
										消耗品費 49	
										11 役務費 556	
										通信運搬費 556	
										19 扶助費 1,243,500	
										児童手当扶助費 1,243,500	
										児童扶養手当給付費 333,772	
										11 役務費 166	
										通信運搬費 166	
										12 委託料 7	
										障害判定委託料 7	
										19 扶助費 333,599	
										児童扶養手当扶助費 333,599	
										母子福祉事業費 20,365	
										18 負担金補助及び交付金 155	
										母子寡婦福祉会補助金 155	
										19 扶助費 20,210	
										助産措置費 4,000	
										母子生活支援施設措置費 5,302	
										自立支援教育訓練給付金 2,000	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										高等職業訓練促進給付金 8,608 高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業費 300 こども医療助成費 296,886 8 旅費 2 職員出張旅費 2 10 需用費 31 消耗品費 3 印刷製本費 28 11 役務費 8,223 通信運搬費 27 審査支払手数料 8,196 19 扶助費 288,630 こども医療費公費負担 288,630 ひとり親家庭医療助成費 47,955 3 職員手当等 19 時間外勤務手当 19 8 旅費 2 職員出張旅費 2 10 需用費 29 印刷製本費 29 11 役務費 1,230 通信運搬費 49 審査支払手数料 1,181 19 扶助費 46,675	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										ひとり親家庭医療費公費負担 46,675	
										未熟児養育医療費 3,036	
										10 需用費 5	
										消耗品費 5	
										11 役務費 3	
										審査支払手数料 2	
										データ提供手数料 1	
										19 扶助費 3,028	
										未熟児養育医療費扶助 3,028	
2. 保育所費	2,726,697	2,582,008	144,689	1,021,977	521,568		30,007	1,153,145	1. 報酬	72,572	保育所管理費 305,038
									2. 給料	93,025	1 報酬 72,572
									3. 職員手当等	86,409	会計年度任用職員報酬 72,246
									4. 共済費	37,109	嘱託医報酬 326
									7. 報償費	686	2 給料 93,025
									8. 旅費	546	一般職給 93,025
									10. 需用費	25,388	3 職員手当等 86,409
									11. 役務費	889	扶養手当 1,770
									12. 委託料	82,086	地域手当 10,473
											管理職手当 408
											住居手当 1,662
											通勤手当 1,813
											期末手当 37,678
											勤勉手当 31,289
											時間外勤務手当 1,316
											4 共済費 37,109
											共済組合負担金 37,109

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								13. 使用料及び 賃借料	1,222	7 報償費 354 医師出動報償費 24	
								17. 備品購入費	7,562	研修講師謝礼 330 8 旅費 546	
								18. 負担金補助 及び交付金	301,997	職員出張旅費 30 費用弁償 516	
								19. 扶助費	2,017,206	10 需用費 6,748 消耗品費 296 修繕料 672 光熱水費 5,780 11 役務費 889 通信運搬費 616 手数料 245 建物総合損害共済基金分担 金 16 学校管理者賠償責任保険料 12 12 委託料 6,269 消防設備保守点検業務委託 料 26 職員腸内細菌培養検査業務 委託料 222 施設機械警備清掃管理業務 委託料 4,198 調理場付帯設備清掃業務委 託料 56 空調設備保守点検業務委託 料 183 ごみ収集運搬委託料 198	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										給食用リフト点検業務委託料 47	
										体育器具及び遊具点検業務委託料 59	
										栄養管理ソフト保守業務委託料 47	
										給食調理室害虫駆除業務委託料 33	
										子育て支援員研修業務委託料 132	
										園児検尿業務委託料 23	
										保育業務総合支援システム更新委託料 1,045	
										13 使用料及び賃借料 1,007	
										機器借上料 330	
										LED照明器具借上料 677	
										18 負担金補助及び交付金 110	
										日本スポーツ振興センター 共済掛金 49	
										研修等参加負担金 55	
										和泉保健所管内集団給食研究会負担金 6	
										保育所事業費 26,849	
										7 報償費 332	
										演劇鑑賞等報償費 70	
										講師謝礼 262	
										10 需用費 18,640	
										消耗品費 2,009	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										賄材料費 16,598 医薬材料費 31 食糧費 2 12 委託料 100 地域子育て支援センターイ ベント業務委託料 100 13 使用料及び賃借料 215 自動車借上料 190 施設使用料 25 17 備品購入費 7,562 器具費 7,562 施設給付費 2,394,810 12 委託料 75,717 運営費委託料 26,385 地域子育て支援センター事 業委託料 49,332 18 負担金補助及び交付金 301,887 私立保育所等運営費補助金 282,408 保育対策総合支援事業費補 助金 19,479 19 扶助費 2,017,206 認定こども園扶助費 2,002,495 認可外施設等扶助費 14,711	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明		
				特 定 財 源					区 分	金 額			
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他						
3. 児童発達支援センター費	234,269	213,337	20,932		5,000		84,526	144,743	1. 報酬	34,417	児童発達支援センター費 234,269		
											1 報酬	34,417	34,417
									2. 給料	82,081	会計年度任用職員報酬 34,172		
											嘱託医報酬	245	245
									3. 職員手当等	65,555	2 給料	82,081	82,081
											一般職給	82,081	82,081
									4. 共済費	30,718	3 職員手当等	65,555	65,555
											扶養手当	2,130	2,130
									7. 報償費	1,853	地域手当	9,311	9,311
											管理職手当	429	429
									8. 旅費	861	住居手当	1,311	1,311
											通勤手当	1,656	1,656
									10. 需用費	10,586	期末手当	27,187	27,187
											勤勉手当	22,381	22,381
11. 役務費	582	時間外勤務手当	1,150	1,150									
12. 委託料	6,135	4 共済費	30,718	30,718									
		共済組合負担金	30,718	30,718									
13. 使用料及び 賃借料	1,172	7 報償費	1,853	1,853									
		行事報償費	103	103									
15. 原材料費	25	水泳指導報償費	66	66									
		講師謝礼	1,305	1,305									
17. 備品購入費	125	医師出動報償費	379	379									
		8 旅費	861	861									
18. 負担金補助 及び交付金	152	職員出張旅費	46	46									
		費用弁償	815	815									
26. 公課費	7	10 需用費	10,586	10,586									
		消耗品費	1,222	1,222									

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										栄養管理ソフト保守業務委託料 47 給食調理室害虫駆除業務委託料 28 空調設備保守点検業務委託料 242 13 使用料及び賃借料 1,172 自動車借上料 1,114 器具借上料 53 施設使用料 5 15 原材料費 25 材料費 25 17 備品購入費 125 器具費 125 18 負担金補助及び交付金 152 研修等参加負担金 122 大阪知的障害者福祉協会負担金 30 26 公課費 7 自動車重量税 7	
計	5,121,076	4,646,701	474,375	2,170,736	729,582		114,933	2,105,825			

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	101,951	91,778	10,173	8,883				93,068	1. 報酬	14,163	生活保護総務費	101,951
									2. 給料	36,630	1 報酬	14,163

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	28,466	嘱託医報酬 833	
								4. 共済費	13,407	2 給料 36,630 一般職給 36,630	
								8. 旅費	602	3 職員手当等 28,466 扶養手当 945 地域手当 4,207	
								10. 需用費	542	管理職手当 668 住居手当 706	
								11. 役務費	1,992	通勤手当 581 期末手当 11,305	
								12. 委託料	1,896	勤勉手当 9,346 時間外勤務手当 708	
								13. 使用料及び 賃借料	4,253	4 共済費 13,407 共済組合負担金 13,407 8 旅費 602 職員出張旅費 155 費用弁償 447 10 需用費 542 消耗品費 527 修繕料 15 11 役務費 1,992 通信運搬費 421 審査支払手数料 1,531 データ提供手数料 40 12 委託料 1,896 レセプト点検委託料 361 要介護認定調査業務委託料 33	

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										生活保護受給者健康管理支援事業委託料 647 生活保護システム改修等業務委託料 855 13 使用料及び賃借料 4,253 生活保護レセプト管理システムクラウド利用料 2,211 生活保護システムクラウド利用料 231 生活保護システム借上料 1,303 預貯金等照会システム利用料 508	
2. 扶助費	1,965,996	1,957,900	8,096	1,474,047	47,992			443,957	19. 扶助費	1,965,996	扶助費 1,965,996 19 扶助費 1,965,996 生活扶助費 478,670 住宅扶助費 268,227 医療扶助費 1,116,768 教育扶助費 5,484 生業扶助費 3,386 葬祭扶助費 7,267 出産扶助費 200 介護扶助費 56,421 施設事務費 27,173 就労自立給付金 1,000 進学就労準備給付金 1,400
計	2,067,947	2,049,678	18,269	1,482,930	47,992			537,025			

(款) 3. 民生費 (項) 4. 災害救助費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
1. 災害救助費	847	847	0				600	247	3. 職員手当等	90	災害救助費	847
									10. 需用費	627	3 職員手当等	90
									13. 使用料及び 賃借料	10	時間外勤務手当	90
									17. 備品購入費	20	10 需用費	627
									19. 扶助費	100	消耗品費	610
											燃料費	12
											食糧費	5
											13 使用料及び賃借料	10
											物件借上料	10
											17 備品購入費	20
											災害救助用器具費	20
											19 扶助費	100
											災害見舞金	100
計	847	847	0				600	247				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	529,230	485,445	43,785	2,413	1,789	102,600	103,296	319,132	1. 報酬	4,712	保健衛生総務費	529,230
									2. 給料	23,261	1 報酬	4,712
									3. 職員手当等	17,250	会計年度任用職員報酬	4,712
									4. 共済費	9,221	2 給料	23,261
									7. 報償費	3,400	一般職給	23,261
									8. 旅費	8	3 職員手当等	17,250
											扶養手当	558
											地域手当	2,621
											住居手当	1,008
											通勤手当	429
											期末手当	6,726

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								10. 需用費	53,306	勤勉手当 5,537 時間外勤務手当 367 特殊勤務手当 4	
								11. 役務費	135	4 共済費 9,221 共済組合負担金 9,221	
								12. 委託料	38,563	7 報償費 3,400 保健衛生協力費 3,400	
								13. 使用料及び 賃借料	15	8 旅費 8	
								14. 工事請負費	114,000	職員出張旅費 5 費用弁償 3	
								17. 備品購入費	9,324	10 需用費 53,306 消耗品費 30	
								18. 負担金補助 及び交付金	24,475	修繕料 11,793 燃料費 259	
								22. 償還金利子 及び割引料	230,000	光熱水費 41,224 11 役務費 135	
								24. 積立金	1,560	手数料 122 自動車損害共済保険料 13	
										12 委託料 38,563 指定管理者委託料 28,437 行旅死亡人等取扱業務委託 料 260 年度協定に基づく市負担分 9,338 自家用電気工作物保安管理 業務委託料 528	
										13 使用料及び賃借料 15 電柱共架料 5 遺体安置所使用料 10	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										14 工事請負費 114,000 空調設備改修工事費 114,000 17 備品購入費 9,324 器具費 9,324 18 負担金補助及び交付金 24,475 高石市泉大津市墓地組合負担金 21,397 高石市断酒会交付金 25 丈六墓地組合富木地区整備助成金 350 献血推進協議会補助金 150 加茂墓地整備助成金 80 泉州医療圏二次救急医療対策事業分担金 2,473 22 償還金利子及び割引料 230,000 保健医療基金繰入運用金返還金 230,000 24 積立金 1,560 保健医療基金積立金 1,560	
2. 予防費	258,505	263,337	△4,832	26,500	461		321	231,223	3. 職員手当等 24	感染症予防費 268 8 旅費 3 職員出張旅費 3 10 需用費 182 消耗品費 182 12 委託料 83 殺虫剤散布業務委託料 83	
									8. 旅費 5		
									10. 需用費 1,130		

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								11. 役務費	648	狂犬病予防費 322	
										3 職員手当等 24	
								12. 委託料	251,708	時間外勤務手当 24	
										8 旅費 2	
								18. 負担金補助 及び交付金	350	職員出張旅費 2	
										10 需用費 98	
								19. 扶助費	4,640	消耗品費 65	
										印刷製本費 33	
										12 委託料 198	
										狂犬病予防注射済票交付手 数料収納事務委託料 198	
										予防接種費 257,915	
										10 需用費 850	
										消耗品費 37	
										印刷製本費 813	
										11 役務費 648	
										通信運搬費 457	
										予防接種事故賠償責任保 険料 191	
										12 委託料 251,427	
										予防接種等委託料 251,427	
										18 負担金補助及び交付金 350	
										新型コロナウイルスワクチ ン接種健康被害支援金 350	
										19 扶助費 4,640	
										予防接種費用助成金 4,059	
										予防接種健康被害医療手 当 581	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
3. 健康推進費	381,439	546,726	△165,287	79,718	16,344	13,500	10,612	261,265	1. 報酬	28,026	保健センター管理費 28,282
											10 需用費 863
									3. 職員手当等	12,106	消耗品費 56
											修繕料 606
									7. 報償費	8,369	光熱水費 201
											11 役務費 442
									8. 旅費	498	通信運搬費 144
											建物総合損害共済基金分担金 298
									10. 需用費	3,153	12 委託料 8,977
											ごみ収集運搬委託料 27
									11. 役務費	2,816	受水槽清掃業務委託料 58
											ねずみ・衛生害虫駆除業務委託料 115
									12. 委託料	263,274	雑排水槽清掃業務委託料 54
									13. 使用料及び賃借料	158	消防設備保守点検業務委託料 140
									14. 工事請負費	18,000	設備等総合管理業務委託料 3,646
											総合警備管理業務委託料 779
									17. 備品購入費	357	清掃管理業務委託料 2,970
											除草等業務委託料 495
									18. 負担金補助及び交付金	44,577	特定建築物定期調査及び建築設備検査報告業務委託料 693
									19. 扶助費	105	14 工事請負費 18,000

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										総合保健センター空調設備 更新工事費 18,000	
										母子保健事業費 191,844	
										1 報酬 23,718 会計年度任用職員報酬 23,718	
										3 職員手当等 9,470 期末手当 4,906 勤勉手当 4,121 時間外勤務手当 443	
										7 報償費 5,801 乳幼児健診医師等出動報償 費 5,801	
										8 旅費 411 職員出張旅費 22 費用弁償 389	
										10 需用費 1,446 消耗品費 1,096 印刷製本費 208 修繕料 11 燃料費 39 医薬材料費 92	
										11 役務費 298 通信運搬費 230 手数料 55 自動車損害共済保険料 13	
										12 委託料 105,661 妊産婦乳幼児健診委託料 73,255	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										産後ケア事業委託料 9,491 不妊不育相談業務委託料 24 乳幼児すこやか見守り支援 事業委託料 13,073 伴走型相談支援業務委託料 7,500 子育て世帯訪問支援事業委 託料 2,318 17 備品購入費 357 器具費 357 18 負担金補助及び交付金 44,577 研修等参加負担金 6 里帰り出産等助成金 2,571 妊婦のための支援給付金 42,000 19 扶助費 105 妊産婦外出支援助成事業費 105 健康増進事業費 78,205 1 報酬 4,200 会計年度任用職員報酬 4,200 3 職員手当等 2,636 期末手当 829 勤勉手当 696 時間外勤務手当 1,111 7 報償費 2,568	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										健康教育出動報償費 1,608	
										健康づくり教室報償費 960	
										8 旅費 87	
										職員出張旅費 18	
										費用弁償 69	
										10 需用費 844	
										消耗品費 597	
										印刷製本費 178	
										修繕料 11	
										燃料費 58	
										11 役務費 2,076	
										通信運搬費 1,903	
										自動車損害共済保険料 13	
										データ提供手数料 160	
										12 委託料 65,636	
										特定健康診査委託料 193	
										肝炎ウイルス検診委託料	
										257	
										歯周疾患検診委託料 2,074	
										がん検診委託料 42,587	
										自殺防止啓発業務委託料	
										57	
										胃がんリスク検査業務委託料	
										2,200	
										健康づくり事業委託料	
										1,300	
										健診データを活用したアプリによる健康づくり支援事業委託料	
										16,968	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										13 使用料及び賃借料 158 駐車場借上料 11 施設使用料 147 ふれあい健康増進センター費 83,108 1 報酬 108 指定管理者候補者選定委員 会委員報酬 108 12 委託料 83,000 指定管理者委託料 83,000	
4. 環境緑化費	78,884	83,025	△4,141				9,729	69,155	2. 給料	14,208	環境緑化総務費 29,303
									3. 職員手当等	8,799	2 給料 14,208 一般職給 14,208
									4. 共済費	5,343	3 職員手当等 8,799 扶養手当 318 地域手当 1,598
									7. 報償費	60	住居手当 672 通勤手当 83
									8. 旅費	6	期末手当 3,384 勤勉手当 2,726
									10. 需用費	1,978	時間外勤務手当 18
									12. 委託料	48,490	4 共済費 5,343 共済組合負担金 5,343 10 需用費 953 修繕料 30 光熱水費 923
											緑化推進費 49,581
											7 報償費 60 園芸教室講師謝礼 60

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										8 旅費 6 職員出張旅費 6 10 需用費 1,025 消耗品費 1,025 12 委託料 48,490 樹木等維持管理業務委託料 47,000 草花定植及び灌水業務委託料 1,490	
5. 環境対策費	40,949	48,335	△7,386		872		3	40,074	1. 報酬 153	環境対策費 40,949	
									2. 給料 15,457	1 報酬 153 環境審議会委員報酬 153	
									3. 職員手当等 12,165	2 給料 15,457 一般職給 15,457	
									4. 共済費 6,504	3 職員手当等 12,165 扶養手当 738 地域手当 1,897	
									8. 旅費 157	管理職手当 1,044 住居手当 168	
									10. 需用費 339	通勤手当 756 期末手当 4,164	
									11. 役務費 1	勤勉手当 3,348 時間外勤務手当 46	
									12. 委託料 2,148	特殊勤務手当 4	
									18. 負担金補助及び交付金 4,025	4 共済費 6,504 共済組合負担金 6,504	
										8 旅費 157 職員出張旅費 153 費用弁償 4	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										10 需用費 339 消耗品費 50 光熱水費 289 11 役務費 1 建物総合損害共済基金分担金 1 12 委託料 2,148 水質分析業務委託料 536 環境騒音・振動調査及び自動車騒音常時監視面的評価業務委託料 979 大気分析業務委託料 614 アライグマ等措置委託料 19 18 負担金補助及び交付金 4,025 家庭用燃料電池（エネファーム）設置補助金 4,000 大阪湾環境保全協議会負担金 25	
計	1,289,007	1,426,868	△137,861	108,631	19,466	116,100	123,961	920,849			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 清掃総務費	401,281	375,373	25,908		50		2,014	399,217	1. 報酬	2,204	清掃総務費 401,281
									2. 給料	6,462	1 報酬 2,204 会計年度任用職員報酬 1,988

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	4,919	廃棄物減量等推進審議会委員報酬 216	
								4. 共済費	2,441	2 給料 6,462 一般職給 6,462	
								7. 報償費	8,865	3 職員手当等 4,919 地域手当 711	
								8. 旅費	323	期末手当 2,027 勤勉手当 1,702	
								10. 需用費	8,244	時間外勤務手当 407 特殊勤務手当 72	
								11. 役務費	2,778	4 共済費 2,441 共済組合負担金 2,441	
								18. 負担金補助及び交付金	365,045	7 報償費 8,865 有価物集団回収奨励金 6,434 無料普通ごみ処理券交換物品報償費 2,093 プラスチックごみ削減啓発物品報償費 338	
										8 旅費 323 職員出張旅費 16 費用弁償 307	
										10 需用費 8,244 消耗品費 500 印刷製本費 7,647 修繕料 11 燃料費 86	
										11 役務費 2,778 通信運搬費 2,750	

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										手数料 15 自動車損害共済保険料 13 18 負担金補助及び交付金 365,045 生ごみ処理機購入補助金 530 泉北環境整備施設組合分担金 364,515	
2. 塵芥処理費	356,525	351,150	5,375		298		27,000	329,227	12. 委託料	356,525	塵芥処理費 356,525 12 委託料 356,525 ボランティア清掃ごみ等収集運搬業務委託料 6,900 粗大ごみ収集運搬手数料収納事務委託料 660 塵芥収集委託料 347,256 紙類リサイクル溶解業務委託料 389 普通ごみ収集運搬手数料収納事務委託料 1,320
3. し尿処理費	40,004	40,364	△360				2,294	37,710	11. 役務費	30	し尿処理費 40,004
									12. 委託料	39,974	11 役務費 30 し尿収集運搬手数料 30 12 委託料 39,974 し尿収集運搬手数料収納事務委託料 3,307 し尿収集運搬業務委託料 36,667
4. 環境美化推進費	3,050	3,022	28					3,050	12. 委託料	1,050	環境美化推進費 3,050 12 委託料 1,050

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								18. 負担金補助 及び交付金	2,000	落書き消去・防止活動事業 委託料 120 環境美化推進啓発業務委託 料 930 18 負担金補助及び交付金 2,000 指定屋外喫煙場所設置助成 金 2,000	
計	800,860	769,909	30,951		348		31,308	769,204			

(款) 5. 労働費 (項) 1. 労働費

1. 労働総務費	22,035	21,115	920					22,035	1. 報酬	2,027	労働総務費 22,035
									2. 給料	8,926	1 報酬 2,027 会計年度任用職員報酬 2,027
									3. 職員手当等	7,343	2 給料 8,926 一般職給 8,926
									4. 共済費	3,737	3 職員手当等 7,343 扶養手当 318
									8. 旅費	2	地域手当 1,062 管理職手当 408 住居手当 336 期末手当 2,872 勤勉手当 2,347
											4 共済費 3,737 共済組合負担金 3,737
											8 旅費 2 費用弁償 2

(款) 5. 労働費 (項) 1. 労働費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
2. 労働政策費	3,576	3,162	414		500			3,076	3. 職員手当等	110	労働政策費	3,576
									7. 報償費	50	3 職員手当等	110
									8. 旅費	15	時間外勤務手当	110
									10. 需用費	20	7 報償費	50
									13. 使用料及び 賃借料	90	講師謝礼	50
									18. 負担金補助 及び交付金	3,291	8 旅費	15
											職員出張旅費	15
											10 需用費	20
											消耗品費	20
											13 使用料及び賃借料	90
											13 使用料及び賃借料	90
											施設使用料	90
											18 負担金補助及び交付金	3,291
											3,291	
											泉北就職情報フェア・合同	
											就職面接会負担金	250
											おおさか人材雇用開発セン	
											ター分担金	29
											地区労働組合協議会補助金	400
											高石市勤労者福祉互助会補	
											助金	930
											たかいし合同企業説明会等	
											負担金	250
											求職者資格取得支援補助金	
											1,000	
											中小企業退職金共済掛金補	
											助金	432
計	25,611	24,277	1,334		500			25,111				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費	13,681	13,767	△86		745		41	12,895	1. 報酬	4,440	農業委員会費 13,681
											1 報酬 4,440
											委員報酬 4,032
											会長報酬 408
											2 給料 3,702
											一般職給 3,702
											3 職員手当等 3,186
											扶養手当 540
											地域手当 467
											通勤手当 298
											期末手当 1,031
											勤勉手当 756
											時間外勤務手当 94
											4 共済費 1,637
											共済組合負担金 1,637
											8 旅費 123
											職員出張旅費 86
											費用弁償 37
											9 交際費 14
											交際費 14
											10 需用費 42
											消耗品費 41
											食糧費 1
											12 委託料 220
											農地台帳システム保守委託料 220
											13 使用料及び賃借料 82
											自動車借上料 82

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										18 負担金補助及び交付金 235 大阪府農業会議負担金 235	
2. 農業総務費	85	284	△199					85	3. 職員手当等 74	農業総務費 85 3 職員手当等 74 時間外勤務手当 74 8 旅費 11 職員出張旅費 11	
3. 農業振興費	1,547	1,547	0		771			776	10. 需用費 9	農業振興費 1,547 10 需用費 9 11. 役務費 81 消耗品費 9 11 役務費 81 18. 負担金補助及び交付金 1,457 手数料 27 土地改良施設賠償責任保険料 54 18 負担金補助及び交付金 1,457 土地改良事業団体連合会負担金 80 光明池土地改良区特別負担金 350 大阪府ため池総合整備推進協議会負担金 20 経営所得安定対策等推進事業費補助金 507 農業振興補助金 500	
計	15,313	15,598	△285		1,516		41	13,756			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 水産業費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 漁港管理費	1,747	3,322	△1,575					1,747	8. 旅費	49	漁港管理費 1,747
											8 旅費 49
									10. 需用費	958	職員出張旅費 49
											10 需用費 958
									11. 役務費	18	消耗品費 62
											修繕料 500
									12. 委託料	382	光熱水費 396
											11 役務費 18
									18. 負担金補助 及び交付金	340	手数料 18
											12 委託料 382
											門扉点検整備業務委託料 382
											18 負担金補助及び交付金 340
											漁港振興補助金 325
											漁港漁場協会負担金 15
計	1,747	3,322	△1,575					1,747			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

1. 商工総務費	41,466	38,017	3,449					41,466	2. 給料	19,156	商工総務費 41,466
											2 給料 19,156
									3. 職員手当等	14,427	一般職給 19,156
											3 職員手当等 14,427
									4. 共済費	7,842	扶養手当 456
											地域手当 2,273
									8. 旅費	14	管理職手当 1,044
											住居手当 672
											通勤手当 485

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								10. 需用費	27	期末手当 5,105 勤勉手当 4,195 時間外勤務手当 197 4 共済費 7,842 共済組合負担金 7,842 8 旅費 14 職員出張旅費 14 10 需用費 27 消耗品費 27	
2. 商工業振興費	6,963	8,874	△1,911		26			6,937	7. 報償費	17	商工業振興費 6,963
								10. 需用費	119	7 報償費 17	7 報償費 17
								12. 委託料	180	珠算競技大会報償費 17	10 需用費 119
								18. 負担金補助及び交付金	6,647	10 需用費 119	10 需用費 119
										12. 委託料 70	消耗品費 70
										印刷製本費 49	印刷製本費 49
										12 委託料 180	12 委託料 180
										中小企業経営相談等業務委託料 180	中小企業経営相談等業務委託料 180
										18 負担金補助及び交付金 6,647	18 負担金補助及び交付金 6,647
										商工会議所助成金 4,500	商工会議所助成金 4,500
										中小企業事業資金利子補給金 1,917	中小企業事業資金利子補給金 1,917
										堺・泉北ベイエリア新産業創生協議会分担金 200	堺・泉北ベイエリア新産業創生協議会分担金 200
										商工業関係者表彰負担金 30	商工業関係者表彰負担金 30
3. 消費者行政費	14,655	13,837	818		2,998			11,657	1. 報酬	7,435	消費者行政費 14,655
										1 報酬 7,435	1 報酬 7,435

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	2,819	会計年度任用職員報酬	
								8. 旅費	319	7,435	
								10. 需用費	2,239	3 職員手当等	
								11. 役務費	223	期末手当	
								17. 備品購入費	37	1,532	
								18. 負担金補助及び交付金	1,583	1,287	
										8 旅費	
										職員出張旅費	
										費用弁償	
										310	
										10 需用費	
										2,239	
										消耗品費	
										2,239	
										11 役務費	
										223	
										プロバイダ料	
										223	
										17 備品購入費	
										37	
										器具費	
										37	
										18 負担金補助及び交付金	
										1,583	
										消費生活相談員研修等参加負担金	
										16	
										消費者問題対策協議会助成金	
										267	
										消費者デー助成金	
										600	
										特殊詐欺対策機器購入補助金	
										700	
計	63,084	60,728	2,356		3,024			60,060			

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	101,798	101,790	8		24		127	101,647	1. 報酬	2,027	土木総務費 97,284
											1 報酬 2,027
									2. 給料	42,393	会計年度任用職員報酬 2,027
									3. 職員手当等	34,537	2 給料 42,393
											一般職給 42,393
									4. 共済費	17,738	3 職員手当等 34,037
											扶養手当 606
									8. 旅費	27	地域手当 5,163
											管理職手当 3,936
									10. 需用費	258	住居手当 168
											通勤手当 739
									11. 役務費	390	期末手当 12,101
											勤勉手当 10,100
									12. 委託料	4,000	時間外勤務手当 1,224
											4 共済費 17,738
									13. 使用料及び賃借料	313	共済組合負担金 17,738
											8 旅費 23
									18. 負担金補助及び交付金	115	職員出張旅費 23
											10 需用費 248
											消耗品費 220
											印刷製本費 28
											11 役務費 390
											手数料 390
											13 使用料及び賃借料 313
											複写機借上料 305
											建設副産物情報交換システム利用料 8

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										18 負担金補助及び交付金 115 研修等参加負担金 115 道路台帳整備費 4,514 3 職員手当等 500 時間外勤務手当 500 8 旅費 4 職員出張旅費 4 10 需用費 10 消耗品費 10 12 委託料 4,000 道路台帳整備業務委託料 4,000	
2. 建築総務費	100,031	98,218	1,813	10,375	1,687		22,126	65,843	2. 給料 36,417	建築総務費 100,031	
									3. 職員手当等 25,665	2 給料 36,417 一般職給 36,417 3 職員手当等 25,665	
									4. 共済費 14,157	扶養手当 939 地域手当 4,230	
									8. 旅費 397	管理職手当 1,097 住居手当 353	
									10. 需用費 589	通勤手当 549 期末手当 9,240	
									11. 役務費 36	勤勉手当 7,639 時間外勤務手当 1,618	
									13. 使用料及び 賃借料 1,152	4 共済費 14,157 共済組合負担金 14,157	
									17. 備品購入費 455	8 旅費 397 職員出張旅費 397	

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								18. 負担金補助 及び交付金	21,156	10 需用費 589 消耗品費 449	
								26. 公課費	7	修繕料 90 燃料費 50 11 役務費 36 自動車損害共済保険料 18 自動車賠償責任保険料 18 13 使用料及び賃借料 1,152 積算システム使用料 1,152 17 備品購入費 455 器具費 455 18 負担金補助及び交付金 21,156 研修等参加負担金 354 大阪府市町村営繕主務者会 議負担金 5 大阪府建築物震災対策推進 協議会負担金 47 民間建築物耐震診断補助金 750 民間建築物耐震改修補助金 9,000 民間建築物解体補助金 8,000 ブロック塀等撤去事業補助 金 3,000 26 公課費 7 自動車重量税 7	
計	201,829	200,008	1,821	10,375	1,711		22,253	167,490			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 道路橋りょう総務費	26,496	26,706	△210					26,496	2. 給料	13,633	道路橋りょう総務費 26,496
											2 給料 13,633
									3. 職員手当等	6,797	一般職給 13,633
											3 職員手当等 6,797
									4. 共済費	3,800	地域手当 1,500
											住居手当 168
									8. 旅費	105	通勤手当 566
											期末手当 2,400
									10. 需用費	1,629	勤勉手当 1,872
											時間外勤務手当 21
									11. 役務費	365	特殊勤務手当 270
											4 共済費 3,800
									18. 負担金補助及び交付金	74	共済組合負担金 3,800
											8 旅費 105
									26. 公課費	93	職員出張旅費 105
											10 需用費 1,629
											消耗品費 10
											修繕料 1,145
											燃料費 474
											11 役務費 365
											自動車損害共済保険料 196
											道路等賠償責任保険料 162
											放置自動車撤去手数料 7
											18 負担金補助及び交付金 74
											大阪府国道連絡会負担金
											74
											26 公課費 93
											自動車重量税 93

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
2. 道路維持費	135,128	119,043	16,085	14,821		43,900		76,407	10. 需用費	8,223	道路維持費 135,128
									12. 委託料	52,493	10 需用費 8,223 消耗品費 466 修繕料 2,128 燃料費 77 光熱水費 5,552 12 委託料 52,493 道路維持等営繕業務委託料 10,000 市内道路清掃維持管理業務委託料 2,026 市内一円会所浚渫・排水管清掃業務委託料 4,866 ペDESTリアンデッキ等管理業務委託料 8,708 基準点復旧等業務委託料 3,890 高石駅前広場維持管理業務委託料 5,000 路面性状基礎調査及び道路舗装修繕計画策定業務委託料 16,993 加茂4号橋点検業務委託料 1,010
									13. 使用料及び賃借料	2,075	13 使用料及び賃借料 2,075 物件借上料 30 LED道路灯賃借料 2,045
									14. 工事請負費	70,271	14 工事請負費 70,271 市内一円舗装工事費 9,737
									15. 原材料費	1,870	
									17. 備品購入費	196	

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										防草シート設置工事費 3,987	
										道路舗装修繕工事費 30,598	
										せせらぎ濾過施設解体工事 費 1,319	
										南海中央線散水栓設置工事 費 13,130	
										橋りょう長寿命化対策工事 費 11,500	
										15 原材料費 1,870	
										材料費 1,870	
										17 備品購入費 196	
										器具費 196	
3. 道路新設改 良費	102,803	80,849	21,954		26,857		54,124	21,822	3. 職員手当等 201	交通安全施設費 10,658	
									10. 需用費 1,658	10 需用費 1,658	
									14. 工事請負費 100,944	修繕料 1,658	
										14 工事請負費 9,000	
										交通安全施設等設置工事費 9,000	
										道路新設改良費 92,145	
										3 職員手当等 201	
										時間外勤務手当 201	
										14 工事請負費 91,944	
										大園筋道路改良工事費 91,944	
計	264,427	226,598	37,829	14,821	26,857	43,900	54,124	124,725			

(款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								13. 使用料及び 賃借料	30	通勤手当 52 期末手当 1,171 勤勉手当 959 時間外勤務手当 40 4 共済費 1,265 共済組合負担金 1,265 8 旅費 128 費用弁償 128 10 需用費 8,599 消耗品費 484 印刷製本費 5 修繕料 3,670 燃料費 800 光熱水費 3,640 11 役務費 630 通信運搬費 630 12 委託料 19,830 点検整備及び非常時出動業 務委託料 17,000 警備管理業務委託料 2,010 消防設備保守点検業務委託 料 100 浄化槽清掃及び消毒管理業 務委託料 60 自家用電気工作物保安全管理 業務委託料 530 地下燃料タンク漏洩検査業 務委託料 130 13 使用料及び賃借料 30	

(款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										放送受信料	30
計	49,257	44,761	4,496				29,800	19,457			

(款) 8. 土木費 (項) 4. 港湾費

1. 港湾費	4,138	4,374	△236					4,138	3. 職員手当等	35	港湾費	4,138
									8. 旅費	123	3 職員手当等	35
									10. 需用費	12	時間外勤務手当	35
									18. 負担金補助及び交付金	3,968	8 旅費	123
											職員出張旅費	123
											10 需用費	12
											消耗品費	12
											18 負担金補助及び交付金	3,968
												3,968
											港湾協会負担金	100
											港湾都市協議会分担金	10
											大阪府清港会負担金	950
											瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会分担金	60
											港湾振興連絡協議会負担金	2,148
											大阪阪南地区水上防犯協会負担金	30
											高石港湾振興会補助金	250
											高石港湾振興会会費	420
計	4,138	4,374	△236					4,138				

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 都市計画総務費	71,999	65,248	6,751	2,310	729		1,892	67,068	1. 報酬	2,531	都市計画総務費 71,999
											1 報酬 2,531
									2. 給料	25,858	会計年度任用職員報酬 2,027
									3. 職員手当等	20,220	都市計画審議会委員報酬 504
									4. 共済費	10,260	2 給料 25,858 一般職給 25,858
									8. 旅費	235	3 職員手当等 20,220 扶養手当 1,317
									10. 需用費	144	地域手当 3,110 管理職手当 1,097
									12. 委託料	7,722	住居手当 668 通勤手当 686
									13. 使用料及び 賃借料	4,999	期末手当 7,114 勤勉手当 5,782
									18. 負担金補助 及び交付金	30	時間外勤務手当 446
											4 共済費 10,260 共済組合負担金 10,260
											8 旅費 235 職員出張旅費 202 費用弁償 33
											10 需用費 144 消耗品費 138 食糧費 6
											12 委託料 7,722 会議録作成業務委託料 97 都市計画施設等見直し検討 業務委託料 6,930

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										土木積算システム保守点検等業務委託料 321 LANシステム設定業務委託料 374 13 使用料及び賃借料 4,999 コンピュータ機器借上料 3,415 統合型GIS等利用料 1,584 18 負担金補助及び交付金 30 大阪府都市計画協会会費 20 大阪府開発指導行政協議会会費 10	
2. 街路事業費	440,946	667,232	△226,286	217,668		173,600	10	49,668	3. 職員手当等 2,278	街路整備事業費 440,946	
									8. 旅費 394	3 職員手当等 2,278 時間外勤務手当 2,278	
									10. 需用費 478	8 旅費 394 職員出張旅費 394	
									12. 委託料 105,828	10 需用費 478 消耗品費 178 修繕料 300	
									14. 工事請負費 230,972	12 委託料 105,828 都市計画道路等管理用地草刈業務委託料 2,781 権利登記事務委託料 1,320	
									15. 原材料費 3,028	電線共同溝整備等委託料	
									16. 公有財産購入費 25,152	86,667	

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								18. 負担金補助 及び交付金	82	南海中央線土地測量等委託 料 4,002	
								21. 補償・補填 及び賠償金	72,734	南海中央線土地等鑑定委託 料 11,058 14 工事請負費 230,972 南海中央線整備等工事費 230,972 15 原材料費 3,028 材料費 3,028 16 公有財産購入費 25,152 南海中央線用地買収費 25,152 18 負担金補助及び交付金 82 研修等参加負担金 59 大阪府都市計画街路事業促 進協議会負担金 20 無電柱化を推進する市区町 村長の会負担金 3 21 補償・補填及び賠償金 72,734 南海中央線物件移転等補償 費 67,956 支障物件移設補償費 4,778	
3. 公共下水道 費	871,000	895,000	△24,000				871,000	18. 負担金補助 及び交付金	871,000	下水道事業費 871,000 18 負担金補助及び交付金 871,000 下水道事業会計繰出金 871,000	

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
4. 都市下水路費	202	158	44					202	18. 負担金補助及び交付金	202	都市下水路費 202 18 負担金補助及び交付金 202 泉北環境整備施設組合分担金 202
5. 公園費	254,599	485,908	△231,309	66,984		120,500	9,325	57,790	3. 職員手当等	994	公園管理費 40,968 3 職員手当等 108 時間外勤務手当 108 8 旅費 18 職員出張旅費 18 10 需用費 13,380 消耗品費 850 修繕料 5,178 燃料費 355 光熱水費 6,997 11 役務費 787 通信運搬費 161 手数料 527 自動車損害共済保険料 64 建物総合損害共済基金分担金 35 12 委託料 20,163 鴨公園水景施設保守点検業務委託料 473 ごみ収集運搬委託料 251 新公園管理事務所防災設備保守点検業務委託料 28 公園等清掃業務委託料 1,395
									8. 旅費	88	
									10. 需用費	13,456	
									11. 役務費	787	
									12. 委託料	28,560	
									13. 使用料及び賃借料	172	
									14. 工事請負費	2,860	
									15. 原材料費	3,283	
									16. 公有財産購入費	74,067	
									18. 負担金補助及び交付金	1,260	
									21. 補償・補填及び賠償金	126,887	
									22. 償還金利子及び割引料	3	

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								24. 積立金	2,160	公園等砂場リフレッシュ業務委託料 619	
								26. 公課費	22	公園便所清掃業務委託料 1,686	
										警備清掃管理業務委託料 8,173	
										公園・ちびっこ広場遊具等点検業務委託料 3,479	
										取石公園等し尿浄化槽消毒等維持管理業務委託料 231	
										公園等営繕業務委託料 1,500	
										鴨公園清掃業務委託料 515	
										取石公園水景施設清掃業務委託料 823	
										新公園グラウンド補修整備業務委託料 990	
								13 使用料及び賃借料	172	オーパス・スポーツ施設情報システムASPサービス使用料 172	
								14 工事請負費	2,860	鴨公園遊具設置工事費 2,860	
								15 原材料費	35	材料費 35	
								18 負担金補助及び交付金	1,260		

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										大阪都市公園協議会負担金 10	
										公園愛護会連合会補助金 1,250	
										22 償還金利子及び割引料 3 新公園運動広場使用料還付 金 3	
										24 積立金 2,160 文化・スポーツ・国際交流 振興基金積立金 2,160	
										26 公課費 22 自動車重量税 22	
										公園整備事業費 213,631	
										3 職員手当等 886 時間外勤務手当 886	
										8 旅費 70 職員出張旅費 70	
										10 需用費 76 消耗品費 76	
										12 委託料 8,397 蓮池公園管理用地草刈業務 委託料 2,263 蓮池公園土地測量等委託料 893 蓮池公園土地等鑑定委託料 5,241	
										15 原材料費 3,248 材料費 3,248	
										16 公有財産購入費 74,067	

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										蓮池公園用地買収費 74,067	
										21 補償・補填及び賠償金 126,887	
										蓮池公園物件移転等補償費 126,887	
6. 市街地整備費	1,425,310	1,203,121	222,189	26,000	985,809	206,700	8,082	198,719	1. 報酬	5,919	市街地整備総務費 127,759
									2. 給料	61,843	2 給料 61,843
									3. 職員手当等	48,885	3 職員手当等 43,422
									4. 共済費	22,494	扶養手当 1,897
									8. 旅費	1,097	地域手当 7,392
									10. 需用費	1,132	管理職手当 3,453
									11. 役務費	42	住居手当 1,059
									12. 委託料	192,264	通勤手当 1,453
									13. 使用料及び賃借料	4,179	期末手当 15,477
									14. 工事請負費	557,463	勤勉手当 12,691
									16. 公有財産購入費	317,629	4 共済費 22,494
											共済組合負担金 22,494
											連続立体交差事業推進費 1,186,994
											3 職員手当等 3,801
											時間外勤務手当 3,801
											8 旅費 578
											職員出張旅費 578
											10 需用費 900
											消耗品費 900
											12 委託料 97,377

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								18. 負担金補助及び交付金	211,016	関連側道等技術支援業務委託料 57,744 道路台帳作成等業務委託料 39,633 13 使用料及び賃借料 4,179 土地賃借料 4,179 14 工事請負費 557,463 関連側道整備工事費 543,083 高石駅西自転車駐車場復旧等工事費 14,380 16 公有財産購入費 317,629 関連側道用地買収費 317,629 18 負担金補助及び交付金 203,720 南海本線等連続立体交差事業負担金 203,700 大阪府連続立体交差事業協議会負担金 20 21 補償・補填及び賠償金 1,347 支障物件移設補償費 1,347 地域整備費 110,557 1 報酬 5,919 会計年度任用職員報酬 1,923 専門政策顧問(まちづくり担当)報酬 36	
								21. 補償・補填及び賠償金	1,347		

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										まちづくりアドバイザー報酬 3,960	
										3 職員手当等 1,662	
										期末手当 401	
										勤勉手当 337	
										時間外勤務手当 924	
										8 旅費 519	
										職員出張旅費 391	
										費用弁償 128	
										10 需用費 232	
										消耗品費 78	
										光熱水費 154	
										11 役務費 42	
										手数料 31	
										建物総合損害共済基金分担金 11	
										12 委託料 94,887	
										技術支援等業務委託料 33,175	
										高石駅西地区区画整理用地草刈業務委託料 1,405	
										羽衣駅周辺自転車駐車場整備実施設計業務委託料 5,185	
										羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託料 52,000	
										羽衣駅周辺自転車駐車場整備工事重点監理業務委託料 3,122	

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										18 負担金補助及び交付金 7,296 まちづくり補助金 500 市内駅周辺活性化活動支援 補助金 500 駅施設等維持管理負担金 2,395 まちづくりアドバイザー負 担金 3,901	
計	3,064,056	3,316,667	△252,611	312,962	986,538	500,800	19,309	1,244,447			

(款) 8. 土木費 (項) 6. 住宅費

1. 住宅管理費	8,766	8,400	366				8,766		1. 報酬	1,960	住宅管理費	8,766
									3. 職員手当等	855	1 報酬	1,960
									7. 報償費	36	会計年度任用職員報酬	1,960
									8. 旅費	127	3 職員手当等	855
									10. 需用費	4,948	期末手当	401
									11. 役務費	278	勤勉手当	337
									12. 委託料	562	時間外勤務手当	117
											7 報償費	36
											市営住宅連絡員報償費	36
											8 旅費	127
											職員出張旅費	10
											費用弁償	117
											10 需用費	4,948
											消耗品費	21
											修繕料	4,032

(款) 8. 土木費 (項) 6. 住宅費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										光熱水費 895 11 役務費 278 手数料 95 建物総合損害共済基金分担金 183 12 委託料 562 エレベーター保守点検業務委託料 159 消防設備保守点検業務委託料 73 受水槽清掃業務委託料 330	
2. 住宅政策費	8,101	6,615	1,486	658			660	6,783	1. 報酬 189 3. 職員手当等 227 8. 旅費 25 10. 需用費 19 11. 役務費 1,018 12. 委託料 373 18. 負担金補助及び交付金 6,250	住宅政策費 8,101 1 報酬 189 空き家等対策協議会委員報酬 189 3 職員手当等 227 時間外勤務手当 227 8 旅費 25 職員出張旅費 8 費用弁償 17 10 需用費 19 消耗品費 16 食糧費 3 11 役務費 1,018 通信運搬費 6 手数料 1,012 12 委託料 373 財産管理人選任申立等業務委託料 300	

(款) 8. 土木費 (項) 6. 住宅費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										会議録作成業務委託料 73 18 負担金補助及び交付金 6,250 空き家対策補助金 6,250	
計	16,867	15,015	1,852	658			9,426	6,783			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 消防施設費	738,460	732,005	6,455		4,368	24,700	111	709,281	10. 需用費	175	消防施設費 738,460
									11. 役務費	366	10 需用費 175 光熱水費 175
									12. 委託料	722,790	11 役務費 366 手数料 337 建物総合損害共済基金分担金 29
									13. 使用料及び賃借料	3	12 委託料 722,790 堺市消防事務委託料 696,990
									14. 工事請負費	7,600	消防庁舎整備設計業務委託料 25,800
									18. 負担金補助及び交付金	7,526	13 使用料及び賃借料 3 電柱共架料 3 14 工事請負費 7,600 高石消防署受変電設備改修工事費 7,600
											18 負担金補助及び交付金 7,526 消防運営費分担金 2,826 消火栓設置負担金 4,700

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
2. 消防団費	12,469	12,388	81				2,396	10,073	1. 報酬	5,464	消防団費 12,469
									4. 共済費	1,253	1 報酬 5,464 消防団員報酬 2,040 消防団員出動報酬 3,424
									5. 災害補償費	60	4 共済費 1,253 消防団員等公務災害補償等 共済基金負担金 1,253
									7. 報償費	1,336	5 災害補償費 60 消防団員公務災害補償費 60
									10. 需用費	2,469	7 報償費 1,336 消防賞じゅつ金等報償費 1,336
									11. 役務費	150	10 需用費 2,469 消耗品費 1,810 修繕料 480
									12. 委託料	204	燃料費 179 11 役務費 150 自動車損害共済保険料 150
									13. 使用料及び 賃借料	215	12 委託料 204 消防団員健康診断委託料 204
									18. 負担金補助 及び交付金	1,216	13 使用料及び賃借料 215 自動車借上料 215
									26. 公課費	102	18 負担金補助及び交付金 1,216 大阪府消防協会負担金 155 大阪府消防協会泉北地区支 部負担金 506

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										大阪市町村消防財団負担金 555	
										26 公課費 自動車重量税 102 102	
3. 水防費	941	1,016	△75					941	3. 職員手当等 10. 需用費 11. 役務費 15. 原材料費	527 314 17 83	水防費 3 職員手当等 時間外勤務手当 特殊勤務手当 10 需用費 消耗品費 修繕料 燃料費 11 役務費 自動車損害共済保険料 建物総合損害共済基金分担金 15 原材料費 材料費 941 527 488 39 314 226 42 46 17 16 1 83 83
4. 災害対策費	779,310	131,157	648,153	23		658,200	2,107	118,980	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費 8. 旅費	5,968 35,194 30,560 14,284 215	災害対策費 1 報酬 会計年度任用職員報酬 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 770,776 2,710 2,710 35,194 35,194 29,421 1,008 4,204 2,016 1,355

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								10. 需用費	15,000	通勤手当 489 期末手当 9,407	
								11. 役務費	927	勤勉手当 7,770 時間外勤務手当 2,689	
								12. 委託料	661,614	特殊勤務手当 33 管理職員特別勤務手当 450	
								13. 使用料及び 賃借料	462	4 共済費 14,284 共済組合負担金 14,284	
								17. 備品購入費	4,609	8 旅費 145 職員出張旅費 76	
								18. 負担金補助 及び交付金	10,477	費用弁償 69 10 需用費 14,629 消耗品費 14,371 光熱水費 234 食糧費 24 11 役務費 905 通信運搬費 758 手数料 92 防火・防災訓練災害補償等 共済掛金 55 12 委託料 661,614 防災訓練会場設営業務委託 料 1,300 防災行政無線局保守管理業 務委託料 1,441 個別避難計画作成等業務委 託料 8,672 防災行政無線システム更新 業務委託料 650,201	

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										13 使用料及び賃借料 396 情報配信サービス利用料 396	
										17 備品購入費 2,601 器具費 2,601	
										18 負担金補助及び交付金 8,877 高石市自主防災組織連絡協 議会補助金 500 海上保安協会負担金 100 無線従事者養成講習会参加 負担金 14 大阪湾播磨灘排出油防除等 協議会負担金 3 大阪府防災情報充実強化事 業負担金 208 石油基地自治体協議会分担 金 8 衛星無線等再整備工事負担 金 8,044	
										国民保護対策費 8,534	
										1 報酬 3,258 会計年度任用職員報酬 2,970 国民保護協議会委員報酬 288	
										3 職員手当等 1,139 期末手当 619 勤勉手当 520	

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										8 旅費 70	
										職員出張旅費 2	
										費用弁償 68	
										10 需用費 371	
										消耗品費 5	
										修繕料 11	
										燃料費 11	
										光熱水費 338	
										食糧費 6	
										11 役務費 22	
										手数料 4	
										自動車損害共済保険料 18	
										13 使用料及び賃借料 66	
										電柱共架料 66	
										17 備品購入費 2,008	
										防犯用機器等購入費 2,008	
										18 負担金補助及び交付金	
										1,600	
										暴力追放推進協議会補助金	
										350	
										交番連絡協議会連合会補助	
										金 100	
										高石防犯協会補助金 1,150	
計	1,531,180	876,566	654,614	23	4,368	682,900	4,614	839,275			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 教育委員会費	20,718	19,447	1,271				8,500	12,218	1. 報酬	6,147	教育委員会費 20,718
									7. 報償費	54	1 報酬 6,147 教育委員報酬 5,376 産業医報酬 744
									8. 旅費	10	文化・スポーツ・国際交流 振興基金運営委員報酬 27
									9. 交際費	30	7 報償費 54 教育委員会点検評価委員報 償費 54
									12. 委託料	5,506	8 旅費 10 費用弁償 10
									13. 使用料及び 賃借料	222	9 交際費 30 交際費 30
									18. 負担金補助 及び交付金	1,749	12 委託料 5,506 会議録作成業務委託料 326 教職員健康診断委託料 5,180
									24. 積立金	7,000	13 使用料及び賃借料 222 自動車借上料 222 18 負担金補助及び交付金 1,749 教育委員会連絡協議会等負 担金 192 学校保健会補助金 50 文化・スポーツ・国際交流 振興基金助成金 1,500 大阪府学校保健主管課長会 負担金 4

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										公立学校施設期成会分担金 3	
										24 積立金 7,000 文化・スポーツ・国際交流 振興基金積立金 7,000	
2. 事務局費	282,072	230,745	51,327		13		4,254	277,805	1. 報酬	18,765	事務局費 282,072
											1 報酬 18,765
									2. 給料	111,696	会計年度任用職員報酬 18,765
									3. 職員手当等	90,384	2 給料 111,696 特別職給 8,160
									4. 共済費	55,084	一般職給 103,536
									7. 報償費	500	3 職員手当等 90,384 扶養手当 4,253
									8. 旅費	1,718	地域手当 13,566 管理職手当 7,371
									10. 需用費	493	住居手当 1,399
									11. 役務費	1,922	通勤手当 2,850 期末手当 34,485
									12. 委託料	478	勤勉手当 24,900 時間外勤務手当 1,560
									13. 使用料及び 賃借料	1,000	4 共済費 55,084 共済組合負担金 43,679
									18. 負担金補助 及び交付金	32	雇用保険料負担金 9,599 労災保険料負担金 1,806
											7 報償費 500 アドバイザー報償費 500
											8 旅費 1,718 職員出張旅費 1,500

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										費用弁償 218 10 需用費 493 消耗品費 486 印刷製本費 7 11 役務費 1,922 通信運搬費 1,643 手数料 279 12 委託料 478 学校給食調理員等検便委託料 460 給食用食材検査業務委託料 18 13 使用料及び賃借料 1,000 学校防犯システム利用料 1,000 18 負担金補助及び交付金 32 防火管理者資格取得者講習会負担金 32	
3. 教育指導費	232,487	210,001	22,486		35,361		26,280	170,846	1. 報酬 91,339 3. 職員手当等 34,444 7. 報償費 16,834 8. 旅費 3,165 10. 需用費 19,336	教育指導費 218,018 1 報酬 91,339 会計年度任用職員報酬 91,249 いじめ防止対策推進委員会等委員報酬 90 3 職員手当等 34,391 期末手当 18,691 勤勉手当 15,700 7 報償費 16,834	

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								11. 役務費	215	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業報償費 1,080	
								12. 委託料	31,949	インクルーシブ教育システム構築事業報償費 4,700	
								13. 使用料及び賃借料	2,323	英語支援員報償費 2,088	
								17. 備品購入費	100	「夢先生」事業報償費 2,411	
								18. 負担金補助及び交付金	18,439	幼稚園及び小中学校における夢・志はぐくみ教育推進事業報償費 220	
								20. 貸付金	1,710	学校支援等指導者報償費 2,130	
								24. 積立金	12,626	高石っ子まなび舎事業報償費 306	
								26. 公課費	7	支援教育指導報償費 800	
										人権教育・生徒指導等講師報償費 60	
										スクールソーシャルワーカー相談事業報償費 2,331	
										高石っ子まなび舎キッズ事業報償費 618	
										スクールロイヤー報償費 90	
										8 旅費 3,165	
										職員出張旅費 178	
										費用弁償 2,987	
										10 需用費 19,336	
										消耗品費 848	

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										18 負担金補助及び交付金	
										18,439	
										総合的教育力活性化事業補助金	
										1,790	
										支援学級合同行事費負担金	
										90	
										大阪府支援教育研究会負担金	
										17	
										泉北三市一町教育振興協議会負担金	
										644	
										府公立小中学校教育研究会補助金	
										261	
										学校園教育研究会補助金	
										1,020	
										大阪府人権教育推進主管課長会負担金	
										6	
										支援教育研修会補助金	
										176	
										大阪府都市指導主管課長会負担金	
										5	
										高石市小中連携推進支援事業補助金	
										1,350	
										市立学校園管理職研修会補助金	
										50	
										市立学校園生徒指導研究協議会補助金	
										45	
										市立学校園人権教育研究会補助金	
										210	
										高石市・忠岡町人権教育研究会補助金	
										600	

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								8. 旅費	100	7 報償費 1,175 講座講師謝礼 185	
								10. 需用費	1,156	教育相談カウンセラー報償費 990	
								11. 役務費	222	8 旅費 100 職員出張旅費 37	
								12. 委託料	1,111	費用弁償 63 10 需用費 1,156	
								13. 使用料及び賃借料	13	消耗品費 100 修繕料 11	
								18. 負担金補助及び交付金	3	燃料費 41 光熱水費 984 図書購入費 20 11 役務費 222 通信運搬費 193 手数料 6 自動車損害共済保険料 18 建物総合損害共済基金分担金 5 12 委託料 1,111 機械警備管理業務委託料 528 清掃管理業務委託料 559 防災設備保守点検業務委託料 24 13 使用料及び賃借料 13 放送受信料 13 18 負担金補助及び交付金 3 研修等参加負担金 3	

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
計	542,261	470,227	72,034		36,858		39,034	466,369			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	613,108	620,674	△7,566			18,700	138,204	456,204	1. 報酬	27,086	学校管理費	279,946
									2. 給料	33,588	1 報酬	8,454
									3. 職員手当等	28,129	校医等報酬	8,454
									4. 共済費	14,201	3 職員手当等	21
									7. 報償費	836	時間外勤務手当	21
									8. 旅費	305	7 報償費	836
									10. 需用費	280,253	医師・看護師出勤報償費	836
									11. 役務費	12,640	10 需用費	114,054
									12. 委託料	139,500	消耗品費	8,413
									13. 使用料及び 賃借料	44,674	印刷製本費	63
									14. 工事請負費	20,800	修繕料	10,000
									15. 原材料費	161	燃料費	31
											光熱水費	95,337
											教室用カーテン購入費	210

11 役務費	12,640	11 役務費	12,640
通信運搬費	10,150	通信運搬費	10,150
手数料	1,752	手数料	1,752
建物総合損害共済基金分担金	483	建物総合損害共済基金分担金	483
学校管理者賠償責任保険料	255	学校管理者賠償責任保険料	255
12 委託料	70,391	12 委託料	70,391
消防設備保守点検業務委託料	726	消防設備保守点検業務委託料	726

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								17. 備品購入費	8,120	児童検診委託料 2,270 空気環境調査業務委託料	
								18. 負担金補助 及び交付金	2,795	111 オージオメータ保守点検業 務委託料 26	
								22. 償還金利子 及び割引料	20	プール水質検査業務委託料 65 簡易専用水道定期検査業務 委託料 53 施設管理業務及び機械警備 管理業務委託料 50,810 ごみ収集運搬委託料 1,109 電話機器等保守点検業務委 託料 180 プール循環ろ過装置保守点 検業務委託料 83 エレベーター保守点検業務 委託料 240 受水槽及び高架水槽清掃業 務委託料 286 自家用電気工作物保安全管理 業務委託料 2,218 浄化槽清掃等業務委託料 308 体育器具及び遊具点検業務 委託料 618 階段昇降機点検業務委託料 106	

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										学校 I C T機器等保守点検 業務委託料 8,039 特殊建築物定期調査業務委 託料 1,122 窓ガラス清掃業務委託料 643 樹木等維持管理業務委託料 1,378 13 使用料及び賃借料 44,674 放送受信料 86 複写機借上料 894 施設使用料 1,031 ライセンス使用料 6 レンタルサーバ賃借料 2 学校 I C T機器等借上料 33,135 学校 I C Tクラウド利用料 3,706 L E D照明器具借上料 5,628 図書システム利用料 186 14 工事請負費 20,800 小学校受変電設備改修工事 費 20,800 15 原材料費 161 材料費 161 17 備品購入費 5,120 器具費 120 校用備品費 5,000	

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										18 負担金補助及び交付金	
										2,795	
										校長会負担金	154
										教頭会負担金	56
										日本スポーツ振興センター 共済掛金	2,585
										学校給食費	333,162
										1 報酬	18,632
										会計年度任用職員報酬	18,632
										2 給料	33,588
										一般職給	33,588
										3 職員手当等	28,108
										扶養手当	516
										地域手当	3,752
										通勤手当	801
										期末手当	12,606
										勤勉手当	10,433
										4 共済費	14,201
										共済組合負担金	14,201
										8 旅費	305
										費用弁償	305
										10 需用費	166,199
										修繕料	3,111
										賄材料費	159,341
										給食用消耗品費	3,212
										新入生等食器購入費	535
										12 委託料	69,109

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										学校給食調理室害虫駆除業務委託料 127 学校給食調理業務委託料 68,704 給食用リフト点検業務委託料 278 17 備品購入費 3,000 給食用器具費 3,000 22 償還金利子及び割引料 20 学校給食費還付金 20	
2. 教育振興費	44,497	45,575	△1,078	615				43,882	7. 報償費 601	教育振興費 44,497	
									10. 需用費 5,395	7 報償費 601 児童報償費 601	
									17. 備品購入費 2,734	10 需用費 5,395 図書購入費 2,310 クラブ活動用消耗品費 455	
									18. 負担金補助及び交付金 26	支援学級用消耗品費 600 教材用消耗品費 2,030	
									19. 扶助費 35,741	17 備品購入費 2,734 図書購入費 84 教材用備品費 1,960 支援学級用備品費 140 理科教育用備品費 550 18 負担金補助及び交付金 26 大阪府学校保健会養護教諭部会費 7 大阪府学校保健会会費 12 大阪府学校保健会保健主事部会費 7	

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										19 扶助費 35,741 就学扶助費 33,847 医療扶助費 150 特別支援教育就学奨励費 1,252 予防接種健康被害医療手当 492	
計	657,605	666,249	△8,644	615		18,700	138,204	500,086			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	311,206	315,376	△4,170	55,000		45,200	9,553	201,453	1. 報酬	11,298	学校管理費 183,125
									3. 職員手当等	2,642	1 報酬 3,816 校医等報酬 3,816
									7. 報償費	48	7 報償費 48 医師・看護師出動報償費 48
									8. 旅費	72	10 需用費 69,389 消耗品費 3,678
									10. 需用費	147,469	印刷製本費 30 修繕料 11,005
									11. 役務費	6,749	燃料費 5 光熱水費 54,581
									12. 委託料	67,845	教室用カーテン購入費 90
									13. 使用料及び 賃借料	20,814	11 役務費 6,749 通信運搬費 4,847
									14. 工事請負費	50,400	手数料 1,409 建物総合損害共済基金分担金 378

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								15. 原材料費	60	学校管理者賠償責任保険料 115	
								17. 備品購入費	2,345	12 委託料 28,285 消防設備保守点検業務委託料 363	
								18. 負担金補助及び交付金	1,444	生徒検診委託料 1,602	
								22. 償還金利子及び割引料	20	施設管理業務及び機械警備管理業務委託料 19,029 オージオメータ保守点検業務委託料 35 受水槽及び高架水槽清掃業務委託料 133 体育器具及び遊具点検業務委託料 172 電話機器等保守点検業務委託料 77 ごみ収集運搬委託料 568 空気環境調査業務委託料 48 簡易専用水道定期検査業務委託料 26 自家用電気工作物保安管理業務委託料 1,036 階段昇降機点検業務委託料 106 学校 I C T 機器等保守点検業務委託料 3,446 特殊建築物定期調査業務委託料 656	

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										窓ガラス清掃業務委託料 397	
										樹木等維持管理業務委託料 591	
										13 使用料及び賃借料 20,814	
										放送受信料 37	
										複写機借上料 474	
										施設使用料 819	
										ライセンス使用料 3	
										レンタルサーバ賃借料 1	
										学校 I C T 機器等借上料 14,542	
										学校 I C T クラウド利用料 1,589	
										LED照明器具借上料 3,269	
										図書システム利用料 80	
										14 工事請負費 50,400	
										中学校受変電設備改修工事 費 6,100	
										給食棟屋上防水改修工事費 44,300	
										15 原材料費 60	
										材料費 60	
										17 備品購入費 2,120	
										器具費 120	
										校用備品費 2,000	
										18 負担金補助及び交付金 1,444	

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
2. 教育振興費	45,700	42,720	2,980	411	369			44,920	7. 報償費	582	教育振興費 45,700
									10. 需用費	2,940	7 報償費 582 生徒報償費 582
									17. 備品購入費	2,722	10 需用費 2,940 図書購入費 1,080 クラブ活動用消耗品費 660
									18. 負担金補助 及び交付金	1,330	支援学級用消耗品費 300 教材用消耗品費 900
									19. 扶助費	38,126	17 備品購入費 2,722 図書購入費 72 教材用備品費 2,100 理科教育用備品費 550 18 負担金補助及び交付金 1,330 大阪・泉北・三市一町中 学校体育連盟加盟金 269 大阪府学校保健会保健主事 部会費 3 クラブ活動補助金 1,050 大阪府学校保健会養護教諭 部会費 3 大阪府学校保健会会費 5
計	356,906	358,096	△1,190	55,411	369	45,200	9,553	246,373			19 扶助費 38,126 就学扶助費 36,763 医療扶助費 150 特別支援教育就学奨励費 1,213

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										11 役務費 362	
										通信運搬費 182	
										手数料 161	
										建物総合損害共済基金分担金 11	
										学校管理者賠償責任保険料 8	
										12 委託料 8,233	
										消防設備保守点検業務委託料 44	
										園児検診委託料 61	
										体育器具及び遊具点検業務委託料 52	
										ごみ収集運搬委託料 80	
										空調設備保守点検業務委託料 50	
										空気環境調査業務委託料 16	
										浄化槽清掃等業務委託料 135	
										幼稚園施設管理業務及び機械警備管理業務委託料 3,439	
										幼稚園バス運行業務委託料 4,356	
										13 使用料及び賃借料 1,845	
										放送受信料 13	
										通園バス借上料 1,186	
										施設使用料 8	

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										レンタルサーバ賃借料 3 コンピュータ機器等借上料 555 LED照明器具借上料 80 15 原材料費 18 材料費 18 17 備品購入費 212 園用備品費 212 18 負担金補助及び交付金 37 日本スポーツ振興センター 共済掛金 26 園長会負担金 11 19 扶助費 1,227 給食費扶助費 1,227	
2. 教育振興費	336	333	3					336	7. 報償費 34	教育振興費 336	
									10. 需用費 190	7 報償費 34 園児報償費 34 10 需用費 190	
									17. 備品購入費 60	図書購入費 25 教師用指導書購入費 21	
									18. 負担金補助 及び交付金 52	保育用消耗品費 144 17 備品購入費 60 保育用器具費 60 18 負担金補助及び交付金 52 研修等参加負担金 50 大阪府学校保健会会費 2	
計	124,087	112,680	11,407				926	123,161			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 社会教育総務費	329,158	302,619	26,539	66,742	67,263		53,421	141,732	1. 報酬	199,614	社会教育総務費 31,462
											1 報酬 468
									2. 給料	14,591	社会教育委員報酬 216
											郷土史研究委員報酬 252
									3. 職員手当等	85,693	2 給料 14,591
											一般職給 14,591
									4. 共済費	5,827	3 職員手当等 10,360
											地域手当 1,661
									7. 報償費	194	管理職手当 504
											住居手当 672
									8. 旅費	3,117	通勤手当 182
											期末手当 3,507
									10. 需用費	3,555	勤勉手当 2,946
											時間外勤務手当 888
									11. 役務費	2,212	4 共済費 5,827
											共済組合負担金 5,827
									12. 委託料	4,545	8 旅費 37
											職員出張旅費 28
									13. 使用料及び 賃借料	3,659	費用弁償 9
									17. 備品購入費	436	10 需用費 9
											消耗品費 9
									18. 負担金補助 及び交付金	5,715	18 負担金補助及び交付金 170
											都市社会教育振興協議会負担金 3
											P T A連絡協議会補助金 165
											社会教育委員研修等参加負担金 2

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										青少年対策費	5,104
										1 報酬	1,470
										青少年指導員報酬	1,470
										7 報償費	94
										二十歳のつどい式典報償費	10
										青少年健全育成事業報償費	30
										子ども元気広場推進事業運 営委員報償費	54
										8 旅費	10
										費用弁償	10
										10 需用費	151
										消耗品費	151
										11 役務費	129
										通信運搬費	49
										傷害保険料	80
										12 委託料	2,602
										二十歳のつどい式典業務委 託料	1,373
										子ども元気広場推進事業委 託料	728
										放課後の子どもの居場所づ くり事業業務委託料	501
										13 使用料及び賃借料	133
										駐車場借上料	20
										施設使用料	113
										18 負担金補助及び交付金	515

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										こども会育成協議会補助金 500	
										青少年指導員関係負担金 15	
										成人対策費 8,626	
										7 報償費 70	
										家庭教育学級報償費 70	
										13 使用料及び賃借料 3,526	
										施設使用料 3,526	
										18 負担金補助及び交付金 5,030	
										婦人団体協議会補助金 550	
										文化協会補助金 1,800	
										市民音楽団助成金 2,680	
										社会教育人権推進費 130	
										10 需用費 130	
										印刷製本費 130	
										放課後児童育成事業費 283,836	
										1 報酬 197,676	
										会計年度任用職員報酬 197,676	
										3 職員手当等 75,333	
										期末手当 40,749	
										勤勉手当 34,230	
										時間外勤務手当 354	
										7 報償費 30	
										研修講師謝礼 30	
										8 旅費 3,070	
										費用弁償 3,070	

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										10 需用費 3,265 消耗品費 2,945 修繕料 122 医薬材料費 198 11 役務費 2,083 通信運搬費 960 手数料 267 傷害賠償保険料 856 12 委託料 1,943 施設管理業務委託料 1,943 17 備品購入費 436 あおぞら児童会用備品費 436	
2. 公民館費	55,384	52,510	2,874				153	55,231	1. 報酬 12,197 2. 給料 2,415 3. 職員手当等 5,424 7. 報償費 505 8. 旅費 84 10. 需用費 10,633 11. 役務費 506 12. 委託料 23,549	公民館管理費 54,803 1 報酬 12,197 会計年度任用職員報酬 12,107 公民館運営審議会委員報酬 90 2 給料 2,415 一般職給 2,415 3 職員手当等 5,424 地域手当 266 通勤手当 42 期末手当 2,803 勤勉手当 2,313 8 旅費 84 費用弁償 84 10 需用費 10,613	

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								13. 使用料及び 賃借料	68	消耗品費 365 印刷製本費 55	
								18. 負担金補助 及び交付金	3	修繕料 2,206 燃料費 22 光熱水費 7,960 医薬材料費 5 11 役務費 450 通信運搬費 376 手数料 33 自動車損害共済保険料 13 建物総合損害共済基金分担 金 28 12 委託料 23,549 特定建築物定期調査報告業 務委託料 479 窓口案内等業務委託料 8,372 警備管理業務委託料 12,540 消防設備保守点検業務委託 料 253 定期清掃業務委託料 358 ごみ収集運搬委託料 106 中央公民館合併処理槽保守 管理業務委託料 1,138 清高公民館し尿浄化槽消毒 管理及び清掃業務委託料 97	

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										空調設備保守点検業務委託料 206 13 使用料及び賃借料 68 放送受信料 68 18 負担金補助及び交付金 3 阪南公民館運営研究協議会分担金 3 公民館事業費 581 7 報償費 505 講座講師謝礼 505 10 需用費 20 消耗品費 20 11 役務費 56 手数料 56	
3. 文化財保護費	13,922	13,838	84				25	13,897	1. 報酬	1,907	文化財保護費 13,922
									3. 職員手当等	677	1 報酬 1,907 会計年度任用職員報酬 1,799
									8. 旅費	198	文化財保護審議会委員報酬 108
									10. 需用費	170	3 職員手当等 677 期末手当 368
									12. 委託料	10,946	勤勉手当 309
									13. 使用料及び賃借料	24	8 旅費 198 費用弁償 198
											10 需用費 170 消耗品費 170 12 委託料 10,946

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										埋蔵文化財発掘等業務委託料 7,646 文化財整理業務委託料 3,300 13 使用料及び賃借料 24 ソフトウェア使用料 24	
4. 図書館費	119,355	119,592	△237					119,355	11. 役務費	11	図書館管理費 119,355 11 役務費 11 建物総合損害共済基金分担金 11 12 委託料 115,258 指定管理者委託料 114,500 図書館システム保守業務委託料 758 13 使用料及び賃借料 4,086 図書管理システム賃貸借料 2,370 図書館システム利用料 1,716
									12. 委託料	115,258	
									13. 使用料及び賃借料	4,086	
5. 市民文化会館費	328,565	336,871	△8,306	5,070	5,070	99,800		218,625	10. 需用費	133,149	市民文化会館費 328,565 10 需用費 133,149 修繕料 133,149 11 役務費 330 建物総合損害共済基金分担金 330 12 委託料 117,000 指定管理者委託料 117,000 13 使用料及び賃借料 93 機器借上料 93
									11. 役務費	330	
									12. 委託料	117,000	
									13. 使用料及び賃借料	93	
									18. 負担金補助及び交付金	77,993	

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										18 負担金補助及び交付金 77,993 施設等管理負担金 59,868 大規模修繕負担金 18,125	
計	846,384	825,430	20,954	71,812	72,333	99,800	53,599	548,840			

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

1. 保健体育総務費	24,449	21,818	2,631				130	24,319	1. 報酬	546	保健体育総務費	19,574				
											1 報酬	546				
											2. 給料	8,351	スポーツ推進委員報酬	546		
													2 給料	8,351		
													3. 職員手当等	6,899	一般職給	8,351
															3 職員手当等	6,899
													4. 共済費	3,486	扶養手当	540
															地域手当	1,055
													7. 報償費	180	管理職手当	696
															通勤手当	150
				8. 旅費	198	期末手当	2,030									
						勤勉手当	1,544									
				10. 需用費	436	時間外勤務手当	884									
						4 共済費	3,486									
				11. 役務費	80	共済組合負担金	3,486									
						8 旅費	198									
				12. 委託料	1,188	職員出張旅費	73									
						費用弁償	125									
				18. 負担金補助及び交付金	3,073	18 負担金補助及び交付金	94									
						大阪府スポーツ推進委員協議会負担金	11									

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								22. 償還金利子及び割引料	3	大阪府体育連合負担金 78	
								26. 公課費	9	全国スポーツ推進委員研究協議会参加費 3	
										近畿スポーツ推進委員協議会参加費 2	
										保健体育事業費 4,875	
										7 報償費 180	
										市民体育大会報償費 180	
										10 需用費 436	
										消耗品費 130	
										印刷製本費 62	
										修繕料 90	
										燃料費 43	
										食糧費 111	
										11 役務費 80	
										手数料 17	
										自動車損害共済保険料 31	
										傷害賠償保険料 32	
										12 委託料 1,188	
										市民体育大会ごみ分別業務委託料 88	
										市民体育大会会場設営等業務委託料 1,100	
										18 負担金補助及び交付金 2,979	
										体育協会補助金 1,804	
										スポーツ少年団補助金 375	
										学校プール開放運営委員会等補助金 800	

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										22 償還金利息及び割引料 3 学校体育施設開放使用料還 付金 3 26 公課費 9 自動車重量税 9	
2. 社会体育施設費	129,894	121,172	8,722				36,002	93,892	10. 需用費	16,815	運動施設管理費 50,679 10 需用費 8,529 消耗品費 234 修繕料 8,080 12. 委託料 108,506 光熱水費 215 11 役務費 266 通信運搬費 180 13. 使用料及び賃借料 4,222 手数料 42 15. 原材料費 15 建物総合損害共済基金分担 金 44 12 委託料 37,867 指定管理者委託料 20,700 スポーツ予約システム高師 浜総合運動施設利用料金相 当分 17,167 13 使用料及び賃借料 4,002 器具借上料 1,690 オーパス・スポーツ施設情 報システムASPサービス 使用料 2,058 駐車場用地使用料 254 15 原材料費 15 材料費 15 プール管理費 9,287

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										10 需用費 2,896	
										消耗品費 289	
										修繕料 707	
										光熱水費 1,900	
										11 役務費 22	
										通信運搬費 16	
										手数料 6	
										12 委託料 6,149	
										施設管理業務委託料 190	
										循環ろ過装置保守点検業務委託料 31	
										総合管理業務委託料 5,553	
										消防設備保守点検業務委託料 11	
										ごみ収集運搬委託料 7	
										プール水質検査業務委託料 42	
										プール清掃業務委託料 315	
										13 使用料及び賃借料 220	
										券売機借上料 220	
										総合体育館管理費 69,928	
										10 需用費 5,390	
										修繕料 5,390	
										11 役務費 48	
										建物総合損害共済基金分担金 48	
										12 委託料 64,490	
										指定管理者委託料 54,700	

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										スポーツ施設予約システム 総合体育館等利用料金相当 分 9,790	
計	154,343	142,990	11,353				36,132	118,211			

(款) 11. 公債費 (項) 1. 公債費

1. 元金	2,803,839	2,711,524	92,315				131,670	2,672,169	22. 償還金利息 及び割引料	2,803,839	元金 2,803,839 22 償還金利息及び割引料 2,803,839 償還元金 2,803,839
2. 利息	208,354	209,212	△858				11,687	196,667	22. 償還金利息 及び割引料	208,354	利息 208,354 22 償還金利息及び割引料 208,354 利息 201,122 一時借入金利息 5,672 その他利息 1,560
計	3,012,193	2,920,736	91,457				143,357	2,868,836			

(款) 12. 諸支出金 (項) 1. 諸支出金

1. 基金費	172,344	67,775	104,569				172,344		24. 積立金	172,344	財政調整基金費 15,986 24 積立金 15,986 財政調整基金積立金 15,986 森林環境譲与税基金費 6,358 24 積立金 6,358 森林環境譲与税基金積立金 6,358
--------	---------	--------	---------	--	--	--	---------	--	---------	---------	---

(款) 12. 諸支出金 (項) 1. 諸支出金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										ふるさと応援基金費 150,000	
										24 積立金 150,000	
										ふるさと応援基金積立金 150,000	
計	172,344	67,775	104,569				172,344				

(款) 13. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	38,000	38,000	0					38,000		
計	38,000	38,000	0					38,000		

予算に関する説明書〔Ⅱ〕

- I 給与費明細書
- II 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- III 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当	地域手当	その他手当				計
本 年 度	長 等	人 3	千円 -	千円 27,720	千円 13,540	千円 3,050	千円 239	千円 44,549	千円 7,891	千円 52,440	
	議 員	15	94,680	-	41,660	-	-	136,340	25,374	161,714	
	その他	930	71,665	-	-	-	-	71,665	1,313	72,978	
	計	948	166,345	27,720	55,200	3,050	239	252,554	34,578	287,132	
前 年 度	長 等	3	-	27,720	13,230	3,050	239	44,239	8,693	52,932	
	議 員	15	94,680	-	40,713	-	-	135,393	27,620	163,013	
	その他	517	52,554	-	-	-	-	52,554	1,313	53,867	
	計	535	147,234	27,720	53,943	3,050	239	232,186	37,626	269,812	
比 較	長 等	0	-	0	310	0	0	310	△ 802	△ 492	
	議 員	0	0	-	947	-	-	947	△ 2,246	△ 1,299	
	その他	413	19,111	-	-	-	-	19,111	0	19,111	
	計	413	19,111	0	1,257	0	0	20,368	△ 3,048	17,320	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
本年度	人 (350) 298	千円 695,158	千円 1,230,875	千円 1,154,850	千円 3,080,883	千円 662,350	千円 3,743,233	
前年度	(306) 295	620,714	1,157,572	1,078,304	2,856,590	594,587	3,451,177	
比較	(44) 3	74,444	73,303	76,546	224,293	67,763	292,056	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本年度		32,674	144,905	53,643	22,419	23,314	450,418	372,299	5,000	0	1,009	48,747	422
前年度		30,432	136,195	53,016	18,488	22,012	404,403	332,628	35,971	648	450	43,675	386
比較		2,242	8,710	627	3,931	1,302	46,015	39,671	△ 30,971	△ 648	559	5,072	36

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	人 (4) 298	千円 -	千円 1,230,875	千円 897,783	千円 2,128,658	千円 484,051	千円 2,612,709	
前 年 度	(5) 295	-	1,157,572	852,573	2,010,145	448,713	2,458,858	
比 較	(△1) 3	-	73,303	45,210	118,513	35,338	153,851	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本 年 度		32,674	144,905	53,643	22,419	23,314	310,717	254,933	5,000	0	1,009	48,747	422
前 年 度		30,432	136,195	53,016	18,488	22,012	281,508	229,792	35,971	648	450	43,675	386
比 較		2,242	8,710	627	3,931	1,302	29,209	25,141	△ 30,971	△ 648	559	5,072	36

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	人 (346) -	千円 695,158	千円 -	千円 257,067	千円 952,225	千円 178,299	千円 1,130,524	
前 年 度	(301) -	620,714	-	225,731	846,445	145,874	992,319	
比 較	(45) -	74,444	-	31,336	105,780	32,425	138,205	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	本 年 度	139,701	117,366
	前 年 度	122,895	102,836
比 較	16,806	14,530	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考													
給 料	千円 73,303	千円 給与改定に伴う増減分 34,080	令和6年度給与改定による増	給与改定による状況 給与改定率 3.02 % 給与改定実施時期 令和6年4月1日													
		昇給に伴う増加分 13,326	令和7年度昇給による増	平均昇給率 1.12 %													
		その他の増減分 25,897	新陳代謝等に伴う増減	職員数の異動状況 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現に在職する職員数</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(各年1月1日現在)</td> <td style="text-align: center;">(当初予算の人数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本年度 288人</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td style="text-align: center;">298人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前年度 293人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">295人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">増 減 △5人</td> <td style="text-align: center;">8人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> </table> 採用・退職等の状況(令和6年1月2日から令和7年1月1日まで) 採 用 17人 退 職 19人 会計間異動等 △3人	現に在職する職員数	その他	計	(各年1月1日現在)	(当初予算の人数)		本年度 288人	10人	298人	前年度 293人	2人	295人	増 減 △5人
現に在職する職員数	その他	計															
(各年1月1日現在)	(当初予算の人数)																
本年度 288人	10人	298人															
前年度 293人	2人	295人															
増 減 △5人	8人	3人															
職員手当	千円 76,546	千円 制度改正に伴う増減分 49,655	制度改正に伴う増	地域手当 3,749 千円 期末手当 24,326 千円 勤勉手当 21,580 千円													
		その他の増減分 26,891	新陳代謝等に伴う増減	57,862 千円													
		その他の増減		△ 30,971 千円													

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
令和7年1月1日現在	平均給料月額	323,362 円
	平均給与月額	403,186 円
	平均年齢	43.6 歳
令和6年1月1日現在	平均給料月額	319,441 円
	平均給与月額	396,903 円
	平均年齢	43.6 歳

初任給

区 分	一 般 職	国の制度 行政職
高 校 卒	201,000 円	一般職 188,000 円
大 学 卒	225,600	一般職 220,000

級別職員数

区 分	一 般 職			
	級	標 準 的 な 職 務 内 容	職 員 数	構 成 比
令和7年1月1日現在	7	参与・部長・理事	11 人	3.8 %
	6	次長・課長・参事	40	13.9
	5	課長代理・主幹	42	14.6
	4	係長・主査	48	16.7
	3	主任	82	28.5
	2	主事	28	9.7
	1	主事	37	12.8
	計		288	100.0
令和6年1月1日現在	7	参与・部長・理事	12 人	4.1 %
	6	次長・課長・参事	36	12.3
	5	課長代理・主幹	44	15.0
	4	係長・主査	46	15.7
	3	主任	89	30.4
	2	主事	34	11.6
	1	主事	32	10.9
	計		293	100.0

期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
本年度	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	
前年度	2.25 月分 (1.175 月分)	2.25 月分 (1.175 月分)	4.5 月分 (2.35 月分)	有	
国の制度	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	

()内は暫定再任用職員分です。

定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備 考
	月分	月分	月分	月分		
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709		

地域手当

支 給 対 象 地 域	全 域
支 給 率	11 %
支 給 対 象 職 員 数	302 人
国の指定基準に基づく支給率	12 %

特殊勤務手当(令和7年1月1日現在)

区 分	一 般 職
給料総額に対する比率	0.7 %
支給対象職員の比率	2.4 %
代表的な特殊勤務手当の名称	有害物取扱作業従事手当 清掃等作業手当 害虫等駆除作業手当

その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異 (交通用具利用者)	本市……… 月額26,400円を最高支給限度額とし、距離に応じて支給 国 ……… 月額31,600円を最高支給限度額とし、距離に応じて支給

[II] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
高石市立高師浜総合運動施設指定管理者委託事業	144,900	令和3年度 から 令和6年度	82,800	令和7年度 から 令和9年度	62,100				62,100
高石市立老人保健施設等指定管理者委託事業	240,848	令和4年度 から 令和6年度	143,713	令和7年度 から 令和8年度	97,134				97,134
たかいし市民文化会館市民文化ホール・生涯学習センター指定管理者委託事業	585,000	令和4年度 から 令和6年度	351,000	令和7年度 から 令和8年度	234,000				234,000
高石市立図書館指定管理者委託事業	572,500	令和6年度	114,500	令和7年度 から 令和10年度	458,000				458,000
高石市立総合体育館等指定管理者委託事業	273,500			令和7年度 から 令和11年度	限度額に同じ				273,500
老人保健施設改修事業	171,000			令和8年度	限度額に同じ		153,900		17,100
連続立体交差事業	450,543			令和8年度	限度額に同じ	450,543			
羽衣駅周辺整備事業	45,356			令和8年度	限度額に同じ	22,678	20,400		2,278
消防庁舎整備事業	60,200			令和8年度	限度額に同じ		41,800		18,400

[Ⅲ] 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普 通 債	16,666,351	17,556,691	1,513,600	1,345,812	17,724,479
(1) 総 務	219,103	390,677	0	24,025	366,652
(2) 土 木	580,645	624,099	43,900	53,499	614,500
(3) 義 務 教 育	1,749,191	2,088,758	63,900	174,579	1,978,079
(4) 幼 稚 園	48,235	42,771	0	5,480	37,291
(5) 公 営 住 宅	17,156	14,939	0	2,217	12,722
(6) 都 市 計 画	12,046,151	12,200,239	500,800	878,908	11,822,131
(7) プ ー ル	0	0	0	0	0
(8) 児 童 福 祉	458,232	445,314	0	20,291	425,023
(9) 会 館	97,735	202,710	106,000	8,504	300,206
(10) 公 民 館	0	0	0	0	0
(11) 社 会 福 祉	335,839	423,054		16,734	406,320
(12) 病 院	904,664	798,816	116,100	134,990	779,926

	(13) レクリエーションスポーツ施設	183,993	306,599	0	21,901	284,698
	(14) 災害対策	25,407	18,715	682,900	4,684	696,931
2.	災害復旧債	27,900	23,250	0	4,650	18,600
	(1) 土木災害	0	0	0	0	0
	(2) その他災害	27,900	23,250	0	4,650	18,600
3.	その他	15,649,993	14,281,379	0	1,453,377	12,828,002
	(1) 減税補てん債	37,100	17,113	0	13,602	3,511
	(2) 臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
	(3) 臨時財政対策債	10,833,216	9,913,683	0	1,026,699	8,886,984
	(4) 退職手当債	1,172,637	995,639	0	176,998	818,641
	(5) 減収補てん債	780,339	669,578	0	94,744	574,834
	(6) 第三セクター等改革推進債	2,826,701	2,685,366	0	141,334	2,544,032
	合計	32,344,244	31,861,320	1,513,600	2,803,839	30,571,081

議案第24号

令和7年度 高石市国民健康保険特別会計予算

令和7年度高石市国民健康保険特別会計予算

令和7年度高石市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,124,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

令和7年2月21日提出

高石市長 畑中政昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		1,061,088
	1. 国民健康保険料	1,061,088
2. 一部負担金		1
	1. 一部負担金	1
3. 使用料及び手数料		600
	1. 手数料	600
4. 府支出金		4,497,009
	1. 府負担金・補助金	4,497,009
5. 繰入金		550,150
	1. 他会計繰入金	550,150
6. 繰越金		100
	1. 繰越金	100
7. 諸収入		15,301
	1. 延滞金・加算金及び過料	300
	2. 雑入	15,001
歳 入	合 計	6,124,249

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		135,205
	1. 総務管理費	127,469
	2. 徴収費	7,115
	3. 運営協議会費	203
	4. 趣旨普及費	418
2. 保険給付費		4,366,965
	1. 療養諸費	3,733,132
	2. 高額療養費	597,547
	3. 移送費	1
	4. 出産育児諸費	21,009
	5. 葬祭諸費	5,000
	6. 精神・結核医療給付費	10,176
	7. 傷病手当諸費	100
3. 国民健康保険事業費納付金		1,505,866
	1. 医療給付費分	1,064,415
	2. 後期高齢者支援金等分	330,513
	3. 介護納付金分	110,938
4. 保健事業費		90,342
	1. 特定健康診査等事業費	36,838
	2. 保健事業費	53,504
5. 公債費		796
	1. 公債費	796
6. 諸支出金		16,075
	1. 償還金及び還付加算金	16,075

(単位：千円)

款	項	金額
7. 予備費		9,000
	1. 予備費	9,000
歳	出	計
	合	6,124,249

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 国民健康保険料	1,061,088	1,161,764	△100,676
2. 一部負担金	1	1	0
3. 使用料及び手数料	600	600	0
4. 府支出金	4,497,009	4,731,918	△234,909
5. 繰入金	550,150	637,733	△87,583
6. 繰越金	100	100	0
7. 諸収入	15,301	11,301	4,000
歳入合計	6,124,249	6,543,417	△419,168

歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	135,205	118,531	16,674	0	8,921	0	100,901	25,383
2. 保険給付費	4,366,965	4,586,312	△219,347	0	4,361,429	0	5,536	0
3. 国民健康保険事業費納付金	1,505,866	1,713,005	△207,139	0	32,502	0	1,473,364	0
4. 保健事業費	90,342	107,609	△17,267	0	85,098	0	389	4,855
5. 公債費	796	2,357	△1,561	0	0	0	0	796
6. 諸支出金	16,075	6,603	9,472	0	0	0	0	16,075
7. 予備費	9,000	9,000	0	0	0	0	0	9,000
歳 出 合 計	6,124,249	6,543,417	△419,168	0	4,487,950	0	1,580,190	56,109

2 歳 入

(款) 1. 国民健康保険料 (項) 1. 国民健康保険料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 国民健康保険料	1,061,088	1,161,764	△100,676	1. 医療給付費分現年分	703,000	医療給付費分現年分 703,000
				2. 後期高齢者支援金分現年分	226,704	後期高齢者支援金分現年分 226,704
				3. 介護納付金分現年分	71,349	介護納付金分現年分 71,349
				4. 医療給付費分滞納繰越分	43,819	医療給付費分滞納繰越分 43,819
				5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	10,800	後期高齢者支援金分滞納繰越分 10,800
				6. 介護納付金分滞納繰越分	5,416	介護納付金分滞納繰越分 5,416
計	1,061,088	1,161,764	△100,676			

(款) 2. 一部負担金 (項) 1. 一部負担金

1. 一部負担金	1	1	0	1. 現年度分	1	法第44条第1項の一部負担金 1
計	1	1	0			

(款) 3. 使用料及び手数料 (項) 1. 手数料

1. 督促手数料	600	600	0	1. 督促手数料	600	督促手数料 600
計	600	600	0			

(款) 4. 府支出金 (項) 1. 府負担金・補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 保険給付費等交付金	4,490,461	4,725,656	△235,195	1. 保険給付費等交付金（普通交付金）	4,432,206	保険給付費等交付金（普通交付金） 4,432,206
				2. 保険給付費等交付金（特別交付金）	58,255	保険者努力支援分 26,817 特別調整交付金分 17,754 特定健診等負担金 13,684
2. 事業助成補助金	6,548	6,262	286	1. 事業助成補助金	6,548	老人等医療費助成事業補助金 6,548
計	4,497,009	4,731,918	△234,909			

(款) 5. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	550,150	637,733	△87,583	1. 保険基盤安定繰入金	405,629	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分） 270,353 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 135,276
				2. 未就学児均等割保険料繰入金	3,701	未就学児均等割保険料繰入金 3,701
				3. 職員給与費等繰入金	101,290	職員給与費等繰入金 101,290
				4. 産前産後保険料繰入金	1,462	産前産後保険料繰入金 1,462
				5. 出産育児一時金等繰入金	14,000	出産育児一時金等繰入金 14,000
				6. 財政安定化支援事業繰入金	5,207	財政安定化支援事業繰入金 5,207
				7. その他一般会計繰入金	18,861	その他一般会計繰入金 18,861
計	550,150	637,733	△87,583			

(款) 6. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	100	100	0	1. 前年度繰越金	100	前年度繰越金 100
計	100	100	0			

(款) 7. 諸収入 (項) 1. 延滞金・加算金及び過料

1. 延滞金	300	300	0	1. 延滞金	300	延滞金 300
計	300	300	0			

(款) 7. 諸収入 (項) 2. 雑入

1. 第三者納付金	13,000	9,000	4,000	1. 第三者納付金	13,000	第三者行為による納付金 13,000
2. 返納金	1,000	1,000	0	1. 返納金	1,000	資格喪失後に於ける受診返納金 1,000
3. 雑入	1,001	1,001	0	1. 雑入	1,001	不当利得返還金 1,000 レセプト開示に係る実費弁償金 1
計	15,001	11,001	4,000			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	125,777	111,123	14,654		8,800		91,594	25,383	1. 報酬	9,325	一般管理費 125,777
											1 報酬 9,325
									2. 給料	30,148	会計年度任用職員報酬 9,325
									3. 職員手当等	26,040	2 給料 30,148
											一般職給 30,148
									4. 共済費	12,046	3 職員手当等 26,040
											扶養手当 1,078
									8. 旅費	56	地域手当 3,505
											管理職手当 1,065
									10. 需用費	295	住居手当 1,371
											通勤手当 356
									11. 役務費	12,715	期末手当 9,258
											勤勉手当 7,544
									12. 委託料	34,964	時間外勤務手当 1,863
											4 共済費 12,046
									13. 使用料及び 賃借料	188	共済組合負担金 11,991
											地方公務員災害補償基金分 担金 55
											8 旅費 56
											職員出張旅費 27
											費用弁償 29
									10 需用費	295	10 需用費 295
											消耗品費 295
									11 役務費	12,715	11 役務費 12,715
											通信運搬費 5,858
											手数料 6,857
									12 委託料	34,964	12 委託料 34,964

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										レセプト点検業務委託料 528 保守点検業務委託料 253 国民健康保険事務業務委託料 25,383 システム改修業務委託料 8,800 13 使用料及び賃借料 188 複写機借上料 188	
2. 連合会負担金	1,692	1,714	△22				1,692	18. 負担金補助及び交付金	1,692	連合会負担金 1,692 18 負担金補助及び交付金 1,692 連合会負担金 1,692	
協議会負担金	0	3	△3						0		
計	127,469	112,840	14,629		8,800		93,286	25,383			

(款) 1. 総務費 (項) 2. 徴収費

1. 賦課徴収費	7,115	5,070	2,045		121		6,994	10. 需用費	14	賦課徴収費 7,115 10 需用費 14
								11. 役務費	6,336	消耗品費 9 修繕料 5
								13. 使用料及び賃借料	544	11 役務費 6,336 通信運搬費 3,634
								17. 備品購入費	121	手数料 2,702
								18. 負担金補助及び交付金	100	13 使用料及び賃借料 544 預貯金等照会システム利用料 544

(款) 1. 総務費 (項) 2. 徴収費 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										17 備品購入費 121 器具費 121 18 負担金補助及び交付金 100 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金 100	
計	7,115	5,070	2,045		121		6,994				

(款) 1. 総務費 (項) 3. 運営協議会費

1. 運営協議会費	203	203	0				203		1. 報酬	198	運営協議会費 203
									8. 旅費	5	1 報酬 198 運営協議会委員報酬 198 8 旅費 5 費用弁償 5
計	203	203	0				203				

(款) 1. 総務費 (項) 4. 趣旨普及費

1. 趣旨普及費	418	418	0				418		10. 需用費	418	趣旨普及費 418
											10 需用費 418 印刷製本費 418
計	418	418	0				418				

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 療養給付費	3,658,343	3,847,241	△188,898		3,658,343			18. 負担金補助及び交付金	3,658,343	療養給付費 3,658,343 18 負担金補助及び交付金 3,658,343 法第45条の診療報酬 3,658,343	
2. 療養費	65,221	66,187	△966		65,221			18. 負担金補助及び交付金	65,221	療養費 65,221 18 負担金補助及び交付金 65,221 法第54条による療養費 65,221	
3. 審査支払手数料	9,568	10,141	△573		9,568			11. 役務費	9,568	審査支払手数料 9,568 11 役務費 9,568 診療報酬審査支払手数料 9,404 レセプト電算処理システム手数料 164	
計	3,733,132	3,923,569	△190,437		3,733,132						

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 高額療養費

1. 高額療養費	596,917	620,049	△23,132		596,917			18. 負担金補助及び交付金	596,917	高額療養費 596,917 18 負担金補助及び交付金 596,917 高額療養費 596,917
2. 高額介護合算療養費	630	631	△1		630			18. 負担金補助及び交付金	630	高額介護合算療養費 630 18 負担金補助及び交付金 630 高額介護合算療養費 630
計	597,547	620,680	△23,133		597,547					

(款) 2. 保険給付費 (項) 3. 移送費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
1. 移送費	1	1	0		1				18. 負担金補助及び交付金	1	移送費	1
											18 負担金補助及び交付金	1
											移送費	1
計	1	1	0		1							

(款) 2. 保険給付費 (項) 4. 出産育児諸費

1. 出産育児一時金	21,000	27,000	△6,000		15,464		5,536		18. 負担金補助及び交付金	21,000	出産育児一時金	21,000
											18 負担金補助及び交付金	21,000
											出産育児一時金	21,000
2. 支払手数料	9	12	△3		9				11. 役務費	9	支払手数料	9
											11 役務費	9
											支払手数料	9
計	21,009	27,012	△6,003		15,473		5,536					

(款) 2. 保険給付費 (項) 5. 葬祭諸費

1. 葬祭費	5,000	5,000	0		5,000				18. 負担金補助及び交付金	5,000	葬祭費	5,000
											18 負担金補助及び交付金	5,000
											葬祭費	5,000
計	5,000	5,000	0		5,000							

(款) 2. 保険給付費 (項) 6. 精神・結核医療給付費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 精神・結核医療給付金	10,176	9,550	626		10,176			18. 負担金補助及び交付金	10,176	精神・結核医療給付金 10,176 18 負担金補助及び交付金 10,176 精神・結核医療給付金 10,176	
計	10,176	9,550	626		10,176						

(款) 2. 保険給付費 (項) 7. 傷病手当諸費

1. 傷病手当金	100	500	△400		100			18. 負担金補助及び交付金	100	傷病手当金 100 18 負担金補助及び交付金 100 新型コロナウイルス感染症にかかると傷病手当金 100
計	100	500	△400		100					

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 1. 医療給付費分

1. 医療給付費分	1,064,415	1,232,249	△167,834		22,502		1,041,913	18. 負担金補助及び交付金	1,064,415	医療給付費分 1,064,415 18 負担金補助及び交付金 1,064,415 医療給付費分 1,064,415
計	1,064,415	1,232,249	△167,834		22,502		1,041,913			

(款) 4. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										特定保健指導事業委託料 5,153	
計	36,838	39,703	△2,865		36,665		173				

(款) 4. 保健事業費 (項) 2. 保健事業費

1. 保健衛生普及費	53,504	67,906	△14,402		48,433		216	4,855	3. 職員手当等	216	保健衛生普及費	53,504
									7. 報償費	143	3 職員手当等	216
									10. 需用費	352	時間外勤務手当	216
									11. 役務費	3,998	7 報償費	143
									12. 委託料	48,277	保健事業専門員出動報償費	33
									13. 使用料及び 賃借料	518	健康教育講師出動報償費	110
											10 需用費	352
											消耗品費	317
											印刷製本費	35
											11 役務費	3,998
											通信運搬費	3,473
											共同電算処理手数料	525
											12 委託料	48,277
											健康診断委託料	17,009
											国保保健指導事業委託料	21,617
											ジェネリック医薬品差額通 知書作成委託料	1,832
											胃がんリスク検査業務委託 料	2,200

(款) 4. 保健事業費 (項) 2. 保健事業費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										健診データを活用したアプリによる健康づくり支援事業委託料 5,619	
										13 使用料及び賃借料 518	
										施設使用料 518	
計	53,504	67,906	△14,402		48,433		216	4,855			

(款) 5. 公債費 (項) 1. 公債費

1. 利子	796	2,357	△1,561					796	22. 償還金利子及び割引料	796	利子 796
											22 償還金利子及び割引料 796
											一時借入金利子 796
計	796	2,357	△1,561					796			

(款) 6. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

1. 保険料還付金	6,600	6,601	△1					6,600	22. 償還金利子及び割引料	6,600	保険料還付金 6,600
											22 償還金利子及び割引料 6,600
											保険料還付金及び還付加算金 6,600
2. 国庫支出金等償還金	9,474	1	9,473					9,474	22. 償還金利子及び割引料	9,474	国庫支出金等償還金 9,474
											22 償還金利子及び割引料 9,474
											過年度国庫支出金等返還金 9,474
3. 府支出金償還金	1	1	0					1	22. 償還金利子及び割引料	1	府支出金償還金 1
											22 償還金利子及び割引料 1

(款) 6. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										保険給付費等交付金償還金 1	
計	16,075	6,603	9,472					16,075			

(款) 7. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	9,000	9,000	0					9,000		
計	9,000	9,000	0					9,000		

[I] 給 与 費 明 細 書

1.特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他手当	計			
本 年 度	長 等	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	11	198	-	-	-	-	198	-	198	
前 年 度	長 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	11	198	-	-	-	-	198	-	198	
	計	11	198	-	-	-	-	198	-	198	
比 較	長 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
	計	0	0	-	-	-	-	0	-	0	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本年度	人 (4) 8	千円 9,325	千円 30,148	千円 26,429	千円 65,902	千円 12,046	千円 77,948	
前年度	(4) 8	8,709	28,476	24,766	61,951	11,722	73,673	
比 較	(0) 0	616	1,672	1,663	3,951	324	4,275	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	本年度	1,078	3,505	1,065	1,371	356	9,258	7,544	2,252
	前年度	1,074	3,366	1,044	1,344	305	8,549	6,907	2,177
	比 較	4	139	21	27	51	709	637	75

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	人 (0) 8	千円 -	千円 30,148	千円 22,883	千円 53,031	千円 12,046	千円 65,077	
前 年 度	(0) 8	-	28,476	21,742	50,218	11,722	61,940	
比 較	(0) 0	-	1,672	1,141	2,813	324	3,137	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
職員手当の内訳	本 年 度	1,078	3,505	1,065	1,371	356	7,331	5,925	2,252
	前 年 度	1,074	3,366	1,044	1,344	305	6,903	5,529	2,177
	比 較	4	139	21	27	51	428	396	75

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	人 (4) -	千円 9,325	千円 -	千円 3,546	千円 12,871	千円 -	千円 12,871	
前 年 度	(4) -	8,709	-	3,024	11,733	-	11,733	
比 較	(0) -	616	-	522	1,138	-	1,138	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	
		千円	千円	
	本 年 度	1,927	1,619	
	前 年 度	1,646	1,378	
比 較	281	241		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考																					
給 料	千円 1,672	千円 1,229	給与改定に伴う増減分	給与改定の状況 給与改定率 4.9 % 給与改定実施時期 令和6年4月1日																					
		553	昇給に伴う増加分	平均昇給率 1.9 %																					
		△ 110	その他の増減分	新陳代謝等に伴う増減	職員数の異動状況 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現在に在職する職員数 (各年1月1日現在)</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(当初予算の人数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年度</td> <td style="text-align: center;">8人</td> <td style="text-align: center;">0人 8人</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td style="text-align: center;">8人</td> <td style="text-align: center;">0人 8人</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人 0人</td> </tr> </table> 採用・退職等の状況(令和6年1月2日から令和7年1月1日まで) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>採 用</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> <tr> <td>会計間異動等</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> </table>	現在に在職する職員数 (各年1月1日現在)	その他	計		(当初予算の人数)		本年度	8人	0人 8人	前年度	8人	0人 8人	増 減	0人	0人 0人	採 用	0人	退 職	0人	会計間異動等
現在に在職する職員数 (各年1月1日現在)	その他	計																							
	(当初予算の人数)																								
本年度	8人	0人 8人																							
前年度	8人	0人 8人																							
増 減	0人	0人 0人																							
採 用	0人																								
退 職	0人																								
会計間異動等	0人																								
職員手当	千円 1,663	千円 4,490	制度改正に伴う増減分	制度改正に伴う増 地域手当 136 千円 期末手当 2,367 千円 勤勉手当 1,987 千円																					
		△ 2,827	その他の増減分	△ 2,902 千円																					
			その他の増減	75 千円																					

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
令和7年1月1日現在	平均給料月額	291,788 円
	平均給与月額	370,807 円
	平均年齢	37.1 歳
令和6年1月1日現在	平均給料月額	307,600 円
	平均給与月額	391,756 円
	平均年齢	40.1 歳

初任給

区 分	一 般 職	国の制度 行政職
高 校 卒	201,000 円	一般職 188,000 円
大 学 卒	225,600	一般職 220,000

級別職員数

区 分	一 般 職			
	級	標準的な職務内容	職員数	構成比
令和7年1月1日現在	7	参与・部長・理事	人	%
	6	次長・課長・参事	1	12.5
	5	課長代理・主幹	1	12.5
	4	係長・主査	2	25.1
	3	主任	2	25.0
	2	主事	1	12.5
	1	主事	1	12.4
	計		8	100.0
令和6年1月1日現在	7	参与・部長・理事	人	%
	6	次長・課長・参事	1	12.5
	5	課長代理・主幹	1	12.5
	4	係長・主査	3	37.6
	3	主任	1	12.5
	2	主事	1	12.5
	1	主事	1	12.4
	計		8	100.0

期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
本年度	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	
前年度	2.25 月分 (1.175 月分)	2.25 月分 (1.175 月分)	4.5 月分 (2.35 月分)	有	
国の制度	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	

()内は暫定再任用職員分です。

地域手当

支給対象地域	全域
支給率	11%
支給対象職員数	8人
国の指定基準に基づく支給率	12%

その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異 (交通用具利用者)	本市…… 月額26,400円を最高支給限度額とし、距離に応じて支給 国 …… 月額31,600円を最高支給限度額とし、距離に応じて支給

[Ⅱ] 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 財政安定化基金貸付金		173,000			173,000
合 計		173,000			173,000

議案第25号

令和7年度 高石市墓地事業特別会計予算

令和7年度高石市墓地事業特別会計予算

令和7年度高石市の墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,803千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5,000千円と定める。

令和7年2月21日提出

高石市長 畑中政昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		5,847
	1. 使用料	4,413
	2. 手数料	1,434
2. 繰入金		1,956
	1. 基金繰入金	1,956
歳 入	合 計	7,803

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 管理費		5,201
	1. 墓地管理費	5,201
2. 公債費		20
	1. 公債費	20
3. 諸支出金		2,082
	1. 諸支出金	2,082
4. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出	合 計	7,803

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 使用料及び手数料	5,847	5,507	340
2. 繰入金	1,956	1,857	99
財産収入	0	54	△54
歳入合計	7,803	7,418	385

歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 管理費	5,201	4,556	645	0	0	0	5,201	0
2. 公債費	20	37	△17	0	0	0	20	0
3. 諸支出金	2,082	2,325	△243	0	0	0	2,082	0
4. 予備費	500	500	0	0	0	0	0	500
歳 出 合 計	7,803	7,418	385	0	0	0	7,303	500

2 歳 入

(款) 1. 使用料及び手数料 (項) 1. 使用料 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 墓地使用料	4,413	3,863	550	1. 墓地使用料	4,413	浜墓地永代使用料 行政財産使用料
計	4,413	3,863	550			4,400 13

(款) 1. 使用料及び手数料 (項) 2. 手数料

1. 墓地手数料	1,434	1,644	△210	1. 墓地手数料	1,434	浜墓地管理手数料	1,434
計	1,434	1,644	△210				

(款) 2. 繰入金 (項) 1. 基金繰入金

1. 基金繰入金	1,956	1,857	99	1. 浜墓地基金繰入金	1,956	浜墓地基金繰入金	1,956
計	1,956	1,857	99				

(款) 財産収入 (項) 財産運用収入

利子及び配当金	0	54	△54				
計	0	54	△54				

3 歳 出

(款) 1. 管理費 (項) 1. 墓地管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 墓地管理費	5,201	4,556	645				5,201			墓地管理費 5,201	
								10. 需用費	1,048	10 需用費 1,048	
								11. 役務費	256	消耗品費 97	
								12. 委託料	2,455	修繕料 639	
								17. 備品購入費	50	光熱水費 312	
								22. 償還金利子及び割引料	1,392	11 役務費 256	
										通信運搬費 24	
										手数料 230	
										建物総合損害共済基金分担金 2	
										12 委託料 2,455	
										市営浜墓地一般廃棄物収集運搬業務委託料 275	
										除草業務委託料 139	
										市営浜墓地管理業務委託料 2,041	
										17 備品購入費 50	
										器具費 50	
										22 償還金利子及び割引料 1,392	
										永代使用料等還付金 1,392	
計	5,201	4,556	645				5,201				

(款) 2. 公債費 (項) 1. 公債費

1. 利子	20	37	△17				20		22. 償還金利子及び割引料	20	利子 20
											22 償還金利子及び割引料 20
											一時借入金利子 20
計	20	37	△17				20				

(款) 3. 諸支出金 (項) 1. 諸支出金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 基金費	2,082	2,325	△243				2,082		24. 積立金	2,082	基金費 2,082
											24 積立金 2,082
											浜墓地基金積立金 2,082
計	2,082	2,325	△243				2,082				

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	500	500	0					500			
計	500	500	0					500			

議案第26号

令和7年度 高石市介護保険特別会計予算

令和7年度高石市介護保険特別会計予算

令和7年度高石市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,896,611千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

令和7年2月21日提出

高石市長 畑 中 政 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険料		1,078,148
	1. 介護保険料	1,078,148
2. 使用料及び手数料		100
	1. 手数料	100
3. 国庫支出金		1,383,804
	1. 国庫負担金	1,012,651
	2. 国庫補助金	371,153
4. 支払基金交付金		1,547,979
	1. 支払基金交付金	1,547,979
5. 府支出金		810,587
	1. 府負担金	760,440
	2. 府補助金	50,147
6. 繰入金		1,075,986
	1. 一般会計繰入金	883,337
	2. 基金繰入金	192,649
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 諸収入		6
	1. 延滞金・加算金及び過料	2
	2. 預金利子	1
	3. 雑入	3
歳 入	合 計	5,896,611

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		116,730
	1. 総務管理費	77,653
	2. 徴収費	4,358
	3. 介護認定審査会費	34,303
	4. 計画策定委員会費	416
2. 保険給付費		5,456,239
	1. 介護サービス等諸費	5,001,130
	2. 介護予防サービス等諸費	208,423
	3. その他諸費	5,027
	4. 高額介護サービス等費	151,338
	5. 高額医療合算介護サービス等費	27,584
	6. 市町村特別給付費	575
7. 特定入所者介護サービス等費	62,162	
3. 地域支援事業費		318,043
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	249,405
	2. 介護予防事業費	13,928
	3. 包括的支援事業・任意事業費	53,208
	4. その他諸費	805
4. 保健福祉事業費		900
	1. 保健福祉事業費	900
5. 諸支出金		1,501
	1. 償還金及び還付加算金	1,501
6. 公債費		198

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 公債費	198
7. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳	出	合
	計	5,896,611

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
高 齢 者 福 祉 計 画 及 び 介 護 保 険 事 業 計 画 策 定 事 業	令和8年度	3,850 千円

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 保険料	1,078,148	1,032,594	45,554
2. 使用料及び手数料	100	100	0
3. 国庫支出金	1,383,804	1,266,366	117,438
4. 支払基金交付金	1,547,979	1,415,368	132,611
5. 府支出金	810,587	740,089	70,498
6. 繰入金	1,075,986	943,157	132,829
7. 繰越金	1	1	0
8. 諸収入	6	6	0
財産収入	0	814	△814
歳入合計	5,896,611	5,398,495	498,116

歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	116,730	119,953	△3,223	2,079	6,800	0	55,567	52,284
2. 保険給付費	5,456,239	4,991,726	464,513	1,285,434	760,440	0	2,154,987	1,255,378
3. 地域支援事業費	318,043	280,354	37,689	96,264	43,347	0	114,852	63,580
4. 保健福祉事業費	900	900	0	27	0	0	0	873
5. 諸支出金	1,501	1,501	0	0	0	0	0	1,501
6. 公債費	198	247	△49	0	0	0	0	198
7. 予備費	3,000	3,000	0	0	0	0	0	3,000
基金積立金	0	814	△814	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	5,896,611	5,398,495	498,116	1,383,804	810,587	0	2,325,406	1,376,814

2 歳 入

(款) 1. 保険料 (項) 1. 介護保険料 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 第1号被保険者 保険料	1,078,148	1,032,594	45,554	1. 現年度分特別徴 収保険料	979,274	現年度分特別徴収保険料 979,274
				2. 現年度分普通徴 収保険料	96,709	現年度分普通徴収保険料 96,709
				3. 滞納繰越分普通 徴収保険料	2,165	滞納繰越分普通徴収保険料 2,165
計	1,078,148	1,032,594	45,554			

(款) 2. 使用料及び手数料 (項) 1. 手数料

1. 督促手数料	100	100	0	1. 督促手数料	100	督促手数料 100
計	100	100	0			

(款) 3. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

1. 介護給付費負担 金	1,012,651	929,348	83,303	1. 介護給付費負担 金	1,012,651	介護給付費負担金 1,012,651
計	1,012,651	929,348	83,303			

(款) 3. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 調整交付金	272,783	249,558	23,225	1. 調整交付金	272,783	調整交付金 272,783
2. 地域支援事業交 付金 (介護予防 事業)	66,209	59,540	6,669	1. 地域支援事業交 付金 (介護予防 事業)	66,209	地域支援事業交付金 (総合事業) 66,209

(款) 3. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	20,485	16,244	4,241	1. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	20,485	地域支援事業交付金 (総合事業以外の地域支援事業) 20,485
4. 保険者機能強化推進交付金	3,821	3,821	0	1. 保険者機能強化推進交付金	3,821	保険者機能強化推進交付金 3,821
5. 介護保険保険者努力支援交付金	7,855	7,855	0	1. 介護保険保険者努力支援交付金	7,855	介護保険保険者努力支援交付金 7,855
計	371,153	337,018	34,135			

(款) 4. 支払基金交付金 (項) 1. 支払基金交付金

1. 介護給付費交付金	1,473,029	1,347,611	125,418	1. 介護給付費交付金	1,473,029	介護給付費交付金 1,473,029
2. 地域支援事業支援交付金	74,950	67,757	7,193	1. 地域支援事業支援交付金	74,950	地域支援事業支援交付金 74,950
計	1,547,979	1,415,368	132,611			

(款) 5. 府支出金 (項) 1. 府負担金

1. 介護給付費負担金	760,440	692,777	67,663	1. 介護給付費負担金	760,440	介護給付費負担金 760,440
計	760,440	692,777	67,663			

(款) 5. 府支出金 (項) 2. 府補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	33,104	29,770	3,334	1. 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	33,104	地域支援事業交付金 (総合事業) 33,104
-----------------------	--------	--------	-------	-----------------------	--------	-------------------------

(款) 5. 府支出金 (項) 2. 府補助金 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	10,243	8,122	2,121	1. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	10,243	地域支援事業交付金 (総合事業以外の地域支援事業) 10,243
3. 介護施設等の整備に関する事業補助金	6,800	9,420	△2,620	1. 介護施設等の整備に関する事業補助金	6,800	介護施設等の整備に関する事業補助金 6,800
計	50,147	47,312	2,835			

(款) 6. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

1. 介護給付費繰入金	681,958	623,894	58,064	1. 介護給付費繰入金	681,958	介護給付費繰入金 681,958
2. 地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	33,104	29,770	3,334	1. 地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	33,104	地域支援事業繰入金 (総合事業) 33,104
3. 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	10,243	8,122	2,121	1. 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	10,243	地域支援事業繰入金 (総合事業以外の地域支援事業) 10,243
4. 低所得者保険料軽減繰入金	64,584	68,085	△3,501	1. 低所得者保険料軽減繰入金	64,584	低所得者保険料軽減繰入金 64,584
5. その他一般会計繰入金	93,448	94,810	△1,362	1. 職員給与費等繰入金	41,460	職員給与費等繰入金 41,460
				2. 事務費繰入金	51,988	事務費繰入金 51,988
計	883,337	824,681	58,656			

(款) 6. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 介護保険給付費準備基金繰入金	192,649	118,476	74,173	1. 介護保険給付費準備基金繰入金	192,649	介護保険給付費準備基金繰入金 192,649
計	192,649	118,476	74,173			

(款) 7. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 前年度繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	1	0			

(款) 8. 諸収入 (項) 1. 延滞金・加算金及び過料

1. 第1号被保険者延滞金	1	1	0	1. 延滞金	1	延滞金 1
2. 過料	1	1	0	1. 過料	1	過料 1
計	2	2	0			

(款) 8. 諸収入 (項) 2. 預金利子

1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	歳計現金利子 1
計	1	1	0			

(款) 8. 諸収入 (項) 3. 雑入

1. 第三者納付金	1	1	0	1. 第三者納付金	1	第三者行為による損害賠償金 1
2. 返納金	1	1	0	1. 返納金	1	不正利得徴収金 1

(款) 8. 諸収入 (項) 3. 雑入 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	その他
計	3	3	0			

(款) 財産収入 (項) 財産運用収入

利子及び配当金	0	814	△814			
計	0	814	△814			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	70,853	70,744	109	2,079			16,490	52,284	1. 報酬	4,135	一般管理費 70,853
											1 報酬 4,135
									2. 給料	19,862	会計年度任用職員報酬 4,054
									3. 職員手当等	15,496	地域密着型サービス運営委員会委員報酬 81
									4. 共済費	7,627	2 給料 19,862 一般職給 19,862
									8. 旅費	28	3 職員手当等 15,496 扶養手当 480
									10. 需用費	46	地域手当 2,230 管理職手当 408
									11. 役務費	3,487	住居手当 984 通勤手当 374
									12. 委託料	514	期末手当 5,580 勤勉手当 4,687
									18. 負担金補助及び交付金	78	時間外勤務手当 753
									27. 繰出金	19,580	4 共済費 7,627 共済組合負担金 7,593 地方公務員災害補償基金分担金 34
											8 旅費 28 職員出張旅費 26 費用弁償 2
											10 需用費 46 消耗品費 46
											11 役務費 3,487 通信運搬費 3,483

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										第三者行為求償事務手数料 4	
										12 委託料 514 共同電算委託料 514	
										18 負担金補助及び交付金 78 研修等参加負担金 78	
										27 繰出金 19,580 一般会計繰出金 19,580	
2. 介護施設等 整備推進費	6,800	9,420	△2,620		6,800			18. 負担金補助 及び交付金	6,800	介護施設等整備推進費 6,800 18 負担金補助及び交付金 6,800 介護施設等の整備に関する 事業補助金 6,800	
計	77,653	80,164	△2,511	2,079	6,800		16,490	52,284			

(款) 1. 総務費 (項) 2. 徴収費

1. 賦課徴収費	4,358	3,886	472				4,358	10. 需用費	83	賦課徴収費 4,358
								10 需用費	83	10 需用費 83
								11. 役務費	4,165	消耗品費 5 印刷製本費 78
								12. 委託料	110	11 役務費 4,165 通信運搬費 3,036 手数料 1,129
										12 委託料 110 介護保険料収納対策業務委 託料 110
計	4,358	3,886	472				4,358			

(款) 1. 総務費 (項) 3. 介護認定審査会費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 介護認定審査会費	8,941	9,213	△272				8,941		1. 報酬	8,832	介護認定審査会費 8,941
									8. 旅費	9	1 報酬 8,832 介護認定審査会委員報酬 8,832
									10. 需用費	100	8 旅費 9 費用弁償 9 10 需用費 100 消耗品費 100
2. 認定調査等費	25,362	26,412	△1,050				25,362		8. 旅費	69	認定調査等費 25,362
									10. 需用費	25	8 旅費 69 職員出張旅費 69
									11. 役務費	18,557	10 需用費 25 消耗品費 25
									12. 委託料	6,688	11 役務費 18,557 通信運搬費 407 意見書作成手数料 18,150
									13. 使用料及び賃借料	23	12 委託料 6,688 要介護認定調査委託料 6,688
計	34,303	35,625	△1,322				34,303			13 使用料及び賃借料 23 駐車場使用料 23	

(款) 1. 総務費 (項) 4. 計画策定委員会費

1. 計画策定委員会費	416	278	138				416		1. 報酬	405	計画策定委員会費 416
									8. 旅費	8	1 報酬 405 介護保険事業等計画推進委員会委員報酬 405

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
											居宅介護福祉用具購入費 6,021
5. 居宅介護住宅改修費	13,089	11,230	1,859	3,273	1,636		5,170	3,010	18. 負担金補助及び交付金	13,089	居宅介護住宅改修費 13,089 18 負担金補助及び交付金 13,089 居宅介護住宅改修費 13,089
6. 居宅介護サービス計画給付費	312,508	306,480	6,028	78,128	39,064		123,441	71,875	18. 負担金補助及び交付金	312,508	居宅介護サービス計画給付費 312,508 18 負担金補助及び交付金 312,508 居宅介護サービス計画給付費 312,508
計	5,001,130	4,600,345	400,785	1,175,579	699,846		1,975,448	1,150,257			

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 介護予防サービス等諸費

1. 介護予防サービス給付費	150,162	128,195	21,967	36,680	19,630		59,314	34,538	18. 負担金補助及び交付金	150,162	介護予防サービス給付費 150,162 18 負担金補助及び交付金 150,162 介護予防サービス給付費 150,162
2. 地域密着型介護予防サービス給付費	3,660	2,429	1,231	915	458		1,446	841	18. 負担金補助及び交付金	3,660	地域密着型介護予防サービス給付費 3,660 18 負担金補助及び交付金 3,660 地域密着型介護予防サービス給付費 3,660

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 介護予防サービス等諸費 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
3. 介護予防福祉用具購入費	2,587	2,587	0	646	323		1,021	597	18. 負担金補助及び交付金	2,587	介護予防福祉用具購入費 2,587 18 負担金補助及び交付金 2,587 介護予防福祉用具購入費 2,587
4. 介護予防住宅改修費	10,947	8,018	2,929	2,736	1,368		4,324	2,519	18. 負担金補助及び交付金	10,947	介護予防住宅改修費 10,947 18 負担金補助及び交付金 10,947 介護予防住宅改修費 10,947
5. 介護予防サービス計画給付費	41,067	34,934	6,133	10,268	5,133		16,221	9,445	18. 負担金補助及び交付金	41,067	介護予防サービス計画給付費 41,067 18 負担金補助及び交付金 41,067 介護予防サービス計画給付費 41,067
計	208,423	176,163	32,260	51,245	26,912		82,326	47,940			

(款) 2. 保険給付費 (項) 3. その他諸費

1. 審査支払手数料	5,027	4,522	505	1,256	628		1,985	1,158	11. 役務費	5,027	審査支払手数料 5,027 11 役務費 5,027 手数料 5,027
計	5,027	4,522	505	1,256	628		1,985	1,158			

(款) 2. 保険給付費 (項) 4. 高額介護サービス等費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳					一般財源	節		説明
				特定財源				区分		金額		
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
1. 高額介護サービス費	151,269	126,451	24,818	37,818	18,909		59,752	34,790	18. 負担金補助及び交付金	151,269	高額介護サービス費 151,269 18 負担金補助及び交付金 151,269 高額介護サービス費 151,269	
2. 高額介護予防サービス費	69	72	△3	17	9		28	15	18. 負担金補助及び交付金	69	高額介護予防サービス費 69 18 負担金補助及び交付金 69 高額介護予防サービス費 69	
計	151,338	126,523	24,815	37,835	18,918		59,780	34,805				

(款) 2. 保険給付費 (項) 5. 高額医療合算介護サービス等費

1. 高額医療合算介護サービス費	27,486	23,636	3,850	6,871	3,436		10,857	6,322	18. 負担金補助及び交付金	27,486	高額医療合算介護サービス費 27,486 18 負担金補助及び交付金 27,486 高額医療合算介護サービス費 27,486
2. 高額医療合算介護予防サービス費	98	98	0	25	12		38	23	18. 負担金補助及び交付金	98	高額医療合算介護予防サービス費 98 18 負担金補助及び交付金 98 高額医療合算介護予防サービス費 98
計	27,584	23,734	3,850	6,896	3,448		10,895	6,345			

(款) 2. 保険給付費 (項) 6. 市町村特別給付費 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 市町村特別給付費	575	575	0					575	12. 委託料	575	市町村特別給付費 575 12 委託料 575 認知症高齢者等緊急時一時保護事業委託料 575
計	575	575	0					575			

(款) 2. 保険給付費 (項) 7. 特定入所者介護サービス等費

1. 特定入所者介護サービス費	62,079	59,785	2,294	12,602	10,678		24,521	14,278	18. 負担金補助及び交付金	62,079	特定入所者介護サービス費 62,079 18 負担金補助及び交付金 62,079 特定入所者介護サービス費 62,079
2. 特定入所者介護予防サービス費	83	79	4	21	10		32	20	18. 負担金補助及び交付金	83	特定入所者介護予防サービス費 83 18 負担金補助及び交付金 83 特定入所者介護予防サービス費 83
計	62,162	59,864	2,298	12,623	10,688		24,553	14,298			

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

1. 介護予防・生活支援サービス事業費	225,371	209,573	15,798	63,442	28,359		89,615	43,955	7. 報償費	90	介護予防・生活支援サービス事業費 225,371 7 報償費 90 生活援助者研修報償費 90
									10. 需用費	5	10 需用費 5 消耗品費 5

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								12. 委託料	792	12 委託料 792 介護予防教室事業委託料	
								18. 負担金補助及び交付金	224,484	792 18 負担金補助及び交付金 792 訪問型サービス費 224,484 通所型サービス費 93,450 131,034	
2. 介護予防ケアマネジメント費	24,034	24,326	△292	6,722	3,004		9,493	4,815	18. 負担金補助及び交付金	24,034	介護予防ケアマネジメント費 24,034 18 負担金補助及び交付金 24,034 介護予防ケアマネジメント費 24,034
計	249,405	233,899	15,506	70,164	31,363		99,108	48,770			

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 2. 介護予防事業費

1. 一般介護予防事業費	13,928	2,742	11,186	3,975	1,741		5,501	2,711	10. 需用費	285	一般介護予防事業費 13,928 10 需用費 285
									12. 委託料	13,643	消耗品費 10 印刷製本費 275 印刷製本費 275 12 委託料 13,643 事業計画策定業務委託料 3,740 独居高齢者見守り支援事業委託料 2,490

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 2. 介護予防事業費 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
											健診データを活用したアプリによる健康づくり支援事業委託料 7,413
計	13,928	2,742	11,186	3,975	1,741		5,501	2,711			

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

1. 任意事業費	51,398	40,387	11,011	21,295	9,894		9,894	10,315	1. 報酬	14,169	任意事業費	51,398
											1 報酬	14,169
									3. 職員手当等	5,351	会計年度任用職員報酬	14,169
											3 職員手当等	5,351
											期末手当	2,908
											勤勉手当	2,443
									7. 報償費	100	7 報償費	100
											家族介護慰労金	100
		8 旅費	121									
		費用弁償	121									
11. 役務費	232	11 役務費	232									
		手数料	72									
		成年後見等審判鑑定費用	106									
		成年後見等申立費用	54									
12. 委託料	21,801	12 委託料	21,801									
		徘徊高齢者探知システム委託料	39									
		配食サービス事業委託料	7,812									
19. 扶助費	9,624											

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										認知症サポーター養成事業委託料 668 指定管理者委託料 6,545 ケアプラン点検業務委託料 1,595 介護サービス相談員派遣事業委託料 5,142 19 扶助費 9,624 在宅高齢者等紙おむつ給付費 7,272 成年後見人等報酬扶助 2,352	
2. 在宅医療・介護連携推進事業費	895	895	0	450	173		173	99	12. 委託料	895	在宅医療・介護連携推進事業費 895 12 委託料 895 在宅医療・介護連携推進事業委託料 895
3. 認知症総合支援事業費	915	911	4	380	176		176	183	7. 報償費	138	認知症総合支援事業費 915 7 報償費 138
									12. 委託料	57	認知症初期集中支援事業報償費 138
									18. 負担金補助及び交付金	720	12 委託料 57 認知症予防啓発業務委託料 57 18 負担金補助及び交付金 720 認知症カフェ運営補助金 720
計	53,208	42,193	11,015	22,125	10,243		10,243	10,597			

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 4. その他諸費 (単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 審査支払手数料	805	769	36					805	11. 役務費	805	審査支払手数料 805 11 役務費 805 審査支払手数料 805
計	805	769	36					805			

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 5. 高額介護サービス等費

1. 高額介護サービス費	697	751	△54					697	18. 負担金補助及び交付金	697	高額介護サービス費 697 18 負担金補助及び交付金 697 高額介護サービス費 697
計	697	751	△54					697			

(款) 4. 保健福祉事業費 (項) 1. 保健福祉事業費

1. 介護予防住宅改修事業費	900	900	0	27				873	19. 扶助費	900	介護予防住宅改修事業費 900 19 扶助費 900 介護予防住宅改修扶助費 900
計	900	900	0	27				873			

(款) 5. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

1. 第1号被保険者保険料還付金	1,400	1,400	0					1,400	22. 償還金利子及び割引料	1,400	第1号被保険者保険料還付金 1,400 22 償還金利子及び割引料 1,400 過年度第1号被保険者保険料過誤調整支出金 1,400
------------------	-------	-------	---	--	--	--	--	-------	----------------	-------	--

(款) 5. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
2. 第1号被保険者還付加算金	100	100	0					100	22. 償還金利子及び割引料	100	第1号被保険者還付加算金 100 22 償還金利子及び割引料 100 還付加算金 100
3. 国庫支出金等償還金	1	1	0					1	22. 償還金利子及び割引料	1	国庫支出金等償還金 1 22 償還金利子及び割引料 1 過年度国庫支出金等返還金 1
計	1,501	1,501	0					1,501			

(款) 6. 公債費 (項) 1. 公債費

1. 利子	198	247	△49					198	22. 償還金利子及び割引料	198	利子 198 22 償還金利子及び割引料 198 一時借入金利子 198
計	198	247	△49					198			

(款) 7. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	3,000	3,000	0					3,000			
計	3,000	3,000	0					3,000			

(款) 基金積立金 (項) 基金積立金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
介護保険給 付費準備基 金積立金	0	814	△814						0		
計	0	814	△814								

[I] 給 与 費 明 細 書

1.特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給 料	期末手当	地域手当	その他手当	計			
本 年 度	長 等	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	40	9,318	-	-	-	-	9,318	-	9,318	
前 年 度	長 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	40	9,551	-	-	-	-	9,551	-	9,551	
	計	40	9,551	-	-	-	-	9,551	-	9,551	
比 較	長 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	0	△ 233	-	-	-	-	△ 233	-	△ 233	
	計	0	△ 233	-	-	-	-	△ 233	-	△ 233	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本年度	人 (8) 6	千円 18,223	千円 19,862	千円 20,847	千円 58,932	千円 7,627	千円 66,559	
前年度	(8) 6	16,446	20,870	20,455	57,771	8,438	66,209	
比較	(0) 0	1,777	△ 1,008	392	1,161	△ 811	350	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本年度		480	2,230	408	984	374	8,488	7,130	753
前年度		480	2,341	408	984	238	8,326	7,014	664
比較		0	△ 111	0	0	136	162	116	89

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	人 (0) 6	千円 -	千円 19,862	千円 13,971	千円 33,833	千円 7,627	千円 41,460	
前 年 度	(0) 6	-	20,870	14,311	35,181	8,438	43,619	
比 較	(0) 0	-	△ 1,008	△ 340	△ 1,348	△ 811	△ 2,159	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本 年 度		480	2,230	408	984	374	4,751	3,991	753
前 年 度		480	2,341	408	984	238	4,981	4,215	664
比 較		0	△ 111	0	0	136	△ 230	△ 224	89

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	人 (8) -	千円 18,223	千円 -	千円 6,876	千円 25,099	千円 -	千円 25,099	
前 年 度	(8) -	16,446	-	6,144	22,590	-	22,590	
比 較	(0) -	1,777	-	732	2,509	-	2,509	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	本 年 度	3,737	3,139
	前 年 度	3,345	2,799
比 較	392	340	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	千円 △ 1,008	給与改定に伴う増減分	812 令和6年度給与改定による増	給与改定の状況 給与改定率 4.0 % 給与改定実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分	346 令和7年度昇給等による増	平均昇給率 1.7 %
		その他の増減分	△ 2,166 新陳代謝等に伴う増減	職員数の異動状況 現に在職する職員数 (各年1月1日現在) 本年度 6人 0人 6人 前年度 6人 0人 6人 増 減 0人 0人 0人 採用・退職等の状況(令和6年1月2日から令和7年1月1日まで) 採 用 0人 退 職 0人 会計間異動等 0人
職員手当	千円 392	制度改正に伴う増減分	千円 1,390 制度改正に伴う増	地域手当 90 千円 期末手当 692 千円 勤勉手当 608 千円
		その他の増減分	△ 998 新陳代謝等に伴う増減	△ 1,087 千円
		その他の増減		89 千円

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
令和7年1月1日現在	平均給料月額	290,047 円
	平均給与月額	341,738 円
	平均年齢	40.8 歳
令和6年1月1日現在	平均給料月額	254,233 円
	平均給与月額	300,584 円
	平均年齢	31.5 歳

初任給

区 分	一 般 職	国の制度 行政職
高 校 卒	201,000 円	一般職 188,000 円
大 学 卒	225,600	一般職 220,000

級別職員数

区 分	一 般 職			
	級	標 準 的 な 職 務 内 容	職 員 数	構 成 比
令和7年1月1日現在	7	参与・部長・理事	人	%
	6	次長・課長・参事	0	0.0
	5	課長代理・主幹	1	16.7
	4	係長・主査	1	16.7
	3	主任	2	33.3
	2	主事	0	0.0
	1	主事	2	33.3
	計		6	100.0
令和6年1月1日現在	7	参与・部長・理事	人	%
	6	次長・課長・参事	0	0.0
	5	課長代理・主幹	0	0.0
	4	係長・主査	2	33.3
	3	主任	1	16.7
	2	主事	0	0.0
	1	主事	3	50.0
	計		6	100.0

期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
本年度	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	
前年度	2.25 月分 (1.175 月分)	2.25 月分 (1.175 月分)	4.5 月分 (2.35 月分)	有	
国の制度	2.3 月分 (1.2 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)	4.6 月分 (2.4 月分)	有	

()内は暫定再任用職員分です。

地域手当

支給対象地域	全 域
支給率	11 %
支給対象職員数	6 人
国の指定基準に基づく支給率	12 %

その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異 (交通用具利用者)	本市……… 月額26,400円を最高支給限度額とし、距離に応じて支給 国 ……… 月額31,600円を最高支給限度額とし、距離に応じて支給

[II] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定事業	千円 3,850		千円	令和8年度	千円 限度額に同じ	千円 1,443	千円	千円 1,520	千円 887

議案第27号

令和7年度 高石市後期高齢者医療保険特別会計予算

令和7年度高石市後期高齢者医療保険特別会計予算

令和7年度高石市の後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,128,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、50,000千円と定める。

令和7年2月21日提出

高石市長 畑中政昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		896,990
	1. 後期高齢者医療保険料	896,990
2. 使用料及び手数料		65
	1. 手数料	65
3. 国庫支出金		3,883
	1. 国庫補助金	3,883
4. 繰入金		224,692
	1. 一般会計繰入金	224,692
5. 諸収入		2,970
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 雑入	2,969
歳 入	合 計	1,128,600

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		21,339
	1. 総務管理費	20,299
	2. 徴収費	1,040
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,102,459
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,102,459
3. 諸支出金		1,802
	1. 償還金及び還付加算金	1,802
4. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出	合計	1,128,600

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 後期高齢者医療保険料	896,990	869,152	27,838
2. 使用料及び手数料	65	65	0
3. 国庫支出金	3,883	0	3,883
4. 繰入金	224,692	216,526	8,166
5. 諸収入	2,970	1,849	1,121
歳入合計	1,128,600	1,087,592	41,008

歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	21,339	13,812	7,527	3,883	0	0	17,456	0
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,102,459	1,068,978	33,481	0	0	0	1,102,459	0
3. 諸支出金	1,802	1,802	0	0	0	0	1,802	0
4. 予備費	3,000	3,000	0	0	0	0	0	3,000
歳 出 合 計	1,128,600	1,087,592	41,008	3,883	0	0	1,121,717	3,000

2 歳 入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料 (項) 1. 後期高齢者医療保険料 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 特別徴収保険料	365,424	363,108	2,316	1. 特別徴収保険料	365,424	特別徴収保険料 365,424
2. 普通徴収保険料	531,566	506,044	25,522	1. 現年度分	525,854	現年度分 525,854
				2. 滞納繰越分	5,712	滞納繰越分 5,712
計	896,990	869,152	27,838			

(款) 2. 使用料及び手数料 (項) 1. 手数料

1. 督促手数料	65	65	0	1. 督促手数料	65	督促手数料 65
計	65	65	0			

(款) 3. 国庫支出金 (項) 1. 国庫補助金

1. 子ども・子育て支援事業費補助金	3,883	0	3,883	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	3,883	子ども・子育て支援事業費補助金 3,883
計	3,883	0	3,883			

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

1. 事務費繰入金	17,423	14,900	2,523	1. 事務費繰入金	17,423	事務費繰入金 17,423
2. 保険基盤安定繰入金	207,269	201,626	5,643	1. 保険基盤安定繰入金	207,269	保険基盤安定繰入金 207,269
計	224,692	216,526	8,166			

(款) 5. 諸収入 (項) 1. 延滞金、加算金及び過料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 延滞金	1	1	0	1. 延滞金	1	延滞金 1
計	1	1	0			

(款) 5. 諸収入 (項) 2. 雑入

1. 雑入	2,969	1,848	1,121	1. 雑入	2,969	雑入 2,969
計	2,969	1,848	1,121			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	20,299	12,945	7,354	3,883			16,416			一般管理費 20,299	
								1. 報酬	4,073	1 報酬 4,073	
								3. 職員手当等	1,840	会計年度任用職員報酬 4,073	
								4. 共済費	1	3 職員手当等 1,840	
								8. 旅費	250	期末手当 833	
								10. 需用費	46	勤勉手当 699	
								11. 役務費	7,237	時間外勤務手当 308	
								12. 委託料	6,852	4 共済費 1	
										地方公務員災害補償基金分 担金 1	
										8 旅費 250	
										職員出張旅費 6	
										費用弁償 244	
										10 需用費 46	
										消耗品費 46	
										11 役務費 7,237	
										通信運搬費 7,237	
										12 委託料 6,852	
										集団健診事業委託料 2,969	
										システム改修業務委託料 3,883	
計	20,299	12,945	7,354	3,883			16,416				

(款) 1. 総務費 (項) 2. 徴収費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 徴収費	1,040	867	173				1,040		10. 需用費	74	徴収費 1,040
											10 需用費 74
									11. 役務費	669	消耗品費 11
											印刷製本費 63
									12. 委託料	297	11 役務費 669
											手数料 669
											12 委託料 297
											後期高齢者医療保険料収納 対策業務委託料 297
計	1,040	867	173				1,040				

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,102,459	1,068,978	33,481				1,102,459		18. 負担金補助 及び交付金	1,102,459	後期高齢者医療広域連合納付金 1,102,459
											18 負担金補助及び交付金 1,102,459
											保険料等負担金 1,102,459
計	1,102,459	1,068,978	33,481				1,102,459				

(款) 3. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

1. 保険料還付 金	1,802	1,802	0				1,802		22. 償還金利子 及び割引料	1,802	保険料還付金 1,802
											22 償還金利子及び割引料 1,802
											保険料還付金 還付加算金 100
計	1,802	1,802	0				1,802				

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 予備費	3,000	3,000	0					3,000			
計	3,000	3,000	0					3,000			

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	人 (2) 2	千円 4,073	千円 -	千円 1,840	千円 5,913	千円 1	千円 5,914	
前 年 度	(2) 2	3,576	-	1,548	5,124	1	5,125	
比 較	(0) 0	497	-	292	789	0	789	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円
職員手当の内訳	本 年 度	833	699	308
	前 年 度	717	600	231
	比 較	116	99	77

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	人 (0) 2	千円 -	千円 -	千円 308	千円 308	千円 1	千円 309	
前 年 度	(0) 2	-	-	231	231	1	232	
比 較	(0) 0	-	-	77	77	0	77	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務 手当
		千円
	本 年 度	308
	前 年 度	231
	比 較	77

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	人 (2) -	千円 4,073	千円 -	千円 1,532	千円 5,605	千円 -	千円 5,605	
前 年 度	(2) -	3,576	-	1,317	4,893	-	4,893	
比 較	(0) -	497	-	215	712	-	712	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	本 年 度	833	699
	前 年 度	717	600
比 較	116	99	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 292	その他の増減分	千円 292 その他の増減	292 千円

令和7年度予算の概要



目 次

1. 財政規模比較表	1
2. 他会計に対する繰出等	2
3. 一部事務組合等に対する負担金	2
4. 各種基金の積立等	3
5. 主な予算の説明	4
6. 歳出予算性質別内訳表	10
7. 歳出予算節別内訳表	12
8. 令和7年度予算と令和6年度予算の比較表	14
9. 主な投資的経費一覧表	16
10. 地方消費税交付金の使途状況	17
11. 都市計画税の使途状況	18

1. 財政規模比較表

(1) 市会計分

会 計 名	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	比 較	
			増 減 額	伸 び 率
一 般 会 計	千円 28,797,678	千円 27,041,050	千円 1,756,628	% 6.5
特 別 会 計	13,157,263	13,036,922	120,341	0.9
国民健康保険	6,124,249	6,543,417	△ 419,168	△ 6.4
墓 地 事 業	7,803	7,418	385	5.2
介 護 保 険	5,896,611	5,398,495	498,116	9.2
後期高齢者医療保険	1,128,600	1,087,592	41,008	3.8
企 業 会 計	4,386,523	6,598,594	△ 2,212,071	△ 33.5
水 道 事 業 会 計	-	2,170,497	△ 2,170,497	-
下 水 道 事 業 会 計	4,386,523	4,428,097	△ 41,574	△ 0.9
計	46,341,464	46,676,566	△ 335,102	△ 0.7

(2) その他会計

会 計 名	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	比 較	
			増 減 額	伸 び 率
一 般 財 団 法 人 高 石 市 保 健 医 療 セ ン タ ー	千円 1,074,770	千円 1,072,228	千円 2,542	% 0.2
計	1,074,770	1,072,228	2,542	0.2

(3) (1)+(2)の合計比較

合 計	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	比 較	
			増 減 額	伸 び 率
	千円 47,416,234	千円 47,748,794	千円 △ 332,560	% △ 0.7

2. 他会計に対する繰出等

会 計 名	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	比 較	
			増 減 額	伸 び 率
国民健康保険特別会計	550,150	637,733	△ 87,583	△ 13.7
介護保険特別会計	883,337	824,681	58,656	7.1
後期高齢者医療保険特別会計	224,692	216,526	8,166	3.8
水道事業会計	-	9,206	△ 9,206	-
下水道事業会計	871,000	895,000	△ 24,000	△ 2.7
計	2,529,179	2,583,146	△ 53,967	△ 2.1

3. 一部事務組合等に対する負担金

組 合 名	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	比 較	
			増 減 額	伸 び 率
泉北環境整備施設組合	364,717	334,156	30,561	9.1
高石市泉大津市墓地組合	21,397	21,366	31	0.1
大阪府後期高齢者医療広域連合	41,432	38,657	2,775	7.2
大阪広域水道企業団	4,700	-	4,700	-
計	432,246	394,179	38,067	9.7

4. 各種基金の積立等

(1) 特定目的基金等

基金名	令和6年度末	当初予算額			令和7年度末	左のうち
	基金残高見込額	繰入金	積立金	基金残高見込額	借入運用金見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円	
財政調整基金	2,412,394	1,158,424	15,986	1,269,956		
泉北3区公共施設整備基金	12,894	0	0	12,894		
保健医療基金	940,327	201,218	1,560	740,669	290,000	
緑化基金	48,734	6,702	0	42,032		
福祉基金	44,643	2,501	0	42,142		
文化・スポーツ・国際交流振興基金	56,584	9,530	9,160	56,214		
奨学基金	103,095	1,710	12,626	114,011		
石油貯蔵施設立地対策等基金	47,124	47,124	0	0		
森林環境譲与税基金	8,589	10,388	6,358	4,559		
災害被災者等支援基金	7,127	600	0	6,527		
高石っ子基金	3,000	0	0	3,000		
ふるさと応援基金	0	0	150,000	150,000		
計	3,684,511	1,438,197	195,690	2,442,004	290,000	

(2) 財産区関係基金

基金名	令和6年度末	当初予算額			令和7年度末
	基金残高見込額	繰入金	積立金	基金残高見込額	
	千円	千円	千円	千円	
今在家(上池関係地区)地区整備基金	1,790	0	0	1,790	
南(長取石池関係地区)地区整備基金	13,371	0	0	13,371	
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南(旧取石池関係地区)地区整備基金	18,493	0	243	18,736	
計	33,654	0	243	33,897	

5. 主な予算の説明

(単位:千円)

分類	事務事業名	予算額	事業事務の概要	新規	頁
総合政策部関係	職員労働安全衛生	10,222	(1) 産業医報酬 744 (2) 職員健康診断委託 9,478		44
	職員研修	4,287	各種職員研修 4,287		45
	市政広報	13,807	広報紙・ホームページ作成 13,807		46・47
	自治振興	9,300	(1) 自治振興補助金 4,000 (2) 防犯灯設置補助金 800 (3) 地域コミュニティ再生支援事業補助金 4,500		47
	情報化の推進	449,553	(1) 自治体システム標準化業務委託等 309,294 (2) ガバメントクラウド利用料等 50,992 (3) 住民基本情報系システム帳票出力業務委託 49,103 (4) 自治体クラウド利用料 40,164		52～55
	地域振興	98,745	(1) 高石市PR事業 3,161 (うち2市1町周遊企画事業負担金 1,000) (2) ふるさと寄附事業 82,735 (うちふるさと寄附金大学等支援事業補助金 63) (3) 万博関連事業 10,774 (うち大阪・関西万博・大阪ウィーク出展関係 1,550) (4) KIX泉州ツーリズムビューロー負担金 2,075	○ ○ ○	55～57
	姉妹都市提携	800	高石市姉妹都市協会補助金 800		57
	公民連携	3,000	大阪・関西万博・大阪ウィーク出展業務委託 3,000	○	57
	コミュニティ活動の推進	35,230	(1) コミュニティセンター管理経費 5,665 (2) 複合コミュニティセンター管理経費 29,565 (うち受変電設備改修工事 8,300)	○	62～64
	勤労者対策	3,576	労働政策事業 3,576		118
	農業振興	1,547	農業振興事業 1,547		120
	漁港管理	1,747	高石漁港維持管理経費等 1,747		121
	商工業振興	6,597	(1) 商工会議所助成金 4,500 (2) 中小企業経営相談等 180 (3) 中小企業事業資金利子補給金 1,917		122
	消防	730,390	(1) 消防事務委託 696,990 (2) 消防庁舎整備事業 25,800 (3) 消防署受変電設備改修事業 7,600	○	144
	消防団	12,469	消防団関係経費 12,469		145・146
	災害対策	685,029	(1) 防災行政無線整備事業 650,201 (2) 災害用備蓄品購入 14,211 (3) 個別避難計画作成等業務委託 8,672 (4) 衛星無線等再整備事業 8,044 (5) 総合防災訓練 3,901	○	147・148

(単位:千円)

分類	事務事業名	予算額	事業事務の概要	新規	頁
総務部関係	市民相談	1,715	法律相談業務委託等	1,715	46
	施設管理	3,190	外壁等状態監視業務委託	3,190	49
	庁舎管理	126,872	庁舎管理経費	126,872	50・51
	人権推進	6,402	(1) 人権相談業務 (2) 人権啓発活動等の推進	3,223 3,179	59・60
	男女共同参画	4,206	(1) 女性相談業務 (2) 男女共同参画事業	3,798 408	60
	課税客体の把握	24,732	(1) 固定資産管理評価システム業務委託 (2) 標準宅地調査鑑定評価委託	11,341 13,391	65
	戸籍	36,053	戸籍振り仮名対応事業	36,053	67・68
	個人番号	16,398	個人番号カード交付事業等	16,398	68・69
	旅券発給	24,552	旅券発給事業	24,552	69・70
	統計調査	29,119	国勢調査費	29,119	73・74
	消費者対策	11,591	消費者相談事業	11,591	122・123
	下水道	871,000	下水道事業会計繰出金	871,000	135
	保健福祉部関係	市債の元利償還	3,004,961	(1) 元金 (2) 利子	2,803,839 201,122
社会福祉		54,908	(1) 我が事・丸ごとの地域づくり推進事業 (2) 共助の基盤づくり事業 (3) 介護支援ボランティアポイント事業	34,177 8,000 12,731	76・77
福祉行政の広域化		18,605	福祉広域連携事務負担金	18,605	77
国民健康保険		550,150	(1) 国民健康保険特別会計繰出金 (2) 国民健康保険基盤安定繰出金 (3) 未就学児均等割保険料繰出金 (4) 産前産後保険料繰出金	139,358 405,629 3,701 1,462	77・78
介護保険		940,631	(1) 地域包括支援センター事業 (2) 生活支援体制運営支援事業委託 (3) 介護保険特別会計繰出金 (4) 低所得者保険料軽減繰出金	41,887 15,407 818,753 64,584	79
後期高齢者医療		1,062,873	(1) 後期高齢者医療保険療養給付費負担金 (2) 後期高齢者医療保険特別会計繰出金 (うち基盤安定繰出金 207,269) (3) 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金	796,749 224,692 41,432	79・80
生活困窮者自立支援		27,247	生活困窮者自立支援事業	27,247	80・81

(単位:千円)

分類	事務事業名	予算額	事業事務の概要	新規	頁
保健福祉部関係	障害者福祉	2,631,642	(1) 障がい者基幹相談支援センター事業 20,279 (2) 補装具費 19,968 (3) 日常生活用具給付費 16,000 (4) 自立支援医療費 76,830 (5) 自立支援給付費 1,850,000 (6) 特別障害者手当等給付金 36,445 (7) 地域生活支援事業費 47,500 (8) 障害児通所給付費 564,000 (9) 手話コミュニケーション支援事業 620	○	82~85
	医療助成	167,628	障害者医療助成事業 167,628		85
	障がい者ふれあいプラザ	8,257	障がい者ふれあいプラザ運営事業 8,257		85・86
	高齢者福祉	117,581	(1) 敬老報償費 2,200 (2) 金婚者報償・祝賀等事業 788 (3) 福祉バス運行事業 27,490 (うち日曜日運行事業 3,570) (4) 老人福祉センター指定管理者委託 62,345 (5) 在宅介護支援センター指定管理者委託 655 (6) 緊急通報システム運営委託 2,733 (7) 見守り機器給付事業 315 (8) 老人クラブ補助金 2,405 (9) シルバー人材センター運営補助金 14,600 (10) 高齢者住宅改造助成金 1,050 (11) 街かどデイハウス事業費補助金 3,000	○	87・88
	国民年金	10,727	国民年金加入の手続き、奨励等 10,727		89
	ふれあいゾーン複合センター	27,460	ふれあいゾーン複合センター管理経費 27,460		89・90
	生活保護	1,965,996	生活保護扶助費 1,965,996		103
	総合ライフケアセンター	151,775	(1) 指定管理者委託 37,775 (2) 空調設備改修工事 114,000	○	105・106
	救急医療	2,473	泉州医療圏二次救急医療対策事業分担金 2,473		106
	各種予防接種	257,915	予防接種関係事業 257,915 (うち带状疱疹関係 11,229)	○	107
	保健事業	88,487	(1) 保健センター管理経費 10,282 (2) 健康増進事業 78,205 (うちがん検診委託 42,587) (うち健康づくり事業委託料 1,300) (うちアプリ活用による健康づくり支援事業 16,968)	○	108~112
	ふれあい健康増進センター	83,000	指定管理者委託 83,000		112
	土木部関係	自転車対策	9,374	放置自転車等対策業務委託 9,374	
交通安全対策		3,000	(1) 交通安全推進協議会補助金 500 (2) 交通安全協会交付金 800 (3) 自転車用ヘルメット購入費補助金 1,700		62
感染症・狂犬病予防		590	(1) 感染症予防 268 (2) 狂犬病予防 322		106・107

(単位:千円)

分類	事務事業名	予算額	事業事務の概要	新規	頁
土木部関係	緑化推進	48,490	(1) 樹木等維持管理業務委託 47,000 (2) 草花定植及び灌水業務委託 1,490		113
	環境対策	4,000	家庭用燃料電池(エネファーム)設置補助金 4,000		114
	ごみ・し尿処理 ごみの減量・ 資源化促進 まちの美化運動	773,361	(1) 有価物集団回収奨励金 6,434 (2) ごみ減量化推進関連事業 11,602 (3) 生ごみ処理機購入補助金 530 (4) 泉北環境整備施設組合分担金 364,515 (5) 塵芥収集委託 347,256 (6) し尿収集委託等 39,974 (7) 環境美化推進事業 3,050		115~117
	耐震補助	20,750	(1) 民間建築物耐震診断補助金 750 (2) 民間建築物耐震改修補助金 9,000 (3) 民間建築物解体補助金 8,000 (4) ブロック塀等撤去事業補助金 3,000		126
	道路維持	76,676	(1) 道路・会所・排水管清掃等業務委託 16,892 (2) 道路舗装工事 40,335 (3) 高石駅前広場維持管理業務委託 5,000 (4) 南海中央線せせらぎ水路工事 14,449	○	128・129
	橋りょう整備	11,500	橋りょう長寿命化対策事業 11,500		129
	交通安全施設	9,000	交通安全施設等設置工事 9,000		129
	道路整備	91,944	大園筋道路整備事業 91,944		129
	河川維持	11,026	河川浚渫清掃業務委託等 11,026		130
	排水機場維持	37,986	芦田川・王子川排水機場維持管理経費 37,986		130~132
	都市計画	6,930	都市計画施設等見直し検討業務委託 6,930		133
	街路整備	431,905	南海中央線整備事業 431,905		134・135
	公園管理	40,968	公園管理経費 40,968		136~138
	公園整備	207,088	蓮池公園整備事業 207,088		138・139
	連続立体交差	203,700	南海本線等連続立体交差事業負担金 203,700		140
	地域整備	85,175	羽衣駅周辺整備事業 85,175		141
	市営住宅	8,766	市営住宅維持管理経費 8,766		142・143
	住宅政策	6,250	空き家対策補助金 6,250		144
	教育部関係	児童福祉	1,611,086	(1) 病児保育事業 12,844 (2) 児童手当 1,244,105 (3) 児童扶養手当 333,772 (4) 母子福祉事業 20,365	

(単位:千円)

分類	事務事業名	予算額	事業事務の概要	新規	頁
教育部関係	医療助成	344,841	(1) こども医療助成事業 296,886 (2) ひとり親家庭医療助成事業 47,955		94~95
	保育所	2,707,218	(1) 保育所管理費 305,038 (2) 保育所事業費 26,849 (3) 施設給付費 2,375,331 (うち運営費委託料 26,385) (うち地域子育て支援センター事業 49,332) (うち私立保育所等運営費補助金 282,408) (うち保育士就職支援補助金 5,670) (うち認定こども園等扶助費 2,017,206)		95~98
	小規模保育	37,479	小規模保育事業 37,479 (うち総合保健センター空調設備更新 18,000) (うち施設改修費補助 19,479)	○	98・109
	児童発達支援センター (松の実園)	234,269	松の実園運営経費 234,269		99~101
	母子保健	191,844	母子保健事業 191,844 (うち妊産婦乳幼児健診委託 73,255) (うち産後ケア事業委託 9,491) (うち乳幼児すこやか見守り支援事業委託 13,073) (うち妊婦のための支援事業 49,845) (うち子育て世帯訪問支援事業委託 2,318)		109・110
	文化・スポーツ・国際 交流振興基金助成	1,500	文化・スポーツ・国際交流振興基金助成金 1,500		150
	教職員労働安全衛生	5,924	(1) 産業医報酬 744 (2) 教職員健康診断委託 5,180		150
	市独自の教育施策 の検討	1,500	先進事例調査研究及び有識者によるアドバイス費用 1,500	○	151
	学校環境の整備	151,990	(1) 学校防犯システム推進事業 1,270 (2) 学校ICT環境整備事業 79,520 (うち端末更新分 35,036) (3) 受変電設備改修工事 26,900 (4) 給食棟屋上防水改修工事 44,300	○ ○	152~165
	教育相談	8,534	教育相談事業 8,534		152・153
	不登校対策	20,927	校内教育支援 20,927	○	152・153
	教育指導の充実	140,349	(1) 英語教育推進事業 22,308 (2) 支援教育関係 39,991 (3) 図書の充実 3,571 (4) クラブ活動の充実 2,435 (5) 小中連携推進支援事業 1,350 (6) 小学校「夢先生」事業 2,411 (7) 学力向上推進事業 57,223 (8) インクルーシブ教育システム構築事業 4,700 (9) 万博関連事業 6,360	○	152~167
	奨学金	1,710	奨学金の貸付 1,710		156

(単位:千円)

分類	事務事業名	予算額	事業事務の概要	新規	頁	
教育部関係	教育研究センター	6,984	教育研究センター管理運営等経費	6,984	156・157	
	児童・生徒の健康管理	17,504	定期健康診断等 小学校 11,560 中学校 5,466 幼稚園 478		158～169	
	学校給食	392,532	給食関係 (うち賄材料費 235,154)	392,532		161～166
	就学援助	70,910	就学援助 小学校 33,997 中学校 36,913		163～167	
	青少年対策	5,104	(1) 二十歳のつどい式典 1,466 (2) 青少年環境整備事業等 2,175 (3) 子ども元気広場推進事業 782 (4) 放課後の子どもの居場所づくり事業 681	○	172・173	
	成人対策	8,626	(1) 生涯学習の推進 4,200 (2) 市民文化祭 4,426		173	
	社会教育人権推進	130	社会教育による人権推進事業	130		173
	学童保育	283,836	あおぞら児童会関係経費	283,836		173・174
	公民館活動	55,384	(1) 公民館維持管理経費 54,803 (2) 公民館事業費 581		174～176	
	文化財保護	13,922	(1) 文化財保護関係 6,276 (2) 埋蔵文化財発掘等業務委託 7,646		176・177	
	図書館	114,500	指定管理者委託	114,500		177
	市民文化会館	328,565	(1) 指定管理者委託 117,000 (2) 市民文化会館施設等各種管理経費 211,565		177・178	
	保健体育	4,875	(1) 市民体育大会 1,608 (2) 社会体育振興事業 2,435 (3) 学校プール開放事業 832		179・180	
	運動施設	20,700	指定管理者委託	20,700		180
	プール	9,287	市民プール維持管理経費	9,287		181
	総合体育館	54,700	指定管理者委託	54,700		181
その他	議会関係	3,380	議会会議録関係業務委託	3,380	38	

6. 歳出予算性質別内訳表(総務省 地方財政状況調査に基づく分類)

性質別	款別	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費
人	件費	207,319	1,118,207	957,336	173,255	22,143	13,039	51,679	403,756
	1. 報酬	138,367	121,082	206,052	40,416	2,027	4,440	8,967	14,873
	2. 特別職給与等		19,560						
	3. 職員給	35,740	654,603	616,825	109,330	16,379	6,962	34,870	319,169
	(1) 基本給	22,929	415,553	399,305	67,829	10,306	4,709	21,885	210,059
	(2) その他	12,811	239,050	217,520	41,501	6,073	2,253	12,985	109,110
	4. 共済組合等負担金	33,212	315,612	134,459	23,509	3,737	1,637	7,842	69,714
	5. 退職金		5,000						
	6. 災害補償費		2,350						
物	件費	10,138	971,007	461,716	1,078,293	127	1,989	3,158	178,158
	1. 旅費	2,855	5,614	3,403	997	17	183	333	2,178
	2. 交際費	300	560				14		
	3. 需用費	1,657	100,985	51,341	59,844	20	1,009	2,385	27,407
	4. 役務費	663	80,522	19,598	5,866		99	223	2,877
	5. 委託料	3,947	559,549	360,353	1,001,732		602	180	129,895
	6. 備品購入費		2,873	7,707	9,681			37	749
	7. その他	716	220,904	19,314	173	90	82		15,052
	維持補修費		3,369	1,063	606				41,968
	補助費等	7,433	171,639	385,239	691,708	3,341	2,032	8,247	912,319
	扶助費		25,890	8,737,770	4,745				
	普通建設事業費		8,300	3,150	139,700				2,062,213
	1. 補助事業			2,100					675,201
	2. 単独事業		8,300	1,050	139,700				395,411
	3. 受託事業								991,601
	公債費								
	1. 元金								
	2. 利子								
	3. 一時借入金								
	貸付金								
	投資及び出資金								
	積立金		243		1,560				2,160
	繰出金			2,496,360					
	(予備費)								
	計	224,890	2,298,655	13,042,634	2,089,867	25,611	17,060	63,084	3,600,574

(単位:千円)

消 防 費	教 育 費	公 債 費	諸 支 出 金	予 備 費	計	構成比%	前年度当初		対前年度比較	
							予 算 額	構成比%	増 減 額	伸 び 率 %
93,310	981,410				4,021,454	14.0	3,712,059	13.7	309,395	8.3
12,616	486,460				1,035,300	3.6	926,455	3.4	108,845	11.7
	8,160				27,720	0.1	27,720	0.1	0	-
65,097	397,531				2,256,506	7.8	2,089,700	7.7	166,806	8.0
40,406	218,523				1,411,504	4.9	1,327,699	4.9	83,805	0.0
24,691	179,008				845,002	2.9	762,001	2.8	83,001	10.9
15,537	89,259				694,518	2.4	629,789	2.3	64,729	10.3
					5,000	0.1	35,971	0.2	△ 30,971	△ 86.1
60					2,410	0.0	2,424	0.0	△ 14	△ 0.6
62,153	1,360,634				4,127,373	14.3	3,703,809	13.7	423,564	11.4
215	9,472				25,267	0.1	24,989	0.1	278	1.1
	30				904	0.0	904	0.0	0	-
17,958	600,427				863,033	3.0	912,228	3.4	△ 49,195	△ 5.4
1,191	22,711				133,750	0.5	124,548	0.5	9,202	7.4
37,417	627,968				2,721,643	9.4	2,392,665	8.8	328,978	13.7
4,609	16,729				42,385	0.1	29,030	0.1	13,355	46.0
763	83,297				340,391	1.2	219,445	0.8	120,946	55.1
	24,929				71,935	0.2	112,010	0.4	△ 40,075	△ 35.8
717,916	144,337	1,560			3,045,771	10.6	3,036,121	11.3	9,650	0.3
	75,094				8,843,499	30.7	8,137,067	30.1	706,432	8.7
657,801	73,846				2,945,010	10.2	2,738,310	10.1	206,700	7.5
					677,301	2.4	1,049,432	3.9	△ 372,131	△ 35.5
657,801	73,846				1,276,108	4.4	931,820	3.4	344,288	36.9
					991,601	3.4	757,058	2.8	234,543	31.0
		3,010,633			3,010,633	10.5	2,918,486	10.8	92,147	3.2
		2,803,839			2,803,839	9.8	2,711,524	10.0	92,315	3.4
		201,122			201,122	0.7	205,170	0.8	△ 4,048	△ 2.0
		5,672			5,672	0.0	1,792	0.0	3,880	216.5
	1,710				1,710	0.0	2,600	0.0	△ 890	△ 34.2
					0	0.0	0	0.0	0	-
	19,626		172,344		195,933	0.7	129,155	0.5	66,778	51.7
					2,496,360	8.7	2,513,433	9.3	△ 17,073	△ 0.7
				38,000	38,000	0.1	38,000	0.1	0	-
1,531,180	2,681,586	3,012,193	172,344	38,000	28,797,678	100.0	27,041,050	100.0	1,756,628	6.5

7. 歳出予算節別内訳表

節 別	款 別	議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	労 働 費	農 林 水 産 業 費	商 工 費	土 木 費
1.	報 酬	96,707	107,675	174,265	35,095	2,027	4,440	7,435	14,147
2.	給 料	19,789	380,897	350,874	59,388	8,926	3,702	19,156	183,412
3.	職 員 手 当 等	57,611	337,563	297,708	55,263	7,453	3,260	17,246	143,448
4.	共 済 費	33,212	317,962	134,459	23,509	3,737	1,637	7,842	69,714
5.	災 害 補 償 費								
7.	報 償 費		62,541	10,507	20,694	50		17	36
8.	旅 費	2,855	5,614	3,403	997	17	183	333	2,756
9.	交 際 費	300	560				14		
10.	需 用 費	1,657	104,354	52,404	68,150	20	1,009	2,385	41,187
11.	役 務 費	663	81,331	20,109	6,408		99	223	3,546
12.	委 託 料	3,947	559,549	386,738	1,001,732		602	180	422,658
13.	使用料及び賃借料	716	220,901	19,289	173	90	82		12,920
14.	工 事 請 負 費		8,300		132,000				962,510
15.	原 材 料 費		3	25					8,181
16.	公 有 財 産 購 入 費								416,848
17.	備 品 購 入 費		2,873	7,707	9,681			37	749
18.	負担金補助及び交付金	7,433	68,106	1,215,552	440,472	3,291	2,032	8,230	1,115,209
19.	扶 助 費			8,711,385	4,745				
20.	貸 付 金								
21.	補償・補填及び賠償金								200,968
22.	償還金利子及び割引料		40,100		230,000				3
24.	積 立 金		243		1,560				2,160
26.	公 課 費		83	30					122
27.	繰 出 金			1,658,179					
	(予 備 費)								
	計	224,890	2,298,655	13,042,634	2,089,867	25,611	17,060	63,084	3,600,574

(単位:千円)

消 防 費	教 育 費	公 債 費	諸 支 出 金	予 備 費	計	構成比%	前年度当初		対前年度比較	
							予 算 額	構成比%	増 減 額	伸 び 率 %
11,432	408,280				861,503	3.0	767,948	2.8	93,555	12.2
35,194	197,257				1,258,595	4.4	1,185,292	4.4	73,303	6.2
31,087	288,590				1,239,229	4.3	1,155,811	4.3	83,418	7.2
15,537	89,259				696,868	2.4	632,153	2.4	64,715	10.2
60					60	0.0	60	0.0	0	-
1,336	21,567				116,748	0.4	72,596	0.3	44,152	60.8
215	9,472				25,845	0.1	25,558	0.1	287	1.1
	30				904	0.0	904	0.0	0	-
17,958	625,526				914,650	3.2	999,200	3.7	△ 84,550	△ 8.5
1,460	25,585				139,424	0.5	130,097	0.5	9,327	7.2
1,384,608	635,614				4,395,628	15.3	3,568,346	13.2	827,282	23.2
680	83,043				337,894	1.2	215,868	0.8	122,026	56.5
7,600	71,200				1,181,610	4.1	1,192,191	4.4	△ 10,581	△ 0.9
83	254				8,546	0.0	7,827	0.0	719	9.2
					416,848	1.4	429,444	1.6	△ 12,596	△ 2.9
4,609	16,729				42,385	0.1	31,068	0.1	11,317	36.4
19,219	112,691				2,992,235	10.4	3,114,969	11.5	△ 122,734	△ 3.9
	75,094				8,791,224	30.5	8,090,012	29.9	701,212	8.7
	1,710				1,710	0.0	2,600	0.0	△ 890	△ 34.2
					200,968	0.7	379,949	1.4	△ 178,981	△ 47.1
	43	3,012,193			3,282,339	11.4	3,192,812	11.8	89,527	2.8
	19,626		172,344		195,933	0.7	129,155	0.5	66,778	51.7
102	16				353	0.0	250	0.0	103	41.2
					1,658,179	5.8	1,678,940	6.2	△ 20,761	△ 1.2
				38,000	38,000	0.1	38,000	0.1	0	-
1,531,180	2,681,586	3,012,193	172,344	38,000	28,797,678	100.0	27,041,050	100.0	1,756,628	6.5

8. 令和7年度予算と令和6年度予算の比較表

(歳入)

(単位:千円)

科 目	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度		
	当 初 予 算 額	構 成 比 %	対 前 年 度 伸 び 率 %	当 初 予 算 額	構 成 比 %	対 前 年 度 伸 び 率 %
1. 市 税	10,543,746	36.6	5.1	10,033,110	37.1	△ 2.5
2. 地 方 譲 与 税	120,358	0.4	0.0	120,313	0.5	△ 11.4
3. 利 子 割 交 付 金	10,000	0.1	42.9	7,000	0.0	△ 22.2
4. 配 当 割 交 付 金	64,000	0.2	6.7	60,000	0.2	1.7
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	59,000	0.2	15.7	51,000	0.2	△ 7.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	141,000	0.5	10.2	128,000	0.5	6.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,304,000	4.5	5.8	1,232,000	4.6	△ 0.2
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	26,000	0.1	18.2	22,000	0.1	22.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	66,960	0.3	△ 77.3	295,482	1.1	321.7
10. 地 方 交 付 税	3,115,000	10.8	19.7	2,602,000	9.6	△ 5.6
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000	0.0	-	7,000	0.0	△ 22.2
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,531	0.0	△ 36.1	2,397	0.0	△ 1.4
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	262,893	0.9	4.1	252,499	0.9	△ 1.0
14. 国 庫 支 出 金	6,027,337	20.9	11.7	5,396,359	20.0	8.1
15. 府 支 出 金	3,289,732	11.4	8.9	3,021,243	11.2	24.9
16. 財 産 収 入	83,746	0.3	△ 84.3	533,294	2.0	647.0
17. 寄 附 金	207,912	0.7	215.0	66,000	0.2	29.4
18. 繰 入 金	1,466,041	5.1	17.4	1,248,672	4.6	92.9
19. 繰 越 金	100	0.0	-	100	0.0	-
20. 諸 収 入	487,722	1.7	△ 1.7	496,281	1.8	△ 16.3
21. 市 債	1,513,600	5.3	3.2	1,466,300	5.4	△ 16.5
歳 入 合 計	28,797,678	100.0	6.5	27,041,050	100.0	5.8

(歳 出)

(単位:千円)

科 目	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度		
	当 初 予 算 額	構 成 比 %	対 前 年 度 伸 び 率 %	当 初 予 算 額	構 成 比 %	対 前 年 度 伸 び 率 %
1. 議 会 費	224,890	0.8	△ 1.5	228,296	0.9	△ 2.3
2. 総 務 費	2,298,655	8.0	16.2	1,977,504	7.3	14.5
3. 民 生 費	13,042,634	45.3	6.5	12,248,376	45.3	6.4
4. 衛 生 費	2,089,867	7.2	△ 4.9	2,196,777	8.1	△ 5.8
5. 労 働 費	25,611	0.1	5.5	24,277	0.1	20.0
6. 農 林 水 産 業 費	17,060	0.1	△ 9.8	18,920	0.1	△ 9.1
7. 商 工 費	63,084	0.2	3.9	60,728	0.2	△ 14.5
8. 土 木 費	3,600,574	12.5	△ 5.4	3,807,423	14.1	23.6
9. 消 防 費	1,531,180	5.3	74.7	876,566	3.2	10.1
10. 教 育 費	2,681,586	9.3	4.1	2,575,672	9.5	13.0
11. 公 債 費	3,012,193	10.5	3.1	2,920,736	10.8	△ 13.6
12. 諸 支 出 金	172,344	0.6	154.3	67,775	0.3	19.4
13. 予 備 費	38,000	0.1	-	38,000	0.1	-
歳 出 合 計	28,797,678	100.0	6.5	27,041,050	100.0	5.8

9. 主な投資的経費一覧表

(単位:千円)

区分	予算額	左の財源内訳				
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
I 普通建設事業費	2,923,137	316,977	1,004,082	1,407,600	47,124	147,354
(1) 補助事業	675,201	316,977	0	322,100	0	36,124
1. 道路維持事業	11,500	6,325	0	4,600		575
2. 街路整備事業	410,747	217,668	0	173,600		19,479
3. 公園整備事業	200,954	66,984	0	120,500	0	13,470
4. 駅周辺整備事業	52,000	26,000	0	23,400	0	2,600
(2) 単独事業	1,270,711	0	26,857	1,085,500	47,124	111,230
1. 総合ライフケアセンター整備事業	132,000	0	0	116,100	0	15,900
2. 道路整備事業	150,715	0	26,857	39,300	47,124	37,434
3. 街路整備事業	22,116	0	0	0	0	22,116
4. 連続立体交差事業	210,878	0	0	183,300	0	27,578
5. 消防施設等整備事業	683,802	0	0	682,900	0	902
6. 学校教育施設等整備事業	71,200	0	0	63,900	0	7,300
(3) 受託事業	977,225	0	977,225	0	0	0
1. 連続立体交差事業	977,225	0	977,225	0	0	0
計	2,923,137	316,977	1,004,082	1,407,600	47,124	147,354

10. 地方消費税交付金の使途状況

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

767,000 千円

(地方消費税交付金総額 1,304,000千円)

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する一般財源

6,313,517 千円

(社会保障経費総額 14,092,925千円)

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国府支出金	市債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,851,078	2,039,782		6,150	97,813	707,333
	高齢者福祉事業	195,692	7,630			22,847	165,215
	児童福祉事業	5,293,651	2,994,776		166,111	259,100	1,873,664
	母子福祉事業	68,301	39,026		400	3,508	25,367
	生活保護扶助事業	1,976,114	1,530,922			54,084	391,108
	その他	139,846	77,258		6,851	6,771	48,966
	小計	10,524,682	6,689,394	0	179,512	444,123	3,211,653
社会保険	国民健康保険事業	472,591	308,096			19,984	144,511
	介護保険事業	898,306	81,590		17,308	97,116	702,292
	後期高齢者保険事業	1,056,959	155,452			109,520	791,987
	その他	123	123			0	0
	小計	2,427,979	545,261	0	17,308	226,620	1,638,790
保健衛生	保健衛生事業	28,282	0	13,500		1,796	12,986
	予防対策事業	257,915	26,961			28,058	202,896
	健康増進事業	327,995	96,062		10,612	26,887	194,434
	その他	526,072	4,202	102,600	93,996	39,516	285,758
	小計	1,140,264	127,225	116,100	104,608	96,257	696,074
合計	14,092,925	7,361,880	116,100	301,428	767,000	5,546,517	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げの小計や合計が一致しない場合があります。

11. 都市計画税の用途状況

(単位:千円)

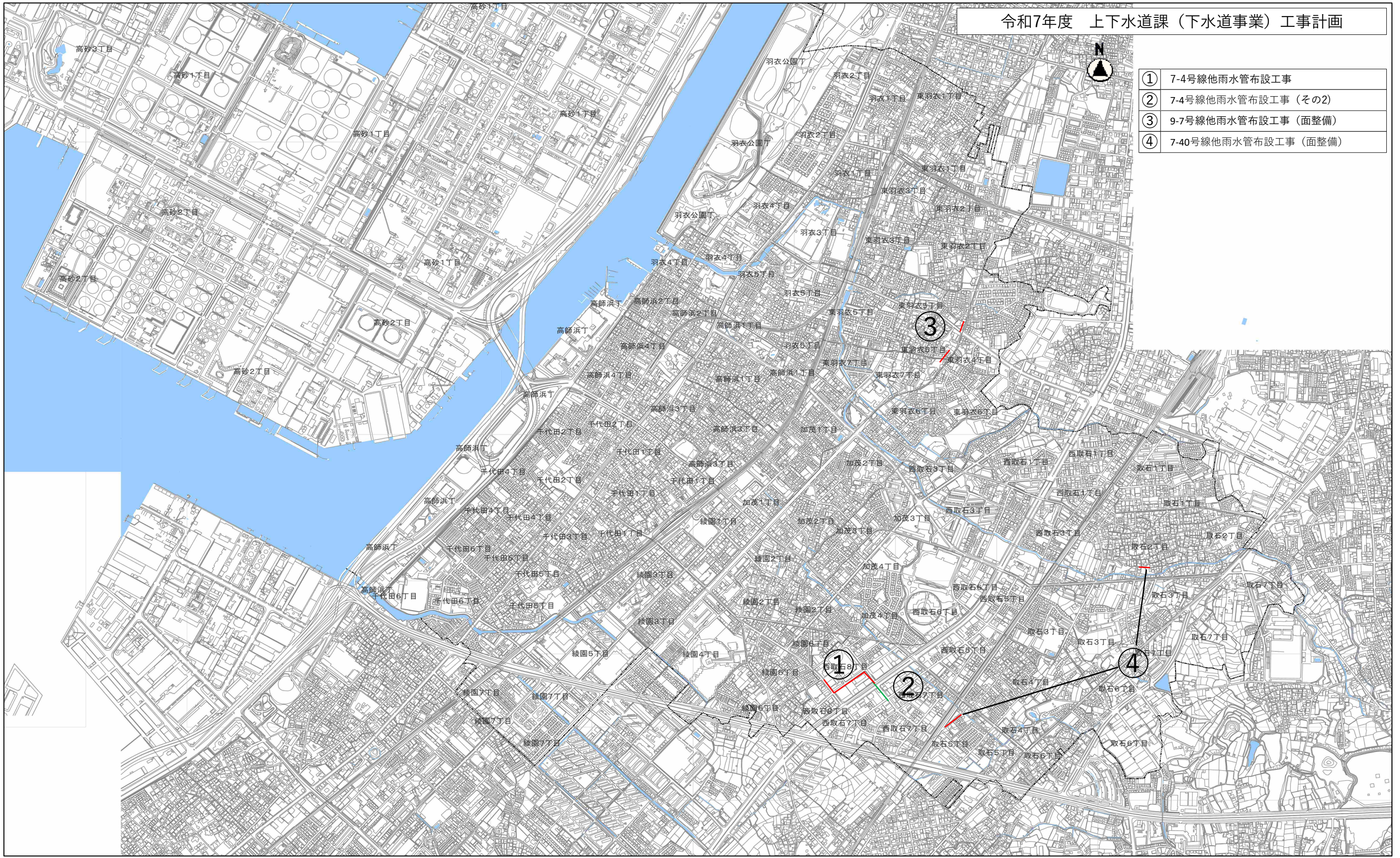
区 分		令和7年度
都市計画事業費等	街 路	1,620,587
	公 園	207,088
	下 水 道	315,627
	そ の 他	45,719
	市街地開発事業	0
	都市計画事業計	2,189,021
	土地区画整理事業	0
	地方債償還額※	1,785,981
合 計	3,975,002	
財源内訳	地 方 債	477,400
	国・府支出金	1,254,381
	負担金その他	0
	都市計画税収入額	944,000
	一般財源等	1,299,221
	合 計	3,975,002

※地方債償還額は、都市計画事業の財源として借り入れた市債の元利償還金を計上しています。

令和7年度 上下水道課（下水道事業）工事計画



- | | |
|---|---------------------|
| ① | 7-4号線他雨水管布設工事 |
| ② | 7-4号線他雨水管布設工事（その2） |
| ③ | 9-7号線他雨水管布設工事（面整備） |
| ④ | 7-40号線他雨水管布設工事（面整備） |



議案第28号

令和7年度高石市下水道事業会計予算

令和7年度高石市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度高石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 整 備 人 口	51,200 人
(2) 年 間 有 収 水 量	4,980,000 m ³
(3) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
公共下水道事業	1,005,632 千円
流域下水道事業	13,458 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下 水 道 事 業 収 益		2,403,434 千円
第1項	営 業 収 益		1,522,911 千円
第2項	営 業 外 収 益		880,522 千円
第3項	特 別 利 益		1 千円
		支	出
第1款	下 水 道 事 業 費 用		2,258,330 千円
第1項	営 業 費 用		2,046,937 千円
第2項	営 業 外 費 用		206,893 千円
第3項	特 別 損 失		1,500 千円
第4項	予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額530,135千円は、減債積立金104,236千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,882千円、当年度分損益勘定留保資金337,017千円をもって補填するものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入			1,598,058 千円
第1項	企業債			1,213,000 千円
第2項	国庫補助金			252,860 千円
第3項	他会計補助金			130,000 千円
第4項	負担金等			2,198 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			2,128,193 千円
第1項	建設改良費			1,019,090 千円
第2項	固定資産購入費			885 千円
第3項	企業債償還金			1,106,218 千円
第4項	予備費			2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法
公共下水道事業	千円 666,100	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金について、利 率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率）	政府・銀行 ・その他	40年以内（内据置5年以内）年賦又 は半年賦元利均等償還、年賦又は半 年賦元金均等償還。ただし、市財政 の都合により、据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができるもの とする。
流域下水道事業	13,200				
資本費平準化債	533,700				

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、420,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費

85,144 千円

（他会計からの補助金）

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、156,000千円である。

令和7年2月21日提出

高石市長 畑 中 政 昭

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法

建物	10～65年
構築物	5～60年
機械及び装置	6～16年
車両、運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

施設利用権	50年
-------	-----

(3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

2 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当支給に備えるため、当年度末において職員全員が自己都合によって退職した場合に必要な退職手当の要支給額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当・勤勉手当及び法定福利費の支給に備えるため、発生主義基準に基づき、翌年度の負担に属する額を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 キャッシュ・フロー計算書は間接法によっている。

4 その他の会計に関する書類のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(2) 一般会計から繰入れる退職給付費の会計処理

一般会計から繰入れる退職給付費の会計処理は、立替法によっている。

令和7年度高石市下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
11. 下水道事業 収 益			2,403,434	
	1. 営業収益		1,522,911	
		1. 下水道使用料	807,748	下水道使用料収入
		2. 他会計負担金	715,000	雨水処理維持管理費等に係る一般会計負担金
		3. その他営業収益	163	指定業者登録手数料等
	2. 営業外収益		880,522	
		1. 他会計補助金	26,000	一般会計補助金
		2. 国庫補助金	11,557	社会資本整備総合交付金
		3. 長期前受金戻入	819,208	長期前受金からの振替収入
		4. 雑 収 益	23,757	他市からの受託料等
	3. 特別利益		1	
	2. 過年度損益修正益	1		

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
21. 下水道事業 費			2,258,330	
	1. 営業費用		2,046,937	
		1. 管 渠 費	47,833	管渠の維持管理に要する費用
		2. ポ ン プ 場 費	321,700	ポンプ場の維持管理に要する費用
		3. 普 及 指 導 費	1,160	水洗化促進等に要する費用
		4. 業 務 費	53,789	下水道使用料及び受益者負担金の徴収等に要する費用
		5. 総 係 費	268,861	事業活動全般に要する費用
		6. 流域下水道維持管理 負 担 金	197,369	流域下水道維持管理費負担金
		7. 減 価 償 却 費	1,141,225	固定資産の減価償却費
		9. 資 産 減 耗 費	15,000	固定資産の除却費
	2. 営業外費用		206,893	
		1. 支払利息及び企業債 取 扱 諸 費	166,843	企業債の支払利息等
		2. 消 費 税	40,000	消費税及び地方消費税納付額
		3. 雑 支 出	50	4条非課税売り上げに対する課税仕入れ分の消費税
	3. 特別損失		1,500	
		2. 過年度損益修正損	1,500	過年度分受益者負担金及び下水道使用料還付金
	4. 予 備 費		3,000	
		1. 予 備 費	3,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
31. 資本的収入			1,598,058	
	1. 企 業 債		1,213,000	
		1. 企 業 債	1,213,000	公共下水道事業及び流域下水道事業に係る企業債等
	2. 国庫補助金		252,860	
		1. 国 庫 補 助 金	252,860	社会資本整備総合交付金
	3. 他 会 計 補 助 金		130,000	
		1. 他 会 計 補 助 金	130,000	一般会計補助金
	4. 負 担 金 等		2,198	
		1. 受 益 者 負 担 金	2,198	下水道事業受益者負担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
41. 資本的支出			2,128,193	
	1. 建設改良費		1,019,090	
		1. 公共下水道建設費	1,005,632	管渠等の整備に要する費用等
		2. 流域下水道建設費 負担金	13,458	流域下水道建設費負担金
	2. 固定資産 購入費		885	
		1. 有形固定資産購入費	885	有形固定資産の購入費
	3. 企業債 償還金		1,106,218	
		1. 企業債償還金	1,106,218	企業債の元金償還金
	4. 予備費		2,000	
		1. 予備費	2,000	

給与費明細書

1. 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
		人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本 年 度	損益勘定 支弁職員	0	(2) 6	3,999	24,849	23,714	52,562	13,575	66,137
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 2	0	8,064	6,744	14,808	4,199	19,007
	合 計	0	(2) 8	3,999	32,913	30,458	67,370	17,774	85,144
前 年 度	損益勘定 支弁職員	0	(2) 4	3,138	14,970	14,551	32,659	8,079	40,738
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 2	0	7,758	6,138	13,896	4,027	17,923
	合 計	0	(2) 6	3,138	22,728	20,689	46,555	12,106	58,661
比 較	損益勘定 支弁職員	0	(0) 2	861	9,879	9,163	19,903	5,496	25,399
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 0	0	306	606	912	172	1,084
	合 計	0	(0) 2	861	10,185	9,769	20,815	5,668	26,483

()内は、再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	退 職 給付費
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	本年度	696	3,820	1,104	486	874	9,930	8,130	3,090
	前年度	876	2,643	408	486	843	6,145	4,769	2,340
比 較	△180	1,177	696	0	31	3,785	3,361	750	

手当の内訳	区 分	時 間 外 勤務手当
		千円
	本年度	2,328
	前年度	2,179
比 較	149	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本年度	(0) 8	0	32,913	28,958	61,871	17,027	78,898
前年度	(0) 6	0	22,728	19,739	42,467	11,507	53,974
比 較	(0) 2	0	10,185	9,219	19,404	5,520	24,924

()内は、再任用短時間勤務職員数で外書です。

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	退職給付費
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	本年度	696	3,820	1,104	486	874	9,115	7,445	3,090
	前年度	876	2,643	408	486	843	5,628	4,336	2,340
	比 較	△180	1,177	696	0	31	3,487	3,109	750

手当の内訳	区 分	時間外勤務手当
	本年度	2,328
	前年度	2,179
	比 較	149

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本年度	(2) 0	3,999	0	1,500	5,499	747	6,246
前年度	(2) 0	3,138	0	950	4,088	599	4,687
比 較	(0) 0	861	0	550	1,411	148	1,559

()内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	
		千円	千円	
	本年度	815	685	
	前年度	517	433	
	比 較	298	252	

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	千円 10,185	千円 給与改定に伴う増減分 621	令和6年度給与改定による増	給与改定の状況 給与改定率 3.02% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分 243	令和7年度昇給等による増	平均昇給率 0.88%
		その他の増減分 9,321	新陳代謝等に伴う増減	職員数の異動状況 現に在職する職員数 (各年1月1日現在) 本年度 6人 前年度 5人 増 減 1人 その他 2人 計 (当初予算の人数) 8人 5人 3人 採用・退職等の状況(令和6年1月2日から令和7年1月1日まで) 採 用 0人 退 職 0人 会計間異動等 1人
手 当	千円 9,769	千円 制度改正に伴う増減分 1,369	制度改正に伴う増	地域手当 103 千円 期末手当 671 千円 勤勉手当 595 千円
		その他の増減分 8,400	新陳代謝等に伴う増減	7,501 千円
		その他の増減		899 千円

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
令和7年1月1日現在	平 均 給 料 月 額	328,800 円
	平 均 給 与 月 額	396,822 円
	平 均 年 齢	44.8 歳
令和6年1月1日現在	平 均 給 料 月 額	362,150 円
	平 均 給 与 月 額	426,063 円
	平 均 年 齢	51.3 歳

(2) 初任給

区 分	一 般 職	一 般 会 計 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	201,000 円	201,000 円
大 学 卒	225,600 円	225,600 円

(3) 級別職員数

区 分	一 般 職			
	級	標準的な職務内容	職員数	構成比
令和7年 1月1日現在	7	部長・理事	0人	0.0%
	6	次長・課長・参事	0人	0.0%
	5	課長代理・主幹	1人	20.0%
	4	係長・主査	1人	20.0%
	3	主任	3人	60.0%
	1・2	主事	0人	0.0%
	計		5人	100.0%
令和6年 1月1日現在	7	部長・理事	0人	0.0%
	6	次長・課長・参事	0人	0.0%
	5	課長代理・主幹	1人	25.0%
	4	係長・主査	1人	25.0%
	3	主任	2人	50.0%
	1・2	主事	0人	0.0%
	計		4人	100.0%

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.3 (1.2)	2.3 (1.2)	4.6 (2.4)	有	
前 年 度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
一般会計の制度	2.3 (1.2)	2.3 (1.2)	4.6 (2.4)	有	

() 内は暫定再任用職員分です。

(5) 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	そ 加 算 措 置 の 等	備 考
	月分	月分	月分	月分		
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709		

(6) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
地 域 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫補助金	企業債	その他
財務会計システム保守等 業務委託事業	千円 4,555	令和4年度から 令和6年度まで	千円 1,635	令和7年度から 令和8年度まで	千円 1,091	千円	千円	千円 1,091
羽衣ポンプ場他運転管理 等業務委託事業	206,393	令和6年度	38,940	令和7年度から 令和10年度まで	155,760			155,760
高石ポンプ場運転管理等 業務委託事業	410,971	令和6年度	79,640	令和7年度から 令和10年度まで	318,560			318,560

令和7年度高石市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		382,925	
ロ 建物	3,206,689		
減価償却累計額	<u>△ 2,857,116</u>	349,573	
ハ 構築物	52,706,516		
減価償却累計額	<u>△ 26,221,612</u>	26,484,904	
ニ 機械及び装置	7,704,309		
減価償却累計額	<u>△ 5,849,941</u>	1,854,368	
ホ 車両、運搬具	1,565		
減価償却累計額	<u>△ 1,487</u>	78	
ヘ 工具、器具及び備品	3,944		
減価償却累計額	<u>△ 3,748</u>	196	
ト リース資産	4,442		
減価償却累計額	<u>△ 1,600</u>	2,842	
チ 建設仮勘定		<u>167,293</u>	
有形固定資産合計			29,242,179
(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権		<u>677,510</u>	
無形固定資産合計			<u>677,510</u>
固定資産合計			29,919,689
2 流動資産			
(1) 現金預金			360,609
(2) 未収金		213,691	
貸倒引当金		<u>△ 1,438</u>	<u>212,253</u>
流動資産合計			<u>572,862</u>
資産合計			<u><u>30,492,551</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,518,681		
企業債合計		11,518,681	
(2) リース債務		1,005	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	10,169		
引当金合計		10,169	
固定負債合計			11,529,855
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,083,660		
企業債合計		1,083,660	
(2) リース債務		942	
(3) 未払金		339,041	
(4) 預り金		10,490	
(5) 引当金		10,322	
流動負債合計			1,444,455
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		43,764,452	
収益化累計額		△ 28,783,617	
繰延収益合計			14,980,835
負債合計			27,955,145

(単位：千円)

資 本 の 部

6 資本金			535,843
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	382,925		
資本剰余金合計		382,925	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	186,053		
ロ 当年度未処分利益剰余金	1,432,585		
利益剰余金合計		1,618,638	
剰余金合計			2,001,563
資本合計			2,537,406
負債資本合計			30,492,551

令和6年度高石市下水道事業会計予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	734,316	
(2) 他会計負担金	741,000	
(3) その他営業収益	<u>182</u>	1,475,498

2 営業費用

(1) 管渠費	89,203	
(2) ポンプ場費	229,317	
(3) 普及指導費	800	
(4) 業務費	35,942	
(5) 総係費	285,145	
(6) 流域下水道維持管理負担金	164,763	
(7) 減価償却費	1,131,695	
(8) 資産減耗費	<u>15,000</u>	<u>1,951,865</u>

営業損失

476,367

		(単位：千円)		
3	営業外収益			
	(1) 他会計補助金	21,000		
	(2) 国庫補助金	7,426		
	(3) 長期前受金戻入	818,190		
	(4) 雑収益	<u>18,270</u>	864,886	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	161,226		
	(2) 雑支出	<u>11,905</u>	<u>173,131</u>	<u>691,755</u>
	経常利益			215,388
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	<u>26,397</u>	26,397	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	<u>973</u>	<u>973</u>	<u>25,424</u>
	当年度純利益			240,812
	前年度繰越利益剰余金			701,993
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>255,977</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>1,198,782</u></u>

令和6年度高石市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		382,925
ロ 建物	3,206,689	
減価償却累計額	<u>△ 2,824,157</u>	382,532
ハ 構築物	51,879,516	
減価償却累計額	<u>△ 25,255,214</u>	26,624,302
ニ 機械及び装置	7,233,309	
減価償却累計額	<u>△ 5,743,079</u>	1,490,230
ホ 車両、運搬具	1,565	
減価償却累計額	<u>△ 1,487</u>	78
ヘ 工具、器具及び備品	3,944	
減価償却累計額	<u>△ 3,712</u>	232
ト リース資産	4,442	
減価償却累計額	<u>△ 800</u>	3,642
チ 建設仮勘定		<u>512,319</u>

有形固定資産合計

29,396,260

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		<u>699,446</u>
---------	--	----------------

無形固定資産合計

699,446

固定資産合計

30,095,706

2 流動資産

(1) 現金預金

318,889

(2) 未収金

254,459

貸倒引当金

△ 1,311

253,148

流動資産合計

572,037

資産合計

30,667,743

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,389,341		
企業債合計		11,389,341	
(2) リース債務		1,948	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	7,079		
引当金合計		7,079	
固定負債合計			11,398,368
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,106,217		
企業債合計		1,106,217	
(2) リース債務		885	
(3) 未払金		367,505	
(4) 預り金		10,490	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	8,169		
引当金合計		8,169	
流動負債合計			1,493,266
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		43,356,763	
収益化累計額		△ 27,964,642	
繰延収益合計			15,392,121
負債合計			28,283,755

資 本 の 部

6 資本金			535,843
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	382,925		
資本剰余金合計		382,925	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	266,438		
ロ 当年度未処分利益剰余金	1,198,782		
利益剰余金合計		1,465,220	
剰余金合計			1,848,145
資本合計			2,383,988
負債資本合計			30,667,743

令和7年度高石市下水道事業会計予算予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純利益 153,417</p> <p>減価償却費 1,141,225</p> <p>資産減耗費 15,000</p> <p>退職給付引当金の増加額 3,090</p> <p>賞与引当金等の増加額 2,153</p> <p>貸倒引当金の増加額 127</p> <p>長期前受金戻入額 △819,208</p> <p>支払利息及び企業債取扱諸費 166,843</p> <p>営業及び営業外未収金減少額 40,882</p> <p>営業及び営業外未払金・未払費用の増加額 <u>△19,051</u></p> <p>小計 684,478</p> <p>支払利息及び企業債取扱諸費 <u>△166,843</u></p> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー 517,635</p>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>固定資産取得・建設改良事業等実施額 △930,208</p> <p>圧縮記帳分 △27,136</p> <p>国・府補助金による収入 252,860</p> <p>他会計補助金による収入 130,000</p> <p>工事負担金による収入 2,198</p> <p>投資活動に伴う未収金等の債権の増加額 △114</p> <p>投資活動に伴う未払金等の債務の増加額 <u>△9,413</u></p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △581,813</p> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良等の財源に充てるための企業債による収入 1,213,000</p> <p>建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出 △1,106,217</p> <p>リースによる支払 <u>△885</u></p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー 105,898</p> <p>資金増減額 41,720</p> <p>資金期首残高 <u>318,889</u></p> <p>資金期末残高 360,609</p>
---	--

令和7年度高石市下水道事業会計予算実施計画説明書

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款・項	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	節	金 額	備 考	
11. 下水道事業収益		2,403,434	2,429,245	△ 25,811				
1. 営業収益		1,522,911	1,551,194	△ 28,283				
	1. 下水道使用料	807,748	809,996	△ 2,248				
						1. 下水道使用料	807,748	下水道使用料
	2. 他会計負担金	715,000	741,000	△ 26,000				
						1. 維持管理費負担金	715,000	雨水処理維持管理等に要する一般会計負担金
	3. その他営業収益	163	198	△ 35				
						1. 手数料	163	諸証明等手数料
	2. 営業外収益		880,522	878,050	2,472			
		1. 他会計補助金	26,000	21,000	5,000			
							1. 他会計補助金	26,000
2. 国庫補助金		11,557	13,540	△ 1,983				
						1. 国庫補助金	11,557	社会資本整備総合交付金
3. 長期前受金戻入		819,208	821,265	△ 2,057				
						1. 長期前受金戻入	819,208	長期前受金からの振替収入
4. 雑収益	23,757	22,245	1,512					

(単位：千円)

款・項	目	本 予 年 算 額	前 予 年 算 額	増 減	節	金 額	備 考
					1. その他雑収益	23,757	泉大津市雨水及び汚水排除事務受託料 21,172 その他 2,585
3. 特別利益		1	1	0			
	2. 過年度損益修正益	1	1	0			
					1. 過年度損益修正益	1	

支 出

(単位：千円)

款・項	目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	増 減	節	金 額	備 考
21. 下水道事業費用		2,258,330	2,257,299	1,031			
1. 営業費用		2,046,937	2,041,275	5,662			
	1. 管渠費	47,833	109,116	△ 61,283			
					2. 給料	4,891	
					3. 手当等	3,194	地域手当 583 管理職手当 408 通勤手当 36 時間外勤務手当 382 期末手当 975 勤勉手当 810
					4. 賞与引当金繰入額	999	賞与引当金繰入額 839 法定福利費引当金繰入額 160
					5. 法定福利費	2,325	共済組合負担金 2,325
					8. 備消耗品費	125	事務用消耗品等
					10. 委託料	34,723	公共下水道管渠等清掃業務委託料 984 公共下水道台帳作成業務委託料 2,802 特定事業所水質検査業務委託料 127 雨天時浸入水対策計画策定業務委託料 11,907 流域関連公共下水道全体計画見直しおよび事業計画変更業務委託料 16,500 下水道管路点検調査情報入力システム業務委託料 2,403
					11. 修繕費	1,485	マンホール等修繕、緊急修繕

(単位：千円)

款・項	目	本 予 算 額	前 予 算 額	増 減	節	金 額	備 考
					16. 材料費	91	マンホール蓋等材料費
	2. ポンプ場費	321,700	271,678	50,022			
					1. 報酬	1,966	
					2. 給料	7,106	
					3. 手当等	4,409	扶養手当 300 地域手当 815 通勤手当 52 時間外勤務手当 273 期末手当 1,518 勤勉手当 1,211 児童手当 240
					4. 賞与引当金繰入額	1,158	賞与引当金繰入額 972 法定福利費引当金繰入額 186
					5. 法定福利費	3,637	共済組合負担金 3,360 雇用保険料・厚生年金負担金 277
					8. 備消耗品費	630	消耗品（減速機オイル）等
					9. 通信運搬費	145	電話料等
					10. 委託料	170,797	羽衣ポンプ場他運転管理等業務委託料 38,940 高石ポンプ場運転管理等業務委託料 79,640 高石市ポンプ場再構築基本構想業務委託料 21,000 高石ポンプ場高速ろ過施設点検整備業務委託料 2,915 高石ポンプ場電気計装設備点検業務委託料 4,950 羽衣ポンプ場雨水ポンプディーゼルエンジン点検整備業務委託料 23,352

(単位：千円)

款・項	目	本 予 算 額	前 予 算 額	増 減	節	金 額	備 考
					11. 修繕費	83,015	羽衣ポンプ場修繕 1,000 高石ポンプ場施設沈砂池機械設備修繕 61,820 高石ポンプ場コンデンサ修繕 19,195 高石ポンプ場修繕 1,000
					14. 光熱水費	2,395	ガス料金、水道料金
					15. 動力費	45,955	電気料金
					16. 材料費	30	塗料等材料費
					31. 保険料	385	建物総合損害共済基金分担金
					34. 手数料	72	し渣処分料
	3. 普及指導費	1,160	1,160	0			
					29. 補助交付金	1,160	水洗便所改造費助成金 1,000 水洗便所改造資金償還補助金・保証料補給金 40 雨水貯留タンク設置助成金 120
	4. 業務費	53,789	39,659	14,130			
					2. 給料	4,150	
					3. 手当等	2,086	地域手当 457 通勤手当 42 時間外勤務手当 105 期末手当 808 勤勉手当 674
					4. 賞与引当金繰入額	845	賞与引当金繰入額 709 法定福利費引当金繰入額 136

(単位：千円)

款・項	目	本 予 算 額	前 予 算 額	増 減	節	金 額	備 考
					5. 法定福利費	1,921	共済組合負担金
					10. 委託料	44,061	下水道使用料徴収事務委託料 43,911 下水道事業受益者負担金保守等業務委託料 150
					30. 報償費	403	受益者負担金納期前納付報奨金
					34. 手数料	323	伝送サービス利用料その他
	5. 総係費	268,861	286,375	△ 17,514			
					1. 報酬	2,033	
					2. 給料	8,702	
					3. 手当等	7,212	扶養手当 156 地域手当 1,051 管理職手当 696 住居手当 336 通勤手当 88 時間外勤務手当 953 期末手当 2,144 勤勉手当 1,788
					4. 賞与引当金繰入額	1,727	賞与引当金繰入額 1,443 法定福利費引当金繰入額 284
					5. 法定福利費	4,926	共済組合負担金 4,631 雇用保険料・厚生年金負担金 232 公務災害分担金 63
					7. 印刷製本費	177	予算書、決算書、マンホールカード等
					8. 備消耗品費	458	事務用消耗品等

(単位：千円)

款・項	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	節	金 額	備 考
					9. 通信運搬費	108	郵便料等
					10. 委託料	4,517	財務会計システム保守業務委託料 88 経営戦略改定業務委託 4,429
					11. 修繕費	55	
					12. 借料及び損料	786	財務会計システムデータセンター使用料他 457 コピー機借用料 329
					13. 燃料費	172	公用車燃料代
					21. 被服費	95	
					24. 旅費	66	職員出張旅費
					25. 退職給付費	3,090	退職給付引当金繰入額
					26. 研修費	90	職員研修費
					27. 会費及び負担金	234,241	人件費に係る他会計負担金 3,480 事務費等に係る他会計負担金 9,686 泉北環境整備施設組合負担金 218,501 その他 2,574
					31. 保険料	148	車両・下水道賠償責任保険料
					34. 手数料	5	振込組戻し手数料
					36. 貸倒引当金繰入額	253	
	6. 流域下水道維持管理負担金	197,369	191,351	6,018			
					27. 会費及び負担金	197,369	流域下水道維持管理費負担金 96,780 流域下水道汚泥処理維持管理費負担金 100,589
	7. 減価償却費	1,141,225	1,126,936	14,289			
					1. 建物減価償却費	32,959	

(単位：千円)

款・項	目	本 年 算 額	前 年 算 額	増 減	節	金 額	備 考	
					2. 構築物減価償却費	966,398		
					3. 機械及び装置減価償却費	106,862		
					4. 工具、器具及び備品減価償却費	35		
					5. 無形固定資産減価償却費	34,171		
					6. 有形固定資産リース資産減価償却費	800		
	9. 資産減耗費	15,000	15,000	0				
					43. 固定資産除却費	15,000		
2. 営業外費用		206,893	211,524	△ 4,631				
1. 支払利息及び企業債取扱諸費		166,843	171,474	△ 4,631	1. 企業債利息	165,941	企業債の支払利息	
					2. 借入金利息	747	一時借入金利息	
					3. リース利息	155	土木積算システム賃貸借料	
2. 消費税		40,000	40,000	0				
					1. 消費税	40,000	消費税及び地方消費税納付額	
3. 雑支出		50	50	0				
					46. 雑支出	50	4条非課税売り上げに対する課税仕入れ分の消費税	
3. 特別損失		1,500	1,500	0				
2. 過年度損益修正損		1,500	1,500	0				
					56. 過年度損益修正損	1,500	過年度分受益者負担金及び下水道使用料還付金	
4. 予備費		3,000	3,000	0				
1. 予備費		3,000	3,000	0				
					1. 予備費	3,000		

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款・項	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	節 節	金 額	備 考	
31. 資本的収入		1,598,058	1,543,822	54,236				
1. 企業債		1,213,000	1,211,100	1,900				
	1. 企業債	1,213,000	1,211,100	1,900				
						1. 建設改良事業債	679,300	公共下水道事業債 666,100 流域下水道事業債 13,200
						2. 資本費平準化債	533,700	
	2. 国庫補助金		252,860	198,645	54,215			
1. 国庫補助金		252,860	198,645	54,215				
					1. 国庫補助金	252,860	社会資本整備総合交付金	
3. 他会計補助金		130,000	133,000	△ 3,000				
	1. 他会計補助金	130,000	133,000	△ 3,000				
						1. 他会計補助金	130,000	一般会計補助金
4. 負担金等		2,198	1,077	1,121				
	1. 受益者負担金	2,198	1,077	1,121				
						1. 受益者負担金	2,198	

支 出

(単位：千円)

款・項	目	本 予 算 額	前 予 算 額	増 減	節	金 額	備 考
41. 資本的支出		2,128,193	2,170,798	△ 42,605			
1. 建設改良費		1,019,090	824,324	194,766			
	1. 公共下水道建設費	1,005,632	810,237	195,395			
					2. 給料	8,064	
					3. 手当等	5,438	扶養手当 240 地域手当 914 住居手当 150 通勤手当 656 時間外勤務手当 615 期末手当 1,585 勤勉手当 1,278
					4. 賞与引当金繰入額	1,568	賞与引当金繰入額 1,306 法定福利費引当金繰入額 262
					5. 法定福利費	3,937	共済組合負担金
					7. 印刷製本費	100	図面その他
					8. 備消耗品費	219	事務用消耗品等
					10. 委託料	109,216	公共下水道工事施工監理業務委託料 16,000 管布設工事実施設計委託料 30,000 土木積算システム保守点検等業務委託料 116

(単位：千円)

款・項	目	本 予 算 額	前 予 算 額	増 減	節	金 額	備 考							
							基準点等復旧業務委託料	2,700						
							羽衣ポンプ場耐震診断詳細調査業務委託料	46,400						
							羽衣ポンプ場雨水ポンプ実施設計業務委託料	14,000						
							23. 請負工事費	854,000	7-4号線他雨水管布設工事	480,000				
									管渠等布設工事費	374,000				
	2. 流域下水道建設費負担金		13,458	14,087	△ 629			24. 旅費	90	職員出張旅費				
								33. 補償費	23,000	支障物件移設補償費				
								65. 負担金	13,458	流域下水道建設費負担金				
								2. 固定資産購入費	885	831	54			
								1. 有形固定資産購入費	885	831	54			
3. 企業債償還金	1. 企業債償還金	1,106,218	1,343,643	△ 237,425			1. リース資産	885	土木積算システム賃貸借料					
							1. 建設改良事業債元金償還金	1,106,218	企業債の元金償還金					
							4. 予備費	2,000	2,000	0				
4. 予備費	1. 予備費	2,000	2,000	0			1. 予備費	2,000						

企業債明細書

(単位：円)

借入年月日	事業名	借入金		上半期償還所要額		下半期償還所要額		合計		
		当初	令和6年度末	元金	利子	元金	利子	元金	利子	計
H7. 11. 30	流域下水道事業	26,600,000	760,679	760,679	11,980	0	0	760,679	11,980	772,659
H8. 1. 10	公共下水道事業	692,000,000	19,789,083	19,789,083	311,678	0	0	19,789,083	311,678	20,100,761
H8. 5. 31	公共下水道事業	179,000,000	10,389,856	0	0	10,389,856	1,522,456	10,389,856	1,522,456	11,912,312
H8. 12. 16	公共下水道事業	814,600,000	67,779,988	22,257,793	1,016,700	22,591,660	682,833	44,849,453	1,699,533	46,548,986
H9. 1. 31	流域下水道事業	38,600,000	3,179,511	1,044,617	46,103	1,059,764	30,956	2,104,381	77,059	2,181,440
H9. 5. 30	公共下水道事業	80,000,000	8,452,719	0	0	4,172,122	619,586	4,172,122	619,586	4,791,708
H9. 6. 30	流域下水道事業	30,200,000	3,293,206	805,609	47,752	817,291	36,070	1,622,900	83,822	1,706,722
H9. 12. 25	公共下水道事業	976,100,000	123,324,279	24,128,165	1,356,567	24,393,575	1,091,157	48,521,740	2,447,724	50,969,464
H10. 5. 20	公共下水道事業	227,900,000	12,349,625	6,142,564	129,671	6,207,061	65,174	12,349,625	194,845	12,544,470
H10. 5. 20	公共下水道事業	302,600,000	16,315,815	8,116,311	167,237	8,199,504	84,044	16,315,815	251,281	16,567,096
H10. 5. 25	流域下水道事業	18,300,000	2,705,809	439,825	27,058	444,223	22,660	884,048	49,718	933,766
H10. 5. 29	公共下水道事業	30,000,000	4,431,413	0	0	1,447,985	204,025	1,447,985	204,025	1,652,010
H10. 11. 30	公共下水道事業	1,010,400,000	158,672,813	22,296,265	872,701	22,418,895	750,071	44,715,160	1,622,772	46,337,932
H11. 5. 20	公共下水道事業	329,600,000	34,187,202	8,435,438	299,138	8,509,248	225,328	16,944,686	524,466	17,469,152
H11. 5. 20	公共下水道事業	208,400,000	21,720,416	5,357,345	195,483	5,405,561	147,267	10,762,906	342,750	11,105,656
H11. 5. 25	流域下水道事業	23,800,000	4,515,831	547,899	38,384	552,556	33,727	1,100,455	72,111	1,172,566
H12. 3. 31	公共下水道事業	1,017,800,000	245,940,015	23,507,457	2,459,401	23,742,532	2,224,326	47,249,989	4,683,727	51,933,716
H12. 5. 19	公共下水道事業	11,200,000	1,767,334	287,277	17,674	290,150	14,801	577,427	32,475	609,902
H12. 5. 19	公共下水道事業	420,300,000	66,322,408	10,780,599	663,224	10,888,405	555,418	21,669,004	1,218,642	22,887,646
H12. 5. 26	流域下水道事業	23,800,000	5,751,005	549,693	57,510	555,190	52,013	1,104,883	109,523	1,214,406
H13. 3. 30	公共下水道事業	874,500,000	223,322,957	19,502,943	1,786,584	19,658,967	1,630,560	39,161,910	3,417,144	42,579,054
H13. 5. 8	公共下水道事業	2,300,000	454,794	55,471	3,184	55,859	2,796	111,330	5,980	117,310
H13. 5. 8	公共下水道事業	452,800,000	89,139,583	10,881,864	601,692	10,955,316	528,240	21,837,180	1,129,932	22,967,112

(単位：円)

借入年月日	事業名	借入金		上半期償還所要額		下半期償還所要額		合計		
		当初	令和6年度末	元金	利子	元金	利子	元金	利子	計
H13.5.25	流域下水道事業	26,600,000	7,381,417	588,520	59,052	593,228	54,344	1,181,748	113,396	1,295,144
H14.2.28	公共下水道事業	953,200,000	299,929,258	21,587,620	3,299,222	21,825,084	3,061,758	43,412,704	6,360,980	49,773,684
H14.5.20	公共下水道事業	457,700,000	118,032,735	11,281,814	1,180,327	11,394,632	1,067,509	22,676,446	2,247,836	24,924,282
H14.5.20	流域下水道事業	11,300,000	2,914,069	278,533	29,141	281,318	26,356	559,851	55,497	615,348
H14.5.27	流域下水道事業	23,100,000	7,724,778	515,095	81,110	520,503	75,702	1,035,598	156,812	1,192,410
H15.3.25	公共下水道事業	898,800,000	317,341,445	18,956,443	1,904,048	19,070,181	1,790,310	38,026,624	3,694,358	41,720,982
H15.5.20	流域下水道事業	20,700,000	5,865,830	475,522	29,329	477,900	26,951	953,422	56,280	1,009,702
H15.5.20	公共下水道事業	519,500,000	146,620,343	11,902,434	696,447	11,958,971	639,910	23,861,405	1,336,357	25,197,762
H15.5.20	公共下水道事業	5,200,000	1,473,543	119,455	7,368	120,052	6,771	239,507	14,139	253,646
H15.5.26	流域下水道事業	19,000,000	6,549,896	395,728	29,475	397,509	27,694	793,237	57,169	850,406
H16.2.27	公共下水道事業	732,800,000	286,723,151	15,684,339	2,580,509	15,825,498	2,439,350	31,509,837	5,019,859	36,529,696
H16.5.20	流域下水道事業	30,300,000	10,804,663	720,464	113,449	728,029	105,884	1,448,493	219,333	1,667,826
H16.5.20	公共下水道事業	313,300,000	111,719,501	7,449,549	1,173,054	7,527,769	1,094,834	14,977,318	2,267,888	17,245,206
H16.5.27	流域下水道事業	25,200,000	10,616,931	538,927	111,478	544,586	105,819	1,083,513	217,297	1,300,810
H17.2.28	公共下水道事業	530,700,000	231,647,534	11,182,398	2,200,651	11,288,631	2,094,418	22,471,029	4,295,069	26,766,098
H17.5.17	公共下水道事業	91,700,000	36,747,362	2,129,311	367,474	2,150,604	346,181	4,279,915	713,655	4,993,570
H17.5.17	公共下水道事業	148,800,000	59,629,306	3,455,196	596,293	3,489,748	561,741	6,944,944	1,158,034	8,102,978
H17.5.17	流域下水道事業	25,300,000	10,138,585	587,476	101,386	593,351	95,511	1,180,827	196,897	1,377,724
H17.5.27	流域下水道事業	20,800,000	9,576,138	434,903	95,762	439,252	91,413	874,155	187,175	1,061,330
H18.1.31	公共下水道事業	544,000,000	261,714,664	11,261,779	2,617,147	11,374,397	2,504,529	22,636,176	5,121,676	27,757,852
H18.5.16	公共下水道事業	278,300,000	125,797,639	6,357,932	1,383,774	6,427,869	1,313,837	12,785,801	2,697,611	15,483,412
H18.5.16	流域下水道事業	24,600,000	11,119,735	562,002	122,317	568,184	116,135	1,130,186	238,452	1,368,638
H18.5.26	流域下水道事業	23,300,000	11,900,818	478,487	136,859	483,990	131,356	962,477	268,215	1,230,692
H19.2.28	公共下水道事業	459,200,000	242,462,460	9,322,042	2,667,087	9,424,585	2,564,544	18,746,627	5,231,631	23,978,258

(単位：円)

借入年月日	事業名	借入金		上半期償還所要額		下半期償還所要額		合計		
		当初	令和6年度末	元金	利子	元金	利子	元金	利子	計
H19.5.24	流域下水道事業	15,400,000	7,610,003	343,932	79,905	347,543	76,294	691,475	156,199	847,674
H19.5.24	公共下水道事業	243,400,000	120,277,585	5,435,910	1,262,914	5,492,987	1,205,837	10,928,897	2,468,751	13,397,648
H19.5.28	流域下水道事業	12,800,000	6,976,465	257,112	73,253	259,811	70,554	516,923	143,807	660,730
H20.3.31	公共下水道事業	360,400,000	210,684,787	7,089,638	2,212,190	7,164,079	2,137,749	14,253,717	4,349,939	18,603,656
H20.5.27	流域下水道事業	10,200,000	5,993,489	200,381	65,928	202,585	63,724	402,966	129,652	532,618
H20.5.29	公共下水道事業	204,600,000	110,677,417	4,474,079	1,217,452	4,523,294	1,168,237	8,997,373	2,385,689	11,383,062
H21.3.25	公共下水道事業	197,800,000	122,127,813	3,827,853	1,160,214	3,864,217	1,123,850	7,692,070	2,284,064	9,976,134
H21.5.26	流域下水道事業	16,700,000	10,409,411	321,724	109,299	325,102	105,921	646,826	215,220	862,046
H21.5.26	公共下水道事業	24,200,000	14,064,855	518,348	147,681	523,791	142,238	1,042,139	289,919	1,332,058
H21.5.26	公共下水道事業	93,900,000	54,573,964	2,011,277	573,027	2,032,396	551,908	4,043,673	1,124,935	5,168,608
H21.9.25	公共下水道事業	170,400,000	108,970,227	3,257,667	1,089,702	3,290,244	1,057,125	6,547,911	2,146,827	8,694,738
H22.5.26	公共下水道事業	131,000,000	86,253,690	2,479,631	862,537	2,504,427	837,741	4,984,058	1,700,278	6,684,336
H22.5.26	流域下水道事業	14,700,000	9,678,848	278,249	96,788	281,031	94,006	559,280	190,794	750,074
H22.5.28	公共下水道事業	107,100,000	70,517,331	2,027,240	705,173	2,047,513	684,900	4,074,753	1,390,073	5,464,826
H22.5.28	流域下水道事業	11,800,000	7,769,415	223,356	77,694	225,590	75,460	448,946	153,154	602,100
H23.5.26	流域下水道事業	23,000,000	15,877,760	430,369	142,900	434,242	139,027	864,611	281,927	1,146,538
H23.8.5	公共下水道事業	203,300,000	140,894,068	3,788,271	1,338,494	3,824,259	1,302,506	7,612,530	2,641,000	10,253,530
H24.2.8	資本費平準化債	255,400,000	104,347,161	7,718,395	678,257	7,768,565	628,087	15,486,960	1,306,344	16,793,304
H24.5.24	公共下水道事業	209,300,000	151,154,551	3,886,130	1,209,237	3,917,219	1,178,148	7,803,349	2,387,385	10,190,734
H24.5.24	流域下水道事業	20,200,000	14,588,255	375,059	116,706	378,059	113,706	753,118	230,412	983,530
H24.8.8	公共下水道事業	9,300,000	6,716,376	172,676	53,731	174,057	52,350	346,733	106,081	452,814
H25.2.7	資本費平準化債	279,800,000	131,064,208	8,346,920	851,918	8,401,175	797,663	16,748,095	1,649,581	18,397,676
H25.5.23	公共下水道事業	159,700,000	120,444,008	2,953,434	843,108	2,974,108	822,434	5,927,542	1,665,542	7,593,084
H25.5.23	流域下水道事業	20,400,000	15,385,459	377,270	107,698	379,911	105,057	757,181	212,755	969,936

(単位：円)

借入年月日	事業名	借入金		上半期償還所要額		下半期償還所要額		合計		
		当初	令和6年度末	元金	利子	元金	利子	元金	利子	計
H25. 8. 8	公共下水道事業	15,300,000	11,646,567	277,901	98,996	280,263	96,634	558,164	195,630	753,794
H25. 11. 7	資本費平準化債	305,000,000	159,604,694	8,982,213	877,826	9,031,616	828,423	18,013,829	1,706,249	19,720,078
H26. 4. 22	公共下水道事業	45,000,000	35,585,626	820,684	249,099	826,429	243,354	1,647,113	492,453	2,139,566
H26. 5. 23	公共下水道事業	102,700,000	81,214,303	1,872,983	568,500	1,886,094	555,389	3,759,077	1,123,889	4,882,966
H26. 5. 23	流域下水道事業	11,600,000	9,173,182	211,554	64,212	213,035	62,731	424,589	126,943	551,532
H26. 11. 27	公共下水道事業	38,800,000	31,230,722	713,135	187,385	717,414	183,106	1,430,549	370,491	1,801,040
H26. 12. 25	公共下水道事業	12,200,000	9,795,426	225,877	53,875	227,119	52,633	452,996	106,508	559,504
H27. 5. 26	公共下水道事業	59,200,000	48,732,591	1,081,593	292,396	1,088,083	285,906	2,169,676	578,302	2,747,978
H27. 5. 26	流域下水道事業	9,700,000	7,984,901	177,221	47,909	178,284	46,846	355,505	94,755	450,260
H27. 5. 29	資本費平準化債	23,600,000	1,180,000	1,180,000	10,914	0	0	1,180,000	10,914	1,190,914
H27. 6. 1	資本費平準化債	23,600,000	1,180,000	1,180,000	10,914	0	0	1,180,000	10,914	1,190,914
H27. 10. 29	公共下水道事業	55,400,000	46,515,486	1,014,514	255,835	1,020,094	250,255	2,034,608	506,090	2,540,698
H28. 2. 4	資本費平準化債	360,000,000	226,664,163	10,473,282	679,992	10,504,702	648,572	20,977,984	1,328,564	22,306,548
H28. 5. 26	公共下水道事業	242,900,000	204,847,093	4,778,043	204,847	4,782,821	200,069	9,560,864	404,916	9,965,780
H28. 5. 26	流域下水道事業	5,800,000	4,891,367	114,091	4,891	114,205	4,777	228,296	9,668	237,964
H28. 5. 31	資本費平準化債	14,700,000	2,205,000	735,000	16,492	735,000	10,994	1,470,000	27,486	1,497,486
H28. 5. 31	資本費平準化債	14,700,000	2,205,000	735,000	16,492	735,000	10,994	1,470,000	27,486	1,497,486
H28. 5. 31	資本費平準化債	32,400,000	4,860,000	1,620,000	2,302	1,620,000	1,534	3,240,000	3,836	3,243,836
H28. 10. 27	公共下水道事業	16,200,000	14,028,249	312,737	28,057	313,363	27,431	626,100	55,488	681,588
H29. 2. 7	資本費平準化債	348,400,000	237,619,359	10,161,832	356,429	10,177,075	341,186	20,338,907	697,615	21,036,522
H29. 5. 25	公共下水道事業	213,500,000	189,536,039	4,036,035	568,608	4,048,143	556,500	8,084,178	1,125,108	9,209,286
H29. 5. 25	流域下水道事業	19,400,000	17,222,479	366,740	51,668	367,841	50,567	734,581	102,235	836,816
H29. 5. 31	資本費平準化債	73,900,000	18,475,000	3,695,000	21,648	3,695,000	17,318	7,390,000	38,966	7,428,966
H30. 2. 6	資本費平準化債	343,000,000	253,900,126	9,974,384	380,850	9,989,346	365,888	19,963,730	746,738	20,710,468

(単位：円)

借入年月日	事業名	借入金		上半期償還所要額		下半期償還所要額		合計		
		当初	令和6年度末	元金	利子	元金	利子	元金	利子	計
H30. 5. 24	公共下水道事業	121,500,000	112,328,396	2,307,250	280,821	2,313,018	275,053	4,620,268	555,874	5,176,142
H30. 5. 24	流域下水道事業	10,700,000	9,892,294	203,190	24,731	203,698	24,223	406,888	48,954	455,842
H30. 5. 31	公営企業会計適用債	8,900,000	3,115,000	445,000	26,404	445,000	22,632	890,000	49,036	939,036
H30. 5. 31	公営企業会計適用債	8,800,000	3,080,000	440,000	26,108	440,000	22,378	880,000	48,486	928,486
H30. 5. 31	資本費平準化債	76,900,000	26,915,000	3,845,000	30,867	3,845,000	26,457	7,690,000	57,324	7,747,324
H30. 12. 25	資本費平準化債	85,000,000	70,000,000	2,500,000	593,369	2,500,000	572,178	5,000,000	1,165,547	6,165,547
H30. 12. 25	資本費平準化債	85,000,000	70,000,000	2,500,000	567,191	2,500,000	546,934	5,000,000	1,114,125	6,114,125
H30. 12. 25	資本費平準化債	171,100,000	140,905,888	5,032,352	203,753	5,032,352	196,476	10,064,704	400,229	10,464,933
H30. 12. 27	公共下水道事業	13,800,000	13,029,001	258,543	39,087	259,319	38,311	517,862	77,398	595,260
R1. 5. 31	流域下水道事業	13,100,000	12,838,000	262,000	101,782	262,000	99,705	524,000	201,487	725,487
R1. 5. 31	公共下水道事業	79,000,000	77,420,000	1,580,000	613,802	1,580,000	601,276	3,160,000	1,215,078	4,375,078
R1. 5. 31	公共下水道事業	92,100,000	90,258,000	1,842,000	90,010	1,842,000	88,173	3,684,000	178,183	3,862,183
R1. 5. 31	資本費平準化債	110,800,000	49,860,000	5,540,000	47,734	5,540,000	42,430	11,080,000	90,164	11,170,164
R1. 12. 26	資本費平準化債	360,700,000	307,655,867	10,608,823	307,655	10,608,823	297,047	21,217,646	604,702	21,822,348
R2. 3. 30	流域下水道事業	10,100,000	10,100,000	202,000	15,150	202,000	14,847	404,000	29,997	433,997
R2. 3. 30	公共下水道事業	152,100,000	152,100,000	3,042,000	228,150	3,042,000	223,587	6,084,000	451,737	6,535,737
R2. 3. 30	公共下水道事業	77,100,000	77,100,000	3,855,000	11,565	3,855,000	10,986	7,710,000	22,551	7,732,551
R2. 3. 30	公共下水道事業	15,800,000	15,800,000	316,000	23,635	316,000	23,162	632,000	46,797	678,797
R2. 3. 30	公営企業会計適用債	26,600,000	13,300,000	1,330,000	102,792	1,330,000	92,513	2,660,000	195,305	2,855,305
R2. 5. 29	資本費平準化債	126,200,000	69,410,000	6,310,000	543,375	6,310,000	493,977	12,620,000	1,037,352	13,657,352
R2. 11. 26	資本費平準化債	475,100,000	433,179,399	13,973,529	649,769	13,973,529	628,808	27,947,058	1,278,577	29,225,635
R2. 11. 30	資本費平準化債	135,500,000	81,300,000	6,775,000	640,510	6,775,000	587,134	13,550,000	1,227,644	14,777,644
R3. 3. 30	流域下水道事業	17,700,000	17,700,000	0	44,250	0	44,250	0	88,500	88,500
R3. 3. 30	公共下水道事業	33,300,000	33,300,000	0	83,250	0	83,250	0	166,500	166,500

(単位：円)

借入年月日	事業名	借入金		上半期償還所要額		下半期償還所要額		合計		
		当初	令和6年度末	元金	利子	元金	利子	元金	利子	計
R3. 3. 30	公共下水道事業	212,900,000	212,900,000	0	532,250	0	532,250	0	1,064,500	1,064,500
R3. 3. 30	公共下水道事業	7,300,000	6,870,560	214,705	10,305	214,705	9,983	429,410	20,288	449,698
R3. 11. 25	資本費平準化債	483,900,000	469,667,616	14,232,352	704,501	14,232,352	683,152	28,464,704	1,387,653	29,852,357
R4. 3. 30	公共下水道事業	21,100,000	21,100,000	0	73,850	0	73,850	0	147,700	147,700
R4. 3. 30	公共下水道事業	21,600,000	21,600,000	0	75,600	0	75,600	0	151,200	151,200
R4. 3. 30	公共下水道事業	148,400,000	148,400,000	0	519,400	0	519,400	0	1,038,800	1,038,800
R4. 3. 30	公共下水道事業	67,900,000	67,900,000	1,997,086	169,750	1,997,058	164,757	3,994,144	334,507	4,328,651
R4. 11. 24	資本費平準化債	481,100,000	481,100,000	0	1,924,400	14,150,000	1,924,400	14,150,000	3,848,800	17,998,800
R5. 3. 30	公共下水道事業	11,600,000	11,600,000	0	75,400	0	75,400	0	150,800	150,800
R5. 3. 30	公共下水道事業	68,000,000	68,000,000	0	340,000	0	340,000	0	680,000	680,000
R5. 3. 30	公共下水道事業	1,800,000	1,800,000	0	9,000	0	9,000	0	18,000	18,000
R5. 3. 30	公共下水道事業	87,700,000	87,700,000	0	570,050	0	570,050	0	1,140,100	1,140,100
R5. 3. 30	流域下水道事業	14,400,000	14,400,000	0	93,600	0	93,600	0	187,200	187,200
R5. 7. 27	公共下水道事業	184,300,000	184,300,000	0	645,050	0	645,050	0	1,290,100	1,290,100
R5. 9. 28	公共下水道事業	6,500,000	6,500,000	0	42,250	0	42,250	0	84,500	84,500
R5. 11. 29	資本費平準化債	450,800,000	450,800,000	0	2,704,800	0	2,704,800	0	5,409,600	5,409,600
R5. 12. 26	公共下水道事業	147,800,000	147,800,000	0	1,034,600	0	1,034,600	0	2,069,200	2,069,200
R6. 3. 25	公共下水道事業	45,600,000	45,600,000	0	319,200	0	319,200	0	638,400	638,400
R6. 3. 28	公共下水道事業	65,500,000	65,500,000	0	458,500	0	458,500	0	917,000	917,000
R6. 3. 28	公共下水道事業	45,100,000	45,100,000	0	248,050	0	248,050	0	496,100	496,100
R6. 3. 28	流域下水道事業	10,500,000	10,500,000	0	73,500	0	73,500	0	147,000	147,000
R6. 7. 29	公共下水道事業	32,500,000	32,500,000	0	292,500	0	292,500	0	585,000	585,000
R6. 11. 28	資本費平準化債	387,800,000	387,800,000	0	2,520,700	0	2,520,700	0	5,041,400	5,041,400
R6. 11. 29	資本費平準化債	106,000,000	106,000,000	5,300,000	368,296	5,300,000	348,925	10,600,000	717,221	11,317,221

(単位：円)

借入年月日	事業名	借入金		上半期償還所要額		下半期償還所要額		合計		
		当初	令和6年度末	元金	利子	元金	利子	元金	利子	計
R6. 11. 29	資本費平準化債	53,000,000	53,000,000	2,650,000	184,148	2,650,000	174,462	5,300,000	358,610	5,658,610
R6. 11. 29	資本費平準化債	53,000,000	53,000,000	2,650,000	184,148	2,650,000	174,462	5,300,000	358,610	5,658,610
R7. 3. 25	公共下水道事業	113,700,000	113,700,000	0	996,821	0	1,137,000		2,133,821	2,133,821
R7. 3. 25	公共下水道事業	80,500,000	80,500,000	0	705,753	0	805,000	0	1,510,753	1,510,753
R7. 3. 27	公共下水道事業	54,800,000	54,800,000	0	531,484	0	548,000	0	1,079,484	1,079,484
R7. 3. 27	公共下水道事業	233,400,000	233,400,000	0	2,263,660	0	2,334,000	0	4,597,660	4,597,660
R7. 3. 27	公共下水道事業	183,080,000	183,080,000	0	1,775,625	0	1,830,800	0	3,606,425	3,606,425
R7. 3. 27	流域下水道事業	11,700,000	11,700,000	0	113,473	0	117,000	0	230,473	230,473
	合計	25,356,180,000	12,495,557,682	547,699,436	77,674,847	558,517,577	76,178,022	1,106,217,013	153,852,869	1,260,069,882

議案第29号

市道路線の認定について

裏面の路線を市道として認定する。

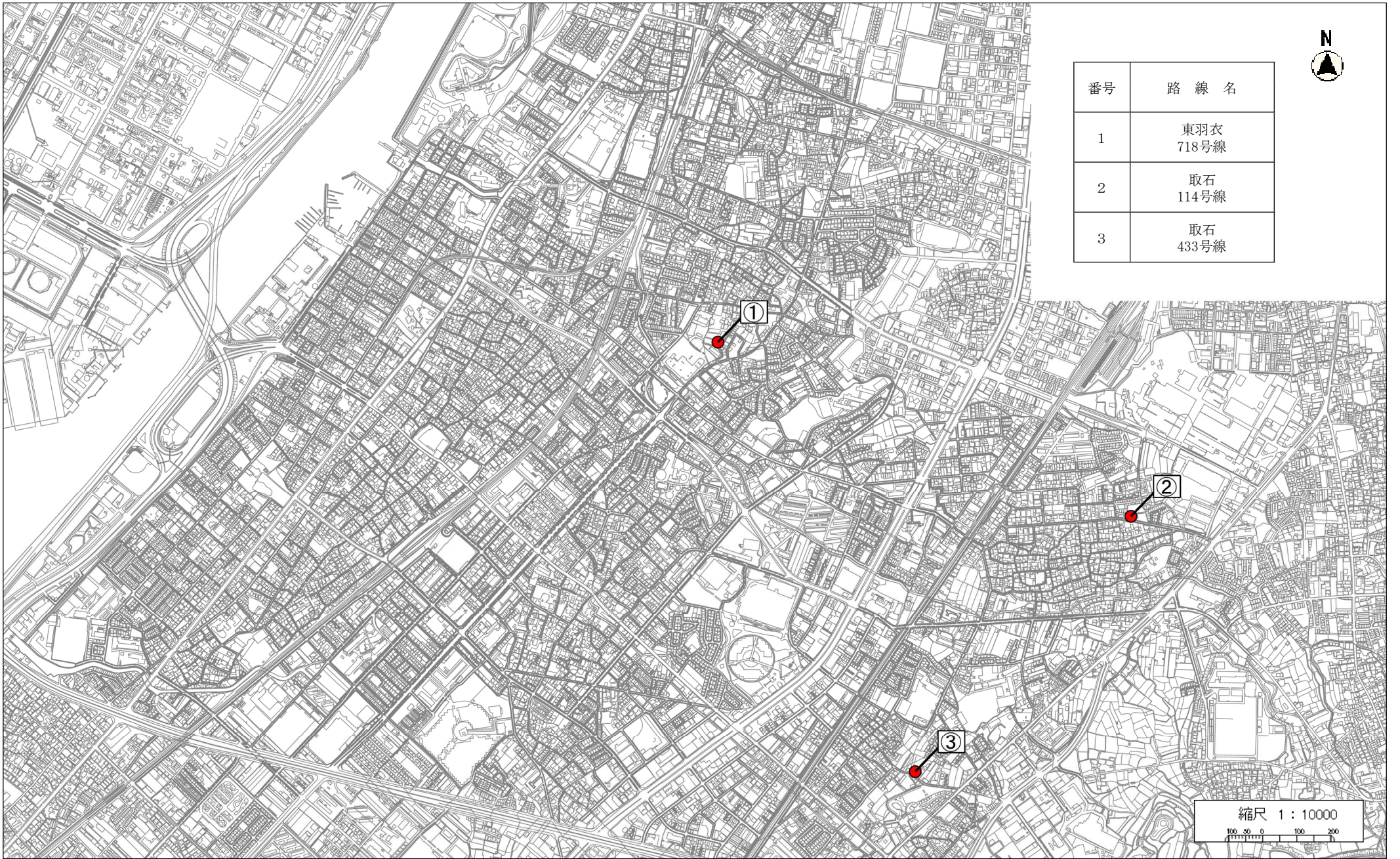
令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 裏面の路線を市道として認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

市道路線の認定箇所

市道路線の認定

番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)		延長 (m)
				最大	最小	
1	東羽衣 718 号線	東羽衣 7 丁目 281-19 番地先	東羽衣 7 丁目 281-8 番地先	5.70	5.70	54.97
2	取石 114 号線	取石 1 丁目 640-6 番地先	取石 1 丁目 591-6 番地先	5.70	5.70	55.22
3	取石 433 号線	取石 4 丁目 2140-5 番地先	取石 4 丁目 2140-14 番地先	5.70	5.70	50.45



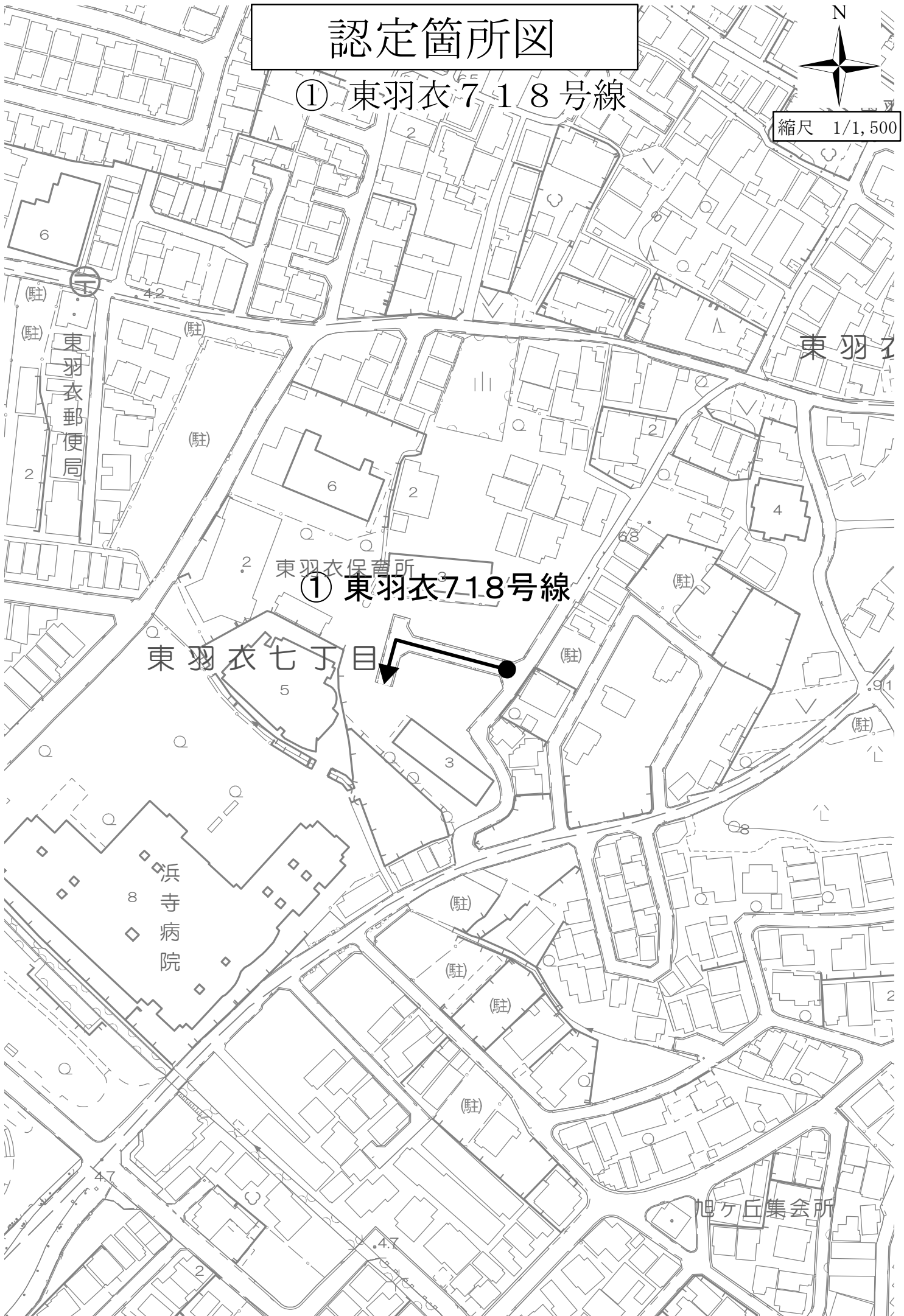
番号	路線名
1	東羽衣 718号線
2	取石 114号線
3	取石 433号線

縮尺 1 : 10000
100 50 0 100 200

認定箇所図

① 東羽衣718号線

縮尺 1/1,500



東羽衣七丁目

① 東羽衣718号線

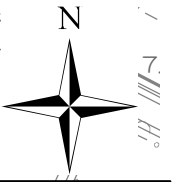
東羽衣郵便局

東羽衣保育所

浜寺病院

旭ヶ丘集会所

認定箇所図



縮尺 1/1,500

② 取石 1 1 4 号線

大栄シエル

取石一丁目

② 取石114号線

富士自治

取石二丁目

等乃伎神社

等乃伎殿



認定箇所図



縮尺 1/1,500

③ 取石4 353号線
小学校

プール

③ 取石433号線



公園

取石公園

修景池

鳳工業

取石四丁目

取石六丁目



議案第 30 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 7 年 2 月 21 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

- 1 権利の内容
水道料金債権
- 2 放棄する権利の額
債権額 51,155,696 円
- 3 債務者
高石市の水道を使用していた者で水道料金を完納していない者
- 4 権利を放棄する理由
高石市水道事業が大阪広域水道企業団と統合するにあたり、大阪広域水道企業団へ継承できない債権について、放棄するもの
- 5 権利を放棄する時期
令和 7 年 3 月 31 日

提案理由 上記の権利を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

報告第1号

令和7年度一般財団法人高石市保健医療センターの事業計画及び予算の報告について

令和7年度一般財団法人高石市保健医療センターの事業計画及び予算の報告について別紙のとおり報告する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものである。

令和7年度一般財団法人高石市保健医療センター
事業計画書

一般財団法人 高石市保健医療センター

議案第1号

令和7年度一般財団法人高石市保健医療センター事業計画

令和7年度一般財団法人高石市保健医療センターの事業については、高石市から指定管理者として委託された受託事業

1. 老人保健施設事業

1. 診療センター事業

1. 母子健康センター事業

1. 在宅介護支援センター事業

1. 病児保育事業

と、センターが自ら行う自主事業

1. 訪問看護事業

1. 居宅介護支援事業

1. 訪問介護事業

の8事業について、次のとおり事業計画を定めるものとする。

令和7年2月8日

一般財団法人 高石市保健医療センター

理事長 岩田 信生

一般財団法人高石市保健医療センター事業計画

I. 事業計画の内容

1. 老人保健施設事業
1. 診療センター事業
1. 母子健康センター事業
1. 在宅介護支援センター事業
1. 病児保育事業
1. 訪問看護事業
1. 居宅介護支援事業
1. 訪問介護事業

II. 重点課題

1. 安定的な運営

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類へ移行し、感染状況は落ち着いております。そのような中、老人保健施設は、感染拡大期を乗り越え、入所者数は徐々に回復し、収支は、前年度と比べ改善傾向となっております。診療センターは、新型コロナワクチン予防接種や発熱外来の収入が減少しております。母子健康センターは、少子化等の影響で分娩数が減少し、子育て支援施策により産後ケア利用者が増加しております。

各事業を取り巻く環境は、人手不足、物価、光熱費の上昇、気候変動など社会情勢が日々変化しており、建物、設備の老朽化等様々な要因のため経営環境は厳しくなっておりますが、老人保健施設事業では、介護人材の確保、デジタル化、自立支援サポートを推進して参ります。診療センター事業では、予防接種や健診等の予防医療、感染症対応等を推進して参ります。母子健康センター事業では、産後ケアの拡充、サービス向上、人員体制の整備、料金の適正化等を推進して参ります。

全事業において、令和7年度も安定した収入の確保、事業間連携の強化等により、継続して収支改善を行い、安定した事業運営を図ることとします。また、医療、介護、子育ての各事業の安定的な運営を継続し、市民が安心して安全に利用できるよう努めて参ります。

2. 事業への取り組み

高石市第9期介護保険事業計画に沿って、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者の自立したい気持ちに寄り添って、医療と介護の連携、在宅療養支援と並行して各種介護サービスの提供を行ない、地域における在宅ケアの体制を市・地域包括支援センター・医療機関・介護施設と連携して構築していきます。

また、産前産後サポート事業及び産後ケア事業、伴走型相談支援業務、病児保育事業等の実施により、出産から子育てまで切れ目のない支援を実施して参ります。

診療センター事業においては、市民の健康保持や病気予防の観点に立って、高石市と協議しながら、公立の医療機関としての役割を果たして参ります。

3. 災害対策

高石市保健医療センター災害対応マニュアル及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災規程に沿って、令和7年度においても高石市総合防災訓練、消防避難訓練、災害時対応の検討、災害時必要物品の確保等を行い、災害時における当センターの利用者の安心・安全の確保対策を高石市と連携して講じていくものとします。

老人保健施設事業

1. 高石市立老人保健施設運営事業

高石市立老人保健施設は、長期入所の施設サービス及び短期入所療養介護並びに通所リハビリテーションの居宅サービス等を行います。

(1) 施設サービス（長期入所）

利用者のケアプランに基づき、日常生活全般の看護・介護やリハビリテーション、その他必要な医療等を行い、機能の向上を図りながら在宅復帰に向けて支援します。

また、リハビリ専門職による短期集中リハビリを実施します。さらに季節に応じたレクリエーションを取り入れることによって、施設生活の充実を図ります。

(2) 短期入所療養介護（ショートステイ）

居宅で介護を受けている要介護者や要支援者を一時的に介護ができない時や家族の介護負担の軽減を図るため、居宅サービス計画に基づく期間の入所利用により居宅生活を支援します。また、リハビリ専門職による個別リハビリを実施します。

(3) 通所リハビリテーション（デイケア）

要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むことができるようケアプランに基づき、必要なりハビリテーション、入浴、食事、レクリエーション等を提供するとともに、心身の機能の維持回復を図り、居宅生活が維持できるように支援します。また、利用者のニーズに沿った利用ができるよう短時間の利用やリハビリ専門職による個別リハビリも実施します。

2. 市民に対する在宅ケア知識の啓発普及に関する事業

(1) ボランティア活動の支援

(2) 介護に関するケア知識の啓発活動

(3) 認知症・寝たきり予防等に関する介護相談

(4) 実習生の受入れ

(5) 地域の保健、医療、福祉関係機関等との連携

3. 他事業との連携及び支援

高石市立診療センター、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援事業等と連携をはかり、利用者のニーズに沿った利用ができるよう支援し、円滑に運営できるように連携強化を図ります。

診療センター事業

1. 高石市立診療センター運営事業

高石市立診療センターは、地域医療の向上を図るため医療機関と連携を密にしながら、市民の健康保持に必要な医療を提供します。また、疾病の予防、早期発見、早期治療により市民の健康増進に寄与する役割を担います。

(1) 休日を含む診療並びに薬剤の処方に関する事業を実施します。

(平日診療) 診療日 月曜日～金曜日

診療科目 内科、小児科

(休日診療) 診療日 休日(日、祝日)、年末年始

診療科目 内科、小児科

(2) 健康診断及び健康相談に関する事業

就職、進学用の健康診断、事業所定期健診、その他各種健康診断を実施します。

(3) 特定健診、検診に関する事業

特定健診、大腸がん検診等を実施します。

(4) 予防接種に関する事業

新型コロナ、インフルエンザ、ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、日本脳炎、MR、麻疹、風疹、水痘、おたふく、ロタウイルス、B型肝炎、4種混合、子宮頸がん、成人用肺炎球菌、帯状疱疹等の各ワクチンの予防接種を実施します。

高石市立母子健康センターの出生児に対する予防接種の連携に努めます。

(5) 保健衛生知識の啓発普及等に関する事業

2. 経営改善への取り組み

引き続き高石市と連携、協議し、高石市立診療センターの今後の役割等について検討します。

母子健康センター事業

1. 高石市立母子健康センター運営事業

母子保健に関する各種相談及び保健指導並びに助産に関する事業を実施します。

(1) 助産

自然な分娩で出産される方に安心して出産していただける体制を図ります。

(2) 妊産婦及び乳幼児の健康指導

(3) 各種妊婦健康教室

(4) その他母子健康対策上必要な業務

産前産後サポート事業、産後ケア事業、伴走型相談支援業務、不妊・不育に関する相談事業等を実施します。また、性教育（命の教育）の講師派遣、助産師・看護師養成学校からの実習受入れを実施します。

在宅介護支援センター事業

1. 高石市立在宅介護支援センター運営事業

在宅介護に関する各種相談に対し、情報の提供、各種申請手続きの援助等、幅広い支援を行います。

- (1) 各種公的保健福祉サービスの利用申請手続きを援助します。
- (2) 保健福祉サービスに関する情報の提供及び各種サービスや各関係機関との連絡の調整を行います。
- (3) 要支援者の介護ニーズの評価と処遇に関する諸資料の整備を行います。
- (4) 介護機器の展示、紹介、選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅に関する相談、助言を行います。
- (5) 24時間無料で相談に応じます。

2. 地域包括支援センターへの協力事業

- (1) 看護師、介護支援専門員、訪問介護員等の訪問、相談活動等を通じて要援護者のニーズを把握し、介護ニーズの評価と処遇について検討します。
- (2) 介護保険法による給付対象者以外の者に対する介護予防、生活支援サービスの調整及び介護サービス機関の指導、支援等を行います。
- (3) 各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及び積極的な利用についての啓発を行います。

病児保育事業

1. 高石市病児保育室運営事業

保護者が就労している場合等において子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、当面症状の急変が認められない病児を高石市立診療センターに付設された

専用スペースで一時的に預かり保育を実施します。

訪問看護事業

1. 事業内容

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するために、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、計画的な看護サービスを提供します。

(1) 訪問看護の具体的方針

- ①主治医との連携に努め、適切な看護技術をもって対応します。
- ②利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握と、利用者又はその家族への療養上必要な事項についての指導を行います。

(2) 緊急時における対応

- ①利用者に病状の急変等が生じた場合、臨時応急手当を行います。
- ②速やかに主治医への連絡を行い、指示を求め必要な措置を講じます。

(3) 居宅介護支援事業者等との連携

居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

2. サービス内容

(1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(2) 心身の機能の維持回復を目指し、医療的な手当てやリハビリテーション等を提供します。

居宅介護支援事業

1. 事業内容

要介護及び要支援者からの依頼に基づき、訪問調査等を実施し居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整、施設への紹介やその他便宜の提供をします。

2. 居宅サービス計画書の作成

(1) 訪問調査等の結果に基づき課題分析（アセスメント）をします。

(2) 居宅サービス計画原案を作成します。

- (3) 介護サービス担当者会議を開催します。
- (4) 居宅サービス計画、介護予防サービスを作成し利用者及びご家族、サービス提供機関へ説明し同意を頂きます。
- (5) 居宅サービス計画、介護予防サービス計画に基づくサービスを実施します。
- (6) サービス提供機関との連絡調整や情報交換を行い、サービス提供の実施状況を継続的に把握し評価します。
- (7) 利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じ計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整など便宜の提供をします。
- (8) 指定居宅サービス等の内容、利用料等について、情報提供及び説明を行い、利用者からの相談、苦情に対して迅速かつ適切に対応します。
- (9) 居宅介護サービス計画費又は介護給付に関する業務並びに諸記録を整備し、必要に応じて事業統計を作成します。

3. 要介護認定のための訪問調査の受託

市町村からの依頼に基づき、要介護認定審査のための訪問調査を行い、認定調査票を作成し市町村へ提出します。

4. 住宅改修理由書の作成

利用者の依頼により、住宅改修にかかる理由書を作成します。

訪問介護事業

1. 事業内容

介護保険法における居宅サービス計画及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画に沿った訪問介護サービスを提供します。また、障がい者総合支援法におけるサービス等利用計画に沿った障がい福祉サービス及び移動支援事業、相談支援事業を提供します。

(1) 居宅サービス（訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業）

居宅要介護者及び居宅要支援者の居宅において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における介護その他居宅要介護者の日常生活の支援を行います。

(2) 障がい福祉サービス（ホームヘルプ）

訪問介護員等が障がい者（児）の居宅において日常生活支援を行います。

- (3) 移動支援事業（ガイドヘルプ）
訪問介護員等を派遣し、障がい者（児）が円滑に外出できるよう移動支援サービスを行います。
- (4) 相談支援事業
障がい者（児）の居宅を訪問し、面接を行い、障がい者（児）の選択に基づき、その置かれている環境に応じて、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- (5) 訪問介護計画、障がいサービス等利用計画の作成
- (6) 利用者からの相談・苦情処理に関する業務
- (7) 介護保険適用外サービス（自由契約）の提供

2. サービス内容

- (1) 身体介護に関すること
- (2) 生活援助に関すること
- (3) 相談、助言に関すること
- (4) 外出時における移動の介護に関すること

令和7年度 一般財団法人高石市保健医療センター
収支予算書

一般財団法人高石市保健医療センター

議案第2号

令和7年度一般財団法人高石市保健医療センター収支予算

令和7年度一般財団法人高石市保健医療センターは

センター収支予算（総事業）	頁 1～6
老人保健施設事業	頁 7～10
診療センター事業	頁 11～13
母子健康センター事業	頁 14～15
在宅介護支援センター事業	頁 16
病児保育事業	頁 17
訪問看護事業	頁 18～19
居宅介護支援事業	頁 20～21
訪問介護事業	頁 22～23

について、次のとおり収支予算を定めるものとする。

令和 7年 2月 8日

一般財団法人 高石市保健医療センター

理事長 岩田 信生

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人高石市保健医療センター
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[1,000]	[1,000]	[0]
基本財産運用収入	(1,000)	(1,000)	(0)
利息収入	1,000	1,000	0
特定資産運用収入	[2,000]	[2,000]	[0]
特定資産運用収入	(2,000)	(2,000)	(0)
利息収入	2,000	2,000	0
事業収入	[980,598,000]	[990,573,000]	[△ 9,975,000]
介護老人保健施設事業収入	(521,722,000)	(520,224,000)	(1,498,000)
介護報酬等収入	450,837,000	447,646,000	3,191,000
特定入所者介護サービス収入	11,770,000	15,002,000	△ 3,232,000
利用料収入	59,115,000	57,576,000	1,539,000
その他収入	(68,474,000)	(63,461,000)	(5,013,000)
居住費収入	14,934,000	15,719,000	△ 785,000
食費収入	52,650,000	46,852,000	5,798,000
その他収入	890,000	890,000	0
診療等事業収入	(192,020,000)	(195,800,000)	(△ 3,780,000)
診療収入	123,970,000	127,160,000	△ 3,190,000
健康診断等収入	5,910,000	5,240,000	670,000
人間ドック特定健診収入	2,230,000	2,230,000	0
その他収入	59,910,000	61,170,000	△ 1,260,000
助産等事業収入	(44,818,000)	(51,648,000)	(△ 6,830,000)
助産等事業収入	43,520,000	50,350,000	△ 6,830,000
その他収入	1,298,000	1,298,000	0
産後ケア事業収入	(22,844,000)	(21,101,000)	(1,743,000)
産後ケア事業収入	22,844,000	21,101,000	1,743,000
訪問看護事業収入	(29,930,000)	(33,378,000)	(△ 3,448,000)
訪問看護事業収入	29,930,000	33,378,000	△ 3,448,000
居宅介護支援事業収入	(24,144,000)	(25,371,000)	(△ 1,227,000)
居宅介護支援収入	23,212,000	24,579,000	△ 1,367,000
訪問調査受託収入	792,000	792,000	0
原案作成受託収入	140,000	0	140,000
訪問介護事業収入	(32,300,000)	(34,300,000)	(△ 2,000,000)
訪問介護事業収入	32,300,000	34,300,000	△ 2,000,000
居宅介護事業収入	(19,500,000)	(19,600,000)	(△ 100,000)
居宅介護事業収入	19,500,000	19,600,000	△ 100,000
介護予防・日常生活支援総合事業収入	(13,800,000)	(13,850,000)	(△ 50,000)
介護予防・日常生活支援総合事業収入	13,800,000	13,850,000	△ 50,000
利用料収入	(10,826,000)	(11,700,000)	(△ 874,000)
利用料収入	10,826,000	11,700,000	△ 874,000
病児保育事業収入	(220,000)	(140,000)	(80,000)
病児保育事業収入	180,000	120,000	60,000
その他収入	40,000	20,000	20,000
補助金等収入	[61,261,000]	[61,815,000]	[△ 554,000]
休日診療受託収入	(28,437,000)	(28,079,000)	(358,000)
休日診療受託収入	28,437,000	28,079,000	358,000
在宅介護支援受託収入	(7,200,000)	(7,200,000)	(0)
在宅介護支援センター受託収入	7,200,000	7,200,000	0
民間助成金収入	(1,000)	(1,000)	(0)
民間助成金収入	1,000	1,000	0
助成金収入	(20,000)	(1,000)	(19,000)
特定求職者雇用開発助成金収入	1,000	1,000	0
中退共掛金助成金収入	19,000	0	19,000
病児保育事業受託収入	(12,844,000)	(12,675,000)	(169,000)
病児保育事業受託収入	12,844,000	12,675,000	169,000
産前産後サポート事業等受託収入	(1,554,000)	(1,554,000)	(0)
産前産後サポート事業等受託収入	1,554,000	1,554,000	0
緊急修繕等受託収入	(7,000,000)	(7,000,000)	(0)
緊急修繕等受託収入	7,000,000	7,000,000	0
伴走型相談支援業務受託収入	(4,205,000)	(4,205,000)	(0)
伴走型相談支援業務受託収入	4,205,000	4,205,000	0
健幸まちづくりアドバイザー業務受託収入	(0)	(1,100,000)	(△ 1,100,000)
健幸まちづくりアドバイザー業務受託収入	0	1,100,000	△ 1,100,000
寄付金収入	[1,000]	[1,000]	[0]
寄付金収入	(1,000)	(1,000)	(0)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
寄付金収入	1,000	1,000	0
雑収入	[25,965,000]	[11,822,000]	[14,143,000]
雑収入	(25,965,000)	(11,822,000)	(14,143,000)
利息収入	10,000	1,000	9,000
駐車場等収入	6,341,000	6,341,000	0
雑収入	19,614,000	5,480,000	14,134,000
他事業からの繰入金収入	[6,937,000]	[8,009,000]	[△ 1,072,000]
他事業からの繰入金収入	(6,937,000)	(8,009,000)	(△ 1,072,000)
老人保健施設事業からの繰入金収入	2,000,000	0	2,000,000
診療センター事業からの繰入金収入	3,417,000	5,297,000	△ 1,880,000
母子健康センター事業からの繰入金収入	0	204,000	△ 204,000
訪問看護事業からの繰入金収入	467,000	801,000	△ 334,000
居宅介護支援事業からの繰入金収入	307,000	454,000	△ 147,000
訪問介護事業からの繰入金収入	746,000	1,253,000	△ 507,000
事業活動収入計	1,074,765,000	1,072,223,000	2,542,000
2. 事業活動支出			
事業費	[972,817,000]	[973,877,000]	[△ 1,060,000]
給料手当	(156,196,000)	(159,484,000)	(△ 3,288,000)
給料	94,123,000	96,514,000	△ 2,391,000
諸手当	30,500,000	30,575,000	△ 75,000
賞与	31,573,000	32,395,000	△ 822,000
報酬手当	(269,478,000)	(265,000,000)	(4,478,000)
報酬	197,035,000	194,276,000	2,759,000
諸手当	41,229,000	39,137,000	2,092,000
賞与	31,214,000	31,587,000	△ 373,000
賃金手当	(136,162,000)	(143,434,000)	(△ 7,272,000)
賃金	109,541,000	116,075,000	△ 6,534,000
諸手当	26,621,000	27,359,000	△ 738,000
法定福利費	(70,535,000)	(73,550,000)	(△ 3,015,000)
社会保険料	64,731,000	67,603,000	△ 2,872,000
労働保険料	5,804,000	5,947,000	△ 143,000
旅費	(678,000)	(678,000)	(0)
職員出張費	678,000	678,000	0
福利厚生費	(8,916,000)	(9,552,000)	(△ 636,000)
中退共掛金等	8,916,000	9,552,000	△ 636,000
会議費	(15,000)	(15,000)	(0)
会議費	15,000	15,000	0
通信運搬費	(4,930,000)	(4,125,000)	(805,000)
電話料金等通信費	4,293,000	3,633,000	660,000
郵便料金	631,000	486,000	145,000
その他運搬費	6,000	6,000	0
備品費	(2,273,000)	(2,023,000)	(250,000)
消耗什器備品購入費	2,265,000	2,015,000	250,000
図書購入費	8,000	8,000	0
消耗品費	(15,568,000)	(12,938,000)	(2,630,000)
消耗品費	15,568,000	12,938,000	2,630,000
医薬材料費	(56,180,000)	(56,631,000)	(△ 451,000)
医薬費	45,020,000	42,520,000	2,500,000
材料費	11,160,000	14,111,000	△ 2,951,000
修繕費	(8,086,000)	(8,586,000)	(△ 500,000)
施設改善費	2,000	2,000	0
修繕費	8,084,000	8,584,000	△ 500,000
印刷製本費	(3,000)	(3,000)	(0)
印刷製本費	3,000	3,000	0
燃料費	(2,010,000)	(2,004,000)	(6,000)
燃料費	2,010,000	2,004,000	6,000
光熱水費	(62,179,000)	(62,177,000)	(2,000)
電気料金	25,817,000	25,817,000	0
ガス料金	23,559,000	23,559,000	0
水道料金	12,803,000	12,801,000	2,000
使用料賃借料	(9,331,000)	(9,287,000)	(44,000)
使用料	1,000	1,000	0
賃借料	9,330,000	9,286,000	44,000
手数料	(2,106,000)	(1,035,000)	(1,071,000)
手数料	2,106,000	1,035,000	1,071,000
保険料	(2,390,000)	(2,551,000)	(△ 161,000)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
保険料	2,390,000	2,551,000	△ 161,000
租税公課	(9,594,000)	(9,476,000)	(118,000)
消費税	8,595,000	8,478,000	117,000
その他税	399,000	399,000	0
納付金等	600,000	599,000	1,000
負担金交付金	(1,475,000)	(1,477,000)	(△ 2,000)
老人保健施設協会費	236,000	236,000	0
高石防災協会会費	12,000	12,000	0
自家用電気工作物保安管理業務負担金	403,000	397,000	6,000
社会福祉協議会費	20,000	22,000	△ 2,000
大老健泉州ブロック会費	20,000	20,000	0
精度管理調査参加協力金	40,000	40,000	0
日本助産師会会費	35,000	39,000	△ 4,000
諸会費	684,000	684,000	0
給食研究会会費	6,000	6,000	0
理学療法士協会会費	19,000	21,000	△ 2,000
委託費	(148,997,000)	(144,241,000)	(4,756,000)
電話設備保守業務委託料	198,000	198,000	0
設備管理業務委託料	15,145,000	15,887,000	△ 742,000
警備業務委託料	18,047,000	18,047,000	0
清掃業務委託料	9,123,000	9,212,000	△ 89,000
エレベータ保守点検業務委託料	677,000	677,000	0
検便等検査業務委託料	380,000	380,000	0
医療廃棄物処理業務委託料	335,000	335,000	0
調理業務委託料	65,271,000	61,820,000	3,451,000
薬剤管理業務委託料	2,340,000	2,340,000	0
消防設備保守点検業務委託料	2,588,000	2,476,000	112,000
受水槽水質検査業務委託料	29,000	29,000	0
雑排水槽汚水槽清掃業務委託料	410,000	410,000	0
受水槽清掃業務委託料	104,000	105,000	△ 1,000
貯湯槽清掃業務委託料	140,000	140,000	0
ねずみ衛生害虫駆除業務委託料	225,000	225,000	0
建築設備検査業務等委託料	646,000	646,000	0
食器洗浄器保守点検業務委託料	93,000	93,000	0
医事関連職員派遣業務委託料	11,726,000	11,726,000	0
産汚物取扱業務委託料	110,000	180,000	△ 70,000
検査業務委託料	3,500,000	3,500,000	0
電子カルテ等保守委託料	1,690,000	1,648,000	42,000
医療ガス保守点検委託料	210,000	210,000	0
エネルギー管理システム保守委託料	66,000	66,000	0
X線装置保守点検委託料	277,000	277,000	0
医療機器保守点検委託料	139,000	88,000	51,000
病児保育業務委託料	8,800,000	8,700,000	100,000
介護職員等派遣業務委託料	6,200,000	4,826,000	1,374,000
登録支援機関委託料	528,000	0	528,000
雑費	(5,715,000)	(5,610,000)	(105,000)
入所者他科受診料	1,400,000	1,200,000	200,000
産汚物焼却料	400,000	600,000	△ 200,000
借入金利息	200,000	200,000	0
雑費	3,715,000	3,610,000	105,000
管理費	[63,015,000]	[54,884,000]	[8,131,000]
交際費	(100,000)	(100,000)	(0)
理事長交際費	100,000	100,000	0
給料手当	(18,122,000)	(18,344,000)	(△ 222,000)
給料	12,527,000	12,480,000	47,000
諸手当	2,771,000	2,410,000	361,000
賞与	2,824,000	3,454,000	△ 630,000
報酬手当	(13,792,000)	(14,895,000)	(△ 1,103,000)
報酬	10,802,000	11,435,000	△ 633,000
諸手当	427,000	827,000	△ 400,000
賞与	2,563,000	2,633,000	△ 70,000
賃金手当	(1,991,000)	(1,802,000)	(189,000)
賃金	1,900,000	1,738,000	162,000
諸手当	91,000	64,000	27,000
退職手当費	(15,862,000)	(4,292,000)	(11,570,000)
退職金	15,862,000	4,292,000	11,570,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
法定福利費	(5,688,000)	(5,771,000)	(△ 83,000)
社会保険料	5,293,000	5,363,000	△ 70,000
労働保険料	395,000	408,000	△ 13,000
旅費	(376,000)	(306,000)	(70,000)
職員出張費	301,000	231,000	70,000
費用弁償費	75,000	75,000	0
福利厚生費	(1,734,000)	(1,903,000)	(△ 169,000)
中退共掛金等	492,000	792,000	△ 300,000
互助会費等	300,000	300,000	0
健康診断費等	283,000	200,000	83,000
被服費	659,000	611,000	48,000
会議費	(5,000)	(4,000)	(1,000)
会議費	5,000	4,000	1,000
通信運搬費	(47,000)	(47,000)	(0)
電話料金等通信費	46,000	46,000	0
郵便料金	1,000	1,000	0
備品費	(2,000)	(2,000)	(0)
消耗什器備品購入費	1,000	1,000	0
図書購入費	1,000	1,000	0
消耗品費	(64,000)	(64,000)	(0)
消耗品費	64,000	64,000	0
修繕費	(1,000)	(1,000)	(0)
修繕費	1,000	1,000	0
諸謝金	(1,000)	(1,000)	(0)
諸謝金	1,000	1,000	0
印刷製本費	(1,000)	(1,000)	(0)
印刷製本費	1,000	1,000	0
広告料	(80,000)	(80,000)	(0)
広告料	80,000	80,000	0
光熱水費	(411,000)	(411,000)	(0)
電気料金	169,000	169,000	0
ガス料金	151,000	151,000	0
水道料金	91,000	91,000	0
使用料賃借料	(566,000)	(584,000)	(△ 18,000)
使用料	225,000	225,000	0
賃借料	270,000	270,000	0
放送受信料	71,000	89,000	△ 18,000
手数料	(586,000)	(586,000)	(0)
手数料	586,000	586,000	0
租税公課	(2,798,000)	(5,000,000)	(△ 2,202,000)
法人市民税等	2,798,000	5,000,000	△ 2,202,000
負担金交付金	(522,000)	(512,000)	(10,000)
職員研修費	450,000	440,000	10,000
全国公益法人協会会費	72,000	72,000	0
委託費	(265,000)	(177,000)	(88,000)
電算システム保守業務委託料	103,000	97,000	6,000
セキュリティ機器保守業務委託料	162,000	80,000	82,000
雑費	(1,000)	(1,000)	(0)
雑費	1,000	1,000	0
他事業への繰入金支出	[6,937,000]	[8,009,000]	[△ 1,072,000]
他事業への繰入金支出	(6,937,000)	(8,009,000)	(△ 1,072,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	2,798,000	8,009,000	△ 5,211,000
母子健康センター事業への繰入金支出	4,139,000	0	4,139,000
事業活動支出計	1,042,769,000	1,036,770,000	5,999,000
事業活動収支差額	31,996,000	35,453,000	△ 3,457,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[5,000]	[5,000]	[0]
退職給付引当資産取崩収入	(2,000)	(2,000)	(0)
退職給付引当資産取崩収入	2,000	2,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	(3,000)	(3,000)	(0)
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	3,000	3,000	0
投資活動収入計	5,000	5,000	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[5,000]	[5,000]	[0]
退職給付引当資産取得支出	(2,000)	(2,000)	(0)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
退職給付引当資産取得支出	2,000	2,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	(3,000)	(3,000)	(0)
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	3,000	3,000	0
固定資産取得支出	[5,000]	[5,000]	[0]
車両運搬具購入支出	(1,000)	(1,000)	(0)
車両運搬具購入支出	1,000	1,000	0
什器備品購入支出	(3,000)	(3,000)	(0)
什器備品購入支出	3,000	3,000	0
ソフトウェア購入支出	(1,000)	(1,000)	(0)
ソフトウェア購入支出	1,000	1,000	0
その他の投資活動支出	[1,000]	[1,000]	[0]
その他の投資活動支出	(1,000)	(1,000)	(0)
預託金支出	1,000	1,000	0
投資活動支出計	11,000	11,000	0
投資活動収支差額	△ 6,000	△ 6,000	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	18,584,000	18,607,000	△ 23,000
当期収支差額	13,406,000	16,840,000	△ 3,434,000
前期繰越収支差額	163,025,881	146,185,881	16,840,000
次期繰越収支差額	176,431,881	163,025,881	13,406,000

- (注) 1. 収支予算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に示された3区分の様式により作成している。
2. 前年度予算額は、令和6年4月1日現在の予算額を表示している。
3. 借入限度額 100,000,000円

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人高石市保健医療センター
一般会計

老人保健施設事業
(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[1,000]	[1,000]	[0]
基本財産運用収入	(1,000)	(1,000)	(0)
利息収入	1,000	1,000	0
特定資産運用収入	[2,000]	[2,000]	[0]
特定資産運用収入	(2,000)	(2,000)	(0)
利息収入	2,000	2,000	0
事業収入	[590,196,000]	[583,685,000]	[6,511,000]
介護老人保健施設事業収入	(521,722,000)	(520,224,000)	(1,498,000)
介護報酬等収入	450,837,000	447,646,000	3,191,000
特定入所者介護サービス収入	11,770,000	15,002,000	△ 3,232,000
利用料収入	59,115,000	57,576,000	1,539,000
その他収入	(68,474,000)	(63,461,000)	(5,013,000)
居住費収入	14,934,000	15,719,000	△ 785,000
食費収入	52,650,000	46,852,000	5,798,000
その他収入	890,000	890,000	0
補助金等収入	[2,021,000]	[5,102,000]	[△ 3,081,000]
民間助成金収入	(1,000)	(1,000)	(0)
民間助成金収入	1,000	1,000	0
助成金収入	(20,000)	(1,000)	(19,000)
特定求職者雇用開発助成金収入	1,000	1,000	0
中退共掛金助成金収入	19,000	0	19,000
緊急修繕等受託収入	(2,000,000)	(4,000,000)	(△ 2,000,000)
緊急修繕等受託収入	2,000,000	4,000,000	△ 2,000,000
健幸まちづくりアドバイザー業務受託収入	(0)	(1,100,000)	(△ 1,100,000)
健幸まちづくりアドバイザー業務受託収入	0	1,100,000	△ 1,100,000
寄付金収入	[1,000]	[1,000]	[0]
寄付金収入	(1,000)	(1,000)	(0)
寄付金収入	1,000	1,000	0
雑収入	[23,426,000]	[9,718,000]	[13,708,000]
雑収入	(23,426,000)	(9,718,000)	(13,708,000)
利息収入	10,000	1,000	9,000
駐車場等収入	6,341,000	6,341,000	0
雑収入	17,075,000	3,376,000	13,699,000
他事業からの繰入金収入	[2,798,000]	[8,009,000]	[△ 5,211,000]
他事業からの繰入金収入	(2,798,000)	(8,009,000)	(△ 5,211,000)
診療センター事業からの繰入金収入	1,278,000	5,297,000	△ 4,019,000
母子健康センター事業からの繰入金収入	0	204,000	△ 204,000
訪問看護事業からの繰入金収入	467,000	801,000	△ 334,000
居宅介護支援事業からの繰入金収入	307,000	454,000	△ 147,000
訪問介護事業からの繰入金収入	746,000	1,253,000	△ 507,000
事業活動収入計	618,445,000	606,518,000	11,927,000
2. 事業活動支出			
事業費	[554,287,000]	[554,261,000]	[26,000]
給料手当	(101,658,000)	(100,416,000)	(1,242,000)
給料	61,247,000	61,124,000	123,000
諸手当	19,692,000	18,756,000	936,000
賞与	20,719,000	20,536,000	183,000
報酬手当	(148,904,000)	(151,200,000)	(△ 2,296,000)
報酬	100,728,000	103,458,000	△ 2,730,000
諸手当	27,600,000	26,020,000	1,580,000
賞与	20,576,000	21,722,000	△ 1,146,000
賃金手当	(63,260,000)	(66,091,000)	(△ 2,831,000)
賃金	54,020,000	57,330,000	△ 3,310,000
諸手当	9,240,000	8,761,000	479,000
法定福利費	(44,402,000)	(46,704,000)	(△ 2,302,000)
社会保険料	40,742,000	42,999,000	△ 2,257,000
労働保険料	3,660,000	3,705,000	△ 45,000
旅費	(500,000)	(500,000)	(0)
職員出張費	500,000	500,000	0
福利厚生費	(5,904,000)	(6,120,000)	(△ 216,000)
中退共掛金等	5,904,000	6,120,000	△ 216,000
会議費	(1,000)	(1,000)	(0)
会議費	1,000	1,000	0
通信運搬費	(3,436,000)	(2,838,000)	(598,000)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
電話料金等通信費	3,000,000	2,502,000	498,000
郵便料金	433,000	333,000	100,000
その他運搬費	3,000	3,000	0
備品費	(1,501,000)	(1,251,000)	(250,000)
消耗什器備品購入費	1,500,000	1,250,000	250,000
図書購入費	1,000	1,000	0
消耗品費	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
消耗品費	10,000,000	10,000,000	0
医薬材料費	(11,000,000)	(12,000,000)	(△ 1,000,000)
医薬費	10,000,000	9,500,000	500,000
材料費	1,000,000	2,500,000	△ 1,500,000
修繕費	(4,501,000)	(5,001,000)	(△ 500,000)
施設改善費	1,000	1,000	0
修繕費	4,500,000	5,000,000	△ 500,000
印刷製本費	(1,000)	(1,000)	(0)
印刷製本費	1,000	1,000	0
燃料費	(1,740,000)	(1,740,000)	(0)
燃料費	1,740,000	1,740,000	0
光熱水費	(46,526,000)	(46,526,000)	(0)
電気料金	17,820,000	17,820,000	0
ガス料金	17,820,000	17,820,000	0
水道料金	10,886,000	10,886,000	0
使用料賃借料	(8,086,000)	(7,512,000)	(574,000)
使用料	1,000	1,000	0
賃借料	8,085,000	7,511,000	574,000
手数料	(1,700,000)	(300,000)	(1,400,000)
手数料	1,700,000	300,000	1,400,000
保険料	(555,000)	(555,000)	(0)
保険料	555,000	555,000	0
租税公課	(1,401,000)	(1,315,000)	(86,000)
消費税	700,000	592,000	108,000
その他税	329,000	329,000	0
納付金等	372,000	394,000	△ 22,000
負担金交付金	(774,000)	(776,000)	(△ 2,000)
老人保健施設協会費	236,000	236,000	0
高石防災協会会費	12,000	12,000	0
自家用電気工作物保安全管理業務負担金	150,000	150,000	0
社会福祉協議会費	20,000	22,000	△ 2,000
大老健泉州ブロック会費	20,000	20,000	0
諸会費	330,000	330,000	0
給食研究会会費	6,000	6,000	0
委託費	(94,337,000)	(89,514,000)	(4,823,000)
電話設備保守業務委託料	198,000	198,000	0
設備管理業務委託料	8,055,000	8,451,000	△ 396,000
警備業務委託料	6,861,000	6,861,000	0
清掃業務委託料	5,030,000	5,109,000	△ 79,000
エレベータ保守点検業務委託料	321,000	321,000	0
検便等検査業務委託料	380,000	380,000	0
医療廃棄物処理業務委託料	35,000	35,000	0
調理業務委託料	62,060,000	58,720,000	3,340,000
薬剤管理業務委託料	2,340,000	2,340,000	0
消防設備保守点検業務委託料	1,266,000	1,210,000	56,000
受水槽水質検査業務委託料	14,000	14,000	0
雑排水槽汚水槽清掃業務委託料	217,000	217,000	0
受水槽清掃業務委託料	56,000	56,000	0
貯湯槽清掃業務委託料	72,000	72,000	0
ねずみ衛生害虫駆除業務委託料	225,000	225,000	0
建築設備検査業務等委託料	320,000	320,000	0
食器洗浄器保守点検業務委託料	93,000	93,000	0
エネルギー管理システム保守委託料	66,000	66,000	0
介護職員等派遣業務委託料	6,200,000	4,826,000	1,374,000
登録支援機関委託料	528,000	0	528,000
雑費	(4,100,000)	(3,900,000)	(200,000)
入所者他科受診料	1,400,000	1,200,000	200,000
借入金利息	200,000	200,000	0
雑費	2,500,000	2,500,000	0

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
管理費	[52,150,000]	[44,253,000]	[7,897,000]
交際費	(100,000)	(100,000)	(0)
理事長交際費	100,000	100,000	0
給料手当	(12,010,000)	(12,546,000)	(△ 536,000)
給料	8,792,000	8,792,000	0
諸手当	1,655,000	1,514,000	141,000
賞与	1,563,000	2,240,000	△ 677,000
報酬手当	(11,147,000)	(12,147,000)	(△ 1,000,000)
報酬	8,865,000	9,527,000	△ 662,000
諸手当	295,000	551,000	△ 256,000
賞与	1,987,000	2,069,000	△ 82,000
賃金手当	(1,991,000)	(1,802,000)	(189,000)
賃金	1,900,000	1,738,000	162,000
諸手当	91,000	64,000	27,000
退職手当費	(15,861,000)	(4,291,000)	(11,570,000)
退職金	15,861,000	4,291,000	11,570,000
法定福利費	(4,107,000)	(4,213,000)	(△ 106,000)
社会保険料	3,819,000	3,909,000	△ 90,000
労働保険料	288,000	304,000	△ 16,000
旅費	(375,000)	(305,000)	(70,000)
職員出張費	300,000	230,000	70,000
費用弁償費	75,000	75,000	0
福利厚生費	(1,302,000)	(1,471,000)	(△ 169,000)
中退共掛金等	60,000	360,000	△ 300,000
互助会費等	300,000	300,000	0
健康診断費等	283,000	200,000	83,000
被服費	659,000	611,000	48,000
会議費	(5,000)	(4,000)	(1,000)
会議費	5,000	4,000	1,000
通信運搬費	(47,000)	(47,000)	(0)
電話料金等通信費	46,000	46,000	0
郵便料金	1,000	1,000	0
備品費	(2,000)	(2,000)	(0)
消耗什器備品購入費	1,000	1,000	0
図書購入費	1,000	1,000	0
消耗品費	(64,000)	(64,000)	(0)
消耗品費	64,000	64,000	0
修繕費	(1,000)	(1,000)	(0)
修繕費	1,000	1,000	0
諸謝金	(1,000)	(1,000)	(0)
諸謝金	1,000	1,000	0
印刷製本費	(1,000)	(1,000)	(0)
印刷製本費	1,000	1,000	0
広告料	(80,000)	(80,000)	(0)
広告料	80,000	80,000	0
光熱水費	(318,000)	(318,000)	(0)
電気料金	131,000	131,000	0
ガス料金	110,000	110,000	0
水道料金	77,000	77,000	0
使用料賃借料	(566,000)	(584,000)	(△ 18,000)
使用料	225,000	225,000	0
賃借料	270,000	270,000	0
放送受信料	71,000	89,000	△ 18,000
手数料	(586,000)	(586,000)	(0)
手数料	586,000	586,000	0
租税公課	(2,798,000)	(5,000,000)	(△ 2,202,000)
法人市民税等	2,798,000	5,000,000	△ 2,202,000
負担金交付金	(522,000)	(512,000)	(10,000)
職員研修費	450,000	440,000	10,000
全国公益法人協会会費	72,000	72,000	0
委託費	(265,000)	(177,000)	(88,000)
電算システム保守業務委託料	103,000	97,000	6,000
セキュリティ機器保守業務委託料	162,000	80,000	82,000
雑費	(1,000)	(1,000)	(0)
雑費	1,000	1,000	0
他事業への繰入金支出	[2,000,000]	[0]	[2,000,000]

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
他事業への繰入金支出	(2,000,000)	(0)	(2,000,000)
母子健康センター事業への繰入金支出	2,000,000	0	2,000,000
事業活動支出計	608,437,000	598,514,000	9,923,000
事業活動収支差額	10,008,000	8,004,000	2,004,000
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[2,000]	[2,000]	[0]
退職給付引当資産取崩収入	(1,000)	(1,000)	(0)
退職給付引当資産取崩収入	1,000	1,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	(1,000)	(1,000)	(0)
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	1,000	1,000	0
投資活動収入計	2,000	2,000	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[2,000]	[2,000]	[0]
退職給付引当資産取得支出	(1,000)	(1,000)	(0)
退職給付引当資産取得支出	1,000	1,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	(1,000)	(1,000)	(0)
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	1,000	1,000	0
固定資産取得支出	[3,000]	[3,000]	[0]
車両運搬具購入支出	(1,000)	(1,000)	(0)
車両運搬具購入支出	1,000	1,000	0
什器備品購入支出	(1,000)	(1,000)	(0)
什器備品購入支出	1,000	1,000	0
ソフトウェア購入支出	(1,000)	(1,000)	(0)
ソフトウェア購入支出	1,000	1,000	0
その他の投資活動支出	[1,000]	[1,000]	[0]
その他の投資活動支出	(1,000)	(1,000)	(0)
預託金支出	1,000	1,000	0
投資活動支出計	6,000	6,000	0
投資活動収支差額	△ 4,000	△ 4,000	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	8,000,000	8,000,000	0
当期収支差額	2,004,000	0	2,004,000
前期繰越収支差額	577,780,505	577,780,505	0
次期繰越収支差額	579,784,505	577,780,505	2,004,000

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人高石市保健医療センター
一般会計

診療センター事業
(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[192,020,000]	[195,800,000]	[△ 3,780,000]
診療等事業収入	(192,020,000)	(195,800,000)	(△ 3,780,000)
診療収入	123,970,000	127,160,000	△ 3,190,000
健康診断等収入	5,910,000	5,240,000	670,000
人間ドック特定健診収入	2,230,000	2,230,000	0
その他収入	59,910,000	61,170,000	△ 1,260,000
補助金等収入	[30,437,000]	[30,579,000]	[△ 142,000]
休日診療受託収入	(28,437,000)	(28,079,000)	(358,000)
休日診療受託収入	28,437,000	28,079,000	358,000
緊急修繕等受託収入	(2,000,000)	(2,500,000)	(△ 500,000)
緊急修繕等受託収入	2,000,000	2,500,000	△ 500,000
雑収入	[100,000]	[100,000]	[0]
雑収入	(100,000)	(100,000)	(0)
雑収入	100,000	100,000	0
事業活動収入計	222,557,000	226,479,000	△ 3,922,000
2. 事業活動支出			
事業費	[198,929,000]	[199,552,000]	[△ 623,000]
給料手当	(23,159,000)	(23,257,000)	(△ 98,000)
給料	12,198,000	12,135,000	63,000
諸手当	6,593,000	6,783,000	△ 190,000
賞与	4,368,000	4,339,000	29,000
報酬手当	(54,911,000)	(55,125,000)	(△ 214,000)
報酬	52,964,000	53,041,000	△ 77,000
諸手当	1,048,000	1,206,000	△ 158,000
賞与	899,000	878,000	21,000
賃金手当	(11,961,000)	(12,898,000)	(△ 937,000)
賃金	11,700,000	12,566,000	△ 866,000
諸手当	261,000	332,000	△ 71,000
法定福利費	(6,435,000)	(6,427,000)	(8,000)
社会保険料	5,808,000	5,782,000	26,000
労働保険料	627,000	645,000	△ 18,000
旅費	(1,000)	(1,000)	(0)
職員出張費	1,000	1,000	0
福利厚生費	(660,000)	(888,000)	(△ 228,000)
中退共掛金等	660,000	888,000	△ 228,000
通信運搬費	(531,000)	(511,000)	(20,000)
電話料金等通信費	440,000	440,000	0
郵便料金	90,000	70,000	20,000
その他運搬費	1,000	1,000	0
備品費	(201,000)	(201,000)	(0)
消耗什器備品購入費	200,000	200,000	0
図書購入費	1,000	1,000	0
消耗品費	(1,300,000)	(1,200,000)	(100,000)
消耗品費	1,300,000	1,200,000	100,000
医薬材料費	(44,730,000)	(44,200,000)	(530,000)
医薬費	35,000,000	33,000,000	2,000,000
材料費	9,730,000	11,200,000	△ 1,470,000
修繕費	(3,001,000)	(3,001,000)	(0)
施設改善費	1,000	1,000	0
修繕費	3,000,000	3,000,000	0
印刷製本費	(1,000)	(1,000)	(0)
印刷製本費	1,000	1,000	0
燃料費	(100,000)	(100,000)	(0)
燃料費	100,000	100,000	0
光熱水費	(10,012,000)	(10,012,000)	(0)
電気料金	5,148,000	5,148,000	0
ガス料金	3,764,000	3,764,000	0
水道料金	1,100,000	1,100,000	0
使用料賃借料	(642,000)	(399,000)	(243,000)
賃借料	642,000	399,000	243,000
手数料	(380,000)	(325,000)	(55,000)
手数料	380,000	325,000	55,000
保険料	(161,000)	(161,000)	(0)
保険料	161,000	161,000	0

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
租税公課	(7,055,000)	(7,057,000)	(△ 2,000)
消費税	7,000,000	7,000,000	0
その他税	15,000	15,000	0
納付金等	40,000	42,000	△ 2,000
負担金交付金	(597,000)	(591,000)	(△ 6,000)
自家用電気工作物保安管理業務負担金	203,000	197,000	6,000
精度管理調査参加協力金	40,000	40,000	0
諸会費	354,000	354,000	0
委託費	(32,391,000)	(32,497,000)	(△ 106,000)
設備管理業務委託料	4,750,000	4,981,000	△ 231,000
警備業務委託料	5,593,000	5,593,000	0
清掃業務委託料	2,742,000	2,748,000	△ 6,000
エレベータ保守点検業務委託料	249,000	249,000	0
医療廃棄物処理業務委託料	200,000	200,000	0
消防設備保守点検業務委託料	925,000	886,000	39,000
受水槽水質検査業務委託料	10,000	10,000	0
雑排水槽汚水槽清掃業務委託料	135,000	135,000	0
受水槽清掃業務委託料	33,000	34,000	△ 1,000
貯湯槽清掃業務委託料	47,000	47,000	0
建築設備検査業務等委託料	228,000	228,000	0
医事関連職員派遣業務委託料	11,726,000	11,726,000	0
検査業務委託料	3,500,000	3,500,000	0
電子カルテ等保守委託料	1,690,000	1,648,000	42,000
医療ガス保守点検委託料	147,000	147,000	0
X線装置保守点検委託料	277,000	277,000	0
医療機器保守点検委託料	139,000	88,000	51,000
雑費	(700,000)	(700,000)	(0)
雑費	700,000	700,000	0
管理費	[10,865,000]	[10,631,000]	[234,000]
給料手当	(6,112,000)	(5,798,000)	(△ 314,000)
給料	3,735,000	3,688,000	47,000
諸手当	1,116,000	896,000	220,000
賞与	1,261,000	1,214,000	47,000
報酬手当	(2,645,000)	(2,748,000)	(△ 103,000)
報酬	1,937,000	1,908,000	29,000
諸手当	132,000	276,000	△ 144,000
賞与	576,000	564,000	12,000
退職手当費	(1,000)	(1,000)	(0)
退職金	1,000	1,000	0
法定福利費	(1,581,000)	(1,558,000)	(△ 23,000)
社会保険料	1,474,000	1,454,000	20,000
労働保険料	107,000	104,000	3,000
旅費	(1,000)	(1,000)	(0)
職員出張費	1,000	1,000	0
福利厚生費	(432,000)	(432,000)	(0)
中退共掛金等	432,000	432,000	0
光熱水費	(93,000)	(93,000)	(0)
電気料金	38,000	38,000	0
ガス料金	41,000	41,000	0
水道料金	14,000	14,000	0
他事業への繰入金支出	[3,417,000]	[5,297,000]	[△ 1,880,000]
他事業への繰入金支出	(3,417,000)	(5,297,000)	(△ 1,880,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	1,278,000	5,297,000	△ 4,019,000
母子健康センター事業への繰入金支出	2,139,000	0	2,139,000
事業活動支出計	213,211,000	215,480,000	△ 2,269,000
事業活動収支差額	9,346,000	10,999,000	△ 1,653,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[2,000]	[2,000]	[0]
退職給付引当資産取崩収入	(1,000)	(1,000)	(0)
退職給付引当資産取崩収入	1,000	1,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	(1,000)	(1,000)	(0)
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	1,000	1,000	0
投資活動収入計	2,000	2,000	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[2,000]	[2,000]	[0]

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
退職給付引当資産取得支出	(1,000)	(1,000)	(0)
退職給付引当資産取得支出	1,000	1,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	(1,000)	(1,000)	(0)
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	1,000	1,000	0
固定資産取得支出	[1,000]	[1,000]	[0]
什器備品購入支出	(1,000)	(1,000)	(0)
什器備品購入支出	1,000	1,000	0
投資活動支出計	3,000	3,000	0
投資活動収支差額	△ 1,000	△ 1,000	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	8,000,000	8,000,000	0
当期収支差額	1,345,000	2,998,000	△ 1,653,000
前期繰越収支差額	△ 686,300,041	△ 689,298,041	2,998,000
次期繰越収支差額	△ 684,955,041	△ 686,300,041	1,345,000

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人高石市保健医療センター
一般会計

母子健康センター事業
(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[67,662,000]	[72,749,000]	[△ 5,087,000]
助産等事業収入	(44,818,000)	(51,648,000)	(△ 6,830,000)
助産等事業収入	43,520,000	50,350,000	△ 6,830,000
その他収入	1,298,000	1,298,000	0
産後ケア事業収入	(22,844,000)	(21,101,000)	(1,743,000)
産後ケア事業収入	22,844,000	21,101,000	1,743,000
補助金等収入	[8,759,000]	[6,259,000]	[2,500,000]
産前産後サポート事業等受託収入	(1,554,000)	(1,554,000)	(0)
産前産後サポート事業等受託収入	1,554,000	1,554,000	0
緊急修繕等受託収入	(3,000,000)	(500,000)	(2,500,000)
緊急修繕等受託収入	3,000,000	500,000	2,500,000
伴走型相談支援業務受託収入	(4,205,000)	(4,205,000)	(0)
伴走型相談支援業務受託収入	4,205,000	4,205,000	0
雑収入	[2,250,000]	[2,000,000]	[250,000]
雑収入	(2,250,000)	(2,000,000)	(250,000)
雑収入	2,250,000	2,000,000	250,000
他事業からの繰入金収入	[4,139,000]	[0]	[4,139,000]
他事業からの繰入金収入	(4,139,000)	(0)	(4,139,000)
老人保健施設事業からの繰入金収入	2,000,000	0	2,000,000
診療センター事業からの繰入金収入	2,139,000	0	2,139,000
事業活動収入計	82,810,000	81,008,000	1,802,000
2. 事業活動支出			
事業費	[81,809,000]	[79,556,000]	[2,253,000]
報酬手当	(30,568,000)	(27,910,000)	(2,658,000)
報酬	19,220,000	16,546,000	2,674,000
諸手当	7,494,000	7,867,000	△ 373,000
賞与	3,854,000	3,497,000	357,000
貸金手当	(19,050,000)	(21,484,000)	(△ 2,434,000)
貸金	14,358,000	16,718,000	△ 2,360,000
諸手当	4,692,000	4,766,000	△ 74,000
法定福利費	(5,933,000)	(6,183,000)	(△ 250,000)
社会保険料	5,354,000	5,607,000	△ 253,000
労働保険料	579,000	576,000	3,000
旅費	(84,000)	(84,000)	(0)
職員出張費	84,000	84,000	0
福利厚生費	(300,000)	(300,000)	(0)
中退共掛金等	300,000	300,000	0
会議費	(1,000)	(1,000)	(0)
会議費	1,000	1,000	0
通信運搬費	(108,000)	(52,000)	(56,000)
電話料金等通信費	100,000	45,000	55,000
郵便料金	6,000	5,000	1,000
その他運搬費	2,000	2,000	0
備品費	(31,000)	(31,000)	(0)
消耗什器備品購入費	30,000	30,000	0
図書購入費	1,000	1,000	0
消耗品費	(3,600,000)	(1,100,000)	(2,500,000)
消耗品費	3,600,000	1,100,000	2,500,000
医薬材料費	(410,000)	(410,000)	(0)
医薬費	10,000	10,000	0
材料費	400,000	400,000	0
修繕費	(500,000)	(500,000)	(0)
修繕費	500,000	500,000	0
印刷製本費	(1,000)	(1,000)	(0)
印刷製本費	1,000	1,000	0
光熱水費	(4,412,000)	(4,412,000)	(0)
電気料金	2,309,000	2,309,000	0
ガス料金	1,529,000	1,529,000	0
水道料金	574,000	574,000	0
使用料賃借料	(450,000)	(420,000)	(30,000)
賃借料	450,000	420,000	30,000
手数料	(10,000)	(10,000)	(0)
手数料	10,000	10,000	0
保険料	(1,479,000)	(1,640,000)	(△ 161,000)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
保険料	1,479,000	1,640,000	△ 161,000
租税公課	(854,000)	(852,000)	(2,000)
消費税	800,000	800,000	0
その他税	10,000	10,000	0
納付金等	44,000	42,000	2,000
負担金交付金	(85,000)	(89,000)	(△ 4,000)
自家用電気工作物保安全管理業務負担金	50,000	50,000	0
日本助産師会会費	35,000	39,000	△ 4,000
委託費	(13,133,000)	(13,182,000)	(△ 49,000)
設備管理業務委託料	2,127,000	2,231,000	△ 104,000
警備業務委託料	5,593,000	5,593,000	0
清掃業務委託料	1,228,000	1,231,000	△ 3,000
エレベータ保守点検業務委託料	107,000	107,000	0
医療廃棄物処理業務委託料	100,000	100,000	0
調理業務委託料	3,211,000	3,100,000	111,000
消防設備保守点検業務委託料	397,000	380,000	17,000
受水槽水質検査業務委託料	5,000	5,000	0
雑排水槽汚水槽清掃業務委託料	58,000	58,000	0
受水槽清掃業務委託料	15,000	15,000	0
貯湯槽清掃業務委託料	21,000	21,000	0
建築設備検査業務等委託料	98,000	98,000	0
産汚物取扱業務委託料	110,000	180,000	△ 70,000
医療ガス保守点検委託料	63,000	63,000	0
雑費	(800,000)	(895,000)	(△ 95,000)
産汚物焼却料	400,000	600,000	△ 200,000
雑費	400,000	295,000	105,000
他事業への繰入金支出	[0]	[204,000]	[△ 204,000]
他事業への繰入金支出	(0)	(204,000)	(△ 204,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	0	204,000	△ 204,000
事業活動支出計	81,809,000	79,760,000	2,049,000
事業活動収支差額	1,001,000	1,248,000	△ 247,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[1,000]	[1,000]	[0]
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	(1,000)	(1,000)	(0)
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	1,000	1,000	0
投資活動収入計	1,000	1,000	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[1,000]	[1,000]	[0]
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	(1,000)	(1,000)	(0)
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	1,000	1,000	0
固定資産取得支出	[1,000]	[1,000]	[0]
什器備品購入支出	(1,000)	(1,000)	(0)
什器備品購入支出	1,000	1,000	0
投資活動支出計	2,000	2,000	0
投資活動収支差額	△ 1,000	△ 1,000	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	1,000,000	1,000,000	0
当期収支差額	0	247,000	△ 247,000
前期繰越収支差額	55,219,684	54,972,684	247,000
次期繰越収支差額	55,219,684	55,219,684	0

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人高石市保健医療センター
一般会計

在宅介護支援センター事業
(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
補助金等収入	[7,200,000]	[7,200,000]	[0]
在宅介護支援受託収入	(7,200,000)	(7,200,000)	(0)
在宅介護支援センター受託収入	7,200,000	7,200,000	0
雑収入	[1,000]	[1,000]	[0]
雑収入	(1,000)	(1,000)	(0)
雑収入	1,000	1,000	0
事業活動収入計	7,201,000	7,201,000	0
2. 事業活動支出			
事業費	[7,186,000]	[7,167,000]	[19,000]
給料手当	(5,641,000)	(5,345,000)	(296,000)
給料	4,078,000	3,695,000	383,000
諸手当	932,000	550,000	382,000
賞与	631,000	1,100,000	△ 469,000
法定福利費	(944,000)	(1,344,000)	(△ 400,000)
社会保険料	878,000	1,281,000	△ 403,000
労働保険料	66,000	63,000	3,000
旅費	(5,000)	(5,000)	(0)
職員出張費	5,000	5,000	0
福利厚生費	(252,000)	(132,000)	(120,000)
中退共掛金等	252,000	132,000	120,000
会議費	(1,000)	(1,000)	(0)
会議費	1,000	1,000	0
通信運搬費	(11,000)	(10,000)	(1,000)
電話料金等通信費	1,000	1,000	0
郵便料金	10,000	9,000	1,000
備品費	(20,000)	(20,000)	(0)
消耗什器備品購入費	15,000	15,000	0
図書購入費	5,000	5,000	0
消耗品費	(30,000)	(30,000)	(0)
消耗品費	30,000	30,000	0
修繕費	(3,000)	(3,000)	(0)
修繕費	3,000	3,000	0
光熱水費	(263,000)	(263,000)	(0)
電気料金	110,000	110,000	0
ガス料金	93,000	93,000	0
水道料金	60,000	60,000	0
保険料	(2,000)	(2,000)	(0)
保険料	2,000	2,000	0
租税公課	(9,000)	(7,000)	(2,000)
消費税	1,000	1,000	0
納付金等	8,000	6,000	2,000
雑費	(5,000)	(5,000)	(0)
雑費	5,000	5,000	0
事業活動支出計	7,186,000	7,167,000	19,000
事業活動収支差額	15,000	34,000	△ 19,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	15,000	34,000	△ 19,000
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	7,943,305	7,943,305	0
次期繰越収支差額	7,943,305	7,943,305	0

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人高石市保健医療センター
一般会計

病児保育事業
(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[220,000]	[140,000]	[80,000]
病児保育事業収入	(220,000)	(140,000)	(80,000)
病児保育事業収入	180,000	120,000	60,000
その他収入	40,000	20,000	20,000
補助金等収入	[12,844,000]	[12,675,000]	[169,000]
病児保育事業受託収入	(12,844,000)	(12,675,000)	(169,000)
病児保育事業受託収入	12,844,000	12,675,000	169,000
事業活動収入計	13,064,000	12,815,000	249,000
2. 事業活動支出			
事業費	[12,995,000]	[12,742,000]	[253,000]
給料手当	(1,071,000)	(1,063,000)	(8,000)
給料	1,071,000	1,063,000	8,000
報酬手当	(368,000)	(355,000)	(13,000)
報酬	368,000	355,000	13,000
賃金手当	(1,633,000)	(1,561,000)	(72,000)
賃金	1,633,000	1,561,000	72,000
通信運搬費	(16,000)	(16,000)	(0)
電話料金等通信費	16,000	16,000	0
消耗品費	(20,000)	(10,000)	(10,000)
消耗品費	20,000	10,000	10,000
医薬材料費	(20,000)	(1,000)	(19,000)
材料費	20,000	1,000	19,000
修繕費	(1,000)	(1,000)	(0)
修繕費	1,000	1,000	0
光熱水費	(464,000)	(462,000)	(2,000)
電気料金	231,000	231,000	0
ガス料金	173,000	173,000	0
水道料金	60,000	58,000	2,000
使用料賃借料	(150,000)	(100,000)	(50,000)
賃借料	150,000	100,000	50,000
手数料	(1,000)	(10,000)	(△ 9,000)
手数料	1,000	10,000	△ 9,000
保険料	(55,000)	(55,000)	(0)
保険料	55,000	55,000	0
租税公課	(10,000)	(10,000)	(0)
その他税	10,000	10,000	0
委託費	(9,136,000)	(9,048,000)	(88,000)
設備管理業務委託料	213,000	224,000	△ 11,000
清掃業務委託料	123,000	124,000	△ 1,000
病児保育業務委託料	8,800,000	8,700,000	100,000
雑費	(50,000)	(50,000)	(0)
雑費	50,000	50,000	0
事業活動支出計	12,995,000	12,742,000	253,000
事業活動収支差額	69,000	73,000	△ 4,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	69,000	73,000	△ 4,000
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	265,015	265,015	0
次期繰越収支差額	265,015	265,015	0

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人高石市保健医療センター
一般会計

訪問看護事業
(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[33,256,000]	[37,078,000]	[△ 3,822,000]
訪問看護事業収入	(29,930,000)	(33,378,000)	(△ 3,448,000)
訪問看護事業収入	29,930,000	33,378,000	△ 3,448,000
利用料収入	(3,326,000)	(3,700,000)	(△ 374,000)
利用料収入	3,326,000	3,700,000	△ 374,000
雑収入	[1,000]	[1,000]	[0]
雑収入	(1,000)	(1,000)	(0)
雑収入	1,000	1,000	0
事業活動収入計	33,257,000	37,079,000	△ 3,822,000
2. 事業活動支出			
事業費	[29,242,000]	[31,457,000]	[△ 2,215,000]
給料手当	(10,779,000)	(12,412,000)	(△ 1,633,000)
給料	6,720,000	8,090,000	△ 1,370,000
諸手当	1,378,000	1,659,000	△ 281,000
賞与	2,681,000	2,663,000	18,000
報酬手当	(9,043,000)	(8,874,000)	(169,000)
報酬	6,442,000	6,288,000	154,000
諸手当	990,000	1,014,000	△ 24,000
賞与	1,611,000	1,572,000	39,000
賃金手当	(3,792,000)	(3,963,000)	(△ 171,000)
賃金	3,480,000	3,480,000	0
諸手当	312,000	483,000	△ 171,000
法定福利費	(3,950,000)	(4,279,000)	(△ 329,000)
社会保険料	3,674,000	3,984,000	△ 310,000
労働保険料	276,000	295,000	△ 19,000
旅費	(20,000)	(20,000)	(0)
職員出張費	20,000	20,000	0
福利厚生費	(720,000)	(720,000)	(0)
中退共掛金等	720,000	720,000	0
会議費	(1,000)	(1,000)	(0)
会議費	1,000	1,000	0
通信運搬費	(258,000)	(168,000)	(90,000)
電話料金等通信費	245,000	158,000	87,000
郵便料金	13,000	10,000	3,000
備品費	(150,000)	(150,000)	(0)
消耗什器備品購入費	150,000	150,000	0
消耗品費	(150,000)	(150,000)	(0)
消耗品費	150,000	150,000	0
医薬材料費	(20,000)	(20,000)	(0)
医薬費	10,000	10,000	0
材料費	10,000	10,000	0
修繕費	(20,000)	(20,000)	(0)
修繕費	20,000	20,000	0
燃料費	(50,000)	(50,000)	(0)
燃料費	50,000	50,000	0
光熱水費	(140,000)	(140,000)	(0)
電気料金	56,000	56,000	0
ガス料金	50,000	50,000	0
水道料金	34,000	34,000	0
使用料賃借料	(1,000)	(217,000)	(△ 216,000)
賃借料	1,000	217,000	△ 216,000
手数料	(5,000)	(130,000)	(△ 125,000)
手数料	5,000	130,000	△ 125,000
保険料	(56,000)	(56,000)	(0)
保険料	56,000	56,000	0
租税公課	(48,000)	(46,000)	(2,000)
消費税	2,000	2,000	0
その他税	14,000	14,000	0
納付金等	32,000	30,000	2,000
負担金交付金	(19,000)	(21,000)	(△ 2,000)
理学療法士協会会費	19,000	21,000	△ 2,000
雑費	(20,000)	(20,000)	(0)
雑費	20,000	20,000	0
他事業への繰入金支出	[467,000]	[801,000]	[△ 334,000]

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
他事業への繰入金支出	(467,000)	(801,000)	(△ 334,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	467,000	801,000	△ 334,000
事業活動支出計	29,709,000	32,258,000	△ 2,549,000
事業活動収支差額	3,548,000	4,821,000	△ 1,273,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	500,000	500,000	0
当期収支差額	3,048,000	4,321,000	△ 1,273,000
前期繰越収支差額	49,617,411	45,296,411	4,321,000
次期繰越収支差額	52,665,411	49,617,411	3,048,000

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人高石市保健医療センター
一般会計

居宅介護支援事業
(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[24,144,000]	[25,371,000]	[△ 1,227,000]
居宅介護支援事業収入	(24,144,000)	(25,371,000)	(△ 1,227,000)
居宅介護支援収入	23,212,000	24,579,000	△ 1,367,000
訪問調査受託収入	792,000	792,000	0
原案作成受託収入	140,000	0	140,000
雑収入	[1,000]	[1,000]	[0]
雑収入	(1,000)	(1,000)	(0)
雑収入	1,000	1,000	0
事業活動収入計	24,145,000	25,372,000	△ 1,227,000
2. 事業活動支出			
事業費	[21,505,000]	[22,186,000]	[△ 681,000]
給料手当	(7,790,000)	(8,047,000)	(△ 257,000)
給料	5,230,000	5,510,000	△ 280,000
諸手当	595,000	589,000	6,000
賞与	1,965,000	1,948,000	17,000
報酬手当	(7,220,000)	(7,131,000)	(89,000)
報酬	5,560,000	5,474,000	86,000
諸手当	270,000	288,000	△ 18,000
賞与	1,390,000	1,369,000	21,000
賃金手当	(2,177,000)	(1,937,000)	(240,000)
賃金	2,160,000	1,920,000	240,000
諸手当	17,000	17,000	0
法定福利費	(2,831,000)	(2,844,000)	(△ 13,000)
社会保険料	2,630,000	2,644,000	△ 14,000
労働保険料	201,000	200,000	1,000
旅費	(48,000)	(48,000)	(0)
職員出張費	48,000	48,000	0
福利厚生費	(612,000)	(864,000)	(△ 252,000)
中退共掛金等	612,000	864,000	△ 252,000
会議費	(1,000)	(1,000)	(0)
会議費	1,000	1,000	0
通信運搬費	(251,000)	(251,000)	(0)
電話料金等通信費	191,000	202,000	△ 11,000
郵便料金	60,000	49,000	11,000
備品費	(120,000)	(120,000)	(0)
消耗什器備品購入費	120,000	120,000	0
消耗品費	(150,000)	(130,000)	(20,000)
消耗品費	150,000	130,000	20,000
修繕費	(20,000)	(20,000)	(0)
修繕費	20,000	20,000	0
光熱水費	(140,000)	(140,000)	(0)
電気料金	56,000	56,000	0
ガス料金	50,000	50,000	0
水道料金	34,000	34,000	0
使用料賃借料	(1,000)	(386,000)	(△ 385,000)
賃借料	1,000	386,000	△ 385,000
手数料	(5,000)	(130,000)	(△ 125,000)
手数料	5,000	130,000	△ 125,000
保険料	(4,000)	(4,000)	(0)
保険料	4,000	4,000	0
租税公課	(115,000)	(113,000)	(2,000)
消費税	82,000	82,000	0
その他税	1,000	1,000	0
納付金等	32,000	30,000	2,000
雑費	(20,000)	(20,000)	(0)
雑費	20,000	20,000	0
他事業への繰入金支出	[307,000]	[454,000]	[△ 147,000]
他事業への繰入金支出	(307,000)	(454,000)	(△ 147,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	307,000	454,000	△ 147,000
事業活動支出計	21,812,000	22,640,000	△ 828,000
事業活動収支差額	2,333,000	2,732,000	△ 399,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	500,000	500,000	0
当期収支差額	1,833,000	2,232,000	△ 399,000
前期繰越収支差額	27,059,857	24,827,857	2,232,000
次期繰越収支差額	28,892,857	27,059,857	1,833,000

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人高石市保健医療センター
一般会計

訪問介護事業
(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[73,100,000]	[75,750,000]	[△ 2,650,000]
訪問介護事業収入	(32,300,000)	(34,300,000)	(△ 2,000,000)
訪問介護事業収入	32,300,000	34,300,000	△ 2,000,000
居宅介護事業収入	(19,500,000)	(19,600,000)	(△ 100,000)
居宅介護事業収入	19,500,000	19,600,000	△ 100,000
介護予防・日常生活支援総合事業収入	(13,800,000)	(13,850,000)	(△ 50,000)
介護予防・日常生活支援総合事業収入	13,800,000	13,850,000	△ 50,000
利用料収入	(7,500,000)	(8,000,000)	(△ 500,000)
利用料収入	7,500,000	8,000,000	△ 500,000
雑収入	[186,000]	[1,000]	[185,000]
雑収入	(186,000)	(1,000)	(185,000)
雑収入	186,000	1,000	185,000
事業活動収入計	73,286,000	75,751,000	△ 2,465,000
2. 事業活動支出			
事業費	[66,864,000]	[66,956,000]	[△ 92,000]
給料手当	(6,098,000)	(8,944,000)	(△ 2,846,000)
給料	3,579,000	4,897,000	△ 1,318,000
諸手当	1,310,000	2,238,000	△ 928,000
賞与	1,209,000	1,809,000	△ 600,000
報酬手当	(18,464,000)	(14,405,000)	(4,059,000)
報酬	11,753,000	9,114,000	2,639,000
諸手当	3,827,000	2,742,000	1,085,000
賞与	2,884,000	2,549,000	335,000
賃金手当	(34,289,000)	(35,500,000)	(△ 1,211,000)
賃金	22,190,000	22,500,000	△ 310,000
諸手当	12,099,000	13,000,000	△ 901,000
法定福利費	(6,040,000)	(5,769,000)	(271,000)
社会保険料	5,645,000	5,306,000	339,000
労働保険料	395,000	463,000	△ 68,000
旅費	(20,000)	(20,000)	(0)
職員出張費	20,000	20,000	0
福利厚生費	(468,000)	(528,000)	(△ 60,000)
中退共掛金等	468,000	528,000	△ 60,000
会議費	(10,000)	(10,000)	(0)
会議費	10,000	10,000	0
通信運搬費	(319,000)	(279,000)	(40,000)
電話料金等通信費	300,000	269,000	31,000
郵便料金	19,000	10,000	9,000
備品費	(250,000)	(250,000)	(0)
消耗什器備品購入費	250,000	250,000	0
消耗品費	(318,000)	(318,000)	(0)
消耗品費	318,000	318,000	0
修繕費	(40,000)	(40,000)	(0)
修繕費	40,000	40,000	0
燃料費	(120,000)	(114,000)	(6,000)
燃料費	120,000	114,000	6,000
光熱水費	(222,000)	(222,000)	(0)
電気料金	87,000	87,000	0
ガス料金	80,000	80,000	0
水道料金	55,000	55,000	0
使用料賃借料	(1,000)	(253,000)	(△ 252,000)
賃借料	1,000	253,000	△ 252,000
手数料	(5,000)	(130,000)	(△ 125,000)
手数料	5,000	130,000	△ 125,000
保険料	(78,000)	(78,000)	(0)
保険料	78,000	78,000	0
租税公課	(102,000)	(76,000)	(26,000)
消費税	10,000	1,000	9,000
その他税	20,000	20,000	0
納付金等	72,000	55,000	17,000
雑費	(20,000)	(20,000)	(0)
雑費	20,000	20,000	0
他事業への繰入金支出	[746,000]	[1,253,000]	[△ 507,000]
他事業への繰入金支出	(746,000)	(1,253,000)	(△ 507,000)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
老人保健施設事業への繰入金支出	746,000	1,253,000	△ 507,000
事業活動支出計	67,610,000	68,209,000	△ 599,000
事業活動収支差額	5,676,000	7,542,000	△ 1,866,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	500,000	500,000	0
当期収支差額	5,176,000	7,042,000	△ 1,866,000
前期繰越収支差額	131,440,145	124,398,145	7,042,000
次期繰越収支差額	136,616,145	131,440,145	5,176,000

報告第2号

寄附金収受の報告について

次のとおり寄附金を収受したので報告する。

令和7年2月21日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

寄附者	匿名
寄附金額	3,000,000円
寄附目的	指定寄附（教育）
寄附者	山内 株式会社 代表取締役 山内 和彦 様
寄附金額	3,000,000円
寄附目的	指定寄附（子育て支援）
寄附者	山内 株式会社 代表取締役 山内 和彦 様
寄附金額	2,000,000円
寄附目的	指定寄附（災害被災者等支援）
寄附者	有限会社 楽心 らくちん堂 様
寄附金額	100,000円
寄附目的	指定寄附（松の実園）

監査委員報告第1号

例月現金出納検査結果報告

例月現金出納検査結果について別紙のとおり報告する。

令和7年2月21日提出

高石市監査委員 原 正 人
同 印 丸 裕 久

高石監査第128号
令和7年1月30日

高石市議会議長 寺島 誠 様

高石市監査委員 原 正 人
同 印 丸 裕 久

例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和6年8月分、9月分、10月分及び11月分の現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果報告を次のとおり提出します。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 検査年月日 | 令和6年11月27日
令和6年12月26日
令和7年 1月30日 |
| 2 検査対象 | 一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計 |

検査の結果

1. 一般会計、国民健康保険特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計

① 計数の検査

会計管理者から提出された、令和6年8月末日、9月末日、10月末日及び11月末日現在の別紙収支計算書に基づいて、会計諸帳簿、証書類及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

2. 水道事業会計、下水道事業会計

① 計数の検査

市長から提出された、令和6年8月末日、9月末日、10月末日及び11月末日現在の別紙各事業会計試算表に基づいて、収入、支払、振替の各伝票及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

収 支 計 算 書

令和6年度 令和6年8月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	8,590,146,705	1,314,504,430	9,904,651,135	6,371,537,894	1,799,304,006	8,170,841,900	1,733,809,235
財政調整基金等繰替							
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-340,800		-340,800				-340,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	8,589,805,905	1,314,504,430	9,904,310,335	6,371,537,894	1,799,304,006	8,170,841,900	1,733,468,435
国民健康保険特別会計	1,528,930,655	437,246,893	1,966,177,548	1,264,635,166	486,762,011	1,751,397,177	214,780,371
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	1,528,890,655	437,246,893	1,966,137,548	1,264,635,166	486,762,011	1,751,397,177	214,740,371
墓地事業特別会計	3,166,000	90,000	3,256,000	1,054,398	199,607	1,254,005	2,001,995
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	3,166,000	90,000	3,256,000	1,054,398	199,607	1,254,005	2,001,995
介護保険特別会計	1,562,993,151	296,808,120	1,859,801,271	1,373,321,107	466,207,896	1,839,529,003	20,272,268
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	1,562,993,151	296,808,120	1,859,801,271	1,373,321,107	466,207,896	1,839,529,003	20,272,268
後期高齢者医療保険特別会計	235,428,314	62,039,727	297,468,041	161,092,964	26,370,867	187,463,831	110,004,210
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	235,428,314	62,039,727	297,468,041	161,092,964	26,370,867	187,463,831	110,004,210
一般会計＋特別会計 合計	11,920,284,025	2,110,689,170	14,030,973,195	9,171,641,529	2,778,844,387	11,950,485,916	2,080,487,279
歳入歳出外現金	1,008,654,818	161,634,723	1,170,289,541	979,555,318	162,141,502	1,141,696,820	28,592,721
総 合 計	12,928,938,843	2,272,323,893	15,201,262,736	10,151,196,847	2,940,985,889	13,092,182,736	2,109,080,000

基 金 計 算 書

令和6年度 令和6年8月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,352,930,253			3,352,930,253
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,499,815			45,499,815
保健医療基金	372,164,731			372,164,731
土地開発基金	20,225,607			20,225,607
公共施設整備基金	1,776,041			1,776,041
緑化基金	55,725,613			55,725,613
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,789,975			12,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	8,251,480			8,251,480
奨学基金	92,892,238			92,892,238
文化・スポーツ・国際交流振興基金	56,953,709			56,953,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	20,690,200			20,690,200
森林環境譲与税基金	6,566,194			6,566,194
災害被災者等支援基金	5,370,474			5,370,474
市営浜墓地基金	59,005,218			59,005,218
介護保険給付費準備基金	795,929,299			795,929,299
合 計	4,933,022,484			4,933,022,484

収 支 計 算 書

令和6年度 令和6年9月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	9,904,651,135	2,611,798,908	12,516,450,043	8,170,841,900	2,859,500,415	11,030,342,315	1,486,107,728
財政調整基金等繰替							
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-340,800	50,000	-290,800				-290,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	9,904,310,335	2,611,848,908	12,516,159,243	8,170,841,900	2,859,500,415	11,030,342,315	1,485,816,928
国民健康保険特別会計	1,966,177,548	466,342,519	2,432,520,067	1,751,397,177	525,827,680	2,277,224,857	155,295,210
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	1,966,137,548	466,342,519	2,432,480,067	1,751,397,177	525,827,680	2,277,224,857	155,255,210
墓地事業特別会計	3,256,000	30,000	3,286,000	1,254,005	212,275	1,466,280	1,819,720
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	3,256,000	30,000	3,286,000	1,254,005	212,275	1,466,280	1,819,720
介護保険特別会計	1,859,801,271	560,515,790	2,420,317,061	1,839,529,003	472,886,159	2,312,415,162	107,901,899
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	1,859,801,271	560,515,790	2,420,317,061	1,839,529,003	472,886,159	2,312,415,162	107,901,899
後期高齢者医療保険特別会計	297,468,041	110,661,026	408,129,067	187,463,831	118,987,453	306,451,284	101,677,783
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	297,468,041	110,661,026	408,129,067	187,463,831	118,987,453	306,451,284	101,677,783
一般会計＋特別会計 合計	14,030,973,195	3,749,398,243	17,780,371,438	11,950,485,916	3,977,413,982	15,927,899,898	1,852,471,540
歳入歳出外現金	1,170,289,541	211,506,435	1,381,795,976	1,141,696,820	215,787,771	1,357,484,591	24,311,385
総 合 計	15,201,262,736	3,960,904,678	19,162,167,414	13,092,182,736	4,193,201,753	17,285,384,489	1,876,782,925

基 金 計 算 書

令和6年度 令和6年9月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,352,930,253			3,352,930,253
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,499,815			45,499,815
保健医療基金	372,164,731			372,164,731
土地開発基金	20,225,607			20,225,607
公共施設整備基金	1,776,041			1,776,041
緑化基金	55,725,613			55,725,613
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,789,975			12,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	8,251,480			8,251,480
奨学基金	92,892,238			92,892,238
文化・スポーツ・国際交流振興基金	56,953,709			56,953,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	20,690,200			20,690,200
森林環境譲与税基金	6,566,194			6,566,194
災害被災者等支援基金	5,370,474			5,370,474
市営浜墓地基金	59,005,218			59,005,218
介護保険給付費準備基金	795,929,299		118,476,000	677,453,299
合 計	4,933,022,484		118,476,000	4,814,546,484

収 支 計 算 書

令和6年度 令和6年10月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	12,516,450,043	990,703,795	13,507,153,838	11,030,342,315	2,298,306,261	13,328,648,576	178,505,262
財政調整基金等繰替		2,000,000,000	2,000,000,000				2,000,000,000
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-290,800		-290,800				-290,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	12,516,159,243	2,990,703,795	15,506,863,038	11,030,342,315	2,298,306,261	13,328,648,576	2,178,214,462
国民健康保険特別会計	2,432,520,067	623,423,510	3,055,943,577	2,277,224,857	535,334,181	2,812,559,038	243,384,539
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	2,432,480,067	623,423,510	3,055,903,577	2,277,224,857	535,334,181	2,812,559,038	243,344,539
墓地事業特別会計	3,286,000		3,286,000	1,466,280	382,445	1,848,725	1,437,275
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	3,286,000		3,286,000	1,466,280	382,445	1,848,725	1,437,275
介護保険特別会計	2,420,317,061	429,085,555	2,849,402,616	2,312,415,162	455,161,493	2,767,576,655	81,825,961
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	2,420,317,061	429,085,555	2,849,402,616	2,312,415,162	455,161,493	2,767,576,655	81,825,961
後期高齢者医療保険特別会計	408,129,067	57,157,734	465,286,801	306,451,284	55,174,843	361,626,127	103,660,674
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	408,129,067	57,157,734	465,286,801	306,451,284	55,174,843	361,626,127	103,660,674
一般会計＋特別会計 合計	17,780,371,438	4,100,370,594	21,880,742,032	15,927,899,898	3,344,359,223	19,272,259,121	2,608,482,911
歳入歳出外現金	1,381,795,976	243,452,485	1,625,248,461	1,357,484,591	242,774,657	1,600,259,248	24,989,213
総 合 計	19,162,167,414	4,343,823,079	23,505,990,493	17,285,384,489	3,587,133,880	20,872,518,369	2,633,472,124

基 金 計 算 書

令和6年度 令和6年10月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,352,930,253	2,334,000		3,355,264,253
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,499,815			45,499,815
保健医療基金	372,164,731			372,164,731
土地開発基金	20,225,607			20,225,607
公共施設整備基金	1,776,041			1,776,041
緑化基金	55,725,613			55,725,613
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,789,975			12,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	8,251,480			8,251,480
奨学基金	92,892,238			92,892,238
文化・スポーツ・国際交流振興基金	56,953,709			56,953,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	20,690,200			20,690,200
森林環境譲与税基金	6,566,194	3,179,000		9,745,194
災害被災者等支援基金	5,370,474			5,370,474
市営浜墓地基金	59,005,218			59,005,218
介護保険給付費準備基金	677,453,299			677,453,299
合 計	4,814,546,484	5,513,000		4,820,059,484

収 支 計 算 書

令和6年度 令和6年11月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	13,507,153,838	2,566,779,255	16,073,933,093	13,328,648,576	1,754,713,440	15,083,362,016	990,571,077
財政調整基金等繰替	2,000,000,000		2,000,000,000				2,000,000,000
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-290,800	-65,000	-355,800				-355,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	15,506,863,038	2,566,714,255	18,073,577,293	13,328,648,576	1,754,713,440	15,083,362,016	2,990,215,277
国民健康保険特別会計	3,055,943,577	433,031,101	3,488,974,678	2,812,559,038	489,033,712	3,301,592,750	187,381,928
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	3,055,903,577	433,031,101	3,488,934,678	2,812,559,038	489,033,712	3,301,592,750	187,341,928
墓地事業特別会計	3,286,000		3,286,000	1,848,725	200,202	2,048,927	1,237,073
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	3,286,000		3,286,000	1,848,725	200,202	2,048,927	1,237,073
介護保険特別会計	2,849,402,616	454,064,940	3,303,467,556	2,767,576,655	468,147,704	3,235,724,359	67,743,197
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	2,849,402,616	454,064,940	3,303,467,556	2,767,576,655	468,147,704	3,235,724,359	67,743,197
後期高齢者医療保険特別会計	465,286,801	119,078,750	584,365,551	361,626,127	121,836,466	483,462,593	100,902,958
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	465,286,801	119,078,750	584,365,551	361,626,127	121,836,466	483,462,593	100,902,958
一般会計＋特別会計 合計	21,880,742,032	3,572,889,046	25,453,631,078	19,272,259,121	2,833,931,524	22,106,190,645	3,347,440,433
歳入歳出外現金	1,625,248,461	211,064,646	1,836,313,107	1,600,259,248	209,978,264	1,810,237,512	26,075,595
総 合 計	23,505,990,493	3,783,953,692	27,289,944,185	20,872,518,369	3,043,909,788	23,916,428,157	3,373,516,028

基 金 計 算 書

令和6年度 令和6年11月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,355,264,253			3,355,264,253
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,499,815			45,499,815
保健医療基金	372,164,731			372,164,731
土地開発基金	20,225,607			20,225,607
公共施設整備基金	1,776,041			1,776,041
緑化基金	55,725,613			55,725,613
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,789,975			12,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	8,251,480			8,251,480
奨学基金	92,892,238			92,892,238
文化・スポーツ・国際交流振興基金	56,953,709			56,953,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	20,690,200			20,690,200
森林環境譲与税基金	9,745,194			9,745,194
災害被災者等支援基金	5,370,474			5,370,474
市営浜墓地基金	59,005,218			59,005,218
介護保険給付費準備基金	677,453,299			677,453,299
合 計	4,820,059,484			4,820,059,484

水 道 事 業 試 算 表

令和6年8月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
5,464,377,045	10,916,338,688	7,473,990	有形固定資産	19,762,015	5,451,961,643	
	(2,967,388)	(973,577)	(減価償却累計額)	(18,239,700)	(5,447,421,562)	
1,944,324,348	2,920,904,964	165,546,318	現金、預金	178,211,381	976,580,616	
130,916,668	607,008,794	98,200,787	未 収 金	85,726,781	476,092,126	
-1,857,633			貸倒引当金		1,857,633	
23,909,421	30,576,441		貯 蔵 品	2,020,302	6,667,020	
99,968	371,685		前 払 費 用	7,077	271,717	
100,000,000	100,000,000		短期貸付金			
			有 価 証 券			
86,130,000	86,130,000	31,690,000	前 払 金			
27,997,073	27,997,073	5,985,473	仮払消費税			
			前払消費税			
	100,000		仮 払 金		100,000	
			企業債(固定負債)		1,921,578,586	1,921,578,586
			リース債務			
			引 当 金		169,422,921	169,422,921
			企業債(流動負債)		118,283,249	118,283,249
			リース債務			
	398,697,906	63,705,946	未 払 金	65,881,322	460,504,104	61,806,198
	353,686,094	77,444,295	預 り 金	62,531,133	419,296,015	65,609,921
	5,734,000		引 当 金		5,734,000	
	10,718	6,617	仮受消費税	9,609,898	41,136,813	41,126,095
	1,509,904,380	3,192,600	繰 延 収 益	9,179,839	2,200,573,339	690,668,959
	(1,509,904,380)	(3,192,600)	(長期前受金収益化累計額)			
			自己資本金		1,388,393,901	1,388,393,901
			工事負担金		61,925,380	61,925,380
			受贈財産評価額		49,466,969	49,466,969
			他会計補助金			
			減債積立金		209,000,000	209,000,000
			建設改良積立金		328,716,752	328,716,752
	250,000,000		前年度繰越利益剰余金		2,884,653,250	2,634,653,250
	170,000,000		当年度未処分利益剰余金		170,000,000	
	108,198	66,182	営 業 収 益	92,737,569	400,151,080	400,042,882
			営業外収益	7,303,479	29,704,044	29,704,044
			特 別 利 益			
393,865,884	393,865,884	79,657,848	営 業 費 用			
			営業外費用			
636,333	636,333	740	特 別 損 失			
8,170,399,107	17,772,071,158	532,970,796	合 計	532,970,796	17,772,071,158	8,170,399,107

水道事業試算表

令和6年9月末日現在

(単位：円)

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
5,472,210,756	10,942,797,610	26,458,922	有形固定資産	18,625,211	5,470,586,854	
	(3,226,463)	(259,075)	(減価償却累計額)	(18,239,700)	(5,465,661,262)	
1,891,097,181	3,084,577,276	163,672,312	現金、預金	216,899,479	1,193,480,095	
133,621,296	701,565,522	94,556,728	未収金	91,852,100	567,944,226	
-1,857,633			貸倒引当金		1,857,633	
23,316,578	30,576,441		貯蔵品	592,843	7,259,863	
96,433	371,685		前払費用	3,535	275,252	
100,000,000	100,000,000		短期貸付金			
			有価証券			
76,340,000	86,130,000		前払金	9,790,000	9,790,000	
36,240,890	36,240,890	8,243,817	仮払消費税			
			前払消費税			
	100,000		仮払金		100,000	
			企業債(固定負債)		1,921,578,586	
			リース債務			
			引当金		169,422,921	
	58,978,327	58,978,327	企業債(流動負債)		118,283,249	
			リース債務			
	477,367,638	78,669,732	未払金	80,969,806	541,473,910	
	418,627,538	64,941,444	預り金	67,386,501	486,682,516	
	5,734,000		引当金		5,734,000	
	13,645	2,927	仮受消費税	8,987,775	50,124,588	
	1,513,096,980	3,192,600	繰延収益		2,200,573,339	
	(1,513,096,980)	(3,192,600)	(長期前受金収益化累計額)			
			自己資本金		1,388,393,901	
			工事負担金		61,925,380	
			受贈財産評価額		49,466,969	
			他会計補助金			
			減債積立金		209,000,000	
			建設改良積立金		328,716,752	
	250,000,000		前年度繰越利益剰余金		2,884,653,250	
	170,000,000		当年度未処分利益剰余金		170,000,000	
	137,471	29,273	営業収益	89,065,635	489,216,715	
			営業外収益	4,243,494	33,947,538	
			特別利益			
475,037,699	475,037,699	81,171,815	営業費用			
8,485,032	8,485,032	8,485,032	営業外費用			
649,783	649,783	13,450	特別損失			
8,215,238,015	18,360,487,537	588,416,379	合計	588,416,379	18,360,487,537	
					8,215,238,015	

水 道 事 業 試 算 表

令和6年10月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
5,555,624,171	11,045,268,448	102,470,838	有形固定資産	19,057,423	5,489,644,277	
	(3,754,720)	(528,257)	(減価償却累計額)	(18,239,700)	(5,483,900,962)	
1,880,048,575	3,278,391,895	193,814,619	現金、預金	204,863,225	1,398,343,320	
122,462,991	798,157,658	96,592,136	未 収 金	107,750,441	675,694,667	
-1,857,633			貸倒引当金		1,857,633	
26,101,723	34,431,501	3,855,060	貯 蔵 品	1,069,915	8,329,778	
93,217	371,685		前 払 費 用	3,216	278,468	
100,000,000	100,000,000		短期貸付金			
			有 価 証 券			
33,700,000	86,130,000		前 払 金	42,640,000	52,430,000	
52,203,329	52,203,329	15,962,439	仮払消費税			
			前払消費税			
	100,000		仮 払 金		100,000	
			企業債(固定負債)		1,921,578,586	
			リース債務			
			引 当 金		169,422,921	
	58,978,327		企業債(流動負債)		118,283,249	
			リース債務			
	608,677,047	131,309,409	未 払 金	132,733,668	674,207,578	
	486,392,886	67,765,348	預 り 金	79,136,432	565,818,948	
	5,734,000		引 当 金		5,734,000	
	48,632	34,987	仮受消費税	9,430,989	59,555,577	
	1,516,289,580	3,192,600	繰 延 収 益		2,200,573,339	
	(1,516,289,580)	(3,192,600)	(長期前受金収益化累計額)			
			自己資本金		1,388,393,901	
			工事負担金		61,925,380	
			受贈財産評価額		49,466,969	
			他会計補助金			
			減債積立金		209,000,000	
			建設改良積立金		328,716,752	
	250,000,000		前年度繰越利益剰余金		2,884,653,250	
	170,000,000		当年度未処分利益剰余金		170,000,000	
	454,263	316,792	営 業 収 益	91,425,832	580,642,547	
	38,095	38,095	営業外収益	6,487,809	40,435,347	
			特 別 利 益			
554,284,326	554,284,326	79,246,627	営 業 費 用			
8,485,032	8,485,032		営業外費用			
649,783	649,783		特 別 損 失			
8,331,795,514	19,055,086,487	694,598,950	合 計	694,598,950	19,055,086,487	
					8,331,795,514	

水道事業試算表

令和6年11月末日現在

(単位：円)

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
5,583,542,476	11,092,016,854	46,748,406	有形固定資産	18,830,101	5,508,474,378	
	(4,088,142)	(333,422)	(減価償却累計額)	(18,239,700)	(5,502,140,662)	
1,885,666,778	3,447,566,289	169,174,394	現金、預金	163,556,191	1,561,899,511	
127,337,582	897,032,911	98,875,253	未収金	94,000,662	769,695,329	
-1,857,633			貸倒引当金		1,857,633	
25,229,277	34,431,501		貯蔵品	872,446	9,202,224	
89,527	371,685		前払費用	3,690	282,158	
100,000,000	100,000,000		短期貸付金			
			有価証券			
28,830,000	97,130,000	11,000,000	前払金	15,870,000	68,300,000	
62,692,115	62,692,115	10,488,786	仮払消費税			
			前払消費税			
	100,000		仮払金		100,000	
			企業債(固定負債)		1,921,578,586	
			リース債務			
			引当金		169,422,921	
	58,978,327		企業債(流動負債)		118,283,249	
			リース債務			
	676,100,361	67,423,314	未払金	99,487,719	773,695,297	
	566,002,609	79,609,723	預り金	69,396,598	635,215,546	
	5,734,000		引当金		5,734,000	
	70,011	21,379	仮受消費税	8,987,735	68,543,312	
	1,522,258,049	5,968,469	繰延収益		2,200,573,339	
	(1,522,258,049)	(5,968,469)	(長期前受金収益化累計額)			
			自己資本金		1,388,393,901	
			工事負担金		61,925,380	
			受贈財産評価額		49,466,969	
			他会計補助金			
			減債積立金		209,000,000	
			建設改良積立金		328,716,752	
	250,000,000		前年度繰越利益剰余金		2,884,653,250	
	170,000,000		当年度未処分利益剰余金		170,000,000	
	668,053	213,790	営業収益	93,723,601	674,366,148	
	38,095		営業外収益	8,362,344	48,797,691	
			特別利益			
637,851,859	637,851,859	83,567,533	営業費用			
8,485,032	8,485,032		営業外費用			
649,823	649,823	40	特別損失			
8,458,516,836	19,628,177,574	573,091,087	合計	573,091,087	19,628,177,574	
					8,458,516,836	

下 水 道 事 業 試 算 表

令和6年8月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,999,150,386	62,187,206,734	948,558	有形固定資産	91,474,000	33,188,056,348	
			(減価償却累計額)	(91,474,000)	(33,188,056,348)	
708,215,081	722,350,081		無形固定資産	2,827,000	14,135,000	
291,275,562	1,144,089,441	226,456,226	現金、預金	171,276,848	852,813,879	
148,296,378	507,584,909	60,035,956	未 収 金	75,780,255	359,288,531	
101,137	101,137		前 払 費 用			
185,925,862	200,468,384	17,270,000	前 払 金		14,542,522	
20,452,293	20,452,293	1,431,467	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-1,003,948			貸倒引当金		1,003,948	
			企業債(固定負債)		11,218,577,682	
			リース債務		2,832,486	
			引 当 金		6,435,348	
			一時借入金		100,000,000	
	54,468,352		企業債(流動負債)		1,343,642,202	
	339,567	68,635	リース債務		830,326	
	746,131,954	150,288,111	未 払 金	15,823,399	762,199,355	
	4,025,000		引 当 金		4,025,000	
	3,909,977	616,300	預 り 金	669,581	14,564,185	
			仮受消費税	5,457,840	27,518,684	
	27,487,586,956	68,180,000	繰 延 収 益		42,892,458,826	
	(27,487,586,956)	(68,180,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	
			受贈財産評価額		382,924,793	
			減債積立金		201,780,666	
	235,377,492		前年度繰越利益剰余金		1,258,004,777	
			営 業 収 益	204,583,314	570,895,365	
			営業外収益	68,180,282	345,210,528	
			特 別 利 益	910	18,950	
776,985,736	776,985,736	110,760,161	営 業 費 用			
5,576,632	5,576,632	18,015	営業外費用			
947,969	947,969		特 別 損 失			
31,135,923,088	94,097,602,614	636,073,429	合 計	636,073,429	94,097,602,614	
					31,135,923,088	

下 水 道 事 業 試 算 表

令和6年9月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,908,770,169	62,188,300,517	1,093,783	有形固定資産	91,474,000	33,279,530,348	
			(減価償却累計額)	(91,474,000)	(33,279,530,348)	
705,388,081	722,350,081		無形固定資産	2,827,000	16,962,000	
304,052,625	1,746,752,917	602,663,476	現金、預金	589,886,413	1,442,700,292	
164,301,001	584,592,372	77,007,463	未 収 金	61,002,840	420,291,371	
101,137	101,137		前 払 費 用			
191,357,862	205,900,384	5,432,000	前 払 金		14,542,522	
21,899,898	21,899,898	1,447,605	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-1,003,948			貸倒引当金		1,003,948	
			企業債(固定負債)		11,218,577,682	11,218,577,682
			リース債務		2,832,486	2,832,486
			引 当 金		6,435,348	6,435,348
			一時借入金		100,000,000	100,000,000
	545,720,201	491,251,849	企業債(流動負債)		1,343,642,202	797,922,001
	408,566	68,999	リース債務		830,326	421,760
	762,180,872	16,048,918	未 払 金	16,106,227	778,305,582	16,124,710
	4,025,000		引 当 金		4,025,000	
	4,574,263	664,286	預 り 金	1,687,316	16,251,501	11,677,238
			仮受消費税	7,000,675	34,519,359	34,519,359
	27,555,766,956	68,180,000	繰 延 収 益	133,000,000	43,025,458,826	15,469,691,870
	(27,555,766,956)	(68,180,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
	255,977,344	255,977,344	減債積立金	320,634,814	522,415,480	266,438,136
	556,012,306	320,634,814	前年度繰越利益剰余金	255,977,344	1,513,982,121	957,969,815
			営 業 収 益	455,932,963	1,026,828,328	1,026,828,328
			営 業 外 収 益	89,253,905	434,464,433	434,464,433
			特 別 利 益		18,950	18,950
888,179,505	888,179,505	111,193,769	営 業 費 用			
78,671,495	78,671,495	73,094,863	営 業 外 費 用			
972,297	972,297	24,328	特 別 損 失			
31,262,690,122	96,122,386,111	2,024,783,497	合 計	2,024,783,497	96,122,386,111	31,262,690,122

下 水 道 事 業 試 算 表

令和6年10月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,818,557,168	62,189,561,516	1,260,999	有形固定資産	91,474,000	33,371,004,348	
			(減価償却累計額)	(91,474,000)	(33,371,004,348)	
702,561,081	722,350,081		無形固定資産	2,827,000	19,789,000	
281,534,410	1,817,579,341	70,826,424	現金、預金	93,344,639	1,536,044,931	
157,341,138	643,119,023	58,526,651	未 収 金	65,486,514	485,777,885	
101,137	101,137		前 払 費 用			
216,937,862	231,480,384	25,580,000	前 払 金		14,542,522	
27,677,538	27,677,538	5,777,640	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-1,003,948			貸倒引当金		1,003,948	
			企業債(固定負債)		11,218,577,682	11,218,577,682
			リース債務		2,832,486	2,832,486
			引 当 金		6,435,348	6,435,348
			一時借入金		100,000,000	100,000,000
	545,720,201		企業債(流動負債)		1,343,642,202	797,922,001
	477,932	69,366	リース債務		830,326	352,394
	825,895,032	63,714,160	未 払 金	63,551,107	841,856,689	15,961,657
	4,025,000		引 当 金		4,025,000	
	5,185,112	610,849	預 り 金	613,830	16,865,331	11,680,219
			仮受消費税	5,750,237	40,269,596	40,269,596
	27,623,946,956	68,180,000	繰 延 収 益		43,025,458,826	15,401,511,870
	(27,623,946,956)	(68,180,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
	255,977,344		減債積立金		522,415,480	266,438,136
	556,012,306		前年度繰越利益剰余金		1,513,982,121	957,969,815
			営業収益	53,206,130	1,080,034,458	1,080,034,458
			営業外収益	72,476,364	506,940,797	506,940,797
			特別利益		18,950	18,950
1,042,345,953	1,042,345,953	154,166,448	営業費用			
78,688,779	78,688,779	17,284	営業外費用			
972,297	972,297		特別損失			
31,325,713,415	96,571,115,932	448,729,821	合 計	448,729,821	96,571,115,932	31,325,713,415

下 水 道 事 業 試 算 表

令和6年11月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,736,517,851	62,198,996,199	9,434,683	有形固定資産	91,474,000	33,462,478,348	
			(減価償却累計額)	(91,474,000)	(33,462,478,348)	
699,734,081	722,350,081		無形固定資産	2,827,000	22,616,000	
631,155,130	2,495,383,105	677,803,764	現金、預金	328,183,044	1,864,227,975	
157,154,232	720,036,893	76,917,870	未 収 金	77,104,776	562,882,661	
101,137	101,137		前 払 費 用			
250,487,862	265,030,384	33,550,000	前 払 金		14,542,522	
29,184,800	29,184,800	1,507,262	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-1,003,948			貸倒引当金		1,003,948	
			企業債(固定負債)	599,800,000	11,818,377,682	11,818,377,682
			リース債務		2,832,486	2,832,486
			引 当 金		6,435,348	6,435,348
			一時借入金		100,000,000	100,000,000
	814,908,553	269,188,352	企業債(流動負債)		1,343,642,202	528,733,649
	547,666	69,734	リース債務		830,326	282,660
	842,251,773	16,356,741	未 払 金	25,094,075	866,950,764	24,698,991
	4,025,000		引 当 金		4,025,000	
	6,037,641	852,529	預 り 金	755,080	17,620,411	11,582,770
			仮受消費税	6,959,604	47,229,200	47,229,200
	27,692,126,956	68,180,000	繰 延 収 益		43,025,458,826	15,333,331,870
	(27,692,126,956)	(68,180,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
	255,977,344		減債積立金		522,415,480	266,438,136
	556,012,306		前年度繰越利益剰余金		1,513,982,121	957,969,815
			営 業 収 益	69,740,063	1,149,774,521	1,149,774,521
			営業外収益	68,530,510	575,471,307	575,471,307
			特 別 利 益	11,693	30,643	30,643
1,153,773,802	1,153,773,802	111,427,849	営 業 費 用			
83,879,756	83,879,756	5,190,977	営業外費用			
972,381	972,381	84	特 別 損 失			
31,741,957,084	97,841,595,777	1,270,479,845	合 計	1,270,479,845	97,841,595,777	31,741,957,084

監査委員報告第2号

定期監査結果報告

令和6年度定期監査結果について別紙のとおり報告する。

令和7年2月21日提出

高石市監査委員 原 正 人
同 印 丸 裕 久

高石監査第120号
令和7年1月6日

高石市議会議長 寺島 誠 様

高石市監査委員 原 正 人
同 印 丸 裕 久

令和6年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により執行した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出いたします。

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部局 都市計画課、土木管理課、環境政策課、上下水道課、事業課、
駅周辺整備課
- (2) 監査実施期間 令和6年9月17日から令和6年12月26日まで
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ
効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 令和6年4月1日から令和6年9月30日までに執行された事務
事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を
定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の令和6年9月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、概ね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【都市計画課】

(歳出)

監査項目 市営住宅エレベーター保守点検業務委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

【土木管理課】

(歳入)

監査項目 道路等明示手数料

- 着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
②調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 自転車用ヘルメット購入費補助金

- 着 眼 点 ①補助金は、規程等に適合しているか。
②補助金の交付手続きは適正に行われているか

【環境政策課】

(歳入)

監査項目 飼犬登録申請手数料
 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
 ②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

【上下水道課】

(歳出)

監査項目 クラウド使用料及び使用許諾料
 着 眼 点 ①使用料の支出は適正に行われているか。
 ②相手方及び選定方法は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 雨水貯留タンク設置助成金
 着 眼 点 ①助成金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。
 ②助成金の支出は適正に行われているか。

【事業課】

(歳入)

監査項目 社会資本整備総合交付金（公園整備関連）
 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
 ②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

【駅周辺整備課】

(歳出)

監査項目 高石駅西地区区画整理用地草刈業務委託料
 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【都市計画課】

(歳出)

監査項目 市営住宅エレベーター保守点検業務委託料
 (9月末現在)

予算額	支出済額
159,000 円	66,000 円

着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
 ③委託料の支出は適正に行われているか。

本件は、建築基準法第8条及び第12条の規定により、市営富木住宅の所有者である高石市が、同住宅に設置するエレベーターを専門技術者により保守点検を行う必要があり、その保守点検を業務委託することにより行っている。

同エレベーターは、日本オーチス・エレベータ株式会社により、令和5年3月に設置し、地震時自動診断・復旧システムが搭載され、同社による遠隔監視が必要となっている。このシステムの稼働には他社では遠隔監視ができず、設置業者である同社のみ保守点検が可能である。

業者選定については、日本オーチス・エレベータ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、業務の目的及び性質上競争入札には適さないものとして、見積書徴取の上随意契約を締結しており、契約内容は下記のとおりとなっている。

なお、決済行為書、請書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契約者名 日本オーチス・エレベータ株式会社
 契約年月日 令和6年4月1日
 契約履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 契約保証金額 高石市契約規則第46条第6号の規定により免除
 契約金額 158,400円（月額13,200円）
 支払方法 請求があった日から30日以内

月 分	請 求 日	支 払 日
令和6年4月分	令和6年5月1日	令和6年5月13日
令和6年5月分	令和6年6月3日	令和6年6月13日
令和6年6月分	令和6年7月1日	令和6年7月12日
令和6年7月分	令和6年8月1日	令和6年8月13日
令和6年8月分	令和6年9月2日	令和6年9月13日

【土木管理課】

(歳入)

監査項目 道路等明示手数料

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
120,000円	57,500円	57,500円

着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 ②調定の時期及び手続きは適正か。

土地の測量等により民有地と本市の管理する道路等との境界を確定させる必要が生じた際、当該民有地の所有者等は本市指定の申請書及び関係書類を提出することにより土木管

理課の職員が現地で関係者と立会いを行ったうえで境界の明示が行われるが、本市ではこの明示に関して高石市手数料条例（以下「条例」という。）に規定する手数料を徴収している。

手数料の金額については条例第2条第1項により、道路、水路その他の市有地と民有地との境界明示は1件につき1,500円と定められており、境界明示指令図面の再交付については1件につき500円と定められている。また、条例第2条第2項第4号において1筆をもって1件とし、2筆以上となる場合は、1筆増すごとに1,000円を加算するとされている。

本件手数料にかかる調定書は申請案件毎に発行されており、本年度の9月末までの件数及び手数料の調定額については以下のとおりであり、この手数料にかかる調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

（9月末現在）

	件 数			調 定 額		
	新規	再交付	合計	新規	再交付	合計
4月	5件	0件	5件	8,500円	0円	8,500円
5月	8件	2件	10件	16,000円	1,000円	17,000円
6月	7件	1件	8件	14,500円	500円	15,000円
7月	3件	2件	5件	4,500円	1,000円	5,500円
8月	7件	1件	8件	10,500円	500円	11,000円
9月	0件	1件	1件	0円	500円	500円
合計	30件	7件	37件	54,000円	3,500円	57,500円

（歳出）

監査項目 自転車用ヘルメット購入費補助金

（9月末現在）

予算額	負担行為額
1,700,000円	406,910円

- 着 眼 点 ①補助金は、規程等に適合しているか。
 ②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されているが、本市では自転車を利用する市民の事故による受傷を防止するための自転車ヘルメットの普及を目的として高石市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が設けられており、これに基づいて本件補助金交付事業が実施されている。

補助対象のヘルメットについては要綱第2条にてSGマークその他の安全基準に適合し

ていることを公的機関が証明するマークが貼付された新品の自転車用ヘルメットとされており、また交付対象者については要綱第3条にて市内居住者のうち、小学校就学前の子ども、小学生、中学生、小学校就学前の子どもの保護者（1名）、小学生の保護者であって高石市自転車安全運転講習会を受講した者（1名）、高石市自転車安全運転講習会を受講した満65歳以上の高齢者のいずれかに該当し、かつ小学校就学前の子ども、小学生の保護者及び満65歳以上の高齢者については市税を滞納していない者とされている。なお、補助金の額については要綱第4条にて対象品の購入に要した費用とし、対象品1個につき2,000円を上限とするとされている。

本年度の9月末までの交付決定件数及び負担行為金額については以下のとおりとなり、この補助金交付事業にかかる決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(9月末現在)

	交付決定件数	負担行為金額
4月	23件	46,000円
5月	58件	116,000円
6月	31件	62,000円
7月	29件	58,000円
8月	33件	66,000円
9月	30件	58,910円
合計	204件	406,910円

【環境政策課】

(歳入)

監査項目 飼犬登録申請手数料

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
600,000円	219,000円	219,000円

- 着 眼 点
- ①調定は根拠法令に適合しているか。
 - ②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は、市町村に犬を登録すること、その犬に毎年狂犬病の予防注射を受けさせること、その犬に鑑札と注射済票を着けておくことが義務づけられている。

飼い主は、犬を飼い始めてから30日以内(生後90日以内の子犬の場合には、生後90日を経過してから30日以内)に登録を行う必要がある。

申請については、狂犬病予防法、同法施行令、同法施行規則及び高石市狂犬病予防法施

行細則により処理し、手数料については、高石市手数料条例第2条に基づき1頭につき3,000円を徴収している。

収納にあたっては、高石市会計規則第3条において、出納員に環境政策課長を設置するとともに、同規則第5条において、登録事務における手数料収納事務を委任している。

また、同規則第20条において、出納員が納入義務者から現金を直接収納したときは、領収証書に領収印を押印し、当該納入義務者に交付するとともに、収納した現金については、現金出納簿を整理し、指定金融機関等に払込まなければならないと規定されており、環境政策課で直接領収し、収納金を市金庫へ入金している。

調定手続きについては、同規則第12条に基づき、月初に前月の最終収納日を調定日として、前月収納額を事後調定している。

令和6年度及び過去3年間の実績は以下のとおりである。

調定額の算定、調定の時期について関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

登録件数

年 月	頭数	収 入 済 額
令和6年4月	26頭	78,000円
令和6年5月	12頭	36,000円
令和6年6月	11頭	33,000円
令和6年7月	9頭	27,000円
令和6年8月	4頭	12,000円
令和6年9月	11頭	33,000円
合 計	73頭	219,000円

年 度	頭数	収 入 済 額
令和3年度	156頭	468,000円
令和4年度	142頭	426,000円
令和5年度	142頭	426,000円

【上下水道課】

(歳出)

監査項目 クラウド使用料及び使用許諾料

(9月末現在)

予算額	支出済額
430,000円	178,885円

- 着 眼 点
- ①使用料の支出は適正に行われているか。
 - ②相手方及び選定方法は適正に行われているか。

水道事業公営企業会計システムは令和4年度より安定的にシステム運用をしていくため、サーバー型から運用及びセキュリティ面に優れ、地震等の災害時にもシステムの早期復旧が可能であるクラウド型のシステム導入になった。

導入にあたっては、令和3・4年度の役務有資格者名簿で本市、他の公共団体及び大阪広域水道企業団において、公営企業会計システムの導入及び更新等の業務実績がある業者4社を選定し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札を実施のうえ、保守料も含め契約を締結しており、契約内容は、下記のとおりとなっている。

契約者名 株式会社ぎょうせい関西支店
 契約年月日 令和3年12月27日
 契約履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
 契約保証金 高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
 契約金額 2,661,450円(5年分)
 (内訳) クラウド使用料及び使用許諾料 2,146,650円
 保守料 514,800円
 支払方法 請求があった日から30日以内

年 度	クラウド使用料 及び使用許諾料	保守料	支払金額
令和4年度	35,777円×12ヶ月	8,580円×12ヶ月	532,284円 (月額44,357円)
令和5年度	35,777円×12ヶ月	8,580円×12ヶ月	532,284円 (月額44,357円)
令和6年度	35,777円×12ヶ月	8,580円×12ヶ月	532,284円 (月額44,357円)
令和7年度	35,777円×12ヶ月	8,580円×12ヶ月	532,284円 (月額44,357円)
令和8年度 (令和8年4月から 令和9年2月)	35,777円×11ヶ月	8,580円×11ヶ月	487,927円 (月額44,357円)
令和8年度 (令和9年3月)	35,807円×1ヶ月	8,580円×1ヶ月	44,387円 (月額44,387円)
総 額	2,146,650円	514,800円	2,661,450円

また、ソフトウェア使用許諾及び保守契約書第1条に「システムをASPサービスとして提供し、当該システムの使用権を許諾し、保守を実施することを目的とする。」と規定されており、本システムは、LGWAN-ASPサービスにより運用されている。

※LGWAN-ASPサービスとはLGWAN回線を通じてソフトウェアを利用させるサービスである。

なお、請求日及び支払日は以下のとおりであり、決裁行為書、契約書及び支出関係書類

等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

月 分	請 求 日	支 払 日
令和6年4月分	令和6年4月30日	令和6年5月20日
令和6年5月分	令和6年5月31日	令和6年6月10日
令和6年6月分	令和6年6月30日	令和6年7月10日
令和6年7月分	令和6年7月31日	令和6年8月13日
令和6年8月分	令和6年8月31日	令和6年9月20日

(歳出)

監査項目 雨水貯留タンク設置助成金

(9月末現在)

予算額	支出済額
120,000 円	26,000 円

着 眼 点 ①助成金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。
②助成金の支出は適正に行われているか。

本助成金は、高石市雨水貯留タンク設置助成金要綱により、雨水の流出抑制及び有効利用を目的として、雨水タンクを設置した者に対し予算の範囲内で雨水貯留タンク設置助成金を交付している。雨水貯留タンクとは、建物の屋根に降った雨水を一時的に貯留するために、住宅の敷地内に設置される一基あたり有効容量80ℓ以上の貯留容量を有する設備であって、製品として購入可能なもの（中古品等は対象外）と定義されている。

助成金額は、雨水貯留タンクの購入価格（消費税及び地方消費税を含む。設置費、配送料等は除く。）の3分の2に相当する額と雨水貯留タンクの貯留容量1ℓにつき200円を乗じた額を比較して、少ない額となっている。また、助成金額の上限は1基につき40,000円としており、千円未満に端数が生じたときは、これを切り捨てるとなっている。

なお、申請は購入日から6ヶ月以内に行うこと（買換え、追加申請は不可）となっており、今年度の申請については、令和6年9月末現在では1件で、以下のとおりとなっている。

購入金額 39,600 円
 容量、基数 150ℓ、1基
 購入年月日 令和6年6月17日
 申請年月日 令和6年7月1日
 支払年月日 令和6年7月29日
 助成金額 26,000 円

※ $39,600 \times \frac{2}{3} = 26,400$ （千円未満切捨）26,000円と 1500×200 円 = 30,000円を比較して少ない額

また、過去3年間の交付状況は以下のとおりであり、決裁行為書及び支出関係書類等を

監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

年 度	件 数	金 額
令和3年度	2件	51,000円
令和4年度	4件	113,000円
令和5年度	1件	18,000円

【事業課】

(歳入)

監査項目 社会資本整備総合交付金（公園整備関連）

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
103,490,000円	47,280,000円	0円

- 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
 ②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

社会資本整備総合交付金は、平成22年度に国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設されたものである。また、平成25年以降は、防災・安全交付金によりインフラ再構築（老朽化対策、事前防災・減災対策）及び生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援するとともに、交付金により地域の社会資本整備を総合的に支援する制度となっている。

社会資本整備総合交付金交付要綱第8において、交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合には、社会資本整備総合計画を作成し、国土交通省に提出することとなっており、令和5年12月7日付けで社会資本整備総合計画を提出している。

本交付金を活用し、令和元年度に事業認可を受けた都市公園事業（蓮池公園）（以下「蓮池公園事業」という。）において用地取得を進めている。蓮池公園事業は、みどり豊かな市民の憩いの場、スポーツ・健康づくりの場として、また、災害発生時には、周辺住民の避難場所や資機材等の集積・仕分けの物流基地、復旧復興活動拠点、仮設住宅建設用地等の機能を備えた防災拠点として活用する予定の都市計画公園を整備する事業となっている。

調定については、令和6年4月1日付けで内示額の通知を受けて、後日、交付申請を行い、令和6年5月10日付けで交付決定を受け、同日付けで調定されている。交付金の収納については、年度末の予定となっており、当該年度の交付対象事業が完了した後に実績報告書を提出する予定となっている。

令和元年度から令和6年度までの交付決定額は以下のとおりであり、調定の時期及び手続き等について関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

年度	交付決定額
令和元年度	8,000,000 円
令和2年度	55,000,000 円
令和3年度	121,660,000 円
令和4年度	121,420,000 円
令和5年度	122,870,000 円
令和6年度	47,280,000 円

【駅周辺整備課】

(歳出)

監査項目 高石駅西地区区画整理用地草刈業務委託料

(9月末現在)

予算額	負担行為額
870,100 円	258,500 円

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。

本業務は、駅周辺整備課において管理している高石駅西地区区画整理用地の草刈等を行う業務委託である。

委託内容としては、草刈数量表の所在地の草刈を履行期間に2回実施（1回目：6月～8月頃、2回目：10月～12月頃）し、刈り取った雑草を泉北環境整備組合に持ち込み、処分するものとなっている。

業者選定については、有資格者名簿より市内登録業者8社を選定し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札を実施のうえ、契約を締結しており、契約内容は、下記のとおりとなっている。

契約者名 株式会社禰占
 契約日 令和6年6月4日
 履行期間 令和6年6月4日から令和6年12月20日まで
 契約金額 258,500 円
 契約保証金 高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
 支払方法 検査後、請求があった日から30日以内

(草刈数量表)

番号	所在地	面積 (㎡)	施工回数
1	千代田1丁目11-30	229	2
2	千代田1丁目11-11	347	2
3	千代田1丁目9-18	111	2

4	千代田1丁目9-20	84	2
5	千代田1丁目12-15	274	2
6	千代田1丁目21-21	109	2
7	千代田1丁目23-5	203	2
8	千代田1丁目1-16	124	2
9	千代田1丁目2-23	477	2
10	千代田1丁目3-1	1,382	2
11	千代田1丁目11-5	297	2
12	千代田1丁目18-9	131	2

この委託業務について、決裁行為書、契約書及び関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。